

鹿兒島県史料

名越時敏史料六

解題

一

今年度は、昨年度所収残りの「続常不止集」を前半に、後半に「岩瀬之玉」を配して『名越時敏史料六』として刊行する。「続常不止集」は三之卷之内九・十、十二之卷から十五之卷、「岩瀬之玉」は一之卷から八之卷である。なお、「続常不止集」十一之卷の内容は絵画であるため、ここには所収せず、来年度以降に刊行する予定である。

「続常不止集」には、巻数の付け方において、理解に苦しむ部分がある。

一つは、三之卷の内分類の表記に関することである。すなわち、内分類の一に当たるものには「三之卷子」と十二支のみで記し、二には「三之卷之内二・三之卷丑」と数字と十二支が併記され、この形式は「三之卷之内五」まで続き、「三之卷之内六」以降は数字のみであり、全体として統一されていない表記になっている。また、「三之卷之内三」には「七之部」、同四には「三之部」と別系統とも思われる分類表記がある。

二つは、右に示した巻数から分かるように、四之卷から十之卷が欠けていることである。

名越篤烈が「続常不止集」の構成をどのように構想していたのかは分からないが、試行錯誤の段階であったようにも思われる。

「続常不止集」に表記された年を編まれた年とすると、二之卷が弘化三年九月、三之卷は弘化三年九月から同四年八月まで、十二之卷は同四年七月、十三之卷は同四年七月、十四之卷は同四年八月、十五之卷は同四年八月であり、三年から四年にかけて集中的に整理・編集されたものであることが分かる。

また、「続常不止集」は藩の仰出・触や写本の類聚であること、したがって当然のことながら、編集された年次以前の

ものを内容としているはずであるが、この基本から外れるものが二巻ある。

一つは三之卷子である。編集年は「弘化三年丙午九月中」とあるが、内容は、先例として引用されている天明三年から五年の通達八点を除くと、弘化元年から同五年一月までの通達・仰出からなっており、編集年次は弘化五年以降でなければならぬ。

二つは、十四之巻である。この内容は、弘化四年八月朔日から十二月二十二日までの名越の日記であり、写本・抜き書などは一切含まれておらず、「常不止集」や「岩瀬之玉」に連なる系統である。

以上、右に見てきたように、「統常不止集」の構成・分類には混乱した部分があり、名越自身でも明確にしていなかったようにも思われる。大胆に憶測を逞しくするならば、一之巻と大幅に欠けた四之巻から十之巻は、実は所在不明となっているのではなく、何をそこに類聚するかは構想されていなかったのではなからうかとも考えられる。

所収される内容から云えば、三之巻之内十から十二之巻へ連続するのが自然であるが、そこに絵画という異質の内容の十一之巻を強引に割り込ませている。あるいは、三之巻が十までであるため、次を十一之巻であると錯誤したのかもれない。

兎も角、今後新たに「統常不止集」が見いだされればこの仮説は忽ち戯れ言になるが、この巻数構成を見た時から気になつてきたことなので、敢えて独断的仮説を提示しておく。

本年発行分の後半は「岩瀬之玉」である。「岩瀬之玉」は「常不止集」の体裁を持ち、年次もそれに続くものである。表題の変更については、「岩瀬之玉序」に次のようにある。

夫予か日記に者いろ／＼のこゝを集め止る事のなければ、是まで常不止集となん名付置たりけれど、是も程へて四十四冊となんなりぬ、よき折を得て冊数をきらねハ、あまりにくど／＼しくて見るにもよからねハ、此節年号弘化と改りぬれば、日記も岩瀬之玉と名付ぬ、詩歌・誹諧・秀語、あるハまたおもしろおかしきこと／＼を集る事、岩

瀬にむせひかへる玉の二ツによりおふにひとしければ、是より末はかくな改めぬ、

天保十五年十二月二日、天保が弘化と改元されるのを契機に表題変更をしたというのである。「岩瀬之玉」の始まりが弘化二年正月であるのはそのためである。

以下、ここに所収する日記、書写の中から特に注目した事柄を述べることにより解題に代える。

なお、ここに収める「続常不止集」と「岩瀬之玉」の四之巻から八之巻までは、破損がひどい部分がありながらも原本があるため、校正にあたっては原本を重視したことは昨年と同様である。

二

「続常不止集」が類聚された時、名越の年令は二七から二八歳であり、当時、物頭役を勤めていたが、弘化四年十月十七日、御軍役掛を命ぜられ、藩政実務の中堅者としての歩みを始めていた。名越にとり、武士として、為政者としての心構え、藩政の実状と問題点、先例・諸役名の変遷、諸役の実務内容などは身につけておくべき知識であったろう。

「三之巻」の「仰渡留之部」・「岩瀬之玉」には、昨年の解題にも書いたとおり、『鹿兒島県史料 薩摩藩法令史料集』や『鹿兒島県史料 旧記雑録』に洩れたものも収録されている。それらの史料でどのようなことが分かるのか、次に若干例示する。

(一) 諸役職の勤め方 天明五年十一月、詰衆が新しく建てられた。この事実は『鹿兒島県史料 旧記雑録追録六』二二八七には詰衆が「右向後被相立候旨被 仰出候条、此旨可致通達候」と島津伊賀より仰せ渡された事実のみが記されている。しかし、実際には島津近江から詰衆について具体的内容が仰せ渡されていた。「詰衆被仰付候付左之通」によりその一部を示すと次のとおりである。

一 式人ツ、可致日勤候、尤、朝夕之屋合可有之候、

- 一 供廻り家格之通可召列候、
- 一 小普請銀ハ御用捨可被仰付候、
- 一 旅行之節ハ御番頭之賄料同前可相渡候、
- 一 御役々御札二者不及候、尤、被仰付候当日御札ハ御家老可謁候、
- 一 月次御札等を始、謁事者御番頭之次可罷在候、

(中略)

- 一 御書院者鶴之間壁付相詰可申候、若此所差支候ハ、水仙之間江可相詰候、
- 一 日勤二付而者詰席等相定迄之間山吹之間二相詰、与頭・御番頭と者相分り別類之方江一列、与頭・御番頭之儀者御
対面所之方別段可罷在候、

一 詰席等之儀者、都而絵図面を以追而可申渡候、

『旧記雑録』の編者にとっては詰衆という新役が建てられた事実が重要であるが、政務の実務者やその役に就く可能性
がある者などにとっては、勤務の在り方・役に伴う利徳・役順・詰所など具体的内容を知ること必須だったのである。
同様のことは、天明三年取立の葉園座にも見ることができ、すなわち、「御葉園方之儀者新御取立之御座故、右鑰納
り方之儀御鳥見役所鑰同前御台所口御番所江相納(略)」とあり、また、「御葉園方御役所此節御役屋敷江被召置候付左之
通」として、懸札・鑰・朝夕星・御里通りについて、同七年、具体的に仰せ付けられている。

また、本丸と下屋敷に殿様が在国の時、または不在の時など、年頭や祝儀を申し述べる順序も享保五年に定められて
おり、心得ておくべきことの一つであった。

以上のように、新役などが建てられた場合には、勤務の内容などが具体的に布達されていたことが知られる。

(2)作法の乱れについて 諸役についた者が定められた規則(作法)に則り職務を履行することは当然の義務である

が、ともすればそれを忽せにする者が多くなっていた。天明五年正月、島津近江の「申渡」に、「当座之理を以御儀定通相障候取調」がなされており、政道の妨げになるとし、「理を以法を押候様成御用向者勿論、願事等不申出様兼而相心得候儀肝要二候」と、以後は規則どおり取り扱うことを申し渡した。さらに、同六年三月、島津仲よりそれに関して次のように通達されている。

一 御供御目付・御目付之儀者見聞第一之御役柄二候故、御先代者勿論 御当代二到り段々細蜜被

仰出置候、御作法通得と奉汲得、御役之詮相定候様無之候而不叶候故、御役職之儀二付御内沙汰被為在候趣有之候二付、御役場之儀二付而者見聞加下知候儀茂可有之候条、此旨御役々江可申聞置候、

これは御供目付・御目付に対しての通達であるが、規定した通り執行されていないことは藩の役場全般に及んでいた。同年四月、申し渡された一部分を次に示す。

一 先達而茂被 仰出候、御先代者勿論 御当代追々猶又御細蜜御作法被相立候、然処諸向得心無之歟、又者不心掛

故二而茂候や、兎角通兼候而不守之筋二相見得如何之至二候、たとへ者一事被相定候者於其向茂相心掛候而応其類候儀者古を以相押、御規定之詮相立候様心得候社諸御役場御奉公之涯茂可有之儀二候、

一 諸奉行・頭人御作法を守、支配下下役等江下知を加へ、夫々為致納得之向二而最通候様心掛、いつれ二茂仰渡之詮相立候迄者日々無油断可申授事二候、然処全体之風儀私之懇意を先として御用向を取扱候故、互二応答者素支配下下役より者敬薄、奉行・頭人よりハ下知不相届、別而其役々之詮不相立不本意之至候、殊面々数寄好ミ候方之儀者色々之理屈を付取用ひ、或無拠依忒合者別段類例を以勘弁を加へ、又者御作法者其儘二而あれと趣法を付取へくてとかく心其意取扱候類儀有之、連々御政道之妨二相成候基別而如何二候、畢竟御規定を軽々敷存罷在と相

見得、上を不恐之意地不可然候、只今より屹相改、何篇被定置候儀者毛頭私之理を不交、いか程外々差障相見得候共不差加儀と可致落着候、

(以下略)

細かに執行の仕方を定めても得心がないためか、または不心懸けのためか、兎に角藩の趣意・意図が通じかね、規則が貫徹しないとす。その理由は、一つは、奉行・頭人が「私之懇意を先として御用向を取扱」う風潮があるため下役人が上役を敬わず、上役の下知が行き届かないことにあり、二つには、自分の好みの方には、規則とは違う勝手な理屈をつけて処理すること、すなわち、理を以法を押し替えることが蔓延していることであつた。

この風潮の背景には、「何そ願事且内意向之儀ニ付其掛を迦し、或は下役より頭人を差越直進達」と、通常の手続きを経ないで願書を提出するなどして上役を蔑ろにすることが行われており、これは「町人共願事等之儀、町奉行江不相付向々江直ニ申出事茂有之段相聞得候」(天明五年七月)と、町人までも規則破りをしており、それを受け付ける諸座もそれを容認していたのである。この悪慣行を是正するための指示はなされるが、藩の意向が貫徹することはなかつた。

寛政元年三月二十七日付の家老喜入安房・市田勘解由の「申渡」に次のようにある。

一 町人其外商人共より向々江相付色々之儀を訴出事候処、依訳合ハ諸役場取扱之面々等閑いたし、願人より内意音物等預り、且又差而入組茂無之儀を事ケ間敷振合ニ而長々手前ニ控置候付、内意音物等再三ニ及自然と賄賂之筋ニ成立、願人共は費之物入いたし候上願出候一筋片付方及延引候得者見込致相違、勿論依吟味願不相濟儀共候得者、猶以及迷惑候趣など有之由薄々相聞得候、弥其通於有之者甚以如何至極ニ候、夫々及糺方候而者屹と迷惑ニ相成ものも可有之事候条、此以後右体訴訟事ニ相掛候面々者一涯身分を嗜、諸事無私廉直ニ遂吟味、可成長遲滞ニ不及様相片付ケ可申候、惣而諸向共右ニ応し、頭人・下役共専役職を励、聊茂御用向ニ付而者本意を不取失候様堅可相守候、

規則破りを容認する背景には金が動いており、役人は処理を遅らすことにより数度の賄賂を手にする構造があつたのである。

(3) 財政に関する史料 「樺山・秩父勤役中取扱ノ儀ハ何モ御取用ニ不相成候付、諸向帳留等モ都テ焼捨申渡置候」
〔鹿兒島県史料 齊宣公史料〕四四と命ぜられたことにより、齊宣の治世晩年、樺山久言・秩父太郎が中心となる藩政の実状を知ることが難しく、記述される場合も『鹿兒島県史 第二巻』に代表されるように、樺山・秩父を悪とする立場で記した『文化朋党実録』に基づいている。このような事情を反映してか史料も少なく齊宣期は薩摩藩藩政史のミッシン・グリングとなっている。

齊宣期の財政については、凶年続きの上、京都藩邸の被災、臨時出費の増加、御用金二〇万両下命などにより財政困窮であり、これへの対処は、厳しい儉約令の再三の申し渡しと天明八年六月、重出米の免除と共に重豪隠居料五万石中二万石、金三万両が表方へ差し出されたこと、また、人別・馬・船に対して出銀を課すこと以外困窮を乗り切る方法はないとの提言にも齊宣は耳を貸さなかつたが、寛政二年八月、出銀を課すことが許されたこと、幕府からの拝借金・米の事実などを「歴代制度」・「旧記雑録追録」などを利用して『鹿兒島県史』は記述しているにすぎない。

これらの史料集にはない三点の史料が、「続常不止集三之卷之内九」・「岩瀬之玉六之卷」に収録されている。
「続常不止集」の分を次に示す。

町奉行江

一 近年御所帯向御入増之儀段々有之、其上凶年打統諸御仕登せ物等致減少候付、大坂表御振廻甚及難渋、此比二いたり御借入銀等茂猶以調達難成由、御留守居より茂追々申越、当分成行ニ而者利上ケ等無之候而者難成模様ニ候故、吟少事たりとも御仕登せ物相重候方ニ差繰無之候而不叶事候故、米・砂糖其外申請方之儀願申出者茂段々有之、吟味茂申付事候得共、御勝手方支配之儀段々事多ニ付心付等不申付候而不叶儀茂有之、不差障向之儀者其通申渡、專御所帯方之差繰茂相成事故、心付等ニ相成程之儀者可成丈見合置事ニ候、然処御勝手方支配ニ相掛候儀を外々御座向江相付色々願申出儀有之候、右通追々外様之場江相付事少ニ相成候而者、自現物を以取扱無之候而者不相調、

然時者臨時御出方と相成筈ニ而至而御世帯方之繰合ニ茂差障事候間、以来御勝手方支配ニ相掛儀者外様之御座々江相付願不申出方ニ有之趣を以町家江茂急度可申渡置候、尤、町家外之者より願書向々江差出候節者、其頭役より直ニ相返し候様可致候、

(朱書)天明六年
十一月

(川上八品)
頼母

すなわち、町奉行に対し次のように指示している。

①藩の支出が増加している中、大坂へ送られる産物が減少し、借財調達が困難になっており、この状態が続けば利上げも考えなくてはならない。

②それを解消するためには少しでも多く産物を大坂へ送る必要がある。

③米・砂糖などの産物を申し受けたいと願い出る者もいるが、所帯方に障るような場合は見合わせる。

④勝手方に関係する事柄について、他の座(役所)を通して町人が願い出て、それが所帯方の障りになることがあるので、そのような願いはしないよう町人へ申し渡すべきである。

⑤町人以外の者が願書を各座へ差し出した場合は、すぐさま返却する。

この史料は、先出の二の(2)にも関係するものであり、町人による自己利益取得のための動きの一端を窺わせる。

「岩瀬之玉六之巻」弘化二年六月十七日条には、「享和元年御儉約之節被仰出候」として家老連名の「申渡」が記されている。

ここでは、①所帯難渋のため引続出銀米を申しつけていること、②大小身共に儉約を心懸けるべきであるのに、中には「分限不相応ニ取拵候を名譽之様心得違」をする者もおり、驕り、家政不頓着による衰微があること、③奉公方などによって困窮した場合は救済することになっているが、現況ではそれもできないこと、を指摘した上で、「不依貴賤分限相応之品も可成丈差欠キ、每物質素を専一二心掛御奉公方等被仰付候節無難洪趣可心掛候」と指示し、「末々之者共者身分

之弁薄、衣食居住を不相応ニ飾立候を余勢ニいたし、終二者渡世茂及難儀候茂有之」ので、支配頭より教戒を加え、家業を怠らないように申し渡すよう命じている。

他の一点は、『鹿兒島県史料 旧記雜録追録七』六五一の享和二年正月十八日、家老中へ仰せ出された「口達覚」を受けた家老連名の通達である。

「口達覚」は、財政困窮の状況・儉約と出米・出銀についてふれ、手抜きなきよう吟味を尽くし結果が出るよう申し談ずることを求め、さらに、文武の心懸け、士風の嗜みの指導、末々の者共までの撫育を勘弁し、万事取締も行き届くよう気を付け、「御隠居様御配慮も奉安候」ことを命じている。

これを受け、同年二月付の家老連名の通達では、去酉年の儉約などによる借財返済の成果は上がらなかったことを指摘した上で、次のように続けている。

当年より又々御省略被 仰出候ニ付、此度ハいつれとも御取締之詮相立、是非近年中御立直之方相成、年限中ニ而も出米銀等御用捨ニ而奉安尊慮候様相成候得ハ、末々ニ至而者猶以難有可奉存儀ニ候、右ニ付而ハ先日以 御筆被仰出置候通、御身辺之儀迄も万端御作略被為在候得共、御儉約之詮相立兼、御領国中大神小身凡下迄も一統困窮之砌、又々出米銀等被仰付及難儀候事、御外聞者勿論、御不徳故之儀と 御身を被罪外ハ無之と之 御沙汰を茂奉承知、我々共江被預置候御所帯向畢竟才力薄取計不行届 被為煩 尊慮候儀、其罪難遁候処却而是迄不行届所者蒙御用捨 将来之儀分而御仁篤之御書意をも奉承知、旁以奉恐入次第候、右ニ付而者追々取調申渡等可致候間於諸御役 場茂御書意之程得と奉汲受、尚又一同懸、心力 御益筋之儀共取しらへ、得差図候様可相心得候、
このような史料の発見、積み重ねが斉宣期の藩政史の穴を塞いでいくことになる。

(一)日記について 「続常不止集十四之卷」は、弘化四年八月から十二月までの日記である。日記は、勤務、弓・鎗・鉄砲の稽古を始め日常の行動が記されるが、記述の仕方で見目されるのは、十月九日の記述である。日常の行動を記した後に「明日ハ朝六ツ時より鑓立木ニあたり、平田家へ削方頼置候弓取ニ可遣、八ツ後より写物可致候、暮より兼日記一見可致事」と、明日の予定が記され、翌十日にはこの行動は記されず、「昨日究通相勤候」と記しているが、この文言は一回のみである。明日の予定が記されない日もあるが、十二月まで基本的にはこの形式である。名越の真面目な性格を窺わせる部分である。

日記の記述では、私的には、九月二十四日嫡子壮之進(主税)誕生、十月十七日、軍役方物頭任命などを記し、充実した生活状況が読み取れる。藩の動きに関しては、弘化四年という年次を反映し、「四ツ過より成田氏へ参候処、今日稽古之人數青山方打込而ハ、大概四百人余も人數有之候半と存候(略)七ツ時より成田方劍筒鉄砲備打初り二篇ニ有之、別而多人數ニ而候、終而青山方備打有之、是も別而之多人數併一度ニ有之、相濟又成田方大炮射方有之」(八月廿日)、「成田・青山鉄砲門人共行列ニ而通候風聞承、父上様杯物見へ見物ニ出居候(略)行列ハ成田方大炮車台を牛ニ疋ニひかせ、其外大炮車五六挺通、引続成田方劍筒二行百人余りも候半、跡ニ大炮車台四五挺青山方小筒組百人計切火繩ニ而行二通」(九月十二日)などと、成田流と青山流の稽古状況などを記している。

これとは別に注目されるのは、八月廿日条にある調所広郷の似顔絵作成についての記述である。次のようにある。

齊興公当分御寵愛之御家老衆調所笑左衛門殿、今日初而拜謁候付像を取置へき含ニ而無残所委覚、陰ニ而指を以數度下書、此通と存帰宅、直ニ紙ニ認候処、寸分不違と存候付、夫を又日記に留置、髪ハ半白付びん・入齒・目尻しわ耳ニ及候の三ツ計、其余漸々みじかく數多あり、眉の毛あるなし、

初めての拜謁で委しく記憶し、指による数度の下書きに納得がいつてから帰宅して紙に描いたところ寸分違わなかった、日記にそれを描きとめたのである。髪・入れ齒・目尻の皺などの特徴を記しており、「此方似寄候」とあるのは

名越の渾身の作であり、満足のいくものであったろう。調所の面影を窺うものとしてはこれ以上のものはない。

後半部の「岩瀬之玉」にも文体について注目すべき部分がある。

「四之巻」、弘化二年四月朔日の記述は、「けふも朝とく起て出湯に入り、また明禁湯の方にまいる、宿々見まわりて湯守所などへまかりければ、先久々に四方山の嘶ともありけるか、後の庭にめつらかなる木のありしゆへ、是は何とやらいひ侍りける木なるそととひければ、大山蓮花とて此山中にもおふくなき木にて（略）」と、突如として和文調になる。

名越は伊集院半之丞の湯治見舞として三月二十六日鹿兒島を出発、国分浜之市に一泊して霧島硫黄谷に着き入湯を楽しんでゐるが、その時の記述は通常の文体である。文体の変化は霧島での入湯という通常生活から離れたことと月が変わったことが名越の遊び心を誘ったためであろうか。二日鹿兒島に帰り、翌三日の日記は通常の文体に戻っている。しかし、四日から六日まではまだ和文調になる。

四日の日記には、「卯の刻すくる比起たりけれど、きのふあまりをふくの酒をのミたりけれハ、けふは二日よひしてこゝろもちあしくまた打ふしぬ、明てよい氣の残るとハ予ハ初ての事なりし（略）」とある。当日は泊番の勤務であり名越にとつては日常的な日課である。変わったことといえば右に示した二日酔いの初体験である。名越が文体を替える切っ掛けが非日常性にあるとすれば、二日酔いがそれに当たるとであろう。翌五日は和文調で記すが、六日の日記になると次のようになる。

一 けふも卯の刻に起いて、卯の刻半に評定所申渡にいてぬ、あひ役ハ市来次十郎殿にて候、五ツ時にハ公務之事

も済てかへり居たりしか、今朝の事二付て御用談有之出勤可致旨問合有之候付、直ニ出勤候得ハ聊の事、九ツ過

帰宅、八ツ後より北郷要人殿同道ニ而三崎氏へ参り、大鐘より鎌田哲二郎殿へ精進落ニ参り、九ツ時分帰宅候事、

和文調で書き始めたものの、途中から通常の文体に替えている。名越にとつては、まだ和文調の文章をすらすらと書くにはそれなりの時間と努力が必要であつたのだろうか。物事をきちんとする名越の性格からすれば、考えられない事

体の乱れである。

(2) 写本などについて 名越は多くの種類の本・史料の抜き書きをしているが、「上井覚兼日記」・「学古図」などのように、日記の中で書写している事実のみを知るものもある。ここに見ることのできる書写分を大まかに類別すると次のようになる。

① 国防・軍事 去千秋從殿下將軍家江被仰渡候御書付・西洋列国史略・防海策・新製輿地全図之内抜書(五大州・国名)・海国兵談・吉村九助異国人打留候節之御届書・喜界島海中発見の大砲図。

外庄に直接曝され、それへの対応が急務であつた薩摩藩で、それを担う意欲を持つ者が外国の知識、軍学の知識を得ようとしたのは当然であつたらう。

「西洋列国史略」は、「文化五年戊辰冬十二月初吉 東総ノ佐藤百祐撰」とあり、これには「右諸件、我カ今載記スル者皆(信濃)先師槐固先生(槐固カ、字田川玄隨)ニ聞ケル所也」とある。

また、「防海策」には、文化六年二月十八日付で阿波国藤原邦貞が記した次の後書きがある。

防海策ハ本藩ノ少老集堂勇右衛門カ客佐藤百祐カ述作ナリ、此書一覽ノ後ハ則チ焼捨ヘキノ約ナレトモ、其可觀者アルカ為ニ集堂翁ト議シテヒソカニ写シ置キヌ、独此外ニ彼カ此策ノ事ヲ明細ニ無シタル筆記三十卷アリテ、名テ(弁カ)籌海新書トイフ、其中ニ亦天文・地理・経国・牧民・兵制・撫御・操練・炮銃・器械・制船・操船・航海・図北・図南・海図・教導・鎮護・物産・和親・通商・総論等ノ編アリテ、頗ル当世要用タルコトヲ載ス、実奇妙ノ書也、奈何トモスルコトナキハ、百祐カ帰郷ノ急速ナルヲ以テ、只天文・地理・経国ノ三編ノミヲ写得、其余ハ写サスシテ止ヌ、惜哉、

一覽後焼き捨てるようにとの指示されるこのような秘書が、どのような経緯で薩摩藩に入ってくるのか興味あることである。

また、天明六年脱稿し、寛政三年までに奥州仙台で自費出版したが、ロシア南下の脅威と海防を説いたため禁書とされた林子平の「海国兵談」は、名越はそれを抜き書きするだけではなく、碇の説明に対して、「私云、右之通石計・木計二而ハ碇二成もの哉、不審、御当国獵し抔木碇を用ゆる事也、是を見るに木二石をく、り付しづませ、海底をかく様二いたし有也、是を見るに、石計・木計にて碇の詮有之事歟、拙者ニも船の儀うとく候得共、此無寛東存候間爰二評するもの也、折もあらハ試度候」と疑問を呈しており、実用に供する知識を自分のものにしようとする意欲が示されている。さらに、武備強化のためには金と穀物の蓄えが必要であるが、穀物の蓄えを第一とし金を次にすべきであると現代の食糧安全保障にも通ずるような部分や、「国君と家老と無学無術なれば国家貧乏す」・「天下国家に主たる人は経済の術を知るへし」などの指摘には共鳴する部分があったのではなからうか。

② 災害 当正月廿四日江戸大火一件書付・右同其後之一左右書付・信濃善光寺大地震の風評書・信濃大地震之訳先御届書・信濃地震一卷。

ここで注目されるのは、災害から書写されるまでの時間の早さである。江戸大火は弘化二年正月二十四日、書写は同年三月二十五日であり、信濃大地震は弘化四年三月二十四日に発生し、報告は同月末から四月朔日付でなされている。この書写は同年七月にはなされている。薩摩藩邸の關係する江戸大火はともかく、他国の信濃大地震の情報が三ヶ月足らずで薩摩藩に伝わり、一藩士がそれを見ることができたのは驚きである。

③ 治世・覚悟 於泗川大明勢御取合当年式百五十年二相当戦死之者共御祭り二付妙国寺へ仰渡之写・当分之地頭付・備中松山籠城記・南蛮寺破威之事・歌舞伎役者团十郎への申渡。

妙谷寺への仰せ渡しは弘化四年六月であり、名越は翌月に書写している。また、「備中松山籠城記」は、武士の覚悟と真の奉公の意味を教えるものである。

④ 学文・教養 文公朱先生感興詩二十首・改正増補諸家知譜拙記録・京都名所之記・齊宣公御居間二有之候御額・画

之位。

漢詩・朝廷や京都事情・絵画や絵師など幅広い名越の関心の広がりを見ることができるとともに、「画之位」以降の書写は薩摩の絵師一覽を含め参考にすることが多いであろう。

⑤ 教訓 田舎莊子外篇(蟻王壁書・燕子清談・鵜鳥戲論)・無双良法人々産業円。

「田舎莊子外篇」は、享保十二年、下総関宿藩士丹羽樗山の著である。動物に教訓を語らせる独自の方法であり、丹羽は談議本の祖とも云われている。「無双良法人々産業円」は風刺の効いた教訓書であり、これを書写していることに名越の酒脱性が窺える。

⑥ 読み本 太閤御誠録・曾我物語。

太閤記・曾我物語は薩摩藩士間では書写されることの多い本である。「太閤御誠録」は筆者も不明であるが「太閤真蹟記」などがない逸話を載せている希覯本である。

⑦ 健康 田子養生訣。

尾張藩医師田中雅楽郎の著であり、文政九年、蒼龍堂より版行された。別名「不老長生田子養生訣」ともある。

⑧ 不思議談 天保十四年癸卯正月琉球之内八重山島黒島之者暴風二逢無人島江相流鯖二被助候一卷。

台風により無人島に漂着した若者が、大鯖に乗り帰還したという報告書であり、名越も「奇妙成事書写候得共、段々不致府合不審之角も有之候」とあり、疑問視しながらも興味にかられ書写したものであろう。

四

名越が自ら文武修行について語ったものを目にしたことはなかったが、「海国兵談」の馬術についての書写の後に、次のように記している。

私曰、小子には馬術には至而くらし、夫といふも二才之時分比志島家へ入門して参りしに、其比ハ別而之多人數にて無欠席致出席ても漸十ヶ月二三鞍位の事也、其間ハ唯出席にて致見物、木馬も乗方不出来、夫にてハ修行者急二者不参、誠に以て隙ついやしなりハ取止めたり、今更後悔せり、(略)小子十六才の時二才に成りて当御役被仰付廿三才迄の間毎朝大鐘過より起、四ツ過九ツ、或ハ八七ツ迄もしはしも無間断素読・手習・鎗術・劍術・軍学・弓大かた毎日仕廻し稽古場へ出、成丈手透キのなき様心得執行せり、自滴(後力)の様なれとも実をあかさねはわからす故に赤面ながら記せり、かくまた修行したれとも終に何のくせも不出、漸々何も身に付たるやう覚候、また格別つかれも不致、夫か地に成り平日に不変候、左候へハ、馬とて左程弱きものにもあるましく、本文の次第九ニ存る也、仍てこゝに写置也、画或ハ歌道・古実等(故力)の入門ハ当御役被仰付候後の事也、是も武士たしなミの内なれば稽古せり、名越が十六歳で二才になったとすれば天保五年のことである。それ以後の名越の文武修行が彼が記すとおりであることは、「常不止集」・「岩瀬之玉」を参照すれば確認できる。

稚児期の学問などの修行は知るよしもないが、彼の子どもへの教育方針と同じであつたとすれば、素読など徹底した指導を受けていたであろう。その上に二才時の修行になり、修行が「地に成り」、それが日常となつていたのである。

武士の嗜みとして稽古したとする絵画は、最初、馬場伊歳に学んでいたが、弘化元年には能勢武右衛門を師としたいという思いがあつた。同二年日記には「八ツ後より能勢氏へ参り席画等有之候、小子二者竹之画一枚、当座鬪取二者ガマ仙人取中り是を書候」(五月十七日)とあり、能勢を師としたようである。

また、活花については、弘化二年四月十七日、「小子事も花の道を少々弁度、入門之申候而盃杯いたし候」と宮里十兵衛に師事した。

(安藤 保)

例言

一本書は、東京大学史料編纂所所蔵「続常不止集」(弘化四年七月～八月)・「岩瀬之玉」(弘化二年正月～八月)を底本とし、「鹿児島県史料 名越時敏史料六」として刊行するものである。

一本書の目次は、「続常不止集」目録・「岩瀬之玉」本文の文書題をもとに、作成した。

一本文書の掲載順は、原則として底本に従った。

一収載した文章を他の文書や写本などによって補充または校合する場合は、次のようにした。

ア 校合史料からの補充箇所は▽△で示した。

但し、原本史料「続常不止集」「岩瀬之玉」で補正した場合は、特に表記しなかった。

なお、本文中に挿入される図版については、原本史料「続常不止集」「岩瀬之玉」の方を優先した。
イ 補充や校合に使用した典拠史料の名称は以下の通りである。

(原本史料) 旧記雑録 (旧記雑録・続編島津氏世録正統系図) ともに東京大学史料編纂所所蔵)

「続常不止集」(東京大学史料編纂所所蔵)

「続常不止集」(西村貞則氏所蔵)

「岩瀬之玉」(西村貞則氏所蔵)

(刊本史料) 旧記雑録前編 (「鹿児島県史料 旧記雑録前編」一～二)

旧記雑録後編 (「鹿児島県史料 旧記雑録後編」一～六)

旧記雑録追録 (「鹿児島県史料 旧記雑録追録」一～八)

島津家歴代制度（『鹿兒島県史料 薩摩藩法令史料集』一（五））

島津齊宣齊興公史料（『鹿兒島県史料 島津齊宣齊興公史料』）

『佚齋栲山集』（『叢書江戸文庫』13）

『統日本随筆大成 別巻10』（『日本の歴史地震史料』拾遺』別巻）

『西洋列國史略卷之下』（『佐藤信淵家學全集』下巻）

『防海策』（『佐藤信淵武學集』上巻）

『海國兵談』（『新編林子平全集』一）

『田子養生訣』（『日本衛生文庫』一）

『曾我物語』（有朋堂文庫）

『朱文公感興詩』

『増補 諸家知譜拙記』

『古画備考』（上・中・下）

一 刊行にあたって本文の体裁をおおよそ次のように統一した。

ア 字体は、一部を除き原則として常用漢字を用いた。

イ 「統常不止集」「岩瀬之玉」中の謄写部分については、適切な位置で字配り・行替えを行い、体裁を整えた。

平出・擡頭・闕字・割書および但書などは、原本史料「統常不止集」「岩瀬之玉」・底本の体裁に従い、闕字

は一字分あけとした。

本書の差出年月日・差出所・宛所の位置などは、適宜改行・字配りを行い、体裁を整えた。

ウ 仮名は、原本史料「統常不止集」「岩瀬之玉」・底本の体裁に従った。変体仮名は仮名に改めたが、江・而・

之・者・茂はそのまま用いた。

エ 文書・記事などの本文中には、適宜に読点「、」や並列点「・」を付した。

オ 原注は、原本史料「続常不止集」岩瀬之玉・底本の体裁に従って示したが、新たに付した注記は、（ ）で囲み原注と区別を行い、文意の通じない箇所や文字は、（ママ）・（○○カ）などとし、外国の人名については出身国の呼び方に従った。

カ ルビは、原本史料「続常不止集」岩瀬之玉もしくは校合史料にあるもののみを付した。

キ 朱書は、（朱書）と注を付して朱書部分を「」で囲んだ。

ク 貼紙は、右肩に（貼紙）と注を付し「」で囲んだ。

ケ 文字の不明や欠失は、その箇所を□で囲んだ。

また、判読不能な文字については■で示した。

コ 「名越時敏史料六」では、底本で使用された用字の表記を次のように統一した。

嶋津↓島津

サ 方言と思われるものは、原本忠実とした。

鹿兒島県史料 名越時敏史料六 目次

続常不止集三之卷之内九

御役格御役所向之儀并御役等被相建候儀且又訴訟一件	一
等又者御能役者之儀二付被仰渡候事	一
御番方之儀其外御城内夜廻并異国等之儀二付被仰渡候事	四五
組方取次之儀二付被仰渡候事	五〇
出火騒働盜賊等之儀二付被仰渡候事	五二
御咎目之儀并評定所吟味日被相建候儀二付被仰渡候事	五八

続常不止集三之卷之内十

支配分被仰渡候事	六九
喧嘩口論変死等二付而之事	七六
遠慮仕候文字并用間敷文字万唱等相替候事	七七
直子札願并手札紛失虫付等之事	八四
五節句月次御礼日并星合等之事	八四
鉄炮場之事	八七

続常不止集十二之卷

於泗川大明勢御取合当年式百五十年二相当戦死之者共

御祭り二付妙谷寺へ仰渡之写	八九
信濃善光寺大地震の風評書	九〇
信濃大地震之訳先御届書	九一
田舎莊子外篇抜書	九七
近衛様より寛之助様江御縁組一件二付今大路民部卿より島津将曹殿江御書付之写	一〇三
文公朱先生感興詩二十首	一〇三
殿下将軍家江被仰渡候御書付之写	一〇六
西洋列国史略卷之下	一〇六
新製輿地全図之内抜書	一二四
防海策	一二四

続常不止集十三之卷

海国兵談抜書	一三三
太閤御誠録抜書	一五九

続常不止集十四之卷

調所笑左衛門殿初而拜謁之像	一九四
---------------	-----

続常不止集十五之卷

改正増補諸家知譜拙記録拔書 二二〇

田子養生訣拔書 二二七

宝島二而吉村九助異国人打留候節之御届書写 二二八

京都名所之記拔書 二二九

曾我物語拔書 二三二

岩瀬之玉一・二・三之卷

岩瀬之玉序 二三九

無双良法人々産業円前篇 二四八

島津主計殿御城代被仰付候御書付之写 二五八

当正月廿四日江戸大火一件書付 二五九

右同其後之左右書付写 二五九

天保十四年癸卯正月琉球之内八重山島黒島之者暴風二

逢無人島江相流鱈二被助候一卷 二六二

当分之地頭付 二六五

岩瀬之玉四・五之卷

齐宣公御居間二有之候御額之写 二七七

画之位甲乙 二七七

木村探元齋書状之写 二九三

備中松山籠城記 二九七

岩瀬之玉六・七・八之卷

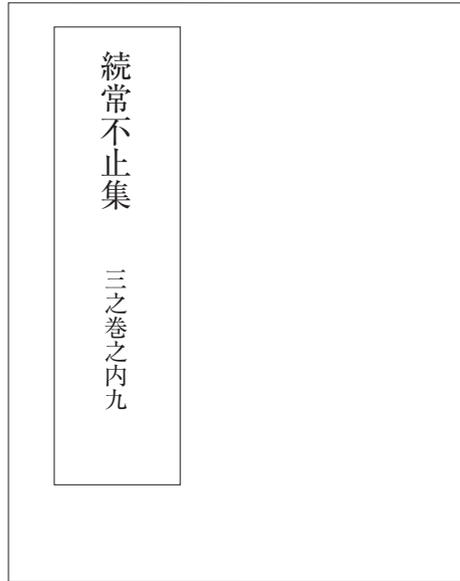
享和元年御儉約之節被仰出候 三一〇

島原実録記之内拔書 三一四

当年在踊順 三一六

申渡 三一九

（表紙）



続常不止集 三之卷之内九

続常不止集 三之卷之内九

弘化四年丁未七月

目録

一 御役格御役所向之儀并御役等被相建候儀且又訴訟一件等又者御能役者之儀二付被仰渡候事

付、支配分并誓詞且又御規定向又者申渡事

席之儀二付被仰渡候事

一 御番方之儀其外 御城内夜廻并異国等之儀二付被仰渡候事

一 組方取次之儀二付被仰渡候事

付、小与頭之事

一 出火騒働・盜賊等之儀二付被仰渡候事

付、一向宗之事

一 御答目之儀并評定所吟味日被相建候儀二付仰渡候事（被脱力）

付、御断等申出儀并拝借取込且小普請銀之儀二付被

仰渡候事

（朱書「巻」）

御役格御役所向之儀并御役等被相建候儀且又訴訟一件等又者御能役者之儀二付被仰渡候事

付、支配分之事并誓詞且又御規定向又者申渡

事席之儀二付被仰渡候事

事席之儀二付被仰渡候事

一御近習役並御役之次第御使番之次ニ被仰付置候得共、

向後御近習役之次ニ被仰付候旨被 仰出候条、此旨

御役人限可致通達候、

(朱書)明和八卯

十一月

(島津久金)

左中

初而高持成高上之儀者此内之通候事、

(朱書)安永十五

二月朔日

(行間朱書)
「本文右同断、」

一 御側御用人江

(行間朱書)
「本文為見合載置候事、」

一御側方支配筆者・小役人初而高持成高上願、此跡御

側御用人方江相付申出候様致次書候茂有之、又者月

番御用人江相付申出候様ニ致次書候茂有之不相弁候

付、向後者右願申出候節者御側御用人方江相付申出

候様次書いたすへき旨、明和五年子十二月廿六日左

(久留)

京殿より島津内膳承知いたし、以後見合として記置

候事、

(行間朱書)
「本文右同断、」

一御側支配御鳥見役四番与川上甚助より実弟川上助八

江付属高願書物差出候ニ付、御側御用人江相付可差

出旨致次書、願人江相渡差出候処、御側支配ニ而茂

付属方願月番御用人江相付申出候様島津登より六与

(久連)

所書役承届、以後月番御用人方江致次書差出答候、

御側支配之者代々 御城下士被仰付候節、家内入之

儀此跡表方又者御側方ニ而茂申渡有之、不相弁候故、

向後右家内入願内意申出程之者者、表方江相付願書

差出候様可致首尾候、

(行間朱書)
「本行ニ付、安永五申四月十一日越山玄悦事、 御城

下代々士被仰ニ付家内入之願与方江差出候付、玄悦

事、御側医師相勉居候付、右体願之儀跡々与方江茂

有之候得共、御側支配之者候故御側方江相付筋可然

旨申談、玄悦より御側方江差出候様家内入之儀不相

付候間、表御用人方江可差出旨致承知候段玄悦より

首尾申出候付、御側御用人座筆者宮宿正右衛門江右

首尾之儀筆者前より致対談候処、本文願ニ而者壁書

等茂有之候間承候付、玄悦願与方江相付首尾致候、

後年為見合御側御用人座江有之候壁書写置事、」

一大御番頭

一御近習通

一御役格寺社奉行同格二而、座順之儀者上席

一諸給分寺社奉行同様

一組頭并奏者番相勉候人者有来通

一詰所芍葉之間縁類

一日勤

一跡職延之調

一月限調

一御番帳仕付首尾

一六与之士御祝儀申上候首尾

右之通、新規御役被相立候条、可承面々江可申渡候、

候、

（朱書）安永九子
七月

（喜入久福）
主馬

一御書院方支配

一御能方

右者、是迄大御目付支配二而候処、以来若御年寄

支配被仰付候条、首尾係江可申渡候、

（朱書）安永九子
七月

（島津久起）
大進

一御書院方支配

一御能方

新納波門

若御年寄

月番廻

（朱書）安永九子
七月
右之通被仰渡候条、首尾係江可申渡候、

七月

大進

御本丸
一御鷹匠頭

尾畔
一御鷹匠頭

（朱書）天明元丑
五月
右之通、御改名被相定候条、此旨可致通達候、

（朱書）天明元丑
五月

大進

一郡奉行見習

一四人賦

右之通、御役新規二被相立、御改順之儀御裁許方

見習次被仰付候、

右之通、奥係・表方江相達、可承御役々江茂可申

渡候、

(朱書)「天明元丑」
閏五月

(二階堂行具)
主計

一 御鑓奉行

但、一 御役格物頭次

一 物頭兼務

一 与力・同心支配、物頭之通

一 諸所、物頭同席

一 諸給分、物頭之通

一 御弓奉行

但、一 御役格御鑓奉行次

一 諸事、御鑓奉行之通

一 御鉄炮奉行

但、一 御役格御弓奉行次

一 諸事、御鑓奉行之通

右之通、御役被相建諸首尾迄物頭仕来候通二

而、向々御道具請込被仰付候、

一 御小納戸頭取

一 御役格御使番頭(次力)

一 十老人賦

一 御役料并御心付銀御小納戸之通

一 勤方御小納戸之通二而御小納戸頭取

右之通、御役被相建候、

右之通、新規被相建候条、可承屈面々江可申渡

候、

(朱書)「天明二寅」
二月

(島津久健)
仲

一 御側詰

一 御勝手方添役

一 御側詰御小姓頭

一 御側医師格

右御役名、御役人帳被相除候旨被 仰出候段申来候

条、可承御役々江可申渡候、

(朱書)「安永九子」
七月
(島津久健)
大進

一 御書院方取次

一 御能方取次 御用人

月番廻

右者、御書院方・御能方若御年寄支配被仰付候付、

右之通被仰付候、

〔朱書〕安永九子
七月

大進

一跡職延之披露

一月限方之披露

右、願書等都而月番御家老江可被申出候、

一御番帳消除又者書載之首尾

一六与之士御祝儀申上候首尾

右者、以来大御番頭江可被差出候、

右之通可相心得候様、与頭江・御番頭江可申渡候、

〔朱書〕安永九子
七月

〔喜入久福〕
主馬

一諸御役座明前之奉行・頭人鑰請取、中途より為手廻

供之者江被持又者先江遣、御城内江御用有之節者

鑰受取候而手伝杯江相渡遣、明方等いたし候儀茂有

之由相聞得候、座々明鎖之儀ニ付而者先年分而申渡

之趣茂有之候処、鹿末之致方候条、向後右申渡之趣を

以聊取違無之様可相心得旨向々頭人江可申渡候、

〔朱書〕安永七年戊
六月

〔小松清香〕
帯刀

一宗門改役所前々より十二月廿六日より正月十日迄相

締置候得共、右通ニ而者御用差支候間、向後十二月

廿九日迄相勤、正月三ヶ日締置、四日より可相勤旨

宗門改役江可申渡候、

〔朱書〕安永七年戊
十二月

帯刀

〔御細御用人、御近習脱力〕

一御当地御役所江御座廻之儀者是迄之通ニ而、其節御

供御目付壹人ツ、召列可差廻候、尤、御座之儀者為

見聞候間、暫ツ、滞座可致候、

一御家老座御勝手方・大御目付座之儀者、末席江暫相

詰候様被 仰付候、其節之御供御目付・御徒目付御

座入口江控居可申候、

一御館内御座廻之節者、相仕廻八ツ時内候者定例之通

相勉可申候、

一御館外御役所向之儀者御用見合、御座廻一篇可相心

得候、

右之通、以来 御在府・御在国共急度相心得候様

被 仰付候、此旨申渡、御供御目付・御徒目付其

外可承面々江可申渡候、

(朱書)「安永七戊」
閏七月

(小松清香)
帶刀

一 御座廻之御役々、諸御役席江差廻候節ハ、夫々仕向

為見聞御眼代之趣候間、寺社奉行所、御勘定所、組

頭・御番頭詰所ニ而者奉行対座ほとニ着座いたし、

其以下御役所向右ニ準着座之筈候条、一通及挨拶ニ

候迄ニ而、常式之咄等いたし候儀一切無之様相心得、

御用筋迎茂乍序申達候儀致無用、尤、右之御役々參

掛候ハ、向々之忒御役格前文之振合を以着座之席

を明、惣体

御眼代之簾相見得候様可被致候、

別紙之通、御口達之答書を以被仰渡候間致通達候、

(朱書)「安永七戊」
八月

(仲泰)
篠崎藏太左衛門

一 講堂学頭

一 中通

但、座順之儀御右筆稽古次、

右之通、御役被相立候条、此旨可承御役々江可致

通達候、

(朱書)「安永六酉」
六月

(鳥津久金)
左中

「本行願娃波江御取次ニ而島津全致承知候事、」

一 御鳥見頭

一 六人賦

一 御役順御鷹匠頭

右之通、御役名新規被相立、御側支配被仰付候、

勤方御鳥見同前ニ而、御鳥見取次・野留・綱差支

配被仰付候条、此旨申渡、向々江茂不洩様可申渡

候、

(朱書)「安永七戊」
正月

(山岡久澄)
市正

「本文比志鳥要人御取次ニ而島津内膳致承知候事、」

一 御鳥見頭

右、御役順御鷹匠頭上ニ被仰付候条、可承向々江

可申渡、

(朱書)「安永七戊」
正月

市正

一 御鳥見頭格

一六人賦

右之通、先達而御役被仰付御役順之儀者御鳥見頭

次二被仰付置候条、此旨可承御役々江可申聞置候、

(朱書)天明元丑
五月

(鳥津久健)
仲

一聖堂奉行

但、中通直触二而順々之儀ハ納殿役人次、

一拾人賦

右之通、御役被相立候条、此旨可承御役々江可致

通達候、

(朱書)安永六酉
六月

(久禮)
左中

「(行間朱書)本文穎娃波江御取次二而島津求馬致承知候事、」

一道奉行

田村幸太夫

堀万右衛門

安藤佐次兵衛

永山与三右衛門

右之通、御役替又者御役被仰付表方支配二而御役

之順物奉行次・御馬方上二被仰付、勤方等左之通、

一平日羽織・中帯二而相勤、月次御礼・御祝儀事等之
節計上下着用いたし候様被仰付候、

一鹿兒島中毎日行廻り、町家端々迄茂道悪敷場所又者

外廻等別而見分不宜所者其屋敷係り主人江道作等可

申渡候、尤、小路内二相懸り候儀ハ都而請持被仰付

候、

一水道方都而請込、橋之儀茂引請二而、道橋普請等之

節專致差引候様被仰候、

一御領内道橋見分・道橋普請之儀茂請持二而、諸事致

差引候様被仰付候、

一御役所被相建候迄者御普請方江相勉候様被仰付候、

右之通、表方江致通達、御側方・御勝手方江者写

を以可相達候、

(朱書)安永二巳
七月

左中

「(行間朱書)本文菱刈孫兵衛御取次二而島津内膳致承知候事、」

一当分迄黄紙相用來候、江戸・御国許諸御役座夫々依

座々相渡来候黄紙、此節より都而白紙相用候様被仰

付、当分相屯居候黄紙御費二相成候間、此涯窺并

御前向江出候書付迄を先白紙相用、其外ハ一往当分

之通ニ黄紙仕切候節より屹と相改候様被仰付候条、

扨底いたし候ハ、其訳可申出候、

一御咎目事ニ付而者、伺并書拵首尾書申渡書付等ニ都

而有来候通黄紙ニ相認候様被仰付、糺明帳例書等ハ

黄紙ニ不及候、

右之通、於江戸被仰付候段申来候条、此旨可承御

役々江申渡、首尾係江茂可申渡候、

(朱書)明和九辰

七月

(喜久福)

主馬

但、諸座手形引付等有来候通候、

一何そニ付末々より願出候儀、稀二者支配くより不

取揚直ニ相下ヶ候儀茂有之由候、別而如何成儀者其

通可有之事候得共、一通之儀者可遂披露候、

右之通、表方江致通達、御側方(江腕カ)・御勝手方(江腕カ)ハ写を

以可相達候、

(朱書)安永二巳

四月

(島津久健)

仲

一御側御用人并御近習役御座廻之節、依座々者手狭有

之着席茂無之候、御座廻之儀者

御眼代之事候間、兼々右両御役之内御座廻之節着座

之場所見合置、被差越候節着座差支無之様可被申談

置候、此旨御側御用人・御近習役より致承知候間致

通達候、以上、

(朱書)安永七戌

閏四月廿八日

御目付

一御庭奉行

一御近習通

一五人賦

一御役料米式拾七俵

一御勘定方小頭次、代官上、

右之通、御役被相建人柄之儀者追而被仰出候条、

(朱書)天明三年卯

十月

(島津久金)

左中

表方江致通達、奥掛・御勝手江者写を以可相達候、

一御馬乗稽古

右役名被相除候、

一馬医見習

右、馬医稽古・同寄稽古之名目被相除、右之通役名被相立候、

右之通御馬預江申渡、可承面々江茂可申渡候、
（朱書）天明三卯
十一月 主馬

一 御膳番

右者、御納戸奉行御小姓（納戸カ）より加役被仰付、御常調方ハ勿論、御膳所向江相掛候儀者都而引請被仰付候、加役之事情故御役名之被相立候而者無之候得とも、表向御規式事其外万端御膳番受持之儀二付、諸向より之通達等差支候間、以来者御納戸奉行之次ニ御膳番（役カ）と御改名（役カ）にて当有之候様可致候、尤、御膳番より茂諸向江問合致儀茂可有之候、

右之通被仰付候条、此旨御納戸奉行御小納戸江申渡、可承面々江茂寄々可致通達候、
（朱書）天明三卯
十一月 大進（鳥津久起）

一 御普請奉行

右御役被相立、御勝手支配ニ而御作事奉行次被仰

付、是迄御作事方ニ而致首尾来候御普請之分可致受込、人柄追而被仰付迄者御作事奉行兼務被仰付候条、下役之儀茂可右準候、

右之通被仰付候段申来候、此旨可承面々江可申渡候、
（朱書）天明三卯
十一月 主馬

一 御葉園方之儀者新御取立之御座故、右鑰納り方之儀御鳥見役所鑰同前御台所口御番所江相納、時々可相受取度旨申出候付相受取置、御鳥見役所鑰同前時々堅固ニ受取渡可渡旨（鳥津久起）本殿より卯九月十三日被仰渡島津多門致承知、即日御台所口御番人遠武正右衛門召出、右之趣致書付相渡候、後年為見合記置候事、
（朱書）天明三卯
九月十六日

写

一 御側詰

一 御役料高五百石

川上頼母

右之通、御直御役替被仰付、御役料高被下置候、

一 御勝手方掛

一 御鷹掛

一 御鳥掛

一 尾畔掛

一 御在府・御在国共奥江可相詰候、

一 御留守之節者御家老座江相詰、尤、於御国元者御勝

手方江茂可相詰候、

右之通被仰付候、

右同人

右之通、先月於江戸十一日被仰付候段申来候条、

此旨表方江致通達、奥掛・御勝手江者写を以可相

達候、

二月

近江

写

一 御直伺可仕事、

▽〔薩摩藩法令史料集より補〕

一 御両殿様へ御機嫌日々奉伺候様可致事、
一 御両殿様 御出之節、御家老罷出程之節ハ其次二可

罷出事、

一 御用之儀者御用部屋書役相兼可申、尤、御帳者別段

相分ケ可申候、御家老方御用向之節者御家老座御帳

内二而首尾可致事、

一 御下屋敷江御鷹野等二付 御出之節、御鷹掛差越候

迎茂其節々不及差越事、

一 御国元二而御城下御鷹野之節者若年寄同様御供可仕、

尤、野先き江茂不差越候而不叶節者若年寄申談可差

越事、

右之通、川上頼母江被仰付候段申来候条、此旨可

承御役々江可申渡候、

〔朱書〕天明五巳
二月

〔鳥津久起〕
近江

写

一 御膳所頭

右御役、新規二被召建、御役格尾畔奉行次、五人

賦被仰付候事、其外御招請等之重立候御式之節計

御膳所江罷出相勉、尤、御常調方不相勤日勤二茂

不及候、

右之通被仰付候旨申来候条、此旨可承面々江可申渡

候、

（朱書）「天明五巳」

二月

近江

「（行間朱書）本文二付、右三通巳二月廿九日御用人座通達二而諏

方舍人致承知候、」

写

一御側詰

右、御家老御用向可承候、尤、書付を以伺并申渡

事等者御家老名前を以可致首尾、江戸詰等之節、

月番相勤候節之儀者名前を以可首尾いたす事、

右書同断、

（朱書）「天明五巳」

二月

近江

写

一町人共願事等之儀、町奉行江不相付向々江直ニ申出

事茂有之段相聞得候、向後者町人共申出事者、いつ

方之儀迎茂都而町奉行江相付可申出候、尤、諸御座

向御用承候様兼而被仰渡置候者共者、おのつから最

初町奉行方ニ而茂其通差免置候事故、是者其御用向

其向々之諸役所江相付直ニ可申出候、

（朱書）「天明五巳」

七月

近江

右之通、町奉行江申渡可承面々江茂可申渡候、

写

一江戸より被仰付越候儀、間二者殊之外手間取候儀茂

有之、御用向御差支相成候間、以来成丈無遅滞取し

らへ早速相弁可申候、尤、糺方ニ茂及候儀者万端吟

味行届候様無之候而者不相成事候旨御沙汰之趣有之

候条、夫々於御役場平日之御用筋迎茂有之、心得を

以取扱しらへ方等之儀共随分致出精遂吟味不相滞様

可取計候、此段可承御役々江可申渡候、

（朱書）「天明五巳」

八月

（鳥津久金）
伊賀

右之通、巳八月十九日北郷助太夫殿御取次ニ而義

岡宗次郎致承知候事、

伊賀殿より被相渡候

御書付之写

一 詰衆

右、向後被相建候旨被 仰出候条、此旨可致通達

候、

(朱書)「天明五巳」

十一月

右之通被仰渡候付申渡候、

取次

島津矢柄

町田幸太郎 (実拾)

(鳥津久起)
近江殿より被仰渡候御書付之写

一 詰衆之儀、御役人帳之内無役之御近習通之前二別段

記置候様、可承面々江可申渡候、

(朱書)「天明五巳」

十一月

右之通被仰渡候付申渡候、

取次

町田幸太郎

近江殿より被仰渡候御書付之写

詰衆被仰付候付左之通、

一 式人ツ、可致日勤候、尤、朝夕之星合可有之候、

一 供廻り家格之通可召列候、

一 小普請銀ハ御用捨可被仰付候、

一 旅行之節ハ御番頭之賄料同前可相渡候、

一 御役々御礼二者不及候、尤、被仰付候当日御礼ハ御

家老可謁候、

一 月次御礼等を始、謁事者御番頭之次可罷在候、

一 御対面所江者 御出座毎二相詰可申候、御書院者不

時御礼有之節計相詰可申候、月次御礼引次初而之

御目見等有之節ハ相詰二不及候、

一 相詰節者御礼畢而引次一列

御目見被仰付候、御対面所二而候ハ、御勝手之方

相詰候面々茂見合、表之方相廻可罷在候、

一 御対面所詰之節、御勝手之方者樋之口御襖涯、表之

方者御縁頬二相詰可申候、

一 御書院者鶴之間壁付相詰可申候、若此所差支候ハ、

水仙之間江可相詰候、

一 日勤二付而者詰席等相定迄之間山吹之間二相詰、与

頭・御番頭と者相分り別頬之方江一列、与頭・御番

頭之儀者御対面所之方別段可罷在候、

一 詰席等之儀者、都而絵図面を以追而可申渡候、

右之通被仰付候条、此旨申渡面々江茂可申渡候、

〔朱書〕天明五巳
十一月

右之通被仰渡候間、此段申渡候、

十一月

取次
町田幸太郎

一御右筆頭

一御役格直触二而聖堂奉行之次

一十人之賄料

右之通、新規二御役被相建候旨被 仰出候条、此

旨可承御役々江可致通達候、

〔朱書〕天明六午
二月

〔喜入久福〕安房

〔本文午二月廿日市来次郎右衛門御取次を以鎌田蔵人

致承知候、〕

一御供御目付・御目付之儀者見聞第一之御役柄二候故、

御先代者勿論 御当代二到り段々細蜜被

仰出置候、御作法通得と奉汲得、御役之詮相定候様

無之候而不叶候故、御役職之儀二付御内沙汰被為在

候趣有之候二付、御役場之儀二付而者見聞加下知候

儀茂可有之候条、此旨御役々江可申聞置候、

〔朱書〕天明六午
三月

〔鳥津久健〕仲

〔本文御用人座通達二而鳥津求馬致承知候、〕

〔行間朱書〕

一先達而茂被 仰出候、御先代者勿論 御当代追々猶

又御細蜜御作法被相立候、然処諸向得心無之歟、又

者不心掛故二而茂候や、兎角通兼候而不守之筋二相

見得如何之至二候、たとへ者一事被相定候者於其向

茂相心掛候而応其類候儀者古を以相押、御規定之詮

相立候様心得候社諸御役場御奉公之涯茂可有之儀二

候、

一諸奉行・頭人御作法を守、支配下下役等江下知を加

へ、夫々為致納得之向二而最通候様心掛、いつれ二

茂仰渡之詮相立候迄者日々無油断可申授事二候、然

処全体之風儀私之懇意を先として御用向を取扱候故、

互二応答者素支配下下役等より者敬薄、奉行・頭人

よりハ下知不相届、別而其役々之詮不相立不本意之

至候、殊面々数寄好ミ候方之儀者色々之理屈を付取

用ひ、或無抛依託合者別段類例を以勘弁を加へ、又

者御作法者其儘二而あれと趣法を付取へくてとかく(と脱力)

応其意取扱候類儀有之、連々御政道之妨ニ相成候基別而如何ニ候、畢竟御規定を軽々敷存罷在と相見得上を不恐之意地不可然候、只今より屹相改、何篇被定置候儀者毛頭私之理を不交、いか程外々差障相見得候共不差加儀と可致落着候、

一言語之儀、度々被及、御沙汰候得共、心得不宜所より今以少茂其詮無之候、此儀者何そ上方・江戸向等之言葉を似せ候よことの儀ニ而者無之、片言を相改、或者高下等輩之品をわけ可申儀ニ候、且容貌之儀も品能本ノマキ品能キ衣服を用候様ニとの儀ニ而者無之、籠服たりとも心掛相用候得者行儀宜相見得候事ニ候、右ヶ条者第一御外聞ニ相掛、公私共其身分之行作、殊更家内共を初末々迄茂相嗜候基候、就中幼少之者共宜敷行儀を見習候而比立候得者御奉公方可相勤事ニ候、

一先年以來被 仰出候中拝借・御暇等之儀就中多々申來候、其節々之趣意者無扱事ながら、拝借之儀者兼而不勘弁之趣茂有之、御暇申出候内二者御奉公を第

一二相含、自身之儀を繰合候ハ、可相調丈之者も候得とも、旁以品々理を付申立候故、御憐愍を以無扱被応願候儀も有之候、追而同断之願候得者同前可成行儀、此等者御規定相破候端を起し別而心入不宜、御奉公を大切ニ奉存候筋合少茂無之候、依之自今右之趣意を存堅相守可申候、

一右体之儀、於諸向取次茂致問敷候得共其儀無之、就中御用人・御側役等者一涯吟味茂可相遂事候処、是以其心得無之候、或者差出候書物公私共紙面認振等之儀も度々 御沙汰被為在候処、是又其儘ニて取次不可然、格別之御役場ニ而不納得共難申事ニ候、一諸御用向深切ニ不相心掛所より不依何事押移無謂及延引、過半其節ニ差掛り漸々間ニ合せ候ニと申儀共有之甚(不脱力)可然、畢竟右様之所より御用向茂差屯候、掛り之儀有之節者相済迄之間時刻を不厭精々可相勤事ニ候得共、其儀無之候、千万不心掛之至ニ候、

一諸向認物等之儀ニ付而者、先達而以來之仰渡茂候得とも、認振不相立奉行・頭人よりも其儘ニ而差出、或掛を廻し脇方江内意願書又者下役等より頭人を差

越直進達等茂有之由、旁以於向々取次致間敷事二候、
仰渡之趣少茂心を不用大形相心得罷在候儀表二相見
得別而如何之至二候、ケ様之儀共を以押候得者何事
茂不守之筋差見得、奉行・頭人を初末々迄茂不心底
之程勤役之詮無之不可然事二候、

一 無役之面々其家々茂不掛諸役場之儀を彼是と申合イ、
不謂評儀を交、間二者其役場之面々も自然と夫二迷、
依品者事立候儀茂有之、甚如何敷候、將亦勤役之面々
他之役場之儀を相評し同然之儀共成立、旁以被預置

候役場之詮無之、心得違之儀共二候、向後向々其勤
場を守、役職之儀を他二不相洩サ、且他之評儀を少
茂不相交、万端者役場之御規定を相守可申候、

一 重役之面々并奥向出入之儀堅被相定候処、是以兎角
相守儀者薄少二而茂自由を達候節を重々心得、都而
不自由とのミ相合候故涯相立兼候、御役相勤候者者
自分を差捨其御役場之涯を立候儀勤役之第一二候、
此段向後心頭二懸可罷在候、

一 前条之儀共先年以来被為在 御沙汰御儀二候、何ぞ
身分二不応儀を相行候様二との儀二而も無之、其身

分〳之礼讓を初其通可有之乍振舞其品を不存所よ
り委敷被 仰聞御事候処、一向二心底二不留、到頃
日候而者猶又大形二成行、御奉公相勤候者之心得と
者不相見得、別而如何敷儀二候、以来者いつれ二茂
屹相守 御心勞を奉安候様心を用、下役支配下江茂
稠敷申聞、御規定之端掛候儀者聊迎茂不申立、取次
ハ勿論、於夫々相しらへ候儀共有之間敷候、

右条々、屹と可申渡候旨 御沙汰二候事、

(朱書)天明六年
四月

(行間朱書)

一 本文二付午五月廿七日四ツ時麻袴着用二而御用之旨

御家老衆伊賀殿より被仰渡、組頭比志島要人・御番

頭平田靱負芍葉之間於縁類大御番頭以下詰衆迄一列

二而本文御書付島津矢柄御取次二而被仰渡候事、与
頭・御番頭其外人数名前略す、

一 先達而茂被 仰出候通、前々者勿論、到

御当代様段々御細蜜御作法被相定、御家法末々迄相
届候様被 思召上御事候処、全体此以前より之風儀
二而每物涯立兼甚以 御氣之毒被

思召上、猶又此節別紙之通被仰出候条謹而奉承知、

御規定之趣聊無忘却可相守旨、与中之面々江仰

出并右之趣可被申渡候、

(朱書)天明六年

五月

(島津久金)

伊賀

(喜入久福)

安房

(川上久品)

頼母

(島津久健)

仲

(宮之原通直)

主膳

一 礮奉行

右御役、此節被相立候条、此旨表方江致通達、奥

掛・御勝手方江者写を以可相達候、

(朱書)天明六年

七月

安房

(久番)

「本文午七月二日御用人頼娃左京御取次二而被仰渡、

月番与頭島津相馬致承知候事、」

一 御庭奉行

右、礮奉行加役被 仰付候条、礮御屋敷御茶屋并御

庭其外相掛候儀とも都而可致請持候、左候而、平日

礮江不及相詰、御用之節々差越可申候、

右之通申渡、可承面々江茂可申渡候、

(朱書)天明六年

七月

(行間朱書)

「本文七月三日御用人座通達頼娃左京御取次二而被仰

渡候事、」

一 御作法之儀者勿論、諸人之為体・礼讓・諸取締其外

之儀共是迄追而被相定候、此儀来年

御着城之節少茂相違無之様被 思召上候、依之只今

より猶又諸向相守、且又行届兼不都合之儀茂候ハ、

追々逐吟味、御着城之上屹と 御覧茂可被遊候、

此儀御家老中奉承知、諸向江茂相添候様二との 御

沙汰二候、右二付而者、折角

御当代二御儀定被相立 御末代迄之御基と被 思召

上、御作法者勿論万端御吟味を被為遂被遊御定御事

候、左候得者、有来之品茂少々者御増減有之事情故、

依品者乍御時節柄少々御価等相掛儀茂候、然処 御

物数寄之様二引受諸向心付候儀雖有之、 御沙汰さ

へ無之候得者其儘二而差置、又者御作法事茂不鈞合

之儀候迎茂不心付或者不致頓着其儘ニ而差置振合ニ
而勤向身ニ引受候儀無之、別而 御氣之毒ニ被 思
召上、此 御趣意を得と味、何卒行届候様呉々茂
御内沙汰被為在候、

（朱書）天明六年

六月

〔行間朱書〕
「本文午七月二日島津矢柄御取次を以被仰渡候事、」

先達而以來御細蜜御規定之趣被 仰出置候処、御作
法之儀者勿論、諸人の為体・礼讓・御取締等之儀共
追々被相定候儀、来年 御着城之節少相違無之様ニ
との趣、此節猶又別紙之通 御沙汰之趣申来候、
右ニ付而者万端厚き 思召を以

御末代様迄之御基ニとは迄折節御規定被相定御事候
処、諸向勤方身ニ引受候儀無之振合ニ而別而 御氣
之毒被 思召上、少事之儀迄茂 御心を被添毎度被
為及 御沙汰候御儀誠以奉恐入事候条、何卒 御下
国之上被遊 御覽候節、
思召通御規定相立奉安 御心候様屹と心掛、
仰出之御趣意謹而奉承知無忘却可相守候、就中与中

之儀者年若之面々多人數ニ而、容貌之儀者現ニ被遊
御覽御事候間、万一不行跡之者茂有之候ハ、急度
可被及 御沙汰ニ茂事候条、随分心頭掛見苦敷為体
等曾而無之、万端聊茂取違無之其涯相立候様可相嗜
候、

（朱書）天明六年

七月

伊賀
安房
頼母
仲
主膳

此節別紙之通被 仰出候条、与中之面々於与頭宅小
与分ケを以為仕諸書之趣申渡、夫々小与頭宅ニ而茂
人別申渡、就中年若之面々江者折角為致得心候様、
口達ニ而茂委曲中含候様可被申渡候、此上自然不行
届儀茂有之候ハ、与頭者勿論小与頭迄茂越度ニ可
相成候条、猶又無油断可被取計候、

（朱書）天明六年

七月

伊賀

一於江戸 殿中ニ御留守居役所可相建旨被

仰出候段申来候条、可承向々江可申渡候、

(朱書)「天明六年」
七月

(宮之原通直)
主膳

(久風)
取次

北郷助太夫

(行間朱書)
「本文午八月二日御目付より書役御用ニ而書写、義岡

宗次郎承届候事、」

一御小姓頭取

一御役格御馬預之次

一十人賄料可被下置候、

右御役、新規被相建、奥・表御小姓、御近習番御

小姓之頭取被仰付候、尤、御役々より差出候諸書

付等茂取次可申候、

一御側目付

一御役格御小納戸之上

一六人賄料被下置候、

右同断被相立、奥向者勿論、其外

御目代被仰付候、

(朱書)「天明六年」
十月

(喜入久福)

安房

(行間朱書)
「本文午十月五日種子島雲治御取次を以島津相馬致承

知候、」

一御小姓与番頭

一当番頭

右之通可致順席旨被 仰出候条申渡、可承面々江

茂可申渡候、

(朱書)「天明六年」
十月

(島津久金)
伊賀

(行間朱書)
「本文午十月十九日種子島雲治御取次ニ而島津相馬致

承知候、」

一御部屋御付

一御小納戸頭取

右、人柄御見合有之迄之間、御付之御納戸奉行よ

り相兼可申候、

一同

御小姓頭取

右同断、御抱守より相兼可申候、

十月

安房

〔行間朱書〕本文午十月五日種子島雲治御取次ニ而被仰渡、島津

相馬致承知事、

一役儀其外願事等申渡、是迄夫々之御役所ニ而申渡来

候得共、向後其役所之縁類歟其席ニ相付候別席等之

内見合申渡候様被 仰出候条、於向々遂吟味申出候

様可申渡候、

〔朱書〕天明六年

十二月

伊賀

張紙

本文之通被仰渡候間致吟味、早々可被申出候、

午十二月六日

島津矢柄

〔行間朱書〕本文午十二月六日島津矢柄御取次ニ而被仰渡、新納

織部致承知候、

町奉行江

一近年御所帯向御入増之儀段々有之、其上凶年打統諸

御仕登せ物等致減少候付、大坂表御振廻甚及難洪、

此比ニいたり御借入銀等茂猶以調達難成由、御留守

居より茂追々申越、当分成行ニ而者利上ケ等無之候

而者難成模様ニ候故、少事たりとも御仕登せ物相重

候方ニ差繰無之候而不叶事候故、米・砂糖其外申請

方之儀願申出者茂段々有之、吟味茂申付事候得共、

御勝手方支配之儀段々事多ニ付心付等不申付候而不

叶儀茂有之、不差障向之儀者其通申渡、專御所帯方

之差繰茂相成事故、心付等ニ相成程之儀者可成丈見

合置事ニ候、然処御勝手方支配ニ相掛候儀を外々御

座向江相付色々願申出儀有之候、右通追々外様之場

江相付事少ニ相成候而者、自現物を以取扱無之候而

者不相調、然時者臨時御出方と相成筈ニ而至而御世

帯方之繰合ニ茂差障事候間、以来御勝手方支配ニ相

掛儀者外様之御座々江相付願不申出方ニ有之趣を以

町家江茂急度可申渡置候、尤、町家外之者より願書

向々江差出候節者、其頭役より直ニ相返し候様可致

候、

右、如例申渡、奥掛・表方支配中江不洩様申渡被

置候様可相達候、

〔朱書〕天明六年

十一月

〔川上久品〕頼母

〔行間朱書〕本文午十二月十七日種子島雲治御取次を以被仰渡、

新納織部致承知候、

一 当番頭上段脇江中番所被相立候ニ付仕向左之通申付候、

一 杉之間より当番頭詰所之間御縁類掃除試方等中番請持二而、掃除方等儀者茶之湯所下番之内より兩人者くり廻いたし候様申付候、左候而、右場所中番折角氣を付致下知、龜抹無之様可取計候、

一 右場所戸障子立付等二いたる迄中番より可致取計候、尤、破損等有之節者表坊主方江可申出候、

一 中番動向之場所専表坊主受持之処故、猶又惣体氣を付可致下知候、

一 御番人其外供廻り等随分堅固ニ有之候様可致下知、右上り段辺はき物類龜抹無之様可氣付候、尤、立番茂罷居事候得とも、供廻等猥ケ間敷(儀力)供共有之節者中番より茂氣を相副可申候、

一 御番人為差掛御用向之儀者中番可召仕候、常式之儀ニ付而者召仕間敷候、

一年頭・八朔・五節句・月並等之節、虎之間詰之面々よりも不掃除有之節者可致下知候、右外何ぞ御用向ニ付而者右面々より可申付候間、無滞可相動候、

右之通可承向々江可申渡候、
(朱書)天明六年十二月
伊賀(鳥津久金)

(行間朱書)「本文午十二月廿八日島津矢柄御取次を以被仰渡、当番頭平田靱負致承知候、」
(正休)

御兵具方同心式人ツ、

右者、当番頭より明脇江中番所被相建致出来候ニ付、昼夜定番申付中番と唱候様被仰付候条、此旨可申渡候、

(朱書)天明六年十二月
伊賀

(行間朱書)「本文■ニも書入置候、」

一 以前より之風俗ニ而御用向兎角等閑之取扱茂有之、急成御用茂退出比ニ相成候得者、先明日と延置不差掛候得者不取付儀も有之由不可然候、不依何事承知候ハ、早速取しらへ置、其節ニいたり相弁候様社可有之処、不頓着故間ニ者不続之詞茂吟味等有之、御規定之障ニ相成事候、夫々御役場を深切ニ相守候得者左様ニ者無之者ニ候、畢竟職分不応、心故等閑之沙

汰二茂及事候間、此処を忘却不致一涯致出精、無程御下向之万端

御心障不被為在候様可仕候、此儀まつたく、御呵二

而者無之、諸向猶又相励候様二との御事二候条、得

と奉承知、下役支配下江茂可申聞置旨、御役々之外

可承向江可申渡候、

〔朱書〕天明七末

二月

〔喜入久福〕

安房

「〔行間朱書〕本文末二月七日市来次郎左衛門御取次二而被仰渡、

月番島津多門致承知候、」

一小番之儀、与と申二而者無之候故、一同若年寄月番

繰廻二而可承候、依而幾人宛と相分候而与頭申付二

不及候、

一御役二付御小姓与番頭直触二致来候分者、若年寄申

渡二而掛御用人より可触置候、

右之通被仰付候、左候而、与頭之儀茂支配分二不

及、先当分之通申付置候間、触方等之儀共是迄之

振合二可取計候、此可承向江可申渡候、

〔朱書〕天明七末

二月

〔鳥津久郎〕

豊前

〔行間朱書〕

〔実檢〕

「〔行間朱書〕本文末二月廿日町田幸太郎御取次二而被仰渡、月番

御小姓与番頭島津采女致承知候、」

江戸表

一大目付已上江直二申渡事并奥向御役人之直触以上江

御役被仰付、其外右体御家老直申渡之節者御用之間

二而可申渡候、御留守之節者中之間前二而可申渡候、

但、大目付已上江取次を以申渡候程之節者、御家

老座縁頼二而無屹と可申達候、

一奥向御役人之直触以上江取次を以申渡候節者有来

通、尤、是迄者表二掛候儀二而茂、向後者御側御

用人より於奥申渡候様可致候、

一御国元御用之間之場者鹿之間二而、中之間前之場者

水仙之間二而可申渡候、

但、御家老座縁頼二而達候儀共前条同断可相心得

候、

一大目付以上名代江申渡候事、若無役之者差出儀も

候ハ、其節者水仙之間二而可申渡候、

一直触以上之表御役人江御家老直二申渡候節者、敷舞

台二而可申渡候、

(朱書)天明七末

三月

(喜入久福)
安房

「(行間朱書)本文末三月十四日種子島雲治御取次二而被仰渡、月

番御小姓与番頭新納五郎右衛門致承知候、」

一御前誓詞之外奥支配御役人

一奥掛書役

右、是迄御家老座又者於梅之間誓詞被仰付来候得

共、向後奥掛御家老於宅被仰付候、

一御前誓詞其外表支配御役人

一移地頭・地頭代・梶山在番

一犬追物稽古人

一島津筑後中抑

一穆佐・綾・山之口・倉岡抑

一隈之城抑并向田御仮屋守

一御家老座并異国船書役・御家老座書役助・同御帳掛

書役・異国船掛御帳

右、是迄御家老座又者於台子之間誓詞被仰付来候

得共、向後御家老於宅被仰付候、

一御前誓詞外御勝手方支配御役人

一道之島代官

一御勝手方吟味役并書役・同助

右書同断、

一御船奉行格御葉園掛

一御馬預

一御鳥見頭并御鷹見頭格(鳥力)

一御鷹匠頭并御鷹匠頭格・御鷹匠頭見習

一御庭奉行

一尾畔奉行

一御数寄屋頭

一表御同明(朋力)

一御鳥預頭取

右書同断、若年寄於宅被仰付候、

一是迄於大目付座誓詞、向後大目付於宅被仰付候、且

又月番御目付於詰席誓詞被申付来候向茂是又於宅被

申付、仕向之儀是迄之通可有之候、

右之通被仰付候条可被致取扱候、

但、席詰等有来通、

五月

大炊

伏見御飯屋守

一 御家老座御帳掛書役格・御家老座并異国船掛御帳掛書役助・御家老座御帳掛書役格助・同年中記清書掛書役

右、是迄於御家老誓詞（座脱力）被仰付来候得とも、向後御用人於宅被仰付候、

一 表御包丁人頭

一 奥御看經山伏

一 御広敷医師

一 御広敷横目

一 奥掛御困地御用掛横目・右同藏方目付・御側御用人

座書役（薩摩藩法令史料集より補） 御徒目付兼役御用部屋書役△

一 御徒目付兼務役御徒目付△

一 御広敷番・御広敷役所書役兼役御広敷小役人

右、是迄於梅之間誓詞被仰付置候得共、向後御側（掛脱力）

御用人・御側役於宅被仰付候、

一 御鳥見

一 御場縮横目

右同断被仰付来候得共、向後掛御側御用人・御側役於宅被仰付候、

一 御勝手方御用帳調掛書役助・同総掛書役助

右、是迄御勝手方於御家老誓詞（座脱力）被仰付来候得とも、向後御勝手方御用人於宅被仰付候、

一 奥・表・御勝手方御用人座二而被仰付候誓詞、向後向々掛御用人於宅被仰付候条、夫々応身分量目等差別有之候様可取計候、

一 進達掛誓詞、以来御小姓組番頭於宅可申付候、

一 諸所浦役人并町役誓詞、以来御船奉行於宅可申付候、

一 右外、於御役場申付来候誓詞有之候ハ、都而右二

準シ、奉行・頭人於宅可申付候、

右之通被相替候条、願書等差出候儀者は迄之通可

相心得候、此旨向々江可申渡候、

但、詰席等之儀茂有来通、

五月 大炊

（重要男、忠厚）
雄五郎様

御付

御抱守

右、奥平(昌高)富之進様御抱守次二可罷在候、

御同人様御付

御小姓

右、小坊主之次二可罷在候、

右之通申渡候条、此旨可承向江茂可申渡候、

(朱書)「天明六年」

六月

(行間朱書)

「本文午六月九日島津主水御取次二而義岡宗次郎致承

知候、」

一於御側御用人座申渡来候分者於縁頼可申渡候、

一表并御勝手方於御用人座申渡来候分者於廊下可申渡

候、

一右外、夫々於御役座申渡来候分、都而右之振合を以

可致取扱候、

右申渡、可承向江茂可申渡候、

(朱書)「天明七未」

七月

(喜入久福)

安房

右之通、未七月十日市来次郎左衛門御取次二而新

納次郎四郎致承知候、

一於御領内者自分之支配頭・他之支配頭無差別様殿文

字等相用振合候得共、以来者右差別可致候、仮令自

分之支配頭姓名を他之支配頭支配之者江向候而申述

候節者、何某ケ様二申候抔と様・殿者相用申間敷、

下役等茂其頭役之儀を同断可申候、尤、頭役中一統

持之支配下二而候ハ、一統を右之通可相心得候、何

某組誰何某支配誰と一人宛別段二其頭相分り居候向

者、其頭壹人を右之通可相心得候、

但、大目付已上之儀者は迄之通可相心得候、

右之通、向々江可申渡候、

(朱書)「天明七未」

八月

(菱刈実祐)

大炊

右之通、未八月廿五日市来次郎左衛門・山田弥九

郎御取次二而島津采女致承知候、

(行間朱書)

「本文唱之場ニも有之、」

一獄屋頭

一横目兼務

一 勤内新番役儀相離候節者本之身分ニ被相成候、
一大目付支配ニ而誓詞被仰付、諸事御裁許方江相付可
申候、年頭・五節句其外御祝儀・伺御機嫌等登 城
不及、支配宅ニ而可申上候、

一家内引越

一 平日上下着用可致候、

一 吟味日者評定所横目詰所江相詰可申候、御仕置者有
之節者立会ニ不及、併さらし者等之節下役差出候
ハ、為見締与力・同心差出檢使末席等江可相詰候、
且壹ヶ月六度定日不相究与力・同心召連揚屋敷之外
都而致見分、食事等之儀共又者病人等可相改候、尤、
同心共江揚屋敷等之内外毎日为致見締、毎夜壹度ツ、
廻方申付、風雨之節者右外ニ茂差廻与力取次ニ而
時々可承届候、

一 召込者并出牢者など有之、御用人より証文を以申遣
候節者与力江申付出入為致、時々名元等承届帳面ニ
記置出シ入相済候由御用人座江申出、御裁許方江者
右証文時々差出、且諸郷より宿次ニ而差越候、科人
之外捕者等召込候様御裁許掛より申遣シ候節、又者

吟味有之評定所より召込候節茂同断取扱、翌日御裁
許方江可申出候、尤、揚屋敷其外銘々相分出入・死
人等致差引、毎月朔日大目付座江可申出候、

一 召込者病氣ニ付養生木屋出之願申出候節者、入念病
体致見分候上御用人江申出、横目并医師見分ニ差越
候節致出会、木屋出申付候節者行廻緩之儀共無之様
与力・同心共江申付随分氣を付致取締、且揚屋敷其
外死人有之節も御用人江相付申出、横目見分ニ差遣
候節是又致出会、死体何分申渡有節者忝其趣取扱、
翌日御裁許方江其段可申出候、

一 病氣差合等之節者与力を以申出、諸向より御用之節
者是同断可相見得候、

一 鑰之儀者致格護置、明締者与力可相勤候、其節々頭
役見届可申候、尤、追而人柄申渡候、当日鑰之儀者
触役より可引渡候、

一 牢屋掛与力式人

一 平日勤方獄屋預江相付牢中見締、番人等可致差引候、
一 勤内者獄屋預之可請支配候、

一 壹人ツ、昼夜不明様相勤、吟味其外頭役等出役之節

者手明きより可罷出候、

一 牢屋掛同心四人

一 昼夜式人ツ、勤番不明様可相勤候、

一 平日勤方牢屋掛与力之可受支配候、毎日牢屋内外可

致見締候、

右者、今度揚座敷・揚屋所被相立候付右之通被仰

付候条、此旨可承面々江可申渡候、

(朱書)天明七未
八月

(麥刈実祐)
大炊

右之通、未八月廿七日御用人山田弥九郎御取次ニ

而被仰渡、月番御小姓組番頭島津采女致承知候、

御薬園方御役所此節御役屋敷江被召置候付左之通、

一 御役所名目懸札壹枚

右者、御役所囲入口中門懸札ニシテ書調相渡候様

被仰渡度御座候、

張紙
本文懸札相調可差出候、

一 御役所鑰箱壹ツ

右、小番所江格護方被仰付置度御座候、依之御薬

園掛并書役より受取納方之儀当分之通被仰付置度

御座候、

本文鑰箱為左衛門相受取、納方之儀茂可致候、乍然

忝人役之儀ニ候故差支候節者、御薬園掛并書役より

同断可取計候、

一 御薬園方囲入口中門鑰

右、鑰之儀茂御役屋敷御門番人方江日々格護方被

仰付置、其外之儀共余座同様被仰渡置度御座候、

一 朝夕星

右者、御薬園掛并書役之儀、御記録所書役同様寺

社方ニ而星合有之候様被仰付度御座候、

一 御里通り

右者、御城山門江御植付人免候時々手入拵并越

方等ニ付不差越候而不相叶候間、御薬園掛書役并

掛医師御里通り当分之通被仰付度御座候、

張紙
御薬園掛并掛医師迄御里通り是迄之通、書役之儀者

不相成候、

同右張紙外申出之通申付候条、申渡向々江茂可申

渡候、

十二月

久馬

右之通被仰付度此段申上候、以上、

未十二月八日

御社奉行御薬園掛

村田為左衛門

〔行間朱書〕

「本文未十二月十二日御側御用人篠崎藏太左衛門御取

次二而鳥津藤馬致承知、鑰納方之儀本文之内書拔御

番人江相渡候、」

〔朱書〕天明四辰

九月

〔二階堂行具〕

主計

右之通、辰九月十日鳥津矢柄御取次二而鳥津采女

致承知候、

写

一尾畔奉行

一御役順御庭奉行次

一奥支配

右之通、御役新規被相立、是迄御鷹匠頭受持罷在

候者御用向之内、御鷹方江相掛候外者都而引受被

仰付候、左候而、宮内源内是迄罷居候居宅尾畔奉

行御役宅被仰付、引越相勤候様被仰付候、

右之通、表方江致通達、奥掛・御勝手方江者写を

以可相達候、

〔朱書〕天明四辰

十一月

〔鳥津久起〕

近江

右之通、辰十一月朔日御用人座通達二而鳥津求馬

致承知候、

一道奉行

右御役所詰廻勤之無差別略衣二而相勤候付而者、

書役其外袴致着候而者不都合候間、以来道方江相

掛候面々者御役所江相調候節迎茂都而略衣、

但、右同断、

一上下築地石垣御普請

一弓場并鉄炮場御普請

一諸所石垣御普請

一諸所御屋敷方垣廻

一御用水道筋取拵方

但、道奉行御役被召建候節道・橋・水道迄茂受持

被仰付候処、道奉行より申出趣有之、以前之通御

作事方首尾仕来候、

右者、御普請奉行御役被召建、是迄御作事方ニ而致

首尾来候御普請之方可致受込候、人柄追而被仰付候

迄者御作事奉行兼務被仰付、下役之儀茂右ニ可準候

旨被 仰出置候付、是迄御作事方ニ而仕向之次第相

糺候処、右之通致首尾来候、其内諸所御作事方石垣・

石階等相調節、両御役人交候而者致混乱咎候間、左

様成節者御作事方首尾被仰付度旨申出候付、此儀者

其通ニ而、右御普請場之内上下築地石垣御普請之方

者向後道奉行引受、且諸所石垣御普請之儀茂小事之

所者御普請奉行より相調、及大普請ニも候節者是又

道奉行引受被仰付候間、其節之程合を以申談可得差

図候、其外之儀者都而御普請奉行請持可致首尾候、

勿論右御普請場見賦銀等及大分候節者、外御役々茂

吟味被仰付、其節者成行を以御勝手宜方之首尾方申

渡候儀茂可有之旨、去卯十二月御作事奉行・道奉行

江申渡置候処、此節 御沙汰之趣有之候者、引請之

御役場ニ而御普請有之候節、譬者御普請奉行請持之

場所ニ而受負為致入札郡奉行方茂申渡候、入札落直

ニ而候ハ、直ニ御普請奉行江相渡首尾方受持ニ而

可致候、他之御普請落札之場所ニ而致首尾候而者受

持之差別無之候、其外諸御役所向ニ而受持之首尾方

夫々涯相立候様無之候而者職分詮無之候、併急御用

之節職分之涯立候様ニとの儀のみ相抱り、乍存御用

差欠候而者依事 御前御用向ニ茂相掛、不都合ニ相

成候而者不可然候間、可取計丈ケ之儀者互ニ当座之

御用向間ニ逢候様可相弁候、万端之意味合ニ相心得、

請持之御用筋と他之御用向と差別相立候様ニとの儀

候間、於諸向々ニ茂右之趣可被得其意候、

右、如例可申渡候、

(朱書)「天明四辰」

(行間朱書) 十二月

(久壽)

「本文辰十二月六日頼娃左京御取次ニ而被仰渡、島津

(宮之原通直)
主膳

小平太承知いたし候、」

一御側詰

写

右御役被相建、座順若御年寄上ニ被仰付候旨被
仰出候段申来候条、此旨可承面々江可申渡候、

尾畔奉行之儀、五人賦被仰付候旨被仰出候条、赤崎

正月 仲

丹四郎江申渡、可承向々江茂可申渡候、

〔朱書〕天明五巳〕
正月

〔島津久健〕
仲

写

「〔行間朱書〕本文巳正月十一日島津矢柄御取次ニ而被仰渡、新納

御家法之儀、從 御先代様御儀定有之、猶又
御当代様細蜜被遂御吟味追々被 仰出御事候、然処
当座之理を以御儀定通相障候取調或右或願事等申出
儀有之候、細事迎茂当座之理を以御法を押候様成儀
者御政道之妨ニ相成候条、右之意味者下々迄茂得と
汲得、仮令何ほと差支候儀候共、以来理を以法を押
候様成御用向者勿論、願事等不申出様兼而相心得候
儀肝要ニ候、右ニ付而者 御沙汰之趣茂有之候段申
来候条、人々無取違候、専支配下有之面々者頭人・
主人より得と可申問旨向々江不洩様可申渡候、
〔朱書〕天明五巳〕
正月 近江〔島津久起〕

織部致承知事、」

写

一御側役並

一御小納戸並

右両御役、向後被相除候旨被 仰出候段申来候条、

此旨可承御役々江可申渡候、

〔朱書〕天明五巳〕
正月

仲

「〔行間朱書〕本文巳正月十九日島津矢柄御取次ニ而被仰渡、新納

織部致承知候、」

写

右之通、巳三月廿九日島津矢柄御取次ニ而新納織
部致承知候、

一冊大工(稱)

一下業

一普請日用

右者、先達而賃錢定申渡置候処、是迄支配無之候

二付、若自儘二致賃取候而者不可然事候間、以來

御作事方支配下申付候条札可相渡置候、右稼方い

たし候者之内諸人・下人・寺門前者・百姓等茂有

之、札取候而差支候者共名前迄可申出置候、左候

而、無札之冊大工・下業者普請日用並之賃錢可相

受取候、普請日用賃錢定より一日五文引二而可相

受取候、尤、右之者脇々江賃取二差越候儀者是迄

之通可相心得候、

一札取候節者、直付方横目・御作事方掛役々江相付可

申出候、

右之通、申付候条此旨申渡、向後緩せ之儀無之様可

致取締候、御作事奉行江申渡、可承面々江茂可申渡

候、

三月 近江 右之通、午三月廿九日穎娃左京御取次を以被仰渡、

喜入右衛門致承知候、

一 小十人之組新規二被相建候、依之諸事左之通可定置候、

一 持高四拾斛余を限、五拾石者不被差免候、

一 一家格御小姓組之次、与力之上、

一 無役二而江戸詰等之節者御小姓与之場二可被差越候、

一 勤向書役・小役人二可被仰付候、

一 初而 御目見等之節、御書院(開)内一晷日可差出候、

一 小十人頭新規二被相建、右支配可被仰付候、

一 小十人与頭茂被相立候条、小十人頭二相付可相勤候、尤、仕向御小姓与頭之通可有之候、

一 小十人頭并小十人御番所別段可被相建候、

右之通被仰付候条、此旨可致通達候、

(朱書)天明七(未) (宋書) 七月(十二日) (市田教頭) 勘解由

一 小十人頭

一 御役格直触二而、御右筆次、

一 十人之賄料

右之通、新規ニ御役被相立候旨被 仰出候条、此旨可承御役々江可致通達候、

（朱書）「天明七末」
七月

勘解由

一小十人より養子ニ遣候儀、小番・新番・御小姓与其

ニ不苦候、其身代卑賤より被召出候体之者子共養子

ニ遣候儀者、是迄卑賤之者より御小姓与ニ被召出候

通可相心得候、其外是迄（之通脱カ）尤郷士より小十人江養子罷

成候儀、是迄御小姓与家之養子ニ被成候通、父方従

弟之続又者所高五石以上持出候者御吟味次第御免可

被仰付候、此旨向々江可致通達候、

（朱書）「天明七末」
七月

勘解由

一御小姓与之二男以下別立候者、是迄御小姓与ニ入来

候得共、向後高五拾石以下分地之者者小十人ニ可被

召入候、其余者有来通可有之旨被 仰出候条、此旨

可致通達候、

（朱書）「石同」
七月

勘解由

一与力之儀、是迄御小姓与ニ被入置候得共、此節より夫々頭人之支配被仰付候条、御小姓与可相除候、此旨向々江可申渡候、

（朱書）「同」
七月

勘解由

右之通、未七月十二日市来次郎左衛門御取次ニ而新

納次郎四郎致承知候、

写

一御家老座より御役順を以申渡候触書等ニ御家老組与

頭と寺社奉行之次ニ認来候得とも、御家老与之儀者

御家老繰廻承事候故、右順ニ而者不都合候間、当分

御勝手方次相記候、然処諸御役座連名ニ而通達等有

之候節、寺社奉行所次ニ相記、御目付役所火之前帳

ニ茂御勘定所次ニ有之候由ニて不相弁候間、以来者

御勝手方次ニ可書載候、且又通達事等之節、御用人

より御家老組書役御用ニ而写方申付候由候得共、右

通、達茂都而御家老承届候上与中江致通達候儀候間、

向後御用人取次を以通達等有之候節者写を以書役江

可相達候、尤、諸御役座より通達之節茂右ニ準候様、

可承面々江可申渡候、

(朱書)天明八申
八月

(鳥津久起)
近江

右之通、已八月鳥津(久兼)主水御取次を以被仰渡候、

学頭之事

助教

右之通、御役名被相替候旨被 仰出候条此旨申渡、

可承向々江可申渡候、

(朱書)天明六午
十月

伊賀

右之通、午十月十九日種子島雲治御取次二而諏訪(時庸)

舍人致承知候、

一御納戸奉行・物頭・御鑓奉行・御弓奉行・御鉄炮奉

行・御広敷御用人支配之与力・同心、夫々致組分置

向々江名前を以申出候節者誰与何某と相記、座付之

儀茂右準可取計旨先達而申渡置候得共、直触以上御

役々之儀者右申渡通相心得、其以下御役々支配与力・

同心などは、たとへは御馬預支配与力何某、御口之

者頭何某、御口之者何某と相記、其外御役々之儀茂

右二準、御役名支配何某と可相記、此旨可承向々江

可申渡候、
(鳥津久金)
伊賀

右、午八月廿八日鳥津主水御取次二而被仰渡、義

岡宗次郎致承知候、

候様可相心得候、此旨可通達候、

(朱書)右同
十月

(喜入久福)
安房

右、午十月廿二日伊地知嘉右衛門御取次二而鳥津(季置)

相馬致承知候、

御隠居御付

一御茶道頭

一御同朋頭次可罷在候、

一聖堂奉行之事

教授

右之通、新規ニ御役被相立候旨申来候条、可承

向々江可申渡候、

〔朱書〕〔天明七末〕

正月

〔喜入久福〕
安房

〔宮之原通直〕
主膳

〔行間朱書〕
「本文正月十四日町田幸太郎御取次ニ而義岡宗次郎致

承知候、」

御隠居様

一御側御用人御用向者都而御側役より相兼可相勤、書

役其外茂右ニ可準旨被 仰出候段申来候条、可承向

江可申渡候、

〔朱書〕〔右同〕

正月

安房

主膳

〔行間朱書〕
「本文未正月十五日町田幸太郎御取次ニ而被仰渡、義

岡宗次郎致承知候、」

一

御能役者

右、新規ニ被相立、格式・身分等左之通被相定候条、

右物共限ニ而仕手・脇・狂言其外御能方不殘相揃候

様可致候、尤、於芸道者士役者無差別可相心得候、

一平生者脇差計帶し、旅行并火事場等之節者刀勝手次

第可帯候、尤、上下者平生可着、鬘斗目茂相用可申

候、

一諸士迄茂御祝儀ニ罷出候節者、同断御祝儀御帳ニ相

付可申候、年頭・諸節句等於敷舞台諸士之後ニ罷在

御目見可仕候、

一御能之節者勿論、自分稽古能之節茂士役者相交り可

相勤候、尤、其身共宅ニ舞台所々かまへ、稽古能等

いたし候節茂是迄柏幾衛其外致来候通可相心得、折

節迎茂士役者打込可致稽古候、

一江戸表諸家元江入門之儀、其身共勝手次第可致候、

其節外宿等茂申出次第可差免候、尤、彼方ニ罷在候

内者当御家中をはなれ切、他之居弟子等同様混と可

致入熟候、

一若年寄支配ニ被仰付候、

一町人共〔陪力〕倍臣其外何人ニ而茂、下地相応ニ而相望候

者者右場所江可被仰付候、左候而、被 召出候者自

分子孫其芸道を以可致相統候、

一郷士等を初御能方御用立候者者、向後迎茂士役者被

仰付候儀者有来通可有之候、

津多門致承知候、

右之通、承向江可申渡候、

(朱書)「天明七未」
七月

(市田教國)
勘解由

〔三六頁文書「一奥向御役人」に同じ、本文略〕

右之通、未七月廿一日市来次郎左衛門御取次二而

新納次郎四郎致承知候事、

一奥内御小姓之内より以来御小納戸見習被仰付候節、

一此節御能役者新規二被相立候付、町人共・倍臣(陪力)其外

座席者奥御小姓上席二可罷出候、尤、格式者不被相

何人二而茂下地相応二而相望候者者、御能役者可被

替、六人之賄料迄可被下旨被 仰出候条、可承面々

仰付旨被仰渡置候、依之願二存候者者、向々支配頭

江可申渡候、

等江相付御能掛御用人江急度申出候様可申渡候、

(朱書)「天明六年」
閏十月

(宮之原通直)
主膳

右之通、未七月十六日山田弥九郎御取次を以被仰

右之通、閏十月廿三日北郷助太夫御取次を以被仰

(朱書)「天明七未」
七月

(伊勢貞矩)
伊豆

渡、島津多門致承知候、

右之通、未七月十六日山田弥九郎御取次を以被仰

(有賀)
伊豆

渡、鎌田藏人致承知候、

一御隠居御付御小姓頭取之儀者、御小納戸頭取より兼

一都講

帶可相勤旨被仰出候段申来候条、可承向江可申渡候、

一都講

(朱書)「天明七未」
正月

(喜入久福)
安房

右名目、訓導師之次二被相立候条、此旨教授江申

〔本文未正月十五日町田幸太郎御取次二而義岡宗次郎

渡、可承向江茂可申渡候、

致承知候、

(朱書)「石同」
八月

(島津久那)
和泉

右、未八月十四日島津主水御取次二而被仰渡、島

一御隠居御供目付之儀者、御側目付より兼帶可相勤旨

被 仰出候段申来候条、可承向江可申渡候、

正月 安房

主膳

〔行間朱書〕
「本文同断、」

一 御隠居奥御小姓之儀者、御近習番迄茂相兼可致勤役

旨被 仰出候段申来候条、可承向江可申渡候、

〔朱書〕天明七年
正月

安房

主膳

〔行間朱書〕
「本文同断、」

一 今度御政務為御介助

中将様御下向彼是被仰出たとをり候、然処此節被

遊御参府候付、猶又段々御家老中江被仰付置候趣茂

有之候二付、兼而被

仰出候御規定之通諸向心之及相励無油断可致星勤候、
〔精力〕

殊二近年中

太守様 御入国初而諸事被遊

御覽候御事候間、御作法等を初万端不都合之儀共無

之、尤、往々屹と最通候様分而被

仰出候条、此旨被奉承知、先年以來 仰出之趣無緩

疎屹と相守、諸事末々迄行届候様与中江可被申渡候、

九月 和泉

安房

大炊

主計

糺

口達之覚

一 諸御役所并御当地諸御番所江御家老衆御名前之掟書

掛札并紙二而茂屹と被仰渡置、以後退役等之節時々

書役之儀向々より被得御差図候也、無異儀候ハ、

当分被渡置候掟書名前相糺、早々筋々江相付可申出

旨御家老衆より致承知候間、此旨致通達候、以上、

〔朱書〕天明七年
未八月廿七日 御目付

〔行間朱書〕
「本文天明七未八月廿日御目付役所通達二而相良此右

衛門致承知候、」

一 奥向御役人直触以上以下辻茂何ぞ二付取次を以申渡

事、向後者表二掛候儀辻茂、都而身分二相掛候儀者

於奥可申渡候、繼目・家督其外右体家格二相掛候分

者是迄之通於表申渡可有之候、

右者、当事申渡趣茂候得共、猶又右之通可相心得候

間可申渡候、

(朱書)「天明七末」

八月廿八日

(喜入久房)

安房

(行間朱書)

「本文末八月廿八日山田弥九郎御取次二而谷川政之進

致承知候、」

一 召仕候女之儀茂依家格唱相替候得共、是以奥女・召

仕女・仕女・下女なと其外右体因其家向可相唱候、

九月

(菱刈実祐)
大炊

(朱書)「天明七末」

右之通被仰渡候間可致通達候、以上、

九月三日

(久備)
伊集院伊膳

御目付

一 御馬預見習

一 御役順物奉行見習次

一支配并勤方御馬預同前

右之通、御役新規二被相建候条、此旨表方江致通

達、奥掛・御勝手方江茂可相達候、

(朱書)「寛政二戊」

正月

(名越恒篤)
右膳

(行間朱書)

「本文戌正月廿一日伊集院隼衛御取次を以谷川政之進

致承知候、」

一 御馬預頭取

一 御役順尾畔奉行次

一 奥支配

右之通、御役新規二被相建候旨被 仰出候条、可

承向々江可申渡候、

(朱書)「寛政二戊」

二月

(島津久邦)
石見

(行間朱書)

「本文戌二月五日御用人喜入休右衛門御取次二而相良

此右衛門致承知候、」

一 小十人頭江

右者、此節小十人与新規被相建候二付、桐印差物布

之幅四半二而紺地朱紋上二式ツ引紙形之通竿六尺被

相究候間、承置候様可申渡候、

（朱書）「天明七未」

十一月

（島津久那）
和泉

「（行間朱書）本文天明七未十一月九日町田幸太郎御取次二而谷川

政之進致承知候、尤、紙形之儀別紙入置候、」

一役職者勿論、無役迎茂諸事相慎、御奉公心掛候様每

度被仰出茂有之事候二付、夫々勤向又者身分をも可

相嗜之処、間二者取守薄く其詮不相見得茂有之如何

二候、当時何程御用立候者迎茂其身不埒之行化茂有

之、身分無弁者無御用捨急度取扱可被仰付之条、猶

又以来之儀第一身分を相慎、万端無私御奉公（精力）方星勤

仕候様人々可心懸候、

右二付而者向々見分を茂申付置事候間、聊茂無心得

違、追々被仰出候 御趣意無緩疎様夫々於御役場吃

読之合有之、下役等其外末々迄茂取守り、嚴重行届

候様可被申渡候、

（朱書）「寛政二戊」 右之趣、向々江不洩様可申渡候、

五月

（島津久那）
石見
伊賀

（島津久那）
求馬

（二階堂行且）
主計

（名越恒徳）
右膳

右之通、戊五月七日伊地知嘉右衛門御取次二而谷川

政之進致承知候、

一諸人訴訟書物、極月廿五日以後、不急儀者不受取様

享保四亥年申渡有之候得共、此節猶又大炊殿より市

来次郎左衛門御取次を以被仰渡候間、此旨致順達候、

已上、

（朱書）「天明七未」 十二月廿五日

御目付

「（行間朱書）本文未十二月廿六日通達二而相良此右衛門致承知候

事、」

御留守居

一 右、是迄勤向を申立、每々拝借等願来候得共、向後

右体之儀申出間敷候、尤、初役たりとも容易二者御

取揚有之ましく候、

右之通、於江戸申渡有之候段申来候条此旨申渡、

可承向江茂可申渡候、

(朱書)天明八申

(麥刈実祐)

正月

「(行間朱書)本文申正月廿四日島津主水取次二而前条同人致承知候、」

一御留守居動向之儀者前々より之被仰付有之、殊ニ此

御方様御留守居之儀者大広間御席之節とても格別心

得有之事候処、猶又当時之御席柄ニ被為成候ニ付

而者、組合も被相離れ候 思召候処、其節段々御留

守居より申定趣有之、先是迄之通組合ニ者被入置、

動向心得之儀者分而くわしく為被仰達置事候、然処

其詮不相見得別而如何至極被 思召上候、依之向後

屹と相改右之 御趣意通堅相守、御用向并寄合之外

無益之場所江携任ましく候、此旨往年屹と最通、新

役等被仰付候節ハ右之通い曲申聞、取違無之様可仕

候、

右之通、於江戸申渡有之候段申来候条、此旨可承

向江可申渡候、

(朱書)「右同」

正月

大炊

「(行間朱書)本文同断、」

一誓詞掛

一御厩掛

一御鷹掛

一御数寄屋掛

一御帳掛(能力)

一御庭掛

一諸御札掛

右者、以来若年寄詰之節者御当地仕向之通、於江

戸も請持被仰付候条、此旨可承向江可申渡候、

(朱書)「天明八申」

三月

(島津久邦)
和泉

「(行間朱書)本文伊集院伊膳御取次、相良此右衛門承知、」

一 御兵具方同心式人ツ、

右者、御内玄喚脇番所江右之通昼夜定番申付候置候

得共、一往都而引取可申付候、左候而、御兵具方江

致泊番候同心之内より式人ツ、暮六ツ時より翌朝

六ツ時迄繰廻右番所江致泊番候様申渡、可承向江茂

可申渡候、

（朱書）「石同」

四月「七日」

（行間朱書）

（実裕）

大炊

「本文申四月七日町田幸太郎御取次、同人承知、」

一何ぞ願事并内意向之儀ニ付其掛を迦し、或は下役等

ニより頭人を差越直進達等無之様先年申渡有之、猶

又手寄を以内意等曾而不申込様去年申渡之趣有之候

処、頃日間にハ右体之儀有之筋ニ相聞得不可然候条、

一切右式之儀共無之様可相守旨向々江可申渡候、

（朱書）「寛政二戊」

九月

（鳥津久利）

求馬

「（行間朱書）本文戌九月廿六日伊集院四郎御取次、本田六郎より

承知、」

一御先代様よりは迄追々被 仰出候御規定ニ付而者、

当座之理を以相障候取しらへ、或願事等細事迎茂理

を以御法を押候様成儀者御政道之妨ニ相成候条、以

来御用向者勿論願事等茂申出ましく、且又御用向兎

角等閑之取扱茂有之、急成御用茂退出比ニ相成候得

者先明日と延置、不差掛候得者不取付儀茂有之由候

ニ付、不依何篇承知候ハ、早速取しらへ置、到其節

可相弁、不頓着二而不続之吟味等有之、御規定之障

ニ相成事候、畢竟御役場を深切ニ不相守、不心掛之

故等閑之沙汰ニ茂相成事候旨、其外段々被

仰出候趣時々被仰度、其涯者面々相守候方ニ茂相見

得候得共、頃日ニいたり緩疎之向茂有之由相聞得不

可然事ニ候、右ニ付而者此節 御沙汰之趣茂有之候

段申来候条、諸向猶又申談遂吟味屹と相改、無相違

可相守候、尤、来年者 御初入部被為在、万端被遊

御覽筈候間、（重巻）中將様被 仰出置候御規定通為少事

共無忘却行届候様可致出精候、此旨支配下有之面々

者頭人・主人より得と向々江不洩様可申渡候、

（朱書）「天明八申」

五月

（鳥津久利）

和泉

（喜入久福）

安房

（菱刈美祐）

大炊

（二階堂行且）

主計

（行間朱書）

「本文天明八申五月廿八日月番御用人鳥津主水御取次

ニ而被仰渡、谷川政之進致承知候事、同日諸御役人

御礼後控居候様前以御目付より通達有之、芍薬之間

於縁類御家老衆大目付列座ニ而月番御家老衆安房殿

より口達を以本文之儀被仰渡候、御役人中二仕切ニ

承知、

口達之覺

中将様厚 思召を以段々被仰出候御規定之趣、御

当代様弥其通被遊御事ニ而、来年者

御初入部被為在万端被遊 御覽筈候ニ付、到其節万

一不行厚儀共有之候而者別而如何敷候間、御規定之

儀者為少事共無相違可致旨、此節江戸より 御沙汰

之趣有之別紙を以申渡通候、右ニ付而者、以前より

之風俗ニ而被仰渡候儀程過候へ者兎角相ゆるみ候方

成行、夫故每度

御沙汰茂被為在御事ニ而甚不本意之至候条、向後頭

人・主人者猶以掛心頭、支配下者勿論、下々迄茂時々

無油断申聞、(項カ)貨細之儀迎茂行届候様急度申談、御規

定ニ無相違最通候様可致出精候、

(朱書)天明八申

五月

別紙之通被仰渡候間此段致通達候、左候而、御役願

ニ被次渡、留より可被相返候、以上、

五月廿八日

御用人

小十人頭

(行間朱書) 本文御役願通達ニ而物頭より次来、申五月晦日谷川

政之進致承知、則御大番伊地知与左衛門江次渡候、

一御領國中御政務之儀ニ付而者、高下共ニ奉行・頭人

より支配下之者生質・人柄等之吟味を以向々勤方申

付事候処、他役より無扱内願等之趣意を以内々頼入

候儀とも有之由相聞得候、尤、其勤場江不相応之者

ハ相互ニ其心得可有之事候得共、老身以下軽キ者共

之儀、大目付以上格別之向より頼入等有之候而者外

見も如何敷、其上頭人之吟味茂不行届不都合ニ茂可

有之候間、以来右御役方より軽キ者共儀者勿論、

御目見以上之人たりとも内分取持ケ間敷儀不致様有

之度候、夫共無扱訶合を以他役江頼入不致候而不叶

儀者訳柄ニ茂可依事ニ候、

右之通被 仰出候段申来候条、此旨無訖御一門方・

島津左衛門并同列之面々江致通達、御役人限可致

通達置候、

〔朱書〕寛政三亥

四月

〔伊勢貞矩〕
播磨

〔行間朱書〕
「本文亥十二月廿九日市来次郎左衛門御取次、本田六

左衛門承知、」

江壁書二いたし置、往々新役等之心得違無之様可致

置旨、奉行・頭人より可致通達候、以上、

六月

造酒

別紙之通致通達候、以上、

申六月十四日

御目付

〔行間朱書〕以下欠
「本文」

御目付江

諸御役座江八ツ後退出之儀ニ付而者、享保五年被仰

渡置候趣茂有之、又者近き比御役場向御用取扱之儀

随分致出精、八ツ後退出之節茂御用之向ニ因者夕方

迄茂罷在、委遂吟味、其涯々急度埒明候様ニと御

沙汰通之儀共先達而申渡有之、聊以取違者無之筈候

得とも、間ニ者諸所御役場之内八ツ打候得者退出之

程を専ニ心付候や、戸口相しめ誠ニ明り取候迄ニ明

ケ置、月番御家老衆退出を相待居候体ニ見受候向茂

有之由不可然候、就中多人数相勤候御役場之儀者、

年若者過半相交候所茂有之由候処、奉行・頭人・書

役ニいたり年長ケ候者共より右之振合ニ而者自然と

其風儀を見習候方ニ茂成行、旁以如何之筋ニ相聞得

不本意之儀共候条、右通り度々被仰渡候趣者御座々

一 富之進様御付
〔重豪男、昌高〕

御抱守

右、御部屋栖様御抱守次、

雄五郎様御付
〔重豪男、忠厚〕

一 右同

右、富之進様御抱守次、

雄五郎様御付

一 奥御小姓

右、中將様奥御小姓次、
〔重豪〕

雄五郎様御付

一 御小姓

右、
〔斎直〕
太守様御小姓次、

右之通、御役順被相定候条、此旨可承向々江可申渡

候、

(朱書)寛政亥)
八月

(比志島範章)
要人

〔(行間朱書)本文亥八月廿一日島津(久美)九十九御取次、河口転承知、

一 櫛方郡奉行之儀、是迄櫛方一篇之受持勤被仰付被差
分置候得共、以来郡奉行兼務被仰付候、

右之通、支配中江申渡、奥掛・表方江ハ写を以可

相達候、

(朱書)右同(朱書)
七月(六日)

〔(行間朱書)本文申七月六日伊集院隼衛(兼吉)・伊集院伊膳御取次、谷

川政之進承知、

一 先年道奉行御役被相建、御領内橋石見分・普請之儀

茂受持被仰付、町家端々迄茂道屋敷場所又者小路内

二 相掛候儀、水道方迄茂都而引受被仰付置候得共、

已来者

御城下計受持被仰付、諸郷往還受持之儀者此已前之
通被仰付候、此旨申渡、御作事奉行・郡奉行其外可

承向々江可申渡候、

(朱書)天明八申)
七月

(菱刈実祐)
大炊

〔(行間朱書)本文申七月九日同人御取次、相良此右衛門承知、

一 諸御役所多々(兼力)粉盆不被相渡、自分相調候儀者心次第

候旨先年被仰渡置候、然処宗門掛御用屋敷入付多者

粉盆、宗門方御銀より返銀ニ而調方有之、且又砂糖

方御代官詰所・御薬園之儀、是迄御物調ニ而相渡居

候へとも、以来不被相渡候、右通り候へ者灰吹之儀

茂諸座都而取入間敷旨、大炊殿より被仰渡候間、此

段致通達候、以上、

但、御近習通番所御納戸御広敷之儀被定置候通御

座候、

(朱書)天明八)
申七月廿四日

(御儉約掛)
御目付

〔(行間朱書)本文天明八申七月廿四日御儉約座通達ニ而此右衛門

承知、

一 是迄御役等相勉候人、差廻(道力)之訳合を以琉球・島方付
役等名代勉被仰付度訴訟等申出来候得共、以来者其

身相勉候筋か又者親類懇意之者二而も、誰江被仰付
度候ハ、合力等約諾致置候趣を以願書可申候、藏方
願等も同断之趣意二可有之旨

〔朱書〕天明八申

十月

大炊

御沙汰候段申来候条、此旨表方江可致通達候、

〔行間朱書〕「本文申十月廿六日伊集院隼衛御取次二而相良此右衛
門承知、」

一書役・小役人依訴訟役場を離、勝手向之勤方申付相
仕廻又々帰役申付候儀、頭人手前二而規模之様二相
心得、於役場其器当り兼候者茂夫限二差置候而者可
及迷惑と申所二而、先可也二為致帰役候類之儀、間
二者有之積二候、御用立候者ハ自不相變帰役可申付、
且別而及迷惑候儀ハ其考茂可有之事候得共、依人柄
者外勤二相転候ハ、還而御用立候者茂可有之候、尤、
自分勝手手を以相迦候勤方之儀候得者、其役場不得手
之者外勤江繰替候歟、又者先夫限二而差置可然儀
茂可有之、右体之所者頭人専勘弁見慮茂有之へく事
候間、其旨を相心得、下役之勤方をも致吟味候様被

仰付候条、此旨可承向江可申渡候、
〔朱書〕天明八申
十二月
〔鳥津久邦〕
石見

〔行間朱書〕「本文申十二月廿六日北郷八左衛門御取次、谷川政之
進承知、」

一町人其外商人共より向々江相付色々之儀を訴出事候
処、依訳合ハ諸役場取扱之面々等閑いたし、願人よ
り内意音物等預り、且又差而入組茂無之儀を事ケ間
敷振合二而長々手前二控置候付、内意音物等再三二
及自然と賄賂之筋二成立、願人共は費之物入いたし
候上願出候一筋片付方及延引候得者見込致相違、勿
論依吟味願不相濟儀共候得者、猶以及迷惑候趣など
有之由薄々相聞得候、弥其通於有之者甚以如何至極
二候、夫々及糺方候而者屹と迷惑二相成ものも可有
之事候条、此以後右体訴訟事二相掛候面々者一涯身
分を嗜、諸事無私廉直二遂吟味、可成長遲滞二不及
〔丈切〕
様相片付ケ可申候、惣而諸向共右二応し、頭人・下
役共専役職を励、聊茂御用向二付而者本意を不取失
候様堅可相守候、

(朱書)「寛政元酉」

三月廿七日

(喜人久福)
安房

(市田教國)
勘解由

(行間朱書)「本文酉三月廿四日町田幸太郎御取次、政之進承知、」

一何ぞ願事且内意向之儀ニ付其掛を迎し、或は下役より頭人を差越直進達等無之様ニとの儀先年被仰渡趣有之候条、手寄を以内意等申込候儀曾而致間敷候、此旨屹と相守、重役者用達江相付、用達無之向者右之振合を以下役等江相付可申出旨、江戸表より申来候条、向々江可申渡候、

(朱書)「右同」

五月

安房

(行間朱書)「(喜人久福)「本文喜入休右衛門御取次、相良此右衛門承知、」

一御当家之儀、往古諸士人数少ク、其砌少々ニ而茂家部立候様御取計有之、末男迄茂彼是宜御取立被下置たる御事候処、連々別立候人数及過分、御高給地高等以前之通員数茂為限儀ニ而、御宛行又者分地等茂存分不相調候処より、只今ニ至て者自然と諸士致逼迫、士難似合細工等を以乍漸渡世或山野之稼をも致

候筋ニ成立、剩飢米を以当日を凌候者多有之、飢寒之苦ニ及候儀甚以

御氣之毒ニ被 思召上、一統統方宜様被仰付度、是迄段々 御心配被為在候御事候得共、右通人体相重貧士年々致増長候得者、往々致連続候程合一円不相見得、先キ〱猶以御取扱茂難被成趣ニ成立候儀案中ニ而、先年以来彼是御吟味も有之候得共、当分之御仕向ニ而永々相続候筋合毛頭不相見得候、兎角家部人体を被相定候外有之間敷候、左候得ハ、以来生立候二男以下之者共儀、何共御氣之毒ニ被為在候処より、是迄行形ニ而為被召置御事候得共、今通ニ而者往々尚又困窮ニおよひ、御助勢茂不相届次第ニ成行候積候得共、当座之御憐愍を以往々難差見得候儀を其儘ニ而被召置候儀、甚以被遊 御心勞御事候間、此上は諸士一統諸郷ニいたり末男迄茂夫々如何御取計有之候ハ、往々取続身分之御奉公可相勤や、諸向支配頭又者御役場向々遂吟味、存寄候儀申出候様被仰付、其上ニ而宜筋合之御取計茂可有之候哉、尤、何ぞ此涯屹と被相片付候思召之儀ニ而ハ無

之、可成長ケ今通ニ而宜筋合之吟味相付候得ハ別而

一拾人賦

図師崎檢校

御満悦可被 思召と之御事候間、右之御趣意奉汲得、

右、式人於江戸被仰付候旨御証文を以被仰渡候付、

永々御差支無之筋合得と相考可申候、左候へハ、容

安永九子七月右之通被仰付候而者御格之通可申渡

易ニ吟味難相成積ニ候故、何ぞ差急き候様ニとの儀

也之旨得御差図候処、同子十一月十四日御番入之

ニ而者無之、兼々心頭ニ浮先々至存寄之儀有之節ハ

不及沙汰候段、（島津久起）大進殿より町田孝太郎御取次を以

再往遂吟味、其趣を可申出候、

被仰渡、新納四郎致承知、委細御格調ニ茂有之、

右之通、支配有之面々を初御役人中江可申渡候、

（朱書）寛政元酉
六月「廿四日」

（島津久初）
石見

（喜入久福）
安房

（島津久連）
登

（二階堂行旦）
主計

（市田教國）
勘解由

（行間朱書）
「本文島津主水御取次、谷川政之進承知、」

右者、安永六酉三月遠方寺人被仰付置候処、同九年
子三月出寺被仰付、御奉公方被障置候旨被仰渡候ニ
付、御番勤方之儀何様可申渡哉之旨月番与頭喜入善
之助より（小松清香）帯刀殿江得御差図候処、不苦旨同人致承知

事、

（朱書）安永九子
三月十六日

（朱書）
「二」御番方之儀其外 御城内夜廻并異変等之儀被仰

渡候事

一御城内夜廻之首尾当番之御目付江申出来候得共、以

来之儀者御目付勿論、御門抑番・御納戸奥通番所夜

一御馬廻格

森山長元

廻之面々進物藏番人江茂時々可相断候、自然不締之

儀候ハ、屹と可及沙汰候、尤、昼之儀者有来通御目

付迄之首尾ニ相心得候様廻方足輕江可申渡旨物頭江

申渡、可承向々江茂可申渡候、

(朱書)安永七戊

(行間朱書)

(小松清香)
四月 帶刀

〔戌四月廿一日〕

本行ニ付内廻足輕より御門上番人江変事首尾無之候

ニ付御兵具所肝煎方相糺候上ニ而帶刀殿江北条十左

衛門より得御差図候処、左之通

戌八月十八日一本行ニ付内廻足輕勤向之儀者已前よ

り御目付方首尾相成候得共、緩せ無之為上番并諸所

江時廻之首尾迄申出候様被仰渡置候ニ付、変事之儀

者不申出筈候ニ付、其通相心得候様帶刀殿より北郷

十左衛門致承知候ニ付、同席中江申談候、後年為見

合記置候、

安永七戊八月十八日〕

一御城内違変等之儀、御役々退出以後ハ当番之御番頭

御目付申談之上諸事取計候、是迄致来候得とも、以

来輕き儀者申談不及、夫々之請持より例格を以取計、46

重立候儀者兩御役申談、依事者物頭江茂可申談旨申

渡、可承向々江茂可申渡候、

(朱書)安永七戊

(行間朱書)

九月 帶刀

〔本文平田新左衛門承知いたし候事、〕

一御在国之節、出火騒動之時分大番人より鳴子口江相

通、火本之首尾有之候節是亦可相通候、尤、靜候節

首尾茂可申出候、以上、

(朱書)安永四未

十一月

御番頭

小番

大番所

一御番当日六ツより翌六迄ニ而、昼夜不明様受持之儀

ニ候得共、朝番者朝星迄ニ而八星罷出不及御番差支

候節者仕廻替にて罷出可相勤候、

一夜番之儀者、昼夜不差支節者為仕舞罷婦、夜番可罷

出候、其外昼番之儀ハ有来通夜番之外惣人数可相勤

候、無扨儀ニ付御暇之儀者有来通、夕詰之人四ツ八

ツ之間無拋儀共有之候ハ、同番申談不差支節ハ屹
と御暇申出不及、其旨御番頭江首尾申出置可罷帰候、
右者、先達而御番勤方之儀ニ付申渡置趣茂候処、

遠方の人其上無拋事共ニ而申渡之通難相勤体之人
も間に者有之様相聞得候、以来勤方之次第右通可
被相心得候、

〔朱書〕安永七戊
二月廿一日

小番人中

大番人中

一 小番・大番夜番相勤候節、老人共用事等之砌及難儀
候間、手燭台自分ニ相調、諸用事相弁申度旨申出候
間、御殿内自分灯方仕候儀御免被仰付置度儀と申

談此段申出候、以上、
安永

御番頭

番人中

〔行間朱書〕
「写」

本文手燭台・蠟燭共自分調ニ而申出候通申付候条、
火用心随分入念候様申渡、可承面々江茂可申渡候、

主計」

一 外御庭御困塀并御台所御困塀帽子釘紛失いたし聊爾
之筋ニ相見得候、依之以来者南口御門番人江見締申
付、右番所夜廻迄も申付候条、夜中三度ツ、相廻、
風雨之節者不時ニ茂相廻り聊爾等無之様可氣付候、
自然紛失等有之候ハ、早速御台所頭江申出、御台所
頭より御側御用人江申出候様可致候、左候而、夜廻
り之首尾御台所口番人江時々可申出候、

〔朱書〕安永九子
右、如例申渡、御側御用人江茂可申聞置候、
六月

帯刀

右之通、島津主水御取次を以被仰渡候間得其意、
〔久兼〕

御番頭ニ可被次渡候、此段申渡候、以上、

〔朱書〕安永九子
六月廿五日

御番頭

御台所口

一 御下屋敷裏門より御中門番所迄之間已前より夜廻無
之由候、以来毎夜九時七時夜廻申付候間、両御門番
人より忝度ツ、致廻り方、相違有無之訳互ニ首尾可
承届候、

一 御花園御門より御台所口御門迄之間是又夜廻り無之候由候間、右同断両度夜廻申付候条、御花園御門番人より銅御藏迄致廻り方、御藏番人江相替有無申達、銅御藏より御台所口番人江右同断首尾可申出候、

右、如例可申渡候、

(朱書)「安永九子」

十月

(小松清香)

帶刀

(久連)

右之通、安永九子十月十三日桂左右衛門御取次二

而新納四郎致承知候事、

一 六組御番人小番・大番共二頃日別而差支、大形者寄番二而相勤申事二御座候、依時候而者寄番触方いたし候而も、他出又者病人彼是付差支候節者、稀二者定数之内耆人共及不足候事も有之候付、吟味仕左之通申上候、

一 御連歌勤付此節御番御免被仰付候者共、御番当日御連歌勤御座候節者御番方別星二相勤来候、此節御連歌勤人者御番差免、御連歌勤一円被掛置候筋被仰付候得共、江戸詰又者田舎御奉公二而別勤茂仕事御座候、一ヶ月四五度式三度ツ、之御番二而も御連歌勤

難成筋候得者外勤方不被仰付筈御座候得共、前件之通二而相濟候事二御座候付、已前之通御番被仰付、御連歌勤当日別星二被仰付儀と吟味仕候、

一 吉野鉄炮留是又御番被差免置鉄炮留一偏二相勤候得共、牧司・駒見廻・犬駟被仰付候者共多人數被掛置候付而者、右者共江鉄炮留迄も兼務二被仰付、鉄炮留之儀者被差免御番被仰付度吟味仕候、

右、前条之通二御座候、御下国御座候而先年之通不時御供方被差分候者、当分二而も御番方差支申候付、到其節何分吟味仕候得共、御番人必至之差支申筈御座候付、右之通吟味仕申上候、併何様

共御吟味被仰付度御座候、已上、

(朱書)「天明三卯」

正月廿五日

(行間朱書)

写

御番頭

御番人差支候二付、福昌寺蓮池并樹木見締申付置候者共外勤無之人者御番可相勤候、見締之儀者当分之通申付置候、

一 右同断二付、吉野鉄炮留申付置候者共勉方差免候様申渡候間、御番勉方之儀可被申渡候、

右之通可申渡候、

（島津久健）

五月

仲

右之通、卯五月廿三日篠崎藏太左衛門御取次二而被

（仲泰）

仰渡、島津求馬致承知候事、

一本行二付御連歌勉之人者当分之通相勉候様仲殿より

御口達篠崎藏太左衛門御取次を以島津求馬致承知候

事、

一福昌寺御池鯉魚并樹木見締被仰付置候者御番差免被

置候得共、樹木も生長仕鯉魚当分不相見得候付而者、

其節より見締之手透有之候付御番被仰付、御番透二

而見締仕候様被仰付度儀と吟味仕、此段申出候、以

上、

（朱書）天明三卯

正月廿七日

御番頭

一六組御番人小番・大番共御番差支候付、先達而御番

別勤被差免度申出候節、左之通相込申出答候処、申

出後候付左二申上候、

一近名櫛見締

一愛宕山見廻

右之通被仰付置候得共、当分別而御番差支候付、

御番透二相勤候様被仰付度儀者是又吟味仕候、併

何分二も御吟味次第被仰付度候、已上、

（朱書）天明三卯

五月廿八日

御番頭

（行間朱書）

本文御番差支由候間、近名櫛見廻申付置候者共御番

申付候間、見締之儀御番透二茂可相勉候、

御城山直竹御立場所見締申付置候者共儀、勉方被差

免御番可相勉候、左候而、見締之儀者屋敷掛江山奉

行より年々可申渡候、愛宕山見廻之儀者当分之通被

差置候、

右之通申付候条、可被申渡旨御番頭江申渡、山奉

行其外江茂可申渡候、

七月

仲

（朱書）△

一雉子之間へ横目昼番迄相勤来候得共、以来昼夜不明

様泊番相勤候様、未六月十二日勘解由殿より北郷助

太夫口達御取次二而新納織部致承知候、

(朱書)△

一二之丸御家作御造立相濟候付、今日より小番忝人、

御小姓者忝人ツ、御番被仰付候条、当分御作事方下

目付致見締候間、御番所入付道具其外同心并下番等、

南御門番且御中門番仕方諸事先達而申渡置候趣下目

付より次渡受取御番次可次渡候、若差支之儀も候ハ、

時々可得差図候、

右之通、御番人江可被申渡候、且掟書一枚相渡候

間被得其意、可被致差図旨当番頭江申渡、可承

面々江も可申渡候、

十月

主計

〔行間朱書〕
「本文申十月廿一日伊集院隼衛御取次を以谷川政之進

承知いたし候事、」

組中之面々、何そ付与頭方江願書等差出候節者、都

而与所筆者請取与頭江差出之由候得共、以来者小

番・新番之内小番頭相勤候人より人柄見合一与より

兩人ツ、寄合方相談人申付置操廻与所江出席願書等

相受取与頭江差出、是迄寄合方相談人并筆者取次を

以被申渡来候御用筋輕儀迄も右出席之人江取次被申

付候儀共別紙之通被申渡、右之内江戸詰等之節者代

役可被申付候、尤、直申渡之儀并御役人之内其外寄

合方相談人被申付置候儀者、有来通可被相心得候、

(朱書)「安永七戊」
二月

(小松藩番)
帶刀

〔行間朱書〕(籠章)
「本文比志島要人御取次二而末川織衛致承知候事、」

寄合方相談人

〔行間朱書〕
「本文同断、」

〔三〕(朱書) 組方取次之儀ニ付被仰渡候事

付、小与頭之事

一

六組

組頭江

右之通、一組より兩人ツ、都合拾式人申付置候条、
一番与より四番与迄兩人、五番与・六番組より忝人
日々繰廻三人ツ、組所江致出席、組中之面々より差
出候願書等相受取与頭江可差出候、左候而、組頭よ
り取次を以申渡来候御用筋之儀も出席之人より致取

次、右二付触方又者座々江及問合候御用之書付等者

組所筆者相認、都而之御用向不及遲滞様可心懸候、

尤、勤内御番被成御免候、

〔行間朱書〕（種史）本文高橋縫殿御取次二而末川織衛致承知候事、

一組中之面々、何そ二付与頭方江願書等差出候節者、

与頭筆者取次を以差出候、是迄之振合候得共、已来

之儀者寄合方相談人組所江致出席居候間、与分之無

差別都而願書等相談人江可差出候、

右之通、与中江通達有之候様可申渡候、

（朱書）安永七戊
二月

帶刀

一寄合方相談人之内、病氣又者湯治御暇等二而及數日

候儀者、見合を以其内寄役可被申候、其外御当地抔

二而暫之御暇等者、寄役二不及同役中申談有合可相

勤候、出席日無扨故障有之節者、前日又者当日二而

茂出勤前二相知候ハ、非番之同役江可申談候、出席

之上差掛候故障等到来候ハ、暇被差免、兩人迄者当

日外同役出勤不及候、尤、可成丈御暇等申出間敷旨

兼而可被申聞置候、

寄合方相談人之事

与方相談役

右之通、役名被相替候条、此旨組頭江申渡、可承

向々江可申聞置候、

（朱書）安永七戊
六月

帶刀

〔行間朱書〕本文比志島要人御取次二而、末川織衛致承知候事、

一 与頭江

組方相談役与所江出席之儀、一組より兩人ツ、可申

付旨先達而申渡置候得共、已来代合之節者一番より

四番迄五番より六番と相分置、右之内より与違二而

も時々吟味次第出席申付儀茂可有之候、

右可申渡候、

（朱書）安永七戊
閏七月

帶刀

一 与方相談役之事

与方取次

右之通、役名被相替候間、主計殿より取次島津十太

左衛門を以被仰渡、島津多門致承知候事、

〔行間朱書〕
「本文御目付順達之筋相心得候様、同人より同人致承
知候事、」

一 組方

相談役

右者、組方江被繰置候得共、組方取次致日勤事候間、
分立而相談役被仰置不及候条、右勤方可被差免候、

右、組頭江申渡、可承面々江茂可申渡候、
〔朱書〕天明〔寅〕十二月
〔二階堂行貞〕主計

右之通、鹿島辺御取次二而諏訪舎人致承知候事、

一御役人之内御家老座筆者勤之人、当分迄者小組頭并
寄合方相談人被申付置候得共、勤方二付而者御用差
支相成儀、茂有之候間、小与頭相談人共被差免、已来

其通可被相心得旨組方江可申渡候、
〔朱書〕安永七戊 二月
〔小松清春〕帯刀

一小组頭差支、寄小组頭相勤候節者本組相放其場江相
付、平日御用相勉与中何そ二付御断申出候節、茂其通

相心得候様、〔島津久金〕左中殿より小松右近を以被仰渡、北条
十左衛門致承知候事、
〔行間朱書〕
「本文天明三年卯七月十九日」

一寄合方相談人与所江出席申付候付而者、小与頭兼務

之儀二茂候間、已来与中取締等之儀一涯氣を付、何
篇緩二相成す様外小与頭中江茂申談、就右欠座致茂
候ハ、不差置可申出旨被申渡、尤、前より被申付置
候相談人之儀者、取次勤迄を被差免、其外之儀者都
而此内之通被申付候様与頭江可申渡候、
〔朱書〕安永七戊 三月
〔久敷〕帯刀

〔行間朱書〕〔範章〕
「本文比志島要人御取次二而未川織衛致承知候事、」

〔朱書〕
「四」出火騒働・盜賊等之事

付、一向宗之事

一出火之節火本江差越致見物候者多有之、込合場所江
右通無用之人入交候而居所より水廻等至而不自由有

之、第一消方之妨と相成不可然候、右二付而者先年

より段々被仰渡趣有之候得者、今以不相止候条、以
来右体之儀曾而無之様、末々迄稠敷可被申渡旨可致

通達候、

（朱書）明和六丑

十二月

大御目付

一出火之節火之元江駈付候儀二付而者、前々より段々

申渡置候趣茂候得共、火事場江差越致見物体之者有
之、消方之妨二相成由候、就中此間出火之節見物と

相見得候大勢集其元火之元駈付、御馬乗外馬上二而

火元辺乗行候者茂為有之由、群集之中別而如何之仕
方二候、役目并火消方係之外、馬上ハ勿論猥ニ差越

候儀可致無用候、尤、統候者共者御目付・横目応下
知相働、曾而致見物間敷候、且火元近辺込合候場所

江御目付行廻り致下知無用集候者者追払候様可致候、

右之趣相背者者名前承届屹と可沙汰候条、此旨末々
之者共江主人并支配頭より稠敷可申付候、

右之通、表方江致通達、御側方・御勝手方江者写

を以可相達候、

（朱書）安永三午

五月

左中

本文之通被仰渡置候処、先比出火之節茂致見物候体
之者又者無用之馬乗有之由、畢竟仰渡之趣大形相心
得候所より右通二候、且又御目付・横目本文之通下

知不行届候間、向後不応者者、士以上者名元承届其
訳可申出候、凡下之者者宰領相付会所江預申付、依

訳ハ擲取申出候様可致候、尤、無用捨右通取計稠敷
致下知候様、御目付・横目江猶又可申渡旨御家老衆

より兵部殿被成御承知候、此段口達を以致承知候、

月番

御目付

出火之節為見物差越候儀者前々より度々被差留事

候得とも、今以不相止、火事場駈引邪魔ニ相成不

可然候条、猶又此節取締等之儀二付吟味之上左之

通申渡候、

一於火出之場差引人之背下知、其上不謂悪口等申人も
有之由候、不依何篇下知人之儀者上より屹と被仰付

事候得者、对其人無弁次第畢竟上を軽しめ候筋二而

士之身分二ハ有之間敷事候処、比日度々不都合之儀

而已有之別而不宜事候、且又於火事場消方ニハ不致貪着茂出置候道具を損シ又不差障場所等打崩之多人數入乱、且法外之仕方茂間々有之候、已来右体之儀見聞之上ハ相糺、屹と御咎目をも可被仰付候間、若き面々此旨を存、已来相嗜取違無之様引請候者共より時々可申付候、

一出火之節馬ならしの為ニも候や、無故馬上之人數多、無勘弁人込ニ乗入、間ニ者怪我等も有之事候間、火事場掛り之外ハ一切差留候、御厩駈付之儀者脇差^(挑カ)焼灯をも目印ニ相用事候間、已来無目印馬上之人於有之ハ名元可承届候、尤、類家見廻又者無抛依筋合馬上ニ而火事場江不差越候而不叶面々ハ、紋付又者人印有之脇差焼灯弓張之間相用、乱ニ不乘廻不都合之儀共無之様可相心得候、

一火事装束をも不致路次立屯何之働茂不相見得者ハ、いつれ見物一篇之者を為差知事候条、不依貴賤御目付・横目より致下知、同心等差廻屹と可追払候、且又火消手先之人數など出火之最奇ニ差越居直駈付候得者、装束之沙汰ニハ不及筈候、尤、右体之面々ハ

働前も為差知事ニ候、其外親類見舞、彼是ニ付与風差越候者ハ装束不致者も有之筈候得とも、右類之者ハ向々江差越程々之働等有之筈候得者、路次立屯候程之儀者無之積候間、已来之儀前条之趣を以取締申渡候条、無用之人一切火事場江不立障候様、若き面々江者引請候者共より兼々稠敷可申聞候、乍此上不相止差越与風取違ニよりて万一身分不立儀共致到来候而者甚以残念之儀候間、若き面々此旨得と致勘弁、屹と相嗜候様可有之候、

一出火之節御目付方江相付駈付同心之儀、当分之体ニ而者混乱之場所下知茂届兼候ニ付、目印之為ニ候間、六尺棒持儀依場所棒からミ等茂いたし、随分持前之働を以下知方詮相立候様可致候、尤、御目付方掛之外ニ茂其場江差越候節者無油断同様可相働候、

右者、火事場取締之儀ニ付已来右之通下知有之筋ニ相定候条、末々之者共江ハ主人并支配頭より稠敷可被申渡旨可申渡候、

(朱書)「天明三卯
四月

大御目付

一 稲盗いたし候者ハ、不依多少格別御咎目重く被仰来、
仮令親為養致盜候而も御取分無之、尤、麦・粟類是
又同前重く被仰付事候、且格護いたし居候を盜取候
者ハ、時々其仕形を以御吟味之上御咎目被仰渡事候
間、自然纔計之儀坏と末々之存違致聊爾候者有之候
而者、悪意なから甚不便之至候、当年之儀者就中凶
年之事候条、右之趣無間違様可被申渡旨、支配有之
御役々江不洩様可申渡候、左候而、郡奉行并地方檢
者諸所廻勤之節、右之旨趣時々所役々江茂猶又得と
可被申聞旨可申渡候、

(朱書)天明三卯

四月

(島津久健) 仲

右之通、島津十太左衛門御取次二而鎌田藏人致承
知事、

一 欠落者并無宿者方々うろたへ、或名を偽宿を借御雇
二 罷居、似せ証文抔取拵日雇を取居於方々致盜等儀
多々有之候、右体不慥成者之儀付而者前々段々被仰
渡、去戌九月分而申渡置趣有之候処、比日無宿体者
方々うろたへ、間々者堂泊抔致居候者も有之由相聞

得、畢竟右体之者日雇又者宿等を借置候処より緩せ
之儀二候哉、於所々盜等有之之不可然事候、就中末々
之者共大形相心得候筋二而別而不宜候間、向後不慥
成者人来候ハ、支配頭又ハ横目江可申渡候、

(朱書)安永二巳

十月

大御目付

一 一向宗頭取又者本尊持之者密々致訴人候ハ、縦雖
為同類其身咎を被差免、直本人之科銀為御褒美可被
下候、

一 御城下三町之儀茂町役之内より宗門方加役申付置、
年々八月限不審成者有無之訳首尾書互二与中掛合、
印形帳諸外城同前申付、中宿者之儀者近所掛合為致
印形、宗門改方江差出候様申付候、

右之通申付候条、支配中并諸外城まで不洩様如何

可申渡候、

(朱書)安永五申

正月

(喜入久福) 主馬
(小松清香) 帶刀

一於諸所一向宗執行之者有之節者、加役共より宗門改

方迄申出筈候処、百姓相雜居候得者、取違郡方江首

尾申出候所茂有之候得者、右宗旨之儀者兼而申渡趣

有之、別而被入御念事候付、若執行候者有之候ハ、

一切不申散随分致隱密、夫々支配頭申出不及、早々

宗門改方江可申出候、此旨諸外城・私領江申渡、御

役人限被承置様是又可申渡候、

(朱書)安永七戊
五月

(小松清香)
帶刀

写

一 組頭江

出火之節火元近辺江多人数走統致見物茂有之、別而

込合消方之障相成候由相聞得不可然候条、向後毎月

兩人ツ、当番定置、火出之節差越、諸事猥ケ間敷儀

共無之様可被致承知候、尤、大御目付差引有之事候

間、得差図候儀共其通可致候、

右申渡、可承面々江茂可被申聞置候、

(朱書)天明三卯
十二月

(島津久健)
仲

此節三町江出火之節火元為見届梯子相立、出火之節

者半鐘を打候様被仰渡、消シ鐘と存違儀茂可有之候

間、駆付之面々為納得右之趣申渡候条、支配下迄茂

不洩様可申渡旨可申渡候、

(朱書)天明四辰
正月

(名越恒應)
左源太

「本文辰正月廿四日月番御目付通達ニ而致承知候事、」

(行間朱書)

一御城近火之節 御城内供定左之通、

一御一門方

若党四人・草履取・弓張^(挑カ)桃灯四張

但、若党持之、

一島津左衛門・島津美濃・島津図書・島津筑後・島津

出雲

若党三人・草履取・弓張桃灯三張

但、同断、

一御家老・若年寄・大目付

若党三人・草履取・弓張桃灯三張

但書同断、

一大番頭以下御側役以上

若党忸人・草履取・弓張桃灯二張

但書同断、

一大身分・寄合並

前条同断、

但書同断、

一右之二男三男

若党忸人・草履取・弓張桃灯壹張

一御留守居より小十人頭迄

若党忸人・草履取・弓張桃灯壹張

一用達の儀者勝手次第、右外供廻りハ下乗下馬江可被

残置候、

右之通、向々江通達可致候、

(朱書)天明七年未

(麥刈実祐)大炊

一未九月五日伊集院伊膳御取次ニ而相良此右衛門致

承知候事、

一頃日於諸所藏を破又者盜等多有之候条、武士方町家

近在ニいたり随分氣ヲ付差当、何之所作茂不相知無

故致徘徊候体之者ハ見当次第身分委く相糺、不審之

(兼力) 簾茂有之候ハ、留置、支配頭又者横目之間江早々可

申出候、

一無証文者召置候儀ニ付而者兼而御禁止之事候得者、

皆以大形者無之筈候得共、至末々不行届儀茂有之候

哉、折節無証文者紛居候、右体之者為究宿茂無之、

日用稼等ニ而今日を暮候体之者行廻候節者、不図取

違悪意取企候者茂有之事候条、兼而氣を付胡乱成者

見当相捕於申出者相働候依訳柄者被仰付様茂可有之

候条、無油断可心掛候、

一旅人之儀者為定問屋江相付筈候処、問ニ者問屋改相

濟候以後御当地出切之向ニて 御城下近在方ニ物貰

体ニ而行廻り、堂宮等致止宿者も有之由相聞得候間、

随分氣を付、右体之者者問屋江差越候様申付、其所

追払候歟又者依申分問屋江可引付候、

右之通、支配下有之御役場江不洩様可申渡候、

(朱書)寛政元酉

(名越恒徳)右膳

一本文酉七月九日月番御目付吉田七郎より御用ニ而此

右衛門召出候処、本文之通被仰渡候事、

〔朱書〕
〔五〕御咎目之儀二付被仰渡候事并評定所吟味日被相

建候儀二付被仰渡候事

付、御断等申出儀并并借取込且小普請銀之儀

二付被仰渡候事

一五番与伊東市藏事、徒二徘徊之間得有之、外方徘徊
差留候処、市藏事代官所寄筆者相勤居候二付、代官
より御勝手方江相付右之段申上候、然処藤馬殿より
御勝手方支配之座々江相勉候人江右体之儀与頭前よ
り申付候節者、御勝手方御家老衆首尾申上候上二而
科目申付候条、明和五年子十一月小林中太兵衛御取
次を以鳥津求馬致承知事、

一逼塞・遠慮等被仰付候人、赦免被仰渡候節長病之段
申出候得とも、得御差図候上二而小与頭差遣、長髮
為致見分月代差免、名代を以与所迄御礼申上候様申
渡来候得共、向後得御差図候二不及、右通与頭前よ
り申渡、与所迄御礼申上候節其首尾申出候様可致旨、
波門殿より御口達二而小松相馬致承知事、

正月十六日

〔行間朱書〕
〔本行二付明和六年丑正月廿七日聞得之趣有之、外方

徘徊差留候人有之、鳥津采女首尾二而諸座方勤有無
相糺候様、筆者垂野孫四郎致承知相糺候処、伊集院
平次嫡子伊集院民右衛門事、御勘定所寄筆者相勉居
候を勤方無之人と存違候故、御勝手方江之首尾相洩
趣孫四郎より丑二月御断申出、采女より御勝手方御
用人小林中太兵衛江御断書物差出候処、藤馬殿より
此節迄者御断不及、向後入念候様筆者共二茂可申聞
置候、左候而、勉方有人江右体之儀被申付節者、先
達而申達置候通頭御家老衆江首尾申出候而、面々之
支配頭江勉方被差免度旨致問合候上二而可被申付候、
同人御取次二而采女致承知候事、

右朱書之通被仰渡置候処、川村四兵衛・崎山休右
衛門・吉田長左衛門・江夏次左衛門事相聞得趣有
之候二付、外方徘徊差留筭候処、御勘定所寄役并
代官所寄筆者相勤居候二付、明和六丑三月三日藤
馬殿江鳥津鞞負より外方徘徊差留旨申出候処、即
日川上弥五太夫口達取次二而御勘定奉行代官より
右人数勤被差免候旨申渡候由首尾申出候間可被承

置候、島津内膳致承知、左候而、親類召出申渡候事、右次第二而御家老衆江首尾申出、口達二て向々支配頭江問合申達候事、

一勤方ニ付不調法有之、退役以後御咎目等被仰付候節者、御役人者勿論、算用役御家老座異国方御勝手方大御目付座筆者横目座横目檢者横目之儀者取次御用人より申渡、長髪見分之儀者寄合並以上并御家老与二被入置候人者御家老其外者申渡之御用人より可見届候、右外筆者・小役人之儀者御役座勤方付、用談之節者勤内奉行・頭人江申渡、長髪見分茂可為奉行・頭人候、此旨可承面々江可申聞置候、

（朱書）明和八卯
三月

（小松清春）
帶刀

（行間朱書）
「本文小松相馬御取次二而二渡被仰渡候事、」

一三番組川上出右衛門嫡子川上増右衛門同人二男川上
次郎太逼塞赦免被仰渡候処、忌中之段申出候付、忌
明候節首尾申出候様申渡置、其段御取次御用人菱刈
（美登）
孫兵衛江諏訪舍人より書付を以申出候処、即日主馬
（喜入久）

（馬）
殿より右同人御取次口達二而、忌中之人者長病同前
小与頭差遣長髪見分為致、忌明候節早晚之通御礼罷
出候様首尾可致旨、安永五申十二月右同人致承知候
事、

一諸御役人之内小与頭教訓人勤方之儀ニ付御咎目被仰
付赦免之節者、向後与頭より長髪見分可被致候、其
外之儀者有来通御家老見分可致候、此旨可申渡候、
（朱書）安永六酉
七月
主馬

一在宿之御咎目被仰付赦免之節、首尾方不相弁候而大
（鳥）
津久起
進殿江末川織衛より御尋申出候処、逼塞・遠慮等之
御咎目同前与頭長髪見届月代差免、翌日与所江御礼
罷出、其趣書付を以与頭より御用人方江首尾申出候
上可為致退出候、左候而、大御目付衆ハ不為逢旨致

承知候事、
（朱書）安永六酉
十二月

一
二番組
岩切仁右衛門
右者、御勝手方書役相勤居候処、二男江禁足被仰付、

右二付御断申出遠慮被仰付置、赦免之節畠山數馬長

髮見分いたし、翌日麻上下着用ニ而六与所江御礼罷

出候ニ付、書付を以數馬より御取次御用人高橋縫殿種次

江首尾申出候処、若御年寄衆采女殿より御家老座勤

之人右通赦免被仰付候節者、大御目付衆被為逢御取

次御用人江相付御礼迄申上候様、同人御取次を以數

馬致承知事、

(朱書)安永七戊
閏七月

一 千田条右衛門

右教訓人被仰付置候処、大形之儀有之、去子九月遠

慮被仰付、同月赦免被仰付節病氣有之、長髮見分罷

出体無之首尾申上置候処、今程全快仕体無之、其上

上氣強療治致難候ニ付、月代御免之願親類より申出

候間、(小松清香)帯刀殿江遂披露候処、月代被差免候、左候而、

快氣之節大御目付衆被為逢不及候旨御同人より致承

知候間、安永十年丑二月廿三日大御目付衆御方江申

出置候処、同廿六日帯刀殿より条右衛門致全快候節

六組所江御礼罷出候様可相達旨、月番与頭樺山相馬

致承知候、右之段親類名代有馬八藏江相達置候、条

右衛門首尾合不宜候間、以後者有来通長病者又者忌

中ハ同前之筋ニ小与頭差遣月代差免、快氣之節麻上

下着用ニ而六与所江御礼罷出候節、大御目付衆御方

江首尾申出、大御目付衆被為逢筋ニ大御目付衆織衛

殿より同人致承知、為見合記置候事、

一武二作右衛門・肝付弁右衛門遠慮被仰付置候処、赦

免被仰渡長髮見分相濟、翌日御礼罷出候様申渡置候

処御裁許日ニ而候ハ、与頭前より翌々日御礼罷出

候様可申渡旨、(島津久那)空殿より島津主水御取次を以被仰渡、

右之通御家老衆江茂為被仰談由候、尤、勤方等有之

者ニ而も御礼不相濟候而も遠慮不及旨是又被仰渡、

已来御咎目等ニ而赦免者御礼之節、右之通可相心得

旨入来院隼人致承知、以後為見合記置候事、

天明元
閏五月

(六一頁文書「一組方聞得之趣」に同じ、本文略)

(六〇頁文書「同廿六日帯刀殿より」に同じ、本文略)

一 組方聞得之趣有之、禁足申渡候節勤方被差免候儀、

是迄定役寄役之分チ無之候ニ付、此節致吟吟味候者定

役被仰付置候者禁足申付候付、時々勤方被差免候而

外御咎目ニ茂不相當之儀候間不及其儀、已來禁足内

ハ御扶持米差引被仰付度候、左候而、御支配頭江已

後少ニ而も同前之儀ニ付又々與頭より禁足申付候程

之儀有之候者、屹と可及御沙汰ニ茂候間被仰渡置、

依事ハ致吟吟味可申出候間、其節者勤方被差免度候、

尤、寄役之儀者是迄之通禁足申付候節勤方被差免候

様被仰付度候、無左候へ者手広與中難及手、取締ニ

茂不相成様ニ御座候間、此段申上候、以上、

〔朱書〕天明三卯

組頭

〔行間朱書〕

一 本文之通與頭中申談、卯四月五日〔島津久健〕仲殿江樺山相馬よ

り差出置候、尤、大御目付衆〔名越恒篤〕左源太殿江茂懸御目候

処被承置候旨致承知事、

一 与頭江

定役之内與方之儀ニ付禁足被申付候節者、勤方差免

ニ不及役料米差引可申付候、左候而、赦免以後又々

同様之儀ニ而禁足被申付程之儀有之候ハ、依訳者

役儀被差免儀茂可有之候間、其節者委遂吟吟味可被申

出候、尤、寄役之儀者是迄之通禁足被申付候御者勤

方可差免候条、時々支配頭江被相届候上可申付候、

右之通以來可被致首尾候、

四月

仲

一 右之通、卯四月五日仲殿より被相下、喜入善之助致
承知候事、

一定役之内、組方之儀ニ付與頭より禁足被申付候節者

役料米等逼塞同前差引申付候間、赦免之節何月何日

より禁足申付置候、今日差免候間役料米等差引申渡

有之候様、夫々之支配江相付可被申出候、左候而、

取次之御用人より遂披露候上、差引方首尾掛江取次

証文を以申渡候筋申付候条、已來無間違首尾方有之

候様与頭御用人江申渡、所面々江も可申渡候、

〔朱書〕天明三卯

仲

一 本文卯四月十五日〔久太〕鳥津十太右衛門御取次を以被仰渡、

鎌田藏人致承知候事、

一 本文之通被仰渡候付、役料米差引方右之様二者書付

を以、最初禁足首尾之与頭より赦免当日月番御用人
又者御勝手方御用人江相付申出候筈候、月番与頭喜
入善之助・鎌田藏人より出席与頭申談相究候付、為
見合記置候事、

一定役之内、与方之儀ニ付与頭より禁足被申付候節者、
以来役料米等差引可申付候、左候而、赦免以後又々
同様之儀ニ付禁足被申付程之儀茂有之候ハ、屹と可
及沙汰候、尤、寄役之儀者是迄之通禁足被申付候節
者勤方可差免候条、就中年若之面々行跡等随分相嗜
候様可申渡置旨与頭江申渡、可承面々江茂可申渡置
候、

(朱書)天明三卯

(行間朱書) 四月

(鳥津久徳) 仲

「朱書右同断、」

四番組敷根十左衛門嫡子

敷根幸太郎

右幸太郎事、御鷹場内ニ而わな差鴨致聊爾候、無調
法ニ付若御年寄衆^(鳥津久徳)李殿より御側役面高善^(後世)右衛門御取
次を以慎被仰置、赦免之節月番組頭鳥津又七郎長髮

見届月代差免、早晚之通書付を以又七郎より善右衛
門江首尾申出置候、幸太郎事、未御目見不相濟者候
間、大御目付衆被為逢儀者如何可有之哉先例茂無之
旨、喜入善之助より右善右衛門江申出置候処、

御目見不相濟者候得共大御目付衆不被為逢候間、幸
太郎儀可差返旨善之助致承知候付、御礼之沙汰ニ不
及差返候、以後為見合記置候也、

天明三年卯四月

一差控之儀申出候節、勤方之儀者是迄之通得差控候上
不及遠慮段申渡有之候而も差控と相伺候程之事情間、
御目通之儀者何分差控無之内者差控候様可相心得候、
此旨御役人限月次御礼罷出候面々江御目付より致通
達候様可申渡候、

(朱書)天明五巳

三月

(鳥津久起) 近江

右之通被仰渡候間、奥掛・表方・御勝手方御役人
江可被致通達候、左候而、申渡相濟候首尾可被申
出候、以上、

三月三日

市来次郎左衛門

御目付

右之通、御目付役所通達ニ而鎌田藏人承届候、

一 近江殿より被仰渡候御書付之写

御咎目事、是迄者於殿中親類江申渡来候得共、御役人之儀者向々月番御家老宅ニ而当人江可申渡候、

但、大目付以上者於 殿中可申渡候、

一 書役・小役人等最初差控之儀、向々御用人江直ニ申

出候者候ハ、御咎目事ハ於其御用人宅申渡、頭人・

支配頭次書を以申出候者者御咎目事ハ其頭人・支配

頭於宅可申渡候、

但、与中之儀者於与頭宅可申渡候、

右之通以来被相定候条、都而親類致同道罷出候様

申渡、若病氣候ハ、名代可罷出旨是又申渡、名代

江申渡候様被仰付候、於御家老宅申渡候節者御用

人一人可相詰候、此旨可承面々江可申渡候、

十二月

右之通被仰渡候間申渡候、

取次

伊地知嘉右衛門

〔行間朱書〕
「本文已十二月十八日新納五郎右衛門致承知候、」

一 毎月十八日

右、得仏様御忌日ニ付、御咎目事等其外都而

一 貞嶽院様

十一月朔日（忠久室）

一 信証院様

正月晦日、小ノ月ハ廿九日（綱貴継室）

一 靈龍院様

八月五日（吉貴室）

一 瑞仙院様

三月廿日（繼豊室）

一 智光院様

二月二日、閏月有之候節者閏二月二日（重年継室）

一 慈照院様

九月廿六日（重豪室）

一 玉貌院様

十月廿六日（重豪継室）

一 妙心院様

正月廿三日（繼豊側室）

右、御九靈様之内ニハ是迄御精進日等ニ被立置候

御方様茂被為在候得共、右 御九靈様ハ御正忌日

計御精進日被相立、御正忌日之分ハ遠島以下御咎

目事其外之儀無御構、尤、月次御忌日者都而無御

構候、

右之通被仰出候条、表方江致通達、奥掛・御勝

手方江者写を以可相達候、

(朱書)「天明五」
十二月

右之通、巳十二月廿一日種子島雲治御取次二而

被仰渡、鎌田藏人致承知候、

(鳥津久金)
伊賀殿より被仰渡候御書付之写

一御咎日事申渡候節者、向後御家老又者御用人・支配

頭之於宅当人江申渡候様二と之儀共先達而申渡通二

候、赦免之儀茂最初御咎目申渡之節二準、親類同道

二而召出当人江可申渡候、左候而、別立而長髮見分

二不及候、乍然病氣等候ハ、赦免之段者名代江申

渡、快氣之上其段右之向江相屈見分ヲ可請候、

但、御家老座御勝手方・異国船掛書役等御咎并赦

免之儀者、向々御家老於宅可申渡候、

一大目付以上赦免之節者、御目通遠慮是迄之通当人

江申渡、其外者親類呼二而可申渡候、

一寺入者出寺申渡之儀、其支配等之於宅是迄之通親類

江可申渡候、

右之通被仰付候、御家老其外宅二而赦免之儀取次

を以申渡有之候分ハ、直二其頭人・支配頭可有対

面候、此旨可承面々江茂可申渡候、

(朱書)「天明六」
正月

右之通、午正月十九日島津十太左衛門御取次二而

新納織部致承知候、

一辺路認通入来候旅人、是迄者法様之為致誤書追放申

付、又者入来候而も同断取扱之先例二候得共、初而

入来追放之節、自今御法ヲ背入来候ハ、何様二茂曲

事可被仰付趣致誤書置、又者名前等を替入来候者幾

度茂同様之取計不都合之至候間、以来両度迄茂当分

之仕向二而追放申付、其節重而入来候者嚴科二可被

行旨得と被申聞、誤書二茂認させ、其上再入来都合

及三度国法を背者ハ、相当之御咎目可申付候条、右

之趣を以取扱以上及三度国法を背入来候者者、於諸

郷相頭候ハ、才領付二而致手留御当地江可差越候、

尤、鹿兒島中之儀茂可右準候、此旨町奉行其外可承

向々江申渡、御番所・諸郷江茂不洩様可申渡候、

（朱書）天明六年十二月

十二月

（島津久健）仲

右、午十二月九日島津矢柄御取次二而新納織部致

承知候、

一 毎月 九日 廿一日

評定所当分吟味日之外以来右之通式日相立、御家老

一同退出より直二可相越候、右二付大目付を初掛人

数等者平日式日之節之通り出席、吟味可有之候、此

旨可承向々江可申渡候、

（朱書）天明七未

七月

（島津久保）和泉

右之通、伊集院伊膳御取次二而新納次郎四郎致承

知候、

一首尾不宜御役御免被仰付候人、取込拝借等有之候

ハ、早速返上可被仰付候条、右体之節者於向々取し

らへ無間違致取扱候様、可承御役々江可申渡候、

（朱書）天明七未

七月

和泉

右、未七月廿二日市来次郎左衛門御取次二而鎌田

藏人致承知候、

一 諸人遠慮・慎等被仰付置候人之宅江見廻候儀者一切

不相成事候間、取違無之様大目付衆被仰候旨御目付

より順達有之候間、此段致承知候、以上、

（朱書）天明六年

五月十五日

右之通、午五月十五日通達有之候事、

一 諸郷江勤方二付被差越候人、御扶持米免致紛失亦々

申受度旨申出候節者、宛書之御藏々相糺、御米相渡

候分者下代書出相添、又々免相調相渡以後右紛失免

持来り御米申請度申出人有之候ハ、御米不相渡名

前承届当座江申出候様、宛書之御藏々江申渡来候処、

頃日免紛失之人多々有之候、入念格護仕候ハ、紛失

可仕儀無之筈候処、畢竟大形取扱候所より及紛失、

御藏糺方二付而茂時々御用之隙取二茂罷成、尤、不

締之筋二茂有之候間、已来免紛失之人者差控申出、

得御差戻候上又々免相調相渡筋被仰渡置度、且亦手

形等茂間二者致紛失候人有之、又々手形申請度申出

候節者下代方相糺、右紛失手形ニ而御米抔方無之段承届候上御米渡方覚書を以申渡事御座候間、是又前文同様之取扱被仰付置度奉存候、左候ハ、人々大形筋無之、取締ニ付而茂宜筈と吟味仕候、申出之通被仰付儀候ハ、向々江茂被仰渡置度奉存候、併何分御沙汰次第奉存候、此段申上候、以上、

表方代官

徳永周左衛門

帖佐与代官

有馬覚右衛門

中山次兵衛

椎原与右衛門

張紙
本文申出之通被仰付候間、寄々通達可被致候、此旨御差図ニ而候、已上、

五月廿三日

大野隼人

与頭衆

一私遠流願申上候上御免被仰付候者、便船次第早速御引付之願申出、島方江可差遣事候処、病氣等ニ而差遣候儀数年致延引居候者有之不可然候、已来石体之者去一ヶ年を限病氣快氣不致、島方江可遣体無之候

ハ、其段首尾申出置へく候、勿論病死いたし候ハ、

早速可申出候、此旨地頭・領主又者支配下有之向々

江茂不洩様可被申渡旨可申渡候、

(朱書)天明五巳

四月

(川上久致)
久馬

右之通、未四月九日御目付長谷場角次を以被仰渡、書役川上覚太致承知候、

一差控之儀申出候節、勤方之儀是迄之通得差図候上、不及遠慮段申渡有之候而茂、差控と相伺候程之事候間、

御目通之儀者何分御差図無之内者差控候様可相心得候、尤、向後

(次脱力)

御目通并月御礼之節差控何置候ニ付、如何可仕や之

旨前以御用人江相付得差図候様、去々巳三月申渡有

(重寢)

之、此節中将様御下向ニ付而者奥・表御役人差控伺

置候面々者おのつから其心得有之筈ニ而候得共、

御着城当日

御目通江罷出候儀遠慮仕、致登 城罷在、御祝儀者可申上候、尤、謁ニて月次御礼等申上候儀者は迄之

通可相心得候、勿論書役・小役人之儀茂差控奉伺置候分者、当日

御通筋江罷出候儀相控、御祝儀之儀者可申上候、此

旨向々江御目付より致通達候様可申渡候、

（朱書）天明七末

五月

（二階堂行旦）

主計

別紙之通市来次郎左衛門御取次二而被仰渡候間、

此致致通達候、以上、

六月朔日

御目付

（行間朱書）
「本文御祝儀之部二茂有之候、」

一差控伺置候面々、御目通江罷出候儀者不相成事候

得共、此節踊二付而者不苦旨先達而被仰渡置候、士

踊相濟候ハ、以後者此已前之通相心得候様、求馬殿

より御口達二而致承知候間、此致致通達候、以上、

但、承知之名前引札を以可申出候、

（朱書）寛政二戊

二月

（純以）
西恰之助

一小普請銀上納之儀者格別成事候処、先年以来段々及

不納候面々も有之甚以不可然儀候故、右片付方之儀

共何分可申渡候条、其内随分出精可相納候、依之去

午八月より当未之七月迄之小普請銀上納方此節申渡

積候間、猶以無滞様心掛可致上納候、此上万一御法

之月限差過及不納候向茂有之候ハ、元利之応銀高

持高之内差上候様申付、御立直成を以所務差引上納

入付相濟候上右高可被返下候、勿論已来共小普請銀

致上納候面々ハ右之通申付候間、聊大形之儀有之間

敷候、

右之通、向々江致通達、以来右之趣を以無間違様可

致取扱旨、高奉行其外可承面々江可申渡候、

（朱書）天明七末

十二月

（菱刈実祐）

大炊

「本文未十二月七日市来次郎左衛門御取次を以谷川政

之進致承知候事、」

一銀錢米手形申渡候向々、紛失手形有之節者其誤不申

出、於其向覚書を以手形申渡来候も有之由候得共、

向後手形致紛失候節者差控為相同、時々得御差図何

分可被取計候、此旨御差図二而候、以上、

（朱書）寛政三亥

正月廿日

松崎次左衛門

〔行間朱書本文亥正月廿日伊集院四郎御取次ニ而谷川次兵衛致承知候、〕

（表紙）



統常不止集 三之卷之内十

統常不止集 三之卷之内十

弘化四年丁未八月写

目錄

一支配分被仰渡候事

一喧嘩口論・変死等二付而之事

一遠慮仕候文字并用間敷文字万唱等相替候事

一直子札願并手札紛失・虫付等之事

一五節句・月次御札日并星合等之事

付り、御祝儀事等之事

一鉄炮場之事

付り、御精進日稽古鉄炮打之儀不苦候旨被仰渡候事

一（次行、本文なし）上方年季抱者永代抱者等之事

支配分之事

一御側支配之内家督之者ハ、其家内ハ御側支配ニ可仕、

部屋栖ニ而候ハ、其身計御側支配ニ而、家内ハ表支

配、

右者、縁組願其外何角ニ付願申出候次第段々被仰

渡置候得共、末々ニ而ハ取違有之候付、此節被相

究趣先達而致通達置候、向後者弥右之通相心得候

様二六与与頭へ可申渡候、尤、御側方・御部屋栖

御方・御勝手方支配之面々も右之格式候条、是又

左様相心得候様可申渡旨(鳥津久当)将監殿御差図二而候、以

上、

(朱書)享保二酉

十一月

(行間朱書)

一写

取次

北郷助太夫

一縁与願申出様之儀二付而者別紙を以申渡候付、本文

将監殿・彈正殿より之申渡二而者紛敷候故、此節別

段二被相定候間、此兩条を以以後見合二不及候、

左

右朱書之通、延享二年丑四月廿一日戸田伝五郎取

次二而北郷権八致承知候事、

一鉄炮改 一壺分出銀 一中宿改

右三ヶ条者、御側廻之面々も与二可相付候、此外

之儀ハ与二相付申出間敷候、

(肝付兼惣)

右之趣可致通達旨主殿殿御差図二而候、以上、

(朱書)享保二酉

十二月三日

一御当地士・山伏・社人法式不相掛、御番御断并湯治

御暇等之願申出候儀ハ、先当座へ右願申出候由申出

承置、左候而、与所へ相付願出候筋二而、法式二相

掛候儀ハ当座へ願申出候様御座有度存候、右兩条之

(鳥津久兵)

儀寺社座へ相付願出候様被仰渡度旨内膳殿江申出候

処二、弥右通以後共被仰付候間、六与与頭へも可申

達置旨被仰候間、此段申達置候、以上、

(朱書)享保三戌

四月晦日

六与

与頭

寺社奉行

一御用人 一町奉行 一御近習役

一御部屋栖様御近習役並 一江戸京大坂御留主居

一物頭 一御納戸奉行 一御船奉行

一御使番 一納殿役人

右者、支配分を以通達有之候節、与頭よりも右

面々へ通達仕事御座候、然者二重二罷成候間、与

より通達ハ相止メ申度候、尤、触流之儀ハ此内之

通相触可申と申談候間、何ぞ差支之儀も無御座候

ハ、右通被仰付度存候、以上、

六月四日

六与
与頭

相渡候、

通達事

一 右与帳調方より与頭へ通達仕候、

一 御番頭之儀ハ御家老組より通達有之候故、与帳しらへ方より通達ニ不及候、

一 与頭直触之衆へハ御用人より通達有之候得者、与頭より通達ニ不及候、

一 御用人 一 町奉行 一 御近習役

一 江戸京大坂御留主居 一 物頭

一 御納戸奉行 一 御船奉行 一 御使番

一 納殿役人 一 甕島 一 長島

右者、御家老座より被仰渡、御触流之儀者此内之

通与所より相触答候付、此旨頼娃長左衛門御取次

二 而被仰渡候事、

一 別立願

一 初而高持成

一 高上り願

右、月番御家老衆へ申出候様致次書、願人江可被

一 隠居・家督願

一 継目願

一 養子願

一 嫡子成願

一 縁与願

一 外城養子願并外城養子人柄願

一 養子違変之願

右、月番御用人江相付申出候様ニと致次書、願人

江可相渡候、

一 御目見願

一 継目・家督之御礼願

一 元服願

一 御番入願 〔朱書〕
「小番人願之儀、右通繼書仕、大番之人
御番人之儀ハ此程為被仰渡置通ニ候」

一 御番御免之願

一 辺土入願

右致次書、与頭より月番御用人江直ニ差出候、

右者、去ル申四月申渡置趣有之、次書無シニ差出

候茂有之候得共、次書無シニ差出シ候而者向後紛

敷儀も可有之候間、与頭より直二月番御用人江差

出候書付も都而致次書、向後可被差出候、右ヶ条

之外、諸人江申出儀可有之候得共、右ニ準シ致次

書可被差出候、此旨与頭中江可申渡候、以上、

(朱書)「享保四亥」

十二月

(鳥津久貫) 内記

(行間朱書) 一写

一月番御家老宅へ朝五ツ時分訴訟申出、且又月番御用人宅へも右同前訴訟申出来候得共、此節より被相止

候、向後ハ於御城月番御用人江相付願書可差出候、

但、御側方之儀ハ有来通可有之候、

右之通被相心得候様ニ可申渡候、

(種子島久基)

十月

彈正

(鳥津久家)

左

(鳥津久純)

大藏

一鉄炮改 一壹分出銀 一中宿改

右、酉十二月御支配分之段ハ表方より宮之原甚太(重行)

夫御取次ニ而被仰渡置候、

右者、去年小普請銀改例年之通与ニ而被相改候ニ

付触有之候処ニ、去ル酉年御支配分ニ而被仰渡置

候前条之外ハ与ニ不相付、御支配頭へ相付候様ニ

と被仰渡候処、御支配方并与所へ差出有之、二重

ニ罷成調落なども可有之候、依之与之御用ニ付

前々より触来候事、且又小普銀改(請脱)・御閑狩一卷者

御支配頭へ不相付候而も前々之通被仰付ニ而者有

之間敷哉之旨申出置候、最前御支配分ニ被仰渡事

ハ縁与身ニ付而者願以後御首尾ニ相懸る程之儀者、

御側御支配之儀者支配頭へ相付申出筈ニ候、頭殿

鑓持其外右類之与ニ相付候御用之事者前々之通ニ

候、尤、切支丹改表方ニ而被仰付候、小普請銀改・

御閑狩等之事、茂前々之通表方御用ニ候間、先例之

(比志高範房)

通与方ニ而首尾可有之旨隼人殿御差図ニ而候、右

ヶ条之外、当时之儀ニ付差出を以申出事致到来候

節ハ、御支配之儀者御支配方より可被相触候間、

其節ハ与ニ不相付筈候故、左様可被相心得候、以

上、

(朱書)「享保四亥」

十一月十四日

(時改) 種子島十左衛門

六与

与頭

一於 御城内朝之内又者八ッ後又ハ夜中ニ而も為相替
儀可有之節者、早速月番御家老へ可申通候、以上、
(朱書)享保七寅

五月廿日

御家老座印

一隠居・家督・繼目其外身ニ付而之願事、只今迄ハ銘々
之支配頭江被申出候得共、御側支配之儀ハ有来通ニ
而、其外者向後支配ニ無構一方ニ表方へ可被差出候、
一右通候得者、御側方・表方与支配ハ両様ニ相分り候、
此内ハ依願之品者双方ニ申出候得共、隠居・家督・
養子縁与之儀ハ御側方・表方共ニ双方ニ申出不及候
条、自今左之通可被相心得候、

一隠居・家督願者親支配之方ニ可被申出候、
一縁与願者貴受候方之支配ニ双方願書可被差出候、
右段々之儀、此内者支配頭双方ニ申出来候得共、
自今一方ニ右之通被申出候様与中へ可被申渡置候、
(朱書)享保十二未
十月

彈正

寺社奉行

与頭江

一組ニ被入置候山伏・社人、家督・繼目・養子成等之
儀ニ付名替之願申出候節ハ、先年申渡置候通名替之
儀与ニ相付願申出候間被承置候様ニと寺社奉行所へ
申出、与々差出候書付ニも右之訳相記候様有之可然
候、且又入峯・住職・官成等ニ付而致名替候節ハ、
法式之儀之故有来通寺社奉行所へ申出、寺社奉行よ
り遂披露候筋ニ可被致候、般若院本田甚次儀者門首
之事ニ候故、已前之通寺社奉行所へ申出候様可被申
渡置候、

右之通可申渡候、以上、
(朱書)享保十三申
十二月

大藏

一与頭直触子共之儀、当分者直触家内ニ而罷居事ニ候、
然二人別ニ申渡事等有之候節、子共迄直触之筋ニ罷
成、其上難致儀も有之候、且又其身一代御家老直触
被仰付候人子共之儀も小与ニ召入被置事候得共、不
相弁訳も御座候間、与頭直触子共之儀も小与ニ召入
被置候様ニ被仰付度儀と寄合ニ申談得御差函申候、
以上、

七月十三日

月番
与頭

本文申出之通、与頭直触子共之儀、向後小与被人置

候様可申渡候、以上、

(朱書)享保十四酉
七月

(樺山久初)
主計

写

一 諸御役座并支配之御藏方へ或盗人或何そ变有之候節、
八ツ以後者御家老宅へ申出事候得共、右通二而者手
当之申付様廻達有之遲滞相成事候間、向後者先早速
月番之大御目付宅へ可申出候、則手当申付筈候間、
御家老宅へ大御目付へ申出候、已後其次第申出候様
可相心得候、

右之通、奉行・頭人へ可申渡候、以上、
(鳥津久家)
享保十五戌
十一月 奎

写

若御年寄加役

一 御連歌御作代之首尾

一 鹿兒島士養子月延願之首尾

一 鹿兒島士外城養子御免之者月延願之首尾

一月次御礼出仕御断申出候首尾

一定筆者申渡候首尾

(薩摩藩法令史料集より補)
一定与内申渡候首尾

一 御番帳仕付之首尾

一 湯治御暇願之首尾

右之通、加役被仰付候、右之内御家老名書二而申

渡来候儀ハ、其通致首尾者若御年寄より致候様被

仰付候間、此旨可承座々江可申渡候、以上、

(鳥津久純)
享保廿卯
九月八日 大藏

写

一 御側方支配之面々、不依何色申出儀、此内者御役人
帳二有之面々与二相付申出も有之、不相付直二申出
も有之候、向後之儀者御側方御役人帳二有之御側支
配ハ都而与二相付、直二御側方江可申出候、小役人
之儀ハ此内之通与二相付申出筈候、

右之通、向後相心得候様ニと御側方支配へ申渡候

面々者右之通二而、小役人迄二与二相付筈候旨(比)

志鳥籠屋
人殿より承候間、表方二而可承座々江不洩様可被

申渡候、以上、

享保十四酉

九月廿二日

大歳

一 養子願之儀、縦者此内者実父御側方、養父表方支配
二 候得者双方支配頭へ申出、申渡茂双方支配頭より
申渡来候得共、向後願書差出候儀者此内之通双方支
配頭ニ差出伺之儀申渡候儀養父支配頭一方之受込ニ
而養父方支配頭より致首尾一所ニ可申渡候、

但、養父表方支配ニ候得者、養子も表方ニ相付申
出筈候得共、御側方・御隠居御方勤之面々より表
方支配之人跡養子之儀願出候ハ、御側方・御隠
居御方ニ願書可差出候、御側御隠居御方御役人帳
有之面々ハ与ニ不相付、直ニ願書右支配頭江差出、
御側御家老より御用人ニ而表月番ニ願書可相渡候、
御隠居御方茂右同前ニ而御隠居御方御家老へ差出、
御隠居御方御家老より願書御側御家老へ被差越、
御側御家老よりは又御側御用人ニ而表方月番御家
老へ可相渡候、尤、小役人之儀者御側方・御隠居
御方共ニ与ニ相付可申出候、

右者、養子願之儀ニ付未十一月被仰渡置候ニ付、ケ

条今日より此通被相改候間、向後右通相心得御帳相

直候様ニと酉九月廿三日大歳殿より諏訪仲右衛門御

取次ニ而致承知候ニ付、御用人座月限帳より書写置

也、

一 御側支配之者其身より縁与等願出候節ハ、直御側方

へ差出事候、右親類中より離別等願出候書物之儀、

与頭致次書茂有之、又者直ニ御側方江差出茂有之

段々不相弁候、依之以後親類中より離別等願出候書

物之儀、与頭致次書差出候筋ニ御座有度儀と申談、

乍然何分ニも御差図次第被仰付度候、

享保廿卯

九月十九日

月番

与頭

〔行間本書〕一 隠居願之人無役ニ而、家督ニ罷成人御側支配ニ而書

物致次書表方へ差出事、

一 御目見願親無役ニ而子ハ御側支配ニ而も、書物ハ表

方へ差出候事、

一 親御側御支配ニ而子無役ニ而者、親之方ニ相付筈候

事、

一縁与願 一高上り願 一御目見願

一家督繼目之御礼願 一御番入願

右者、月次御礼ニ罷出候表方御役人、右願申出候

節ハ与頭直触之御役人同前小与頭不及次書、直ニ

与頭へ可申出候、右外何ぞニ付願申出候節茂、都

而与頭直触御役人同前被仰付候、無役之人ハ此内

之通小与頭へ相付可申出候、

右之通、月次御礼ニ罷出候表方御役人限ニ致通

達、与頭へも可申渡候、御側支配御役人ハ此内

之通ニ候故不及通達候、

元文五申

(願姓入周) 左京

〔十二〕喧嘩口論・変死等ニ付而之事(朱書)

一先頃若キ者共相集居候内致喧嘩候処、さかへ刀を入

候事有之候、さかへ刀之儀ハ以前より有之事ニ相聞

得候得共紛敷方ニ候、さや共ニ入候事ハ左も可有之

候得共、刀を抜候得ハ何方を相手とも不相知筈候、

不意之儀ニ而居合候人者折角と取さかへ可申儀ニ候、76

男道之儀ニ候得者何程致怪我候とも無是非儀ニ候、

さかへ刀入候儀者不謂事候、向後さかへ刀入候儀無

之様ニと御沙汰も有之候間、為心得致通達置事候、

三月七日

右之通被仰渡候間、地頭所・私領并支配有之面々

其外不洩様可被申渡旨(肝付兼務)主殿殿被仰候、以上、

(朱書)「正徳六申」 三月七日

樺山権左衛門

一与中ニ喧嘩并変死等有之候節、御退出以後小与頭を

以昼夜ともニ御宅へ披露仕来候得共、早速御差図も

可有之、急事者格別、其外之儀者翌日披露仕筋ニ被

仰付度儀と私共申談候、此段得御差図申候、以上、

(朱書)「享保十六多」 正月十二日

六与 与頭

〔行間朱書〕(純房) 本文之通、谷山角太夫取次を以鎌田太郎右衛門より

差出候処、同日同人御取次ニ而弥申出之通被仰付候

付、向後本文之通致首尾筈候事、

覚

一 自今以後致喧嘩候者及切腹候節、喧嘩之次第意趣親類共得と聞届、横目へも其場之次第横目へ申聞置可為致切腹候、若大形之儀有之候ハ、親類共可為越度之条、此段可申渡旨被、

十二月

内匠

彈正

藏人

左

大藏

写

一 与頭江

別紙 仰出之趣与中之面々与頭宅へ召寄人別承知仕

候様可被致候、

右申渡別紙書可相渡候、以上、

(朱書)享保十六亥十二月

(島津久家) 左

写

一 頃日若輩之者共喧嘩度々有之候、兼而被仰渡置趣も

候処、親并親類共申付様大形故、行跡不宜致無礼雜言申候所より事起り不可然候、依之向後喧嘩仕候者之親并親類共事有来候御科目より重く可被仰付候、与頭ニも支配下兼而之下知不相届訳を以者可為不念候、

右可申聞旨被

仰出候、

丑九月

太郎右衛門

織部

(朱書) 十二 遠慮仕候文字并用間敷文字万唱等相替候事

一 しゃうと唱候筈之名勝又者少之文字ヲ用來候、於御国元勝・少之文字をしゃうと唱誤候ニ付於他所難通候間、しゃうと唱候名者庄・正此文字を用可申候、向後右之通可相心得候、当分勝・少之字用候人も可有之候間、右之心得を以相改可然候、

但、勝・少之文字用候而もしやうと無誤唱候得ハ、 77

尤、文字改ニ不及筈候、勝・少之字ニ而しやうと

難唱存候者ハ本文之通可相改候、しやうと唱候文

字者周此文字用筈二候、

右之通、与頭・御用人・諸御役人江可有通達候、以

上、

(朱書)「正徳五未」

九月六日

一新照院と申所之名、向後者新上橋と唱可申候、

右之段可致通達旨(島津久賢)内記殿被仰候、以上、

(朱書)「正徳五未」

十二月十三日

谷山角太夫(純房)

一ぬめり川之儀者なめり川之唱違ニ候間、向後者已前

之通なめり川と唱可申候、

右之通通達可有之候、以上、

十二月十三日

右之通、早晚之通与中へ通達可有之旨(島津久明)大藏殿被仰

候、以上、

(朱書)「正徳五未」

十二月十三日

中神与五左衛門

一客屋預

一御春屋役

右之通唱候様ニ此程被仰付置候得共、客屋評定所

預御春屋役と向後相唱可申候、御用之節評定所御

用之儀をも御春屋と唱、又者御春屋御用を客屋杯

と唱違・書違候も有之不宜候条、向後客屋評定所

御春屋其御用之向々ニより唱違・書違無之様与中

へ可被申渡者也、

正徳六甲

六月二日

六与

与頭

御家老座印

写

一此間御馬廻と書記候者小番と書可申候、此跡御馬廻

と書記有之候処も小番と相直可申候、小番相勤候者

二も江戸へ者御馬廻ニ而不参者も有之候間、御国元

二而者右之通書調可申候、

右之通可承座々へ不洩様可申渡候、以上、

享保三戌

四月十一日

(伊集院久矩)
藏人

写

一 於御当地御供触等之節、小番之勤場を御馬廻と書、

唱二も其通仕来候、小番之内二者御馬廻二被仰付者

も有之、又ハ新御番御步行二而江戸江参候者も候得

共、於御当地ハ入交御供相勤儀候、右通段々為入交

勤方二而候所、惣名を御馬廻と書、唱二も仕候儀不

宜候条、向後御供触等之節ハ小番幾人と書、唱二も

可仕候、尤、御供触外之書留等此跡御馬廻と記置候

帳面者小番と相直可申候、御使者等之勤二付而者勿

論御馬廻新御番と唱、書付二も其通可仕候、

右者、御馬廻小番と書記候儀、此程申渡旨有之候

得共、委細不相達儀も有之、此節右通書改候条、

可承座々江不洩様可申渡候、以上、

享保三戊
四月廿七日

藏人

一 御家老杯之様一月ツ、相勤候者月番、

一 御近習役并御納戸奉行十日代り相勤候者御用番、

一 御小姓類非番・当番有之候者当番、

右之通唱可申候、

右之趣、御番頭・与頭其外頭々江例之通御用人より

可致通達候、以上、

六月十七日

彈正

一座付士之儀、何方座御赦免士と唱候事有之候、右御

赦免と唱候事如何候間、向後何方座付士と唱可申旨、

支配中江不洩様二例之通通達可被致候、以上、

十一月

享保四亥
高津久兵衛
内膳

一出水賀志久利大明神薩州之宗廟と唱来候得共、向後

ハ薩州之惣社と唱可申候、此旨支配中へ惣通通達可致

候、以上、

享保五子
正月

(種子島久基)
彈正

一 河内之文字、川内又者千台と両様二申候文字書来候

得共、御調進上上り御絵図二川内川と目書有之候

条、向後川内之文字御用候間、此旨致承知、書付等

二 茂川内之文字可書記候、

右之通、不洩様二可致通達候、以上、

正月廿二日

内藏

享保十巳
二月

藏人

80

一 総真総草介

今度 (音理) 薩州様御儀、

上総介様と 御名被相改候付而者助之字遠慮仕候儀も可有之候得共不及其儀候、乍然此介之字者用間敷候、且又佐之助・佐助と付居候名遠慮可仕候、

一 上総介様と 御名被改候付而、御内々ニ而者

総州様と申上候、

一 上総介様之御名之介之字を介と書申事も候得共、人

冠ニ不懸様今と書可申候、惣而 御名之文字別紙之

通向後書調候様二筆者共へも可申聞置旨申来候、

右、支配中可致通達候、以上、

享保六五 七月十一日 (伊集院久矩) 藏人

此段致通達候、以上、

享保九辰 八月 藏人

一 御本丸溜之間之儀、此節鷺之間と被相改額相掛候間、向後鷺之間と唱、書付等ニも右之通可相記候、

一 諸人より何角ニ付而與ニ相付申出候書付ニ、宛所又

者文章之内ニも御組所と書認候得共、向後御之字除

与所と可書記候、此旨被申渡候様、(以下欠)

享保十巳 九月 藏人

一 御下屋敷角辻番所・御厩角辻番所、右両所向後千石

以上高役番所と唱可申候、此旨与中・支配中并地頭

所・私領・明所之外城ニ茂不洩様可致通達候、以上、

享保十巳 十月 藏人

一 上春日之前より神明方へ渡候橋を境橋と唱、書付等

ニも其通可相記候、

一 神明より祇園之方江渡候橋を抱真橋と唱、書付等ニ

も右同断、

享保十二午 五月 (種子島久基) 弾正

写

一 今度於江戸 御男子様御誕生ニ付而、おかく儀殿文

字相付おかく殿と唱、書付等ニも可相記候、

六月廿七日

主計

写

一 竹姫君様 御入輿被遊候以後茂、(以下欠)

一 上村名字、此上之字を用來候上村名字同前ニ而、他

所ニ而者不相分候条、向後此植之字を用候様ニ可仕

候、乍然由緒之訳も有之、此上之字を用來候者其旨

可申出候、差而由緒も無之者ハ此植之字用可申候、

一 長田名字之者、此長之字を用來候者茂有之候付、於

他所者長田ヲサとも唱答候条、向後此永之字を用可申候、

乍然由緒も有之此長之字を用來候者ハ其段可申出候、

差而由緒之訳も無之者ハ此永之字を用可申候、

享保九辰
正月晦日

御家老座印

与頭

一 神文被仰付候節、神文と唱又者書付等ニも神文と記

來候得共、向後誓詞と書可申候、

一 諸役座証文等籠相ニ書調読兼候文字用間敷候、已前

ニ被仰渡候趣有之候所ニ、頃日間々籠相ニ有之、読

兼候文字有之候間、向後証文手形等之儀者勿論、諸

座問合・書付等ニ至迄読兼候様籠相ニ文字書申間敷、

至頃日大形相成由候間、向後最通候様可致候、

正月

空

一 只今迄八年頭御座配と唱候得共、向後年頭御礼着座

と唱、書付等ニも其通可相記旨被仰渡候間、此段可

致通達候、以上、

一 礮御飯屋と唱、書付等ニも其通致事候得共、向後者

御屋敷と唱候様ニと被仰付候間、此段可致通達候、

以上、

享保九辰
八月

藏人

一 鳥津壯之助殿私領惣名重富と被名付候条、此旨与中・

支配中・地頭所・私領・明所之外城江不洩様可致通

達候、以上、

元文四未
三月

(頼妹久爾)
左京

写

なま殺しの事
一潮見坂

耳取の事
一椽多尾

目くらほきの事
一杉ヶ谷

藤内かうこの事
一椽谷

右之通、あさ名被相改候条可致通達候、以上、

享保十六亥
四月

(島津久蒙)
空

一島津筑後御当地屋敷在番申付置候家来、御座江差出

候書付二飯屋守又ハ留主居と両様二書記候得共、向

後筑後飯屋守と書記候様二被仰付候、此段可致通達

旨空殿御差図二而候、以上、

享保廿卯
九月十一日

(有從)
山田新助

一諏訪名字之面々、方又ハ訪之字用候儀も有之由二候、

已後之儀訪之字を用候様可致内通候、以上、

元文二巳
二月

(島津久貫)
主殿

一垂水飯屋・加治木飯屋・花岡飯屋・庄内飯屋と唱来、

家来之内飯屋守と唱候役名有之候、下屋敷杯江家作

いたし置候を飯屋守と唱候、右四ヶ所ハ何某屋敷と

唱事候、飯屋守と仮名(役方)此節留守居と可致旨申渡有之

候間、向後飯屋守又者飯屋とハ唱間敷候、

元文二巳
四月

(樺山久初)
主計

一壮之助殿屋敷迎本御内と唱来候得共、此節鼓川と被

相改候、此内之鼓川者本鼓川と可相唱候、

右之通可致通達候、以上、

元文二巳
四月十七日

主計

一末吉 小根占 田布施

右者、礮付御方御支配被仰付置候間、礮付外城と唱

候様二被仰付候条、此旨表方江致通達、御側方・御

勝手方へ者写を以可有通達候、以上、

写

一入道号之儀、高位之人外者相用間敷事候、当分ハ猶
以遠慮仕筈候所二、石塔類二入道と相記事間々有之

候条、向後堅可為無用候、享保十七年已来石塔其外

二も記置候入道号者可消除候、

右如例可致通達候、以上、

十二月

主計

一座頭凶師村一事家督御礼願申出候節、村都と相調願

書差出候所被仰渡候者、最前ハ都と申字相用、当分

ハ一と申字用事二而ハ無之哉之旨致承知相糺候所、

先年以來一之字用事之由寺社奉行所より問合有之候

付、向後為見合記置候事、

寛保二年戊十二月

写

一山下御用屋敷之儀、向後山下御屋敷と可相唱候、

写

一德姫様来ル十三日被遊御移徙候、

一御屋敷之儀、築地御屋敷と唱可申候、

一御屋敷廻り小路之儀ハ下馬下乗可仕候、肝付彈正裏

門通者堀越之事故不及下馬下乗候、

閏四月

織部

写

一西平

右之通、今度吉野村之内御地相成候一團(者九)と唱被相改

候間、書付等二も其通可書記候、

右可承御役々江可申渡候、

十月

金太夫

一上築地、当分上築地と唱候得共、此以後鶴江崎築地

と唱可申候、右築地之内二者神明社地と島津周防殿

下屋敷・礮御用屋敷有之候、鶴江崎周防殿下屋敷・

礮御用屋敷・神明社地と唱可申候、

六月

織部

一礮御舞台有之候御茶屋玄蕃茶屋と不唱、向後御茶屋

と相唱、書付等二も可致候、

九月

主計

一 田面崎 たのもとき

右之通、永吉村之内 徳姫様御野屋敷、田面崎御屋敷と唱候様被仰付候、

寛保二戊
八月

(郷原久雄)
金太夫

直子札願并手札紛失・虫付等之事

一手札紛失・虫付・焼失・疵付等之節(同カ)御断書物、諸士

者筋々之次書・奥書を以申出来候得共、向後者其身書物直ニ御勘定所江差出、与頭江ハ首尾迄を可申出候、直子札・母札願者有来通可申出候、

一 右同断之節、外城衆中者筋々之次書・地頭奥書を以申出来候得共、向後其身書物直ニ御勘定所江差出、

地頭所江者首尾迄を可申出候、

一 右外右体之願者有来通候、

延享五辰
二月

(島津久甫)
左衛門

一 寄合並以上之面々、妾腹ニ出生之直子札願、向後札

改間ニ御勘定奉行江相付可被申出候、

一 諸士妾腹ニ出生之直子札願も前条可為同断候、

但、外城衆中之儀も右ニ可準候、

延享二丑
閏十二月

(榊山久初)
主計

五節句・月次御礼日并星合等之事

付り、御祝儀事等之事

一 五節句出仕之儀、此跡時々触流為有之由候、向後触

流ニ及間敷候、然者向後五節句出仕無懈怠可仕候、

此已後時々之触流不致候間、此段承置候様ニと触流

申渡可然候、此旨御家老与六組与頭江可被申渡候、

以上、

享保二酉
九月三日

一 三月三日 一 五月五日 一 七月七日

一 八月朔日 一 九月九日

右之節旬日出仕之儀、此跡時々触流致来候得共、

向後時々之触流不致候間此段承置、右節句日無懈
怠朝五ツ時分罷出御帳ニ相付、退出之儀者可得差

図候、以上、
享保二西

九月四日

一三月三日 一五月五日 一七月七日

一八月朔日 一九月九日

右者、(月番力)毎月御家老を初諸御役人右之日も平日之通

四ツ八ツ之星合被仰付事候得共、節句日ニ者差而

御用も無之、何れも毎日罷出候而御用弁ル事候、

依之休ニも罷成候間、向後者右節句日者八ツ星

御免被成候間、九ツ星合被仰付候間、九ツ之星合

何れも退出可致候、尤、正月三ヶ日ハ此内之通被

仰付候、小役之儀も右ニ可準候、

右之通被 仰出、今日より 仰出之通星合被仰付候

条、此旨支配頭又者表方支配之座々江不洩様ニ早々

可致通達候、以上、

享保三戊
三月三日

一月次之人数寄候刻限、時計四ツ打候而二步過寄置、

其節首尾可申上旨被 仰出候、以後日之長短二より

刻限相替候節者御差図可有之候間、先今程ハ左様ニ

可相心得旨將監殿より酉八月廿八日被仰渡、樺山権

左衛門承知仕、奏者番中江致通達候事、

享保二西
八月廿八日

一隅州様被遊 御下国御下屋敷へ被成御座候ニ付而者、

年頭・節句日又者月並其外御祝儀事等ニ付出仕之

面々、先 御本丸江罷出御祝儀可申上候、(吉世) 太守様

御在国之節者御本丸へ罷出候而、其後 御下屋敷へ

御祝儀可申上候、

一御両殿様御留主之節御祝儀等申上候砌者、先御本丸

江罷出、其後 御下屋敷へ可罷出候、

一右ニ付而御役所相勤候面々、不残

御下屋敷へ参上候而ハ御役座之御用可差支候間、月

番者可相残候、月番無之御役座者申合候而忝人ツ、

残居、其外参上可仕候、

一御下屋敷御方へ相勤候御役之者、尤、

御下屋敷へ罷出御祝儀等申上、其後

御本丸へ可罷出候、

一 御下屋敷へ相勤候面々も、

太守様御在国之節者先 御本丸へ罷出、御祝儀等申

上候而より 御下屋敷より可罷出候、

御両殿様御留主之節茂同断相心得可申候、

一 御本丸御下屋敷御番人之儀、当番之節者罷出二不及候、

一 寺社家其外年頭之御祝儀又者何そ之節罷出候儀も、

隅州様御在国中者

御下屋敷へ罷出候而、其後 御本丸江可罷出候、

太守様御在国之節者、尤、 御本丸江罷出候而より

御下屋敷へ可罷出候、

御両殿様御留主之節者、 御本丸江罷出候後 御下

屋敷へ可罷出候、

一 諸外城より年頭其外御祝儀事等ニ參上之者も右同断、

一 屹と御礼申上候程之儀有之節者、

御下屋敷へも御礼可申上候、右之外難有被仰付候儀

有之、御礼申上候程之儀有之候ハ、是又 御下屋

敷へも可申上候、

右之通相心得可申候、以下略ス、

享保五子

十一月廿五日

御家老座印

一 諸御役人并筆者・小役人、四ツ八ツ御近習役御目付

檢者二而星合被仰付置候得共、来正月より右星合不

及、向後之儀夫々之御役席二而座星被仰付候条、右

之星帳引合、年中勤日数并四ツ星合後又者御暇・病

氣・忌中・穢等ニ付不參之訳一紙名書ニ相記、毎年

正月中奉行・頭人より御目付江可差出候、此旨御

役々江不洩様可申渡候、

延享四卯

十二月

(鳥津久重)

左衛門

写

一 歳暮・年頭・諸節句、大御目付以上之御役人宅江御

役人・諸士并寺院見廻候付、右為礼人ニより見舞又

者使遣事候得共、大御目付已上之御役人者御役ニ付

而見廻申事候間、都而見廻之礼見舞又者使等遣儀無

用ニ可致候、御役人又者無役之者ニ而も無扨間柄訳

有之祝儀格別候、右之外何ぞ二付御祝見廻候節者高
以御役二付而之儀候間、挨拶不及候、

一自分付届之品物遣候儀可成程無用可致候、乍然無扱
間柄二而不致付届候而不叶節ハ別格ニ候得共、別而
諸事軽くいたし可相濟候、無扱間柄ニ而無之者へも
心入を以相贈候儀者勝手次第候、夫共返礼等不致候
而不叶儀と存候節者、有合之品杯相贈答候得者早速
右礼返遣ニ不及候、

寛保二戊
十二月

（北条時守）
織部

一御役人并筆者・小役人星合、去ル辰年より御儉約ニ
付星檢者不及、夫々御役席ニ而星合被仰付置候得共、
以前之通 御城内勤御役人ハ御近習役、筆者・小役
人ハ御目付差遣星檢者被仰付候、何日より被仰付候
段者追而可申渡候、

七月

相馬

鉄炮場之事

付、御精進日稽古鉄炮打之儀不苦旨被仰渡候
事

写

与頭

御目付

郡奉行

一洲崎之辺ニ鉄炮稽古場三ヶ所被仰付候間、場所之儀
致吟味大御目付へ得差図、籠絵図を以可被申出候、

右之通可申渡候、

寛延二巳
三月

（榊山久初）
主計

一洲崎鉄炮場三ヶ所、別紙絵図面之通申付候条、中村
鉄炮場普請之格を以可相調候、右場所之内南泉院墓
地返地之儀ニ付而者追而何分ニも可申渡候間、首尾
係江可申渡候、

三月

主計

一下鉄炮場之儀、此節於貞殿榊山主計殿方江御引越、

家作等海手之方江出来為有之事候故、矢先キ悪敷候
付場所相直候条、稽古差越候者共随分氣を付、それ
矢等無之様可入念旨可被申渡置候、且又当分之場所
浜江者鶉繩又者貝取杯ニ差越者も多々有之由候、射
留も為相調事二者候得共、矢先キ悪敷不罷出様是又
可被申渡候、

十二月

矢柄

別紙之通被仰渡候間、支配有之面々者不洩様被申
渡諸外城・私領江者地頭・領主より被申渡候様、
与頭・御家老与より可被申渡候、此段致通達候、
但、明所江者月番御用人より可申渡候、

十二月十日

菱刈孫兵衛

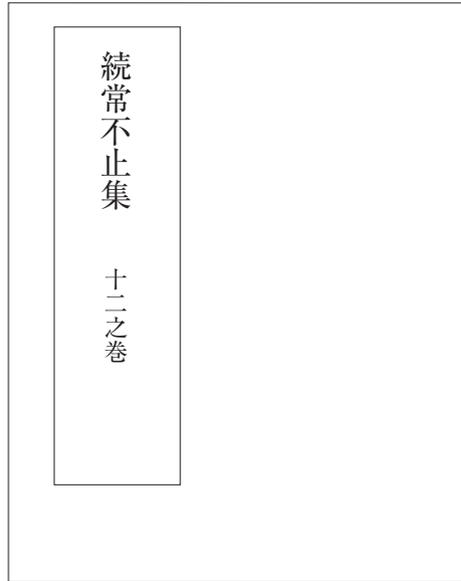
一廿日・廿四日二者此跡鉄炮場ニ而稽古鉄炮不打事ニ
候得共、右両日已後共稽古ニ打候儀不苦候、此段屹
被仰渡儀ニ而無之候、咄ニ承置候様ニと鎌田源左衛
門より仁礼十兵衛承候事、

一巳二月十日鎌田源左衛門より祢寝孫左衛門嘸ニ承候
ハ、(鳥津久家)空殿より被仰渡候ハ、此跡御精進日二者鉄炮之

場ニ而鉄炮打不申事ニ候得共、為稽古打事候得者已
後とも何れ之御精進日ニも鉄炮之場ニ而稽古ニ打候
儀不苦候、此旨屹被仰渡事ニ而無之候間、嘸ニ承知
仕居候様ニと承候事、

元文二巳
二月十日

（表紙）



続常不止集 十二之卷

続常不止集 十二之卷

目録

一於泗川大明勢御取合当年式百五十年ニ相当戦死之者共

御祭りニ付妙国寺へ仰渡之写（谷カ）

一信濃善光寺大地震の風評書

一信濃大地震之訳先御届書

一田舎莊子外篇抜書

一近衛様より寛之助様江御縁組一件ニ付今大路民部卿よ

り島津将曹殿江之御書付之写

一文公朱先生感興詩二十首

一殿下将軍家江被仰渡候御書付之写

一西洋列国史略卷之下

一新製興地全図之内抜書（興カ）

一防海策

続常不止集 十二之卷

弘化四年丁未七月

名越篤烈

○慶長三年十月朔日於泗川大明勢御取合当年式百

五十年ニ相当候付、戦死之者共御祭り被下、敵

方之亡靈御施餓鬼被遊被下候段、妙国寺へ被仰
渡候御書付之写

(義弘)
松齡様・琴月様朝御征伐之被為蒙台命被遊御渡海、

慶長三年十月朔日於四川(泗水)大明勢御取合之処、八万余

級御打取、御味方二八両人之戦死二而格別之被為得

御勝利、既二当年式百五拾年二相当候付、右戦死之

者御祭り被下、次二者敵方之儀二ハ候得共数万之亡

靈御施餓鬼被遊可被下、就而者於伊集院妙円寺修行

被仰付筈候得共辺土之儀二も有之、

(義久)
貫明様御儀肥前名古屋迄被遊

御出陣為被遊御指揮御事付、於妙谷寺修行被仰付導

師福昌寺江被仰付候付、十月朔日迄之間引寄修行被

仰付候条可申渡候、

弘化四年末
六月

(調所広郷)
笑左衛門

信濃善光寺の大地震の風評書

当未三月十六日より四月廿九日迄日数五十日開帳之
処、右開帳之立札御堂前へ有之候処、二月中旬比何
方江持退候哉不相知、其後又候立札いたし、是又行

衛一円不相知且又其以前二町内之御高札二枚失候二

付、信州松代御城主様より種々御詮議有之候得共今

以相知れ不申、其後二至り三月十六日濃州田辺の女

唄人丹波川渡ししの舟二而、雨二而いの蓑着候而乗船

候所、風烈敷吹き煙草火のものへかすりより蓑へ火移

り、右女舟中二而焼死候事変事、

一未三月廿六日夜四ツ時比より、子ノ方より大地震二

而善光寺町内不残一時二家潰れ、其上出火二相成、

翌廿七日朝五ツ時上座中之里右善光寺家数凡三千軒

候処、開帳故諸国より七八部通りも宿屋二相成、其

内二宿や藤屋平右衛門・藤や平五郎・綿や仁左衛門・

和泉や平佐・房や金四郎、此宿ハ壱軒二而旅人凡七

八百人位止宿いたし、其外宿々へ八百人・式百人

ツ、之宿数多御座候、左候へ者旅人之外茂死人壱万

人余茂可有之、且又善光寺内坊中七八十ヶ寺も有之

候所不残潰れ申候、本堂山門之所ハ少茂別条無之由、

善光寺辺之宿死人七八部通相果候よし推量いたし候、

遊所売女五百人ほとも有之候所地震少々跡二相成り、
夫故逃去り七八步通り助り申候、

〔朱書〕マ、一
此所所信州上田松平伊賀守御預り所

御高五万三千石

一 稲荷山宿ハ善光寺より四里南ニ相当り、右宿〔朱書〕マ、一や数千

軒之所不残打つふれ、是ニ出火ニ相成り不残焼失いたし、当宿江旅人七八百人余茂死去いたし、当地之者共八九部通り死人ニ而御座候、

一 善光寺より三里卯辰之方ニ相当り、松代真田様御城打墮し候得とも火事者無御座候、死人も無之御城内相潰れ、夫故御城主様外山之御野陣、夫ゆへ御家中を初家内皆共山ニ引取居候よし、

一 善光寺より二三里丑寅之方相当り、飯田〔山カ〕本田豊後守三万石

様御城下地震ニ而焼失仕候、御城ハ別条無御座候、

一 木曾川・棹川・高瀬川・雁川・中房〔山脱カ〕・犀川、右川筋

落合候而、丹波川とも信濃川共申候所ハ善光寺より六里南水道橋下大山ニツ押崩し、右川へ留り川なかれ不申、追々水あふれ申候、

一 善光寺より六里未申之方相当り山中新町と申所、家数千軒茂有之候所不残打潰し、其内水増し、此節ニ而者家之上三文程茂高水相成候故、所の宿の者共不

残諸所山ニ逃去り、夫より一里北ニ笹屋と申在所有

之、家数二百五十軒計候所、大山崩れ不残家々山の

下ニ相成人不残死去いたし、其外処々之在村三十

軒・五拾軒之所相潰れ候得共中々筆紙難申述御座候、

一 善光寺より十里辰巳ニ当り上田松平伊賀守様御城下、

善光寺より拾六里計之方相当松代真田伊豆守様御両

所ハ、右地震ニ者有之候得共瑞々村々少々墮れ、土

藏四五軒茂潰れ、其外塗などとも大体之痛ニ半潰候位

者数多有之候、死人ハ壱人も無御座候、然とも廿四

日より晦日迄折々地震ニ而、御城主様より御助小や

出来、町方之宿右場所ニ野宿仕居候、

一 右丹波川水通いまた開き〔不カ〕可申故、水あれ候所へ出水

仕候哉難計、松代様を初上田・須坂様御一統大御心

配之事ニ御座候、凡死人式万七八千と申居候、家数

ハ何分不相知候、

弘化四年未四月十四日

信濃国大地震之訳先御届書

当月廿四日昼夜快晴暖気ニ而穩之日候処、同夜四時

頃大地震にて中条村私陣屋(宋書「マ、」)構煉屏所々ゆり倒、其外陣屋元近辺村々、農家手口之分ハ下家廻ゆり倒し敷敷、夫より少々ツ、之間を置不絶震働、陣屋より北之方ニ雷鳴の如き響有之、夜明迄之内ニハ凡八十余度之地震、翌朝少々静ニ相成候得共今以地震相止不申、支配所水内郡村之内ニハ潰家・怪我死人等も有之由御座候へとも、未訴出不申追々風聞之趣承候処、同国川中島より善光寺、夫より南へ当り山中と唱候一郷辺重もの地震と相見得、川中島辺ハ民家一村不残過半ゆり倒し、其上出火ニ而不残致焼失候村々も有之、一村三四十人位より式百人三百人程も大造之即死怪我人等有之、都而往還筋ハ此節善光寺供養ニ而夥敷旅人泊り合居、夫故死人も多分御座候由、山中之辺ハ手遠く片寄り候故様子難取分候へとも、犀川上手ニ而川崩有之川中留切流水更ニ無之、丹波島渡船場干上り歩行渡致候由御座候、越後表之儀者如何御座候歟様子相分不申、右者風聞迄之儀ニ而未曉と難相分候間、早速手代差出支配所潰家見分吟味之上、外最寄村之損亡風聞相糺、委細之儀ハ追々可申

上候、且御預陣屋付同国佐久郡村之儀茂前同時大地震いたし候へとも、善光寺辺とは里数も隔り次第ニ相劣り候哉、陣屋并支配所其外最寄私領村々より纒ツ、之破損家等有之様候得共為差儀も無之、怪我人亡所等無御座候、先不取敢此段御届申上候、以上、

御代官

三月廿六日

川上金吾助

覚

- 一潰家式千百九拾六軒
 - 一潰高札拾式ヶ所
 - 一同堂宮寺六拾六ヶ所
 - 一同物置九百拾四ヶ所
 - 一怪我人千四百六十人
 - 一同馬百五拾六疋
 - 一半潰家七百八拾式軒
 - 一同郷蔵廿式ヶ所
 - 一同土蔵(土カ)三百三拾壹ヶ所
 - 一則死千七百七拾八人
 - 一則死牛式疋
- 右者、当月廿四日夜大地震ニ而、私御代官所当分御預所信濃国高井郡・水内郡村々災害之始末不取敢御届申上置、早速手付・手代共手配差出私儀も廻村仕、村々災害之様子見分仕候処、誠ニ以絶言語候奇変之

体恐怖仕不忍見、地面裂七八尺（寸九）より五六尺余数拾間
ツ、筋太開、右割目より夥敷黒赤色等之泥水吹出し、
步行相成兼候場所多有之、其上所々山崩土砂雪水押
出シ大石転落、田畑とも悉変地致多分候損地相見得、
村々用水路を所々欠落、木大破或床違相成候場所も
有之、水乗不申用水絶ニ相成候村々多有之、谷川等
之分大石土砂押出し震埋、処々欠落及大破水中を塞（朱世）マ、一
平一面ニ溢出泥水押流し、且潰家之儀何れも家並平
押二潰、桁・梁（刷九）・割目・臍等其外建具類折碎、家財
諸道具悉打敗、銘々貯置候雜穀之類ハ俵物押崩散乱
いたし、吹出候泥水を冠中ニも土砂押埋候分も有之、
最初見廻候比ハ村々之小前ハ勿論、村役人共迄本心
相失、更ニ跡片付候心得も無之、銘々潰家前二家内
一同雨露之手当も不致、日々途方暮忙然といたし候
様私共見受、狼狽頻りニ落涙止かたく悶絶致、尋候
而も答も出来兼打臥居、小前老若男女共ハ夥敷倒、
苦々敷罷在候有様難尽申上不便至極歎嗟仕、何れ之
村々も同様之次第ニ而差当テ夫食之備へ有之者共潰
家下ニ有之、殊ニ泥水を冠容易ニ可取出候儀出来兼

小前末々至リ夫食手当無之者共ハ、猶更吞水用ひ来
候処泥水交り相成及飢餓候処、自然村々一般之奇難、
助合候方も無之間当日救方夫食之手当相及丈ヶハ致
し遣候得共、百ヶ村余之儀中々惣体遠方迄私し自力
二届兼、身元可成之者共逆茂潰家災難ニ逢事ニ而寄
特之取計筋茂出来兼、無抛郷藏困穀等を以手代手配、
廻村為相凌罷在候陣屋最寄村々之分ハ中野村・松川
村寺院社地境内ニ小屋掛致し、極難洪之者共ハ穀遣
儀ニ有之、且追々村々役人牛馬死失怪我等相糺候処
書面之通ニ而、右之外善光寺江參詣いたし三月廿四
日夜同所ニ止宿、地震ニて焼死候者共男女貳百人余
有之、多分之人絶ニ相成、災害村々之分人別式分七
（厘九）里之滅方相成、支配所五万八千三百石之内無難之
村々者三分ならてハ残不申、高七分余ハ災害村々ニ
而何れも歎敷儀ニ御座候、差当村々用水路手入不致
候而ハ吞水差支且ハ田方用水肝要之時節ニ付何れも
難捨置、取繕不申候而ハ苗間ハ勿論、無難之田地植
付方ニも差支申候処、場広大破之儀中々以村々自力
ニおよひ不申、火災等之難共訊違家居田畠山村等迄

覆候火災、就中水内・高井両郡之大地震痛強捨置候

而ハ皆潰亡所ニ相成候村々多人命ニ拘り、末々御収納御国益を失不容易儀、迎茂御救不被下候而者何共可仕様無御座候、且又右大地震ニ而北国往還丹波島村渡船場より二里半程川上、真田信濃守領分平林村地内字虚空藏山凡式拾町程之処、山腹崩崖川へ押し埋、川中をしめ切間流水をせき留め水堰、(湛力)當時川上村々平地へ水開候得共、湛滿切候ハ、自然と押埋候、しめ切場所水力ニ而押崩可申、其節如何様之洪水可相成哉、氣遣敷支配所千曲川縁村々為心得申越候旨信濃守家来より掛合有之、右故當時千曲川平水より七八尺減水致居、川筋村々心配いたし山添高場へ立退居切開候ハ、如何可有之、数日湛滿候を一時ニ押流候ハ、亦々水災之異変出来可申歟、殊之外人氣不移心配仕候儀ニ御座候間、別紙御救相続拝借之儀申上候儀ニ御座候、以上、

未四月

右、高水清左衛門支配所大地震災難拝借被申上候書付、

越後国川浦陣屋御届書

越後国頭織郡村之地震先御届

私御代官所当分御預所越後頭織村^(朱書)之先月廿四日夜四時比より地震強、度々震返し等有之、川浦村陣屋本陣長屋柱くじけ相倒壁落崩損所夥敷、同村家最寄村々潰家等出来、則死人等も多有之、遠方ハ未届書出不申候得共右同様之趣相聞得候間、委細之儀者追々可申上候得共先此段御届申上候、以上、

未四月朔日

小笠原信助印

信州地震之儀ニ付申上候書付

追々御届申上候、信州地震之儀ニ付去月廿四日夜強地震之儀、引統一昼夜凡百五拾度程も致震働候処、同廿七日比より晦日迄八日々百度位ツ、も震動いたし、就中廿九日・晦日両日者強有之、其後追々相弛当月朔日より同六日迄之処ニ而八日々三四十度位之震動にもはや此上格別之儀者有之間敷哉と奉存候、一私支配所信州村々之儀、埴科郡式ヶ村ニ而潰家拾五軒・死人四人、更科郡一ヶ村ニ而潰家五軒・死人壹

人、水内郡之内荒木村外五ヶ村ハ潰家五六軒程ツ、
死人ハ兩三人ツ、も有之、金箱村外五ヶ村ハ皆潰家
同様ニテ死人ハ凡式三十人程も有之、其余同郡村々
并高井郡村之儀ハ潰家者式軒位ツ、死人ハ壹兩人
位も有之、尤、惣体怪我人ハ夥敷民家損候分數多有
之、其外御普請所破損・田畑損地等も御座候、且小
県郡・佐久郡者為差儀も無御座候、且又御預陣屋之
儀中ノ条陣屋より震動弱く、尤、両陣屋共ニ構屏損
倒候迄ニ而外別条無御座候、

一最寄寺領善光寺町之儀ハ別而強地震ニ而、市中潰候
上出火ニ而凡九部通焼失、死人ハ夥敷諸国之もの多
集居候儀ニ而旅人之生死ハ宿帳も焼失故調方不行届、
人数相分兼候得共土地之者凡三千人程之死亡、旅人
ハ大凡式千人程死亡之風聞有之、尤、本堂山門ハ別
条無之本坊者焼失不致半潰同様之由、且川中島一円
潰家夥敷、大体五部通相潰、中ニも松平伊賀守殿領
分稻荷山村々ハ潰候上不殘致焼失、旅人并所之者共
凡五百人程之死亡有之由、真田信濃守殿松代城内之
儀ハ格別之儀無之候得共、城下町二三部通も潰家ニ

相成死人も有之由、水内郡山中と唱候場所ハ一郷之
内凡五部通り之潰家有之、其上犀川村水内橋之下ニ
而川北之方長井村之内持郷桜井山南之方、平林村之
内持郷岩倉山より崩落、而持郷民家不殘損亡、犀川
留切潮水之如く水溜り川縁村々長三里余之場所十五
六ヶ村水下相成流失、死人ハ勿論、田島損地夥敷有
之由風聞有之、且右崩落候場所ハ長サ八町程有之、
而側高山ニ而追々水溜候ハ、崩落候処より滝之様
相成流出候外水之抜口無之候処、此節水面より高三
拾間余も有之、川中六七町ニも相成居候得共照統候
故格別ニハ水溜不申、一昼夜ニ而式三尺ならてハ溜
り不申、然上者數日湛不申候而ハ落水致間敷川下
村々ニ而者崩所押流し一時ニ洪水可致哉と心得恐怖
いたし候由ニ候得共、長八町余之場所崩落候勢ニ而
強打込磐石之如く丈夫候間容易ニハ押切間敷、此上
者川下より水道細く堀割水抜いたし候外手段有之間
敷哉、右山中と唱候場所高三万石余ニ而信濃守領分
ニ而御座候、

一松平丹波守殿城下松本辺并堀長門守殿在所須坂町辺

之儀ハ格別之儀無之、本多豊後守殿飯山坂下ハ皆潰
其上焼失ニ而死人も数多有之由、且又善光寺町より
北国往還筋ハ野尻辺迄皆潰候由相聞、〔朱書〕マ、信州ニ而者水
内郡・更科郡重々地震と相聞申候、

一越後国高田辺ハ去月廿九日昼夜地震之由、追々風聞
仕儀御座候、右ハ支配所内外之様子追々及承候趣書
面之通御座候、尤、支配所内之儀ハ兼而申上置候通、
当時夫々取調中ニ而未聴と難申上候得共、追々村方
より訴出候趣者申上候儀ニ而、且最寄私領等之儀ハ
追々承伝候風聞を以申上候、以上、

未四月

川上金吾助

御勘定所

当月廿四日夜九時比大地震ニて信州善光寺本堂山門
計相残、大勧寺を初坊中并町家共ニ不残崩倒れ、其
上出火ニ相成不残焼失、善光寺之内藤やと申旅籠屋
へ泊居候旅人六百人余之内五百人程即死、同所稻荷
山宿石同様ニて是又六百人余即死、同州須坂・飯山・
松代・三城并城下共ニ相崩れ、同州水内郡山谷崩、犀

川も巖堀出し、丹波川渡船場平地同様相成、所々へ
泥水吹出し犀川水堤筑摩郡之分水底ニ相成候由御座
〔漢力〕
候事、

三月晦日

信州地震一卷

善光寺辺真田信濃守殿江御領地御留守居返詞

貴翰拜見仕候、如仰暖和之砌御座候所御安泰被成御
勤、珍重恐悦候、然者先達而信州善光寺辺大地震ニ
て本堂其外相倒れ參詣人并土地之人等多く怪我等有
之由風聞被成御承知、右者珍事ニて御方ニも相響候
事有之候哉、左候ハ、怪我人凡何様御座候哉、其外
之儀も委細被成御承知度御紙答之趣敬承仕候、右者
当月廿四日亥刻比より大地震ニて、善光寺如来堂并
山門相残候計ニて、别当所寺家・町家其外近辺不残
つり潰其上出火相成不残焼失、開帳ニ付參詣人并土
地之者共ニも凡五六百人も死失有之哉ニ風聞、松代
表も城内外破損所多く家中屋敷・城下町等潰家夥敷、
領分村々同断死失人も多く、別而山中筋震強山腹地

割等有之、北国往還丹波島宿渡船場より二里半程川上二而山覆犀川へ押埋水湛、右渡船場干潟相成、此上右湛水押出候而者方ニ寄り如何可有之哉、廿七日朝迄も地震相止不申候由、つり潰にて出火相成候場所多く御座候由、昨日夜中飛脚到着承知仕候、今以公辺江先御届も不仕儀ニ御座候間、御内々荒増之処申上候、先早々延引御答申上候、只々も此場にて御内々御承知被成下置被下度此段申上候、以上、

三月晦日

○田舎莊子外篇卷之一拔書

蟻王壁書

蟻ども集りて炎天に蚯蚓の干からびたるを引なから、其内ニわかき蟻つぶやきて云、いやく世間に生物多しといへとも、皆飛ありき走り廻りて面々に餌あひを求め休息の間もあるに、我等いかなる因果にや、何をするともしに終日足ハ地につかず、其身微なるか故にたま／＼餌を見付ても己一人の力にて得る事あたはず、大勢仲間を催し玉の汗をながしてやう／＼穴へ引こ

むといふ、老たる頭蟻是を聞て戒て曰、汝他の生物を羨ことなかれ、物皆命あり、蓑虫の木の枝にぶらさがりて楽そうに見ゆれども、我蓑虫を勤て見ざる故に、彼が心にかほど苦勞のあるやらんも知るべからず、人も亦然り、馬かた・船頭寒暑に身をさらし、農夫ハ野に出て田畠をうないて形を勞すること甚しといへとも、人のために一点も心を勞することなし、国政を執て民を治る者ハ身ハ高位に居て人に敬ハる、といへども、少しの誤り有ても國中其毒を受る故に、人のために心を勞する事、（田舎莊子外篇より補）剃刀の刃をわたるよりも△甚し、許由がいやかりしも尤也、惣して生物それ／＼の形をうけ、それ／＼の立所に居て、それ／＼に勞苦する事世間の常也、人とおなじく此世界に生れてハ人とおなじく勞苦すへし、我一人の世界にハあらず、造化の命する所に任せて可也、人並にはづれて汝一人温々として何の勞苦もなくて居らむとおもふハ大成私也、他の生物ハ餌を求めて是がために羅にかゝり、粘もちにつきて終に性命を失ふ者多し、我幸に人に食はるへき厚味もなし、我が形の

微なるを知る故に生たるむしに取てかゝる事なく、
其屍しかばねを拾ひて賞翫する故に人咎むる事なし、いまだ
蟻の餓死したるといふ事もなし、汝身の分を知て外
を願ふ事なく、身に禍のなきを今日の幸と思ひ楽しむ
へし、汝只私心を去ハ可也、哀楽の事来るハ命也、

我に私心なき時ハ、其来るにまかせて情の尽る所に
して止む、若執滞して心胸に横ハリ、我と我心を苦
しむるハ愚智の至りなり、一切の私心妄想皆痴(愚脱カ)の根
より出る事を知るへし、仏家にも又言、貪瞋痴の三
毒ハ一切煩惱の根也といふ、我に三毒わづらひの累なし、古
人蜂蟻に君臣の義ありと称するものハ、同僚むつま
しく一食を得ても集りて是を食ひ、一穴に居て争ひ
惡むことなく、分外を貪らず、途に逢ふ時ハ相揖し
て礼を失はず、群れ行時に行列を乱さず、然るに人
として分をおかして欲を恣にし、巧を用ひて人を欺
き、己が勝手の能事ばかりを工夫して、人に害有を
もかへり見ず、同僚相争ひ相惡ミ、親族和せず、不
義無礼にして君に事の道を知らざるものハ微物の我
に恥ざらんや、天将あまに雨ならんとする時ハ、我が神

に通じて穴の口をふさぐものハ、無欲なるが故に天
に感ずるもの也、汝勞をいとひて他をうらやむ者ハ、
我が性命にそむく也、蟻王是を聞て大に感じ、百官
をあつめて壁書出し、穴の口に張り置、其書にいは
く、

一人ハおのれを知るをもて要とす、己をしるものハ常
に身を慎て人を侮らず、分を安むして足事をたのし
む外を求めざれば心つねにしつか也、をのれを先だ
つる事なく物を争ハされバ和して怨なし、人に無礼
を加へざれハ人の咎めを得る事なく、身の辱しめを
受る事なし、世間の是非を担になハざれハ無用の事に心
を勞せず、欲する所を必とせざれば得失に就て心を
動す事なし、是むづかしき事にもあらず知慮分別を
費こともなし、世に交りて心穩なるの道也、をのれ
をしらざるものは人を知らず、常に身を慎むことな
くおのれに勝れる者を忌避て、己に劣れる者を侮り
弄す、おのれがする所いふ所を以て是として、己に
同じき者を知ありとし、おのれに同しからざるもの
を愚也とす、好て人の是非を評する者ハおのれが知

をあらはさむと欲して也、人の善をいひ滅して人の過を揚ものハ、人のおのれよりも勝れる事を忌むなり、常におのれを先にして物と是非をあらそひ、無益の事に心を勞して内靜かなる事なし、情に叶ざる事あれば憂^{うれ}ひ、人の己に従^{したが}ることあれば忿^いる、生涯人をとがめてミづから省ることなし、

一己を知らざる者ハ世間おのれに如者なしと思へり、故に仮初の事にも我を立人の善を容^{ゆる}ることなし、人の善を聞ても、察知をまハして内に私あらんかとさ^がす、是己が私心ある故に人の善を信ぜず、己か私心を以て人を窺ふ小人の常也、毎に人の隠れたる非を見出すを以てミづから知ありとす、かくのごとき者ハ衆人の惡む所にして、善人の親まざる所也、禍必身に及へとも改る事をしらず、天人ともにこれを助るものなし、莊子言ことあり、陽^{あつ}に惡をなす者をハ人は是を罰し、陰^{ひやか}に惡をなす者をバ天是を罰すといへり、

一君子の眼より小人の行ひを見る事嬰兒^{ゐいじ}の戲遊を見るがごとし、誰か嬰兒の戲遊を見て咎め謗る者あらん

や、人嬰兒と是非を争ふ者なし、心の位同じからざれハ也、小人の行を見て謗り惡む者ハ、我も又小人の心地を出す、彼と我と心の位同じきか故也、ミづから省^して恥^ぢへきのミ、但し君子職に當つて悪人を罰するハ、やむ事を得ざるの政なり、惡^いみて罰するにはあらず、孔子曰、不仁を惡む事も甚しきハ乱也とあり、人を惡む事甚しき時ハ却て禍の端となる、慎むへし、

又小蟻共を戒て云、

汝等手足の地に付ずはたらくハ天の幸也、流水ハ常に活し溜り水ハくさる、生物ハ皆動て用をなす者也、動をいとふハ私なり、人中年以後ハ今迄の見聞の巧を以ても變に應ず、動かざる者ハ見聞^{けん}の巧なし、故に中年以前ハ只古人の言を矩として私意を雜へず、法を守りてミづから我が知を專にすることなかれ、古人を矩とし法を守つての上に過ある時ハ補ことやすく、ミづから專にするの過ハ人情の惡む所有て補かたし、学問ハ只書を読のミにあらず、身を修行地に置、心を徒居をさすべからず、見る事きく事に氣

を付て是をわが心に試ミ、善悪邪正を明らかに、決して惑ふことなく心法受用の種とすへし、善悪邪正徒に見て過たる分にてハおのれが益とは成べからず、只時々におのれをかへり見て、我が心の非を知て改むへし、人の非ハ見やすく、己が非ハ見難し、人の非を知るハしるにあらす、己か非を知るを知とす、

○燕子清談

小鳥とも集り燕を揖して謂て曰、汝ハ天涯の客にして此国の者にあらす、然るに汝人家の檐に巢を作れども、人汝を執へむともせず、却て板きれにてもうち付て汝にあたへ、巢を作るの助として汝をいとふ事なし、汝人家に益あるものにもあらず、何の故を以てか人汝を愛するや、燕か云、吾何の故といふ事を知らず、我ハやせたる小鷹也、喰ひ出もなく厚味もなし、故に人我を殺して喰むとおもふ心もなく、人の欲を動さゝるハ我自然の幸也、我ハ人の屋根をもそこなはず、人家に害をなさぬ迄也、餌ハ相應の小虫を取て喰へバ是にて事足りぬ、故に人の田畠を

あらさず、ぬすミ喰ひをすへきと思ふ心もおこらず、虻蜂あぶのごとく人を刺にもあらず、故に人に悪まれず、人は正直成者にて、われがしやまにならぬ者をバ来るをも防く事なし、故に其身を全ふする事を得たり、惣して人のために助けに成こと有ても、一方にて害をなすものをバそれ一倍悪むハ人の情也、猫ハよく鼠を取人のためになる故に、其家にてハ少の盜喰をもゆるして、折ふし鼻をこすりたるまでにて畜置といへとも、近所へゆきてハ肴をぬすミ、人の秘蔵する飼鳥をねらふ故に、其所にてハ悪ミて打たゝき、またわなをかけてくびるも尤也、犬ハ門を守らせ、他の犬をよせつけぬを重宝として飼をけとも、是も夜に入れハ近所へゆきて垣くねをやぶり、ぞうり・せきだを引、盜喰をして種々の害をなす、故に其所にてハ悪ミて打殺して皮をはぐも道理也、人もまた然り、此所にてハためになる働をすれとも、余の所にてハうそをつき大き成害をする故に人は人を悪む、小人の常にて人の害をなしたる事をバいはずして、人のために働たる事ばかりをかぞへ、我は是ほど人

のために働けども、人我を惡むとて腹を立るハおのれをしらぬ故也、人よくおのれをする時ハ人にもにくまれず禍をもまぬかるべし、才智ある者ハ分に依りて其智を用ひ人の助けとなるべし、おのれが才智に自満して、人の非を見出して人のする事を諂、人の腰をおして争論の媒をする故に、才智却而をのれをそこなひ人をそのこふ、愚なる者はミつから其分を知てをのれを守り、誤りても人の害にならんかと恐れ慎むへし、おのれが愚をしらず人まねをして物にかゝりをする故に、するほどの事間違ひて、はてはうそをつきて身のいひわけをするのミ也、畢竟欲より起つておのれを忘れ、知有者は知に迷ひ、愚なる者ハ愚にまよふ、禍ハ欲の団を以て自招き来すもの也、人の我に禍するにはあらず、分を越ておのれを利せむとする時ハ、その分人の害に成る物也、汝等も五羽十羽つゝ、連立て地にこぼれたる物を拾ひ食、沢山成虫けらを取て食ハ、人も汝に目をかけまし、折角人の骨を折て作りたるあわ・ひゑを人の茹ざる先に賞翫する故に、人もはしめハか、しを作りてお

とすのミ也、其か、しをおそれてよりつかずハ禍ハ有ましきに、か、しをも恐れず大勢あつまり喰ふ故に、是非なく殺生する者をやとひ、あ、ミを張粘を置てつみに焼鳥と成のミ、人も又かくのことし、此法を背きたらば此科に行ふべしと札を立、其上に法を犯す者をバ或ハ戸をゆひ手錠をおろし、籠舎させて出家なとにわび言さするハ人の上のか、し也、恐れて法を守る者ハ其身つゝ、がなく、是ハ当座のおどし也、少の内籠に居れば事済なりとてなめ過、度々法を犯す者ハ終に身の禍と成、利を求るハ人の情也、然れども能跡先を考て人の害に成かならぬかを察して欲る所を求めば、人にも惡まれす身の禍も有まし、とかく人の害になる事をすれば、身の禍になると観念すへし、我も口腹の欲ある故に、（田舎莊子外篇より補）人のおしまぬ小虫を取喰ふ故に、（とりくら）人の惡ミを受す、汝も蟲の虫を拾ひ食ハ、汝の蟲に付を悦べし、

田舎莊子外篇卷之四拔書

○鵜鳥戲論

鳥鮫うなぎにとまり、鵜の水中に入て魚を取を見物し、さ

てハ魚ハ取よき物ぞと心得て、魚の水中に遊泳する
を見かけて遠慮もなく飛込ければ、魚は水底に沈む
で鳥ハいのちからぐにて出たり、鵜顧て笑て曰、

世俗の諺に鵜のまねする鳥は水を呑といふ事、われ
はじめて見たり、天の物を生ずる、皆夫々の食あり

て、夫々に食を求る才を与へたまふ故に、(田舎莊子外
篇より補)万物餓

死する事なし。これを『天道人を殺さず』といふ。我

は、外ほかに食する物なき故に、△天のゆるす才に任せ
て水に入て魚をとる、鳥ハ木に棲鳥也、外の鳥とハ

違ひ食物にきらいなく、物として食はずといふ事な

しなり、菓くだものハ勿論、鳥に似合はぬ悪食をして、牛馬

の肉までも取くらい、蟲の物をほりあらし、人の縁

先に干ておく物をすきまを見てハぬすミ喰ふ、鳥ハ

人を恐るゝものなるに、汝目はしの巧なるを持って人

をも恐れず、天のゆるさぬ盜賊をするハ大胆の至り

なり、それ故わけて人にもにくまるゝ、それさへあ

るに、欲ふかくして喰ひ物なきやうに水中にある魚

までを心がけ、死はつれにあふ事は天道にそむく故

也、唯汝のミにあらず人も又然り、孟子に曰、人之

養心也、莫善於寡欲、欲は万苦の本にして禍の根也、
人の心を苦しむる事多欲より甚しきハなし、多欲な

る者は常に心忙しくして内静なる事なし、たまぐ

其欲する所を得て悦ぶかとおもへバ、又其外を求め

てやまず、欲ハ金銀財宝の欲のミにあらず、小事と

いえとも求めてやまず、思ふて忘れざるものハ皆欲

なり、世間わが欲に叶ふ事ハすくなく、欲に叶はざ

る事ハ常におほし、ならぬ事と知ながら万一を特たのミ、

心を勞して巧を極め、彼を求め此を得むとおもふて

やまず、生涯欲のために使はれて安き心なし、或ハ

いかり或ハ憂ひ或ハ人を怨事、皆欲より生ず、心に

試みてしるべし、寡欲なる物ハものを求めず、ある

に随て事足りぬ、富貴なれば人を恵ミ、貧賤なれば

ミづから安むず、恨むることもなくいかる事もなく

生涯無事にして静也、老子曰、知足者常富と、身ハ

貧賤に居るといへとも、心ハ王公のの富貴よりも泰な

り、聖賢の至言信成哉、これ学問知弁を待ず、我が

心に試みて知りやすき事也、然とも凡人ハ欲を以て

心の主とす、故に義不義の弁へもなく、只欲する所を得るを以て楽ミとして、欲のためにくるしむ事を

しらず、烏点頭うなづきして聞居たりしが頭を挙て云く、鵜

のいはる、所尤至極也、夫に就て世間てれんの上手に立ッ人の目を暗まし、した、かなる私をすれどもしれぬを見て、不知恵なる男さてハ成よき事ぞと心得て、おづく少しの私欲をして見付出され大き

成めにあふ、是をこそ鵜のまねをする烏水をのむといふなれ、とかく鵜があるによりて烏がまねをして

水をのむ也、世間に鵜といふ物がなくハ烏も水ハのむまじと、わるいひをしてとびさりぬ、世間の人情大かたかくのごとし、をのれが非を知る者すくなし、

○(忠熊)近衛様より 寛之介様(齊彬男)へ御縁組一件二付、今大

路民部権少輔様より(孝光)鳥津将曹殿(久徳)江之御書付之写

御用之儀有之候間、御参可有之仰候、以上、

四月十七日 今大路民部権少輔

鳥津将曹殿

(齊彬)修理太夫様御嫡男

寛之助様追々御生長之趣被聞召候二付而者、此御方姫君 愛君御方御似合敷

御年齢ニ被為在候得者、今般御縁組御取結被成度思

召候、尤、御方之儀(従カ)巨采格別之御由緒柄、其上郁君(近衛忠

照幸齊宣女御入興後、猶更御厚御統柄ニも御座候得者、往古

より此御方姫君いまた御入興も不被為在候付、幸之

御時節柄ニも候間、此度御縁組御取結被成度思召候

間、此段被仰入候事、

四月

○文公朱先生感興詩二十首

其一

昆侖大ニテ無レ外ニテ旁ニテ磳ニテ下ニテ深ニテ広ニテ、陰陽無レ停ニテ機ニテ寒ニテ暑ニテ互ニテ来ニテ往ニテ、皇

儀古聖神妙契一俯仰、不待窺馬ヲ凶人文ニ已ニ宣ニ朗ニ、渾然

一理貫昭晰ニ非ニ象ニ罔ニ、珍重無極翁、為我重指掌、

其二

吾觀レ陰陽化ヲ升降ス八紘中、前瞻既無始後際那有終、至

理諒斯存、万古与今同、誰言混沌死幻語驚ス盲聾ヲ、

其三

人心妙不測出入乘氣機、凝水亦焦火淵淪復天飛、至
人乘元化動靜體無違、珠藏沢自媚玉韞山含輝、神光
燭九垓玄思徹萬微、塵編今寥落、歎息將安歸、

其四

靜觀靈台妙万化從此出、云胡自蕪穢反受衆形役、厚
味紛采頰妍姿傾國、崩奔不自悟馳驚靡終畢、君看
穆天子、万里窮轍迹、不有祈招詩徐方御宸極、

其五

涇舟膠楚沢周綱已陵夷、況復王風降故宮黍離々、玄
聖作春秋哀傷美在茲、祥麟一以踏反袂空漣洏、漂淪
又百年僭侯荷爵珪、王章久已喪、何復嗟嘆為、馬公
述孔業託始有余悲、拳々信忠厚、無乃迷先幾、

其六

東京失其御刑臣弄天綱、西園植茲穢五族沈忠良、
青々千里草、乘時起陸梁、当塗軼凶悻炎精遂無光、
桓々左將軍仗鉞西南疆、伏竜一奮躍鳳雛亦飛翔、祀
漢配彼天出師驚四方、天意竟莫回王囚不偏昌、晋史
自帝魏後賢合更張、世無魯連子、千載徒悲傷、

其七

晋陽啓唐祚王明紹巢封、垂統已如此、繼体宜昏風、
塵聚瀆天倫牝晨司禍凶、乾綱一以墜天樞遂崇崇、淫
毒穢宸極唐焰燔蒼穹、向非狄張徒誰弃取日功、云何
歐陽子、秉筆迷至公、唐經乱周紀凡例孰此容、侃侃
范太史受說伊川翁、春秋二三策、万古開群蒙、

其八

朱光偏炎宇微陰眇重淵、寒威閉九野陽德昭窮泉、文
明味謹独昏迷有開先、幾微諒難忽善端本綿綿、掩身
事齊戒及此防未然、閑息商旅絕彼柔道牽、

其九

微月墮西嶺爛然衆星光、明河斜未落斗柄低復昂、感
此南北極枢軸遙相当、太一有常居、仰瞻独煌煌、中
天照四国三辰環侍旁、人心要如此、寂感無辺方、

其十

放勳始欽明南面亦恭己、大哉精一伝万世立人紀、猗
与嘆日躋穆穆歌敬止、戒癸光武烈待旦起周礼、恭惟
千載心秋月照寒水、魯叟何常師、刪述存聖軌、

其十一

吾聞包犧氏爰初闢乾坤、乾行配天德坤布協地文、仰

觀^レ玄^ハ渾^ノ周^ル一息^ニ万里^ヲ奔^ル 俯^シ察^ス方^ハ儀^ノ靜^ニ隕^レ然^ク千^ニ古^ノ存^ス 悟^テ彼^レ
立^レ象^ヲ契^シ此^ヲ入^レ德^ノ門^ニ 勤^メ行^ハ當^レ不^レ息^ニ 敬^シ守^ル思^ハ彌^レ敦^ク

其十一

大易^ノ凶象^ヲ隱^シ詩^ノ書^ノ簡^ヲ編^シ訛^ル 礼^ノ樂^ノ矧^ヤ交^テ喪^テ春^ノ秋^ノ魚^ノ魯^ノ多^ク 瑤^ノ
琴^ノ空^シ宝^匣絃^絶將^{如何} 興^テ言^ニ理^余韻^ノ 竜^門有^レ遺^歌

其十三

顏^生躬^四勿^曾子^日三^省 中^庸首^謹独^衣錦^思尚^綱偉^爾
哉^鄒孟^氏 雄^弁極^馳騁^操存^一言^要 為^爾挈^裘頽^頽 丹^青
著^明法^今古^垂煥^炳 何^事千^載余^無人^踐斯^境

其十四

元^享播^群品^利貞^固靈^根 非^レ誠^諒無^有 五^性実^斯存^不
世^人逞^知見^鑿智^道弥^昏 豈^若林^居子^幽探^万化^原

其十五

飄^飄仙^侶遺^世在^雲山^盜啓^玄命^秘竊^當生^死閔^金
鼎^蟠竜^虎三^年養^神丹^刀圭^一入^口白^日生^羽翰^我欲^往
從^之脱^履諒^非難^但恐^逆天^道偷^生詎^能安^往

其十六

西^方論^緣業^卑卑^喻群^愚 流^伝世^代久^梯接^凌空^虚 顧^阿指^心性^名言^超有^無 捷^徑一^以開^靡然^世争^趨 号^空

不^踐実^蹟彼^榛棘^途 誰^哉繼^三聖^為我^焚其^書

其十七

聖^人司^教化^賢序^育群^材 因^心有^明訓^善端^得深^培 天^叙既^昭陳^人文^亦喪^開 云^何百^代下^学絶^教養^乖 群^居
競^葩藻^争先^冠倫^魁 淳^風反^淪喪^擾擾^胡為^哉

其十八

童^蒙貴^養正^遜弟^乃其^方 鷄^鳴咸^盥楫^聞訊^謹喧^涼
奉^水勤^播灑^攤簞^周室^堂 進^趨極^虔恭^退息^常端^莊
勅^書劇^者炙^見惡^逾探^湯 庸^言戒^羸誕^時行^必安^詳 聖^途
雖^云遠^發軻^且勿^忙 十^五志^于学^及時^起高^翔

其十九

哀^哉牛^山木^斧斤^日相^尋 豈^無崩^藥在^牛羊^復來^侵
恭^惟皇^上帝^降此^仁義^心 物^欲互^攻奪^孤根^孰能^任
反^躬良^其背^肅容^正冠^襟 保^養方^自此^何年^秀穹^林

其二十

玄^天幽^且默^仲尼^欲無^言 動^植各^生遂^德容^自清^溫
彼^哉夸^毗子^咕囁^徒啾^喧 但^逞言^辭好^豈知^神鑑^昏
曰^余昧^前訓^座此^枝葉^繁 發^憤永^刊落^奇功^収一^原

○去年秋従

殿下將軍家江被仰渡候御書付

近年異国船時々相見得候趣風評内々被聞召候、雖然
文通能修、武事全整備、

御時節、殊海辺防禦堅固之道是又兼々被聞召候而

御安慮候得共、近比其風聞屢有之、彼是被為懸

叡念候、猶此上武門之面々洋蛮之不侮小寇不畏、大

賊宜籌策有之、神妙之瑕瑾無之様精々御指揮候而、

深可被安

宸襟、此段宜有御沙汰候事、

○西洋列国史略卷之下抜書

西洋太古ヨリノ帝王沿革及自立諸国ノ小伝ハ、

既ニ上卷ニ記載ス、此卷ハ昔時ヨリ番人ノ大

洋ニ航行シ万国ニ通津セシ其始末ヲ記シテ、

以テ通商航海ハ国家ノ要務ナルヲ示シ、且彼

伊斯把爾亞・波爾杜瓦爾・魯西亞・譜厄利亞

等ノ諸国近来事行ノ広大ナルヲ詳ニシテ、今

ノ世界ノ古ノ事体ニ非ルヲ説クモノノ左ノ如シ、

抑歐羅巴ノ諸国ニ於テ、船ニ駕シ海ニ航シテ他邦ニ

通シタルハ、上古ノ世ニ亞細亞洲ノ「ペニシヤ」国

ノ人^(其カ)モ国ノ西海ヨリ船ヲ発シテ、遍ク地中海辺ノ歐

羅巴洲及ヒ西方^(亜カ)西弗利加洲ノ浜海ノ諸国ニ至リテ、

貨物ヲ交易セシ事アリ、是西洋ノ諸国ニ於テカノ邦

ノ異域ニ航海セシ始ナリ、其後^(ローマ)羅馬ノ革命ヨリ一千

余年程以前ニ、亞細亞洲中ノ「テイリユス」国ノ王

其国人ニ命ヲ下シ、船ヲ出シテ地中海及ヒ大海等ノ

辺海諸国ニ通商シ、大ニ其国ヲ富セリ、是ヨリシテ

諸国多ク海外船行シテ交易ヲナスハ、国家ノ利ヲ興

スノ極テ大ナルコトヲ知り、各是ヲ務トイヘトモ、

悉皆其近海ノ隣国ニ舶行スルノミニシテ、敢テ海外

絶域ニ至ルモノアルコトナシ、其後西洋ノ革命ヨリ

九百六十七年^(七十九)以前、如德亞国ノ「サロマン」王ノ時

ニ多クノ海船ヲ製造シ、自国ノ産物・奇貨ヲ載セテ

西江海ヨリ発船シ、遠ク大洋ヲ航行シテ「オヒル」

国及ヒ其他ノ諸国ニ通ス、「オヒル」国ハ氣候温熱

ニシテ夥ク黄金ヲ産シ、犬・象牙・孔雀・獼猴等ヲ

出シ、其地到ル所ノ諸国又ミナ物産豊饒ノ地ニテ交

易シテ得ル所ノ品物ノ多キコト、誠二人ノ思議ノ及
 フ所ニアラス、是ニヨリテ如德亜国ノ富メルコト世
 界ニナラフモノナク、其国都「エリユサレム」城中
 ニ金銀充滿セリ、今ニ至テ西洋ニ於テ世ニマレナル
 大富ヲ称スルハ、必スコノ撒刺滿王ヲ引テ警トスル
 也、然トモ当時此事ヲ記載スルモノ甚疎略ニシテ、
 其通商セシ所ノ「オヒル」国及ヒ其地ノ諸国今ノイ
 ツレノ国ナルコトヲ詳ニセス、蓋當時ノ海船ヲ行ル
 モノ只大熊・小熊二座ノ星ヲ準トスルノミニシテ、
 海上ニ於テ今ノ如ク測量ノ諸器ナキカ故ニ、其方
 向・所在・地理・海道等ヲ明白ニ記録スルコト能ス
 シテ、僅ニ「ヲヒル」トイヘル国ノ名ノミ伝ヘタル
 ヘシ、其後ハ西洋ノ総天子罷鼻落備亜国ノ帝業衰シ
 テ、遂ニ百兒亜国ノ代ト也、百兒西亞込ヒテ厄勒祭
 亜国ノ代ト也、厄勒祭亜又滅亡シテ邏馬国ノ代トナ
 ル、コノ四代興亡ノ間ハ西洋ノ諸国分割割拠シ、互
 ニ雄ヲ争ヒ、乱世ノミ多クシテ治世少ク、是ヲ以テ
 ヲノツカラ其航海通商等ニハ力ヲ尽サ、ル也、只
 「キリイキス」ノ大祖「アレキサンテル帝コト」

クニ印度亜・天竺ノ諸国ヲ破滅シテ、今ノ榜葛刺国
 ノ安日川ヨリ数万ノ海船ニ駕シ、印度亜ノ南海ニ浮
 ビ、ソレヨリシテ罷鼻落備亜国ニイタリ（エフラテ河
ユーフラテス河）
 ニ入ル、又本国ニ帰レリ、其軍容ノ盛ナル船舶ノ多
 キ、千古ノ奇観也ト称セリ、其後邏馬ノ「シエリウ
（ユリウスカエ
サル）
 スヤアエサル」帝西洋ヲ一統シ、其子第二世「アツ
（アウグ
ストゥス）
 グストフハ」帝ノ世ニ至リテ、学士ニ命シ諸国ノ地
 理志ヲ撰シム、其後百余年ヲ経テ、邏馬ノ学士「プ
（テリ
ニウス）
 リテウス」ナルモノ天文・地理・人物等ノ書ヲ撰シ、
 又五十年ノ後ニ入多国「アレキサンテリヤ」城ノ学
 校ノ大師「フロトメウス」ト云フ人、天文志及ヒ万
 国図説ヲ著セリ、是ヨリシテ天文・地理・測量等ノ
 学日々盛ニシテ、次第測驗ノ諸器「イスタラヒ」「ヲ
 クタント」地平儀・象眼儀等ヲ製作シ、則是ヲ以テ
 航海スル時ハ、昼ハ日ヲ測リ夜ハ星ヲ測テ方向ヲ明
 ニシ、路程ヲ識リ万里ノ大洋ヲ渡リ絶遠ノ異域ニ至
 ルコト尚旧来ノ熟格（路カ）ヲ行カ如シ、彼上古「オヒル」
 国ニ航海シナカラ其地勢方向ヲ伝ルコトナキモノト
 ハ真二年ヲ同シテ論スヘカラス、其至ル所毎ニモノ

地理・名勝・山川・風俗・物産・経緯・分度・氣候・

寒熱等ヲ詳ニ図説ヲナシ、以テ後來ノ助トシ、航海ノ術日々精密ニシテ制船ノ法月々巧妙也、狂風暴波ニ遇トイヘトモ一ツモ恐ル所ナシ、於是カ欧羅巴ノ

諸国スヘテ是ヲ以テ専務トシテ、邏馬革命一千三百

四十六年日本貞和二年元至正六年丙戌ニ当ニ（フランス）二弘郎察国ノ人始テ亜弗利

加洲ノ西海ナル為匿亜国ニ至リテ交易ヲナス、一千

四百二十年日本応永二十七年ニ波爾杜瓦爾国ノ人（シヨ）「ト

アン・ゴン・サルウエス（下リスタン・ウアス・ニクシエイ）「ナ

ルモノ西海ニ浮ヒテ、始テ「ホルトサント」及「マ

テウ」ノ二島ヲ見出セリ、「ホルトサント」ハ東ニ

アリ、長サ拾里余・幅二里余、「マテウ」ハ西ニア

リテ、長三十二里・幅十二里、共ニ極メテ肥沃ノ土

ナルヲ以テ地ヲ開キ、本国ヨリ守令ヲ眞ク、今「マ

テウ」ヨリ出ス所ノ葡萄酒甚上品也、其後三四年ヲ

経テ伊斯把爾亜国ノ人、又右二島ヨリ南ナル「カナ

アリヤ」十六島ヲ開テ是ヲ飲ス、此二二島ノ内ニ最

大ナル者七ツ、皆極テ肥沃ノ地ニシテ、葡萄酒及砂糖ヲ出スコト夥シクシテ世ニ名アリ、一千四百四十

年日本永享十一年（二カ）
明ノ正統六年（五カ）ニ波爾杜瓦爾国ノ人、亜弗利加洲ノ

西海ナル白峯及ヒ「アルエイシ」島ニ至リテ其地ヲ

開キ、又是ヨリシテ（コイネヤ）匿亜国ノ海辺「クレイレキエ

ス」コウトキユスト「タントキユスト」等ノ地ニ通

商ス、此地ハ五穀・百菓・黄金・象牙ヲ出スコト夥

シク世ニ名アリ、是ヨリ後ハ（オランダ）阿蘭陀国・諳厄利亞国・

第那瑪爾加国ノ人モ又此地ニ渡リ、各交易ノ居館ヲ

構ヘテ其土人ト互市ヲナス、一千四百十六年（四脱カ）日本文安

十一年ニ波爾杜瓦爾国ノ人又匿亜ノ海岸ナル緑峯ニ

至リ又獅山ニ至ル、此所夥敷銀ヲ出ス、故ニ土人ト

交易シテ銀ヲ得ルコト甚多シ、教化ヲ施シテ其国王

臣民ミナ其教ニシタカウ、其緑峯ノ海上二十島アリ、

大小トモニ沃土ニシテ諸穀諸菓ヲ出シ、又諸戦多シ、

波爾杜瓦爾亜ノ人悉ク其地ヲ略シ、其中ノ「シント

ヤコ」トイヘル島ニ府城ヲ築キ、守令及ヒ將軍・兵

衆ヲ置テ其辺ヲ鎮護シ、又天教ノ導師ヲ遣シテ其土

人ヲ教化セシム、一千四百八十四年（日本文明十六年）明成化二十年ニ

波爾杜瓦爾国ノ人亦匿亜国ノ東南ナル工鄂国ニ至ル、

此国ハ亜弗利加洲西海浜ノ大国ニシテ、東ハ

アヒンシ
 亜昆心域ノ諸国ニ至リ、西ハ大洋ニ向ヒ、南ハ島傘^{（馬拿莫）}
 大^{（北カ）}己国及曷吹弗利ニ接ル、此ハ為匿亜国ノ諸部ニ
 界ス、此中ニ班^{（ハシエ）}・「ツンタ」・崩罷及「ロアン
 ス」・安臥辣・工鄂・「コイ」「ツツク」「ペンバ」等
 ノ諸国ニ分ツ、中ニ於テモ安臥辣・工鄂ハ最大国ナ
 リ、諸部ミナ肥沃ノ土地ニシテ、夥敷諸穀・諸草^{（葉カ）}・
 香桂・椰子・橘^{（柚カ）}神・香櫛ノルイヲ産シ、又椰子酒・
 大象牙・奇鳥ノ羽等最世ニ名アリ、此国古ヨリシテ
 歐羅巴ニ通セン、此時ニ「ヤアコツブカニエス」ナ
 ルモノ「ホルトカル」国王ノ命ヲ奉シ、始テ此地ニ
 至リテ交易シ、又其荒曠ノ地ヲ開キ、衆ヲ植テ其諸
 地ニ抛リ、「ロアンタ」ト「シントハウト」等ノ地ニ
 城郭ヲ築キ、守令・將軍及ヒ僧官・教化師ヲ置テ其
 近傍ノ土人ヲ帰服セシメ、次第ニソノ地ヲ開テコレ
 ヲ飲ス、此時ニ意太^{（里脱カ）}・^{（セミア）}熱奴^{（シエノヴァ）}亜国ノ人
^{（クリストフォロ・コロソボ）}「キリストホリスコロソボス」ト云者也、天資穎慧
 ニシテ深く格物致知ノ学ヲ修メ、又航海操船ノ術ニ
 精シ、伊斯把爾^{（ラエルナント二世）}亜国王「ヘルチナント」、此人ノ大
 賢ナルヲ聞テ、礼ヲ厚クシテ其国ニ召シ、崇敬シテ

以テ師友トナス、「コロソボス」伊斯把爾^{（ナルカ）}王ノト
 モニカコト有ニ足ヲ知テ、王ノ為ニ大ニ此国ヲ興サ
 シンコトヲシ、先ツ王ヲ進テ遍ク四方ノ才德賢能ノ士
 ヲ招シム、且又世界ノ理ヲ極テ西海絶徼ノ所ニ必国
 土アランコトヲ推知シ、其地ヲ開ンコトヲシ、因テ
 王ニ請テ自ラ大船ニ駕シ、大洋ニ浮ンテ国土ヲ求メ、
 遂ニ西洋革命一千四百九十二年^{（日本明治元年）}明弘治五年^{（ハイチ）}壬子
 スハニヨオラ・「キユバ」^{（キユトバ）}ノ二島ヲ見出セリ、此
 二島皆其地^{（甚カ）}其大ニシテ絶テ上ニ云、「マテウ」カナ
 アリヤ」・緑峯諸島ノスベキニアラス、土地肥饒ニ
 シテ共ニ金・銀・銅・鉄・鉛等ヲ産スルコト殊ニ多
 シ、其他諸穀・諸薬・肉桂・乳^{（香脱カ）}・蘆薈・良姜・竜涎
 其外諸藥品・砂糖・皮革・羽毛等ヲ出ス事亦ヲヒタ、
 シ、「コロソボス」則此二島ノ土人ミナ懐ケテ帰服
 セシメ、以伊斯把爾^{（僧カ）}王ノ領地トナシ、城郭ヲ築
 キ、守令及ヒ都督・軍卒ヲ置テ是ヲ鎮護シ、又増官^{（アメリゴ）}・
 天教ノ導師ヲ遣シテ其土人ヲ教化セシム、又「アメ
 ヲ^{（フカシリス）}リコウ」ト云モノアリ、意太里^{（フイレンツエ）}亜ノ福^{（アメリゴ）}柳^{（フカシリス）}祭^{（フイレンツエ）}国ノ人ナ
 リ、生レテ而テ穎敏力絶倫ナリ、大博学ニシテ万物

ノ理ニ於テ極サル所ナシ、亦「イスハニヤ」国王ノ
徵招ニ応シ仕ヘテ大官タリ、一千四百五十七年^(九カ)日本
六年明弘^(十カ)治六年^(十一カ)ニ「イスハニヤ」王ノ命ニ因テ、大船十二艘
ニ駕シテ「イスハニヨオラ」島ヨリ尚其西方ナル国
土ヲ求メテ疆^(無脱カ)ノ大洲ヲ開ケリ、於是カ「カメリコ
ウ」カ大勲ヲ永ノ後世ニ伝シカ為ニ、其開キシ所ノ
地ニ命シテ亜墨利加大洲ト名ケ、是ヲ天下第四ノ大
洲ト号シ、又新世界ト云フ、于時波爾杜瓦爾国ノ王
此事ヲ伝聞テ、尚其余ノ国土ヲ得シ事ヲ^(欲シ脱カ)賢才ヲ撰
テ開拓ノ大便^(使カ)トシ、大船三十二艘・軍卒一万余人ヲ
発セリ、一千五百零一年^(日本之文龜元年)明弘治十四年^(二)ニ亜墨利加洲
ノ南辺^(アラジル)「フフンソヤ」国ニ至ル、此地氣候温熱ニシ
テ蘇木・綿花・砂糖・泊天蘭・「ハルサモ」ノ^(油脱カ)椰
子・竜涎香・肉桂・丁香其他ノ諸穀・諸菓ノ類産物
極テ夥シ、土人ハ好テ人肉ヲ食フ、波爾杜瓦爾国ノ
人能是ヲ帰服セシメテ、其辺二千余里ノ地ヲ「ホル
トカル」国ノ領トナシ、所々ニ城壘ヲ築キ、十四ヶ
所ニ鎮守府ヲ建テ、將軍・兵衆及ヒ天主教ノ僧官ヲ
置キ、其土人ヲ教化シテ其悪俗ヲ改メシム、一千五

百零三年^(日本文龜三年)明弘治十六年^(二)ニ伊斯把爾亞国ノ「ヨハンホン
シウス」ナルモノ始テ北亜墨利加洲ノ「ノロクタ」^(フロリダ)
ノ地ヲ開ク、一千五百零四年ニ払郎察国ノ人ト又北
亜墨利加ノ地ニ至リ、或ハ通商シテ互市ノ利ヲ収メ、
或ハ教化シテ土人ヲ帰服セシメ、或ハ兵威ヲ以テセ
メ略シ地ヲ開ク事甚広大ナリ、号シテ新払郎察国ト
云、所々ニ城郭ヲ築キ節師ヲ置キ、是ヨリ又上傍ノ
「ハコラウブ」等ノ諸国ヲ吞併シ、地ヲ開クコト次
第二広シ、一千五百零五年^(日本永正二年)明弘治十七年^(八カ)ニ波爾杜瓦爾
国ノ人「ハスクテカマ」ト云モノ大船ニ駕シテ大洋
ニ浮ヒ、亜弗利加洲ノ南界ナル喜望峯ヲ遇リテ、其^(遇カ)
東海諸洲ヲ廻リ、夫ヨリシテ亜細亞洲ノ南海ニ出テ、
▽西洋列国史略卷之下より補
亞刺比亞・百兒西亞・印度亞等ノ浜海諸国を測量
シ、且△其諸州ノ事実ヲサグリ得テ行図説ノ書ヲ著
シ、以テ「ホルトカル」国王ニ獻ス、王大ニ喜ヒ則
其地図ヲ檢シ、形勢ニ鑑シテ亜細亞洲ノ^(オラムス)勿魯謨斯島
ハ実ニ百兒西亞・印度亞・「アラヒア」等ノ諸国湊
会ノ要地ナルヲ察シ、先ツ此島ノ王ト和親ヲ結ビ、
商館ヲ此島ニ構テ諸国交易ノ便ヲ得セシメントテ礼

ヲ厚クシ、弊（幣力）ヲ豊ニシテ使ヲ遣シ和親ヲ請フ、忽魯
 謨斯王アヘテ和親ヲ許サスシテ堅ク其便（使力）ヲ拒ム、
 「ホルトカル」王是ヲ聞テ則水軍ノ都督「アルフケ
 アルフケルケ」ニ命シ、大船十二艘ヲ發シテ武備ヲ嚴ニシ、
 且商買ノ貨物ヲ載テ勿魯謨斯ニ至リ強テ通商和親ヲ
 請ハシム、「アルフケリ」王命ヲ奉シ其衆ヲ帥ヘ、
 一千五百零七年ニ大洋ニ航シ、喜望峯ヲ通り亜刺比
 亞國ノ近海諸島ニ至ル、此辺多クハ勿魯謨斯ノ領也、
 抑コノ勿魯謨島ハ百兒西亞海湾ト亜刺比亞海ノ間ニ
 アリテ、百兒西亞部中ノ浜爾蔓（キルマン）ニ屬シ、其城郭ノ名
 モ又勿魯謨斯ト云、此所ニ美麗ナル海港有テ商買甚
 便ナリ、其地三大州ノ間ニ居ルヲ以テ百貨群集シ人
 煙輻湊ス、土地北ナリトイヘトモ、實ニ世界ニ有名
 ノ繁花ノ地也、勿魯謨斯ノ土人「ホルトカル」ノ大
 舶武備ヲ嚴ニシテ來ルヲ見テ大ニヲドロキ、急ニ兵
 ヲ出シテ備ヲナス、「アルフケハク」其海辺ノ工人（土カ）
 ヲ擒ニシテ其擒ヲユルシ、是ヲ以テ使トシ、南國和
 親シテ交易ヲナサンコトヲ告レトモ敢テ聞ス、是國
 中ニ惡意ヲ挟ムナリトシ、軍ヲ發シテ戰ヲナス、波

爾杜瓦爾ノ人則チ相戰テ悉ク是ヲ破リ、其海防ノ城
 台樓閣數所ヲ擊崩シ、進テ王城ニ近ツキ其港中ニ入
 リ、再ヒ交易ヲ通セン外ニ敢テ他意ナキヲ國王ノ
 「セイファディン」及ヒ國相「アタル」ニ告テ、「アタ
 ル」敢テ聞ス、軍卒二万余人ヲ帥ヘ國中ノ舟ヲ集メ
 テ戰艦トナシ、又戰百艘ノ船ニ連環ヲ施シ、加ルニ
 鐵鐔（クネリ）ヲ以テシテ船橋ヲ作り、其港口ヲ塞キ以テ波爾
 杜瓦爾船ノ歸路ヲ絶シ、多クノ火船火筏ヲ製シ、四
 方ヨリ圍ミシテ是ヲ改ム、然共波爾杜瓦爾ノ船ハ皆
 甚大ニシテ規制極テ堅固ナレハ少モ是ヲ恐レス、是
 時「ホルトカル」ノ舶モ二艘、一艘毎ニ軍卒四五百
 人・大銃各五十余座宛ニテ大砲都合六百余、精兵凡
 五千余人アリ、大將「アルフケルツ」其衆ヲ指揮シ
 テ大ニ戰ヒ、巨炮ヲ發シ火器ヲ飛シテ、以テ勿魯謨
 斯ヲ擊ツ、天地震動シ世界モ崩裂カ如シ、勿魯謨斯
 國ノ軍卒死スルモノ勝テ計ルヘカラス、戰艦皆折レ
 船橋悉ク燒碎ス、於是カ「オルムス」國王（及カ）アヒ其相
 「アタル」大ニソレ降伏シ、毎年金ヲ一万五千枚
 ヲ貢シテ屬國タラン事ヲ請フ、「アルブチルク」是

ヲ許シ、則北辺(此カ)ニ大ニ城郭ヲ築キテ守令ヲ置テ、是ヨリシテ印度亜ノ諸国トノ交易大ニ其便ヲ得テ、波爾杜瓦爾國ノ富ルコト勝テ言ヘカラス、「アルプケルク」是ヨリ亦滿刺加國(マセカ)ニ通商シ、其國王ト和親ヲムスビ、其都外ニ商館ヲ構テ交易ヲナシ、本国ヨリ能弁ノ僧使ヲ遣シテ其工人ヲ教化帰勝セシメ、亦大ニ恩徳ヲ施シ、一千五百一十年(日本永正七年 明正徳五年)ニ「ホルトカル」人不着意ニ兵ヲ滿刺加國ノ王城ニ乱入ス、國王卒ニシテ防戦スル事アタハス、其妃及ヒ太子ト共ニ走テ皆山中ニ死ス、於是波爾杜瓦爾國ノ人遂ニ尽ク其國ヲ奪テ是ニ抛リ、又其隣國ノ若耳國ノ王ト數度戦ヲナス、一千五百一十五年ニ波爾杜瓦爾ノ人印度亜ノ臥亞國(マア)ヲ攻テ、遂ニ其地ヲ奪ヒ取、其所ニ大ニ城郭ヲ築キ、本国ヨリ將軍・兵衆及守令・僧官等ヲ置テ此辺ヲ鎮護化セシメ、且又此地ヲ以基本トシテ印度亜ノ諸國ニ通商ス、一千五百一十七年(日本永正十四年 明正徳十二年)ニ遂ニ始テ中華國ノ廣東香山県ノ阿馬港ノ地(ルカ)ニ至シソ、中華ハ其ムカシ數多ノ國アリシヲ、秦ノ始皇ト云フ王アリ、英傑論絶論ニシテ、悉総國ヲ一

統シ其此境(北カ)ニ天下無双ノ長城ヲ築キテ、其威名遠ク西域及印度亜ニ響キシニヨリテ、西洋ニモ伝ヘ聞テ人ノ所知也、然トモ中華モ歴代沿革シテ国号シハく改レリ、西洋人秦ノ号ノミヲ知テ其他ヲ不知、今ノ世ニ至リテ中華ヲ呼テ「シナ」ト云、初メ意太里亞洲ノ勿撾祭亞國ノ人ニ「マルキユスパウロス」ト云モノアリ、西洋革命ヨリ第一千二百七十五年ニ当テ歲十八歳ニシテ四方ニ遠遊シ韃靼亞ニ往テ、其主(キユフアイ)勿叱烈トイヘル大王ニツカヘ、其大王ノ中華ヲ併ス(ラビライ)ノ時從ヒテ中華ニ往テ、前後十七年ノ間稍重ク用シ也、其後印度亜ノ諸國ヲ歴シテ再度ソノ本国ニ歸リ人ニ語テ曰、中華ハ其人敦厚ニシテ其國富饒也、外國ト交易ヲナサスシテモ國用不足ナク、其地ノ広大ナル都城ノ衆多ナル世界第一也、且其物産ノ甚夥キ、人民殷威ナル、其繁花ハ人ノ思儀ノ及フ所ニアラスト、於是カ歐羅巴洲ノ諸國ミナ其言ヲ伝ヘ聞、深ク觀慕シテ皆心親ラムスヒ交易ヲ通セント欲スル、年已ニ久シ、然共万里隔絶シテ敢テ通スルコト能サリシカ、今海道始テ開ケタルニ依テ、先香山県ノ治所

ニ至リ、互市ヲ通シ商館ヲ置シコトヲ請フ、官府是ヲ許サス、其後数年ヲ経テ遂ニ許ヲ蒙リ、商館ヲ阿馬港アマカハニ建テ明ト交易ヲナスコトヲ得タリ、其後阿蘭陀・「エキリス」等ノ諸国モ許ヲ蒙リ、広東及福建ニ商館ヲ置テ明人ト交易ス、然トモ其始テ海辺ヲ開タルハ波爾杜瓦爾人也ト云、中華ヨリ他国ヘ輸ス所ノ貨物ハ黄金・玉（石カ）不・真珠・麝香・大黃・土茯苓・綿布・金糸・綿花・磁器・砂糖等也、一千五百一十九年（正脱カ）日本（正脱カ）明（正脱カ）正徳十四年ニ伊斯把爾亞国人（大カ）ニ船師ヲ出シテ墨是（メキシコ）可国ヲ征ス、墨是可ハ北亞墨利加洲第一ノ大国ニシテ、西ハ「ノオハメキンコ」及東江海ニ界シ、東ハ巴那麻ノ峽ニ至リ、南北ハ大弟大洋ニ臨ミ、土地広大・氣候温熱ニシテ物産甚豊饒也、夥シク金銀ヲ出シ、其他綿布・綿花・砂糖・拔爾沙摩（ハルサマ）・真珠及「コシネルラ」其外諸藥品・諸穀・諸菓極テ多シ、土人ハ種々異形ノ鬼神ヲ尊信シ、像ヲ列置シテ是ヲ祭ル、或ハ人ヲ殺シテ牲トナス、貴人死スル時ハ必ス人ヲ以テ殉トナス、此国兵威昔ヨリ精強ニシテ、属国ノ諸酋二百余国・城邑数百・軍卒一百万余アリテ、

是モ亦一ツノ帝王也（国カ）、都城ハ瀨入ノ大湖ノ中ニアリテ堅固無双、是ヲ「カラギユス」城ト号シ、都下ニ八九万ノ大家アリ、民物蕃庶ニシテ国勢甚隆盛也、初メ伊斯把爾亞王賢ヲ学ヒ士ヲ愛シ、天下ノ碩学宏材ノ人夥敷其国ニ来集シ、皆王ノ為ニ力ヲ尽スヲ以テ国勢漸々ニ張り、兵威日日ニ強シ、於是遠ク海外ナル亞墨利加洲ノ地ヲ開拓シ、守令ヲ置テ其地ヲ治ム、墨是可国其己レガ土地ニ迫ルヲ惡ンテ、常ニ衆ヲ發シテ是ヲ遂フ、「イスハニヤ」王墨是可国ノ富強ナルヲ以テ和親ヲムスヒ、交易ヲ通センコトヲ欲シ、シバく使ヲ遣シテ其事ヲ請フ、卑辞厚聘其礼甚敬ス、墨是可国ノ君臣敢テ是ヲ許サス、其国ノ大ニ兵ノ多ヲ恃ンテ無礼最甚シ、伊斯把爾亞ノ群臣大ニ是ヲ怒リ、年々軍船ヲ遣シテモ辺海ヲ乱妨シ、或ハ士女ヲ掠略シ、城邑ヲ焼シ、或ハ東西ヨリ攻メ、或ハ南北ヨリ侵ス、只其辺海ヲ騷擾シ敢テ陸地ニ戦ハスハ、備ル時ニハ退キ少ク備レハ侵ス、墨是可ノ酋師於是カ始テ困シム、如此スル事三十余年ニ及シカハ内外困乏シ諸侯皆奔命ニ疲ル、遂ニ国内ニ乱起

リ五二分争攻伐ス、伊斯把爾亞其内乱アルニ乗シテ
〔ハルナン・コルテス〕
「ハリナナン」トスコルテス」ヲ大将トシテ戦艦三百

余・炮銃五千余座・精兵五万五千余人ヲ發シ、以テ

墨是可国ヲ征伐ス、「マルテス」墨是可国ニ乱入シ

巨炮火器ヲ連發シテ諸城ヲ攻破リ、八月ノ間ニ遂

ニ其都城ヲ陥レテ墨是可ノ総皇ヲ擒ニシ、后妃諸皇

子ミナ加西臘ニ送り「カステツラ」ハ斯、其次年迄ノ間

ニ其上州ノ属城ヲ悉平定シ、属国ノ君長ミナ降伏ス、

是ヨリ悉クミナ伊斯把爾國ノ郡県トナシ、墨都ニハ

「イスハニヤ」ヨリ一員ノ小王及ヒ天教僧官ノ長ヲ

キ、^{〔置脱カ〕} 大学校ヲ建テ其属州ニモ皆守令及僧官ヲ置テ是

ヲ治メ、土人ヲ教化シテ皆旧染^{〔西洋列国史略卷之下より補〕}の悪俗を改めしむ

故に此国を名けて新伊斯把爾亞[△]ト云フ、此年「ホ

ルトカル」国ノ人ニ墨瓦蘭^{メカ}ト云フモノアリ、亦「イ

スハニヤ」王ノ命ヲ奉シ、亜墨利加洲ノ極南小船^{〔二カ〕}ノ

西行スル海路アリヤ無ヤヲ尋求テ、一ツノ海峡ヲ見

出セリ、コレヲ名ケテ墨瓦蠟^{マゼラン}海峡ト云フモ、北ハ巴

大温ノ地ニシテ、則所謂長人国ナル者ナリ、其南ノ

テ「ラルテンヒルウコ」ト云、^{〔火カ〕} 則出地ト云儀也、当
時此峡南ノ地ヲ以テ一大洲ナリトシ、墨瓦蠟^{メカ}ニ加大
州ト号シ、天下第五ノ大洲トス、是「メカラン」ガ
見出セルヲ以テナリ、是ヨリシテ墨瓦蘭ハ大平海ニ
出テ馬路古ノ諸島ヲ過キ、西ノ方遙ニ喜望峯ヲ廻リ
亦北ニ向テ一千五百二十二年^{日本大永二年} 九月七日ヲ
以テ其本国ニ帰帆セリ、其海路ノ行程凡一年一百二
十四日カ、レリ、是西洋ニ於テモ全地球ヲ一周セシ
始ナリ、故ニ其当時駕セシ所ノ船ニ美号ヲ命シテ
「ヒクトリヤ」ト云、是ハ勝ト云義也、云フ心ハ其
万里ノ風波ニ戦ヒ勝テ善ク世界ヲ一周セリトナリ、
伊斯把爾亞ノ国王墨瓦蘭カ功ヲ盛ナリトシテ厚ク賞
ヲ玉ワリ、此船今ニ至リカノ国ニ重宝トシテ貯ヘア
リト云、一千五百三十二年^{日本天文二年} 明嘉靖十二年^{〔字カ〕} 二伊斯把爾亞
国ヨリ李露^{〔二カ〕} 国ヲ征伐ス、此国ハ南亞墨利加洲ノ西方
ニシテ、北ハ全加西臘ノ地ニ至リ、南ハ智里ニ接シ、
東ハ大山ニ界シ、西ハ大平海ニ臨メリ、土地甚広大
ニシテ物産富盛ナリ、金・銀・水銀・朱砂・緑玉・
諸寶石・鮓答・沙糖・綿花・「ハルサモ」油・諸穀・

諸葉夥敷産シ、自立ノ帝アリ、是ヲ名ツケテ李露国（果カ）ノ「インカス」ト云フ、付庸ノ諸侯二百二十余国アリテ、近傍ノ城ヲハ攻私歌ト云、国勢甚隆盛ニシテ、近傍ノ諸国士モ皆奔走シテ朝貢ス、此国百余年以前迄ハ兵威強大ニシテ四方ヲ経営セシカ、近来ノ「インカス」シキリニ奢ニテ、其所居ノ宮殿皆金銀ヲ鑲メテ美麗ヲ究極シ、其他大寺觀有リ、其法師（ヲカ）ニ称シテ「シヤカラス」ト云、其寺觀セタ金銀ヲ以テ修飾シ、内ニ黄金ヲ以テ鑄造セル、極テ巨大ナル異形ノ神像ヲ安置シテ、是ヲ日輪ノ真像ナリト称也、其像ノ左右前後種々異形ノ神像ヲ列置シ、皆黄金ヲ以テ鑄造セルモノナリ、祭礼ノ式アリテ動モスレハ人ヲ以テ牲トナス、其他以下ノ士民ニ至ルマテ皆富厚隆盛ニシテ十余万ノ大家アリ、「インカス」此数千里ノ地ニ君トシテ軍卒一百余万アリ、初此国ノ兵勢極メテ精既（銳カ）ニ、将士モ又甚勇猛ニシテ近隣無双ノ強国ナリシカ、「キユスコウ」ト云ヒ（シカ）「インカス」ノ世ニ諸国ノ王ヲ臣服シテ帝位ニ即シヨリ、以来諸州皆其威ニ服シ、太平既ニ一百余年、上下皆華奢靡弱

ニ成リテ兵ヲ知ルモノ有ル事ナク、只其地広ク財富ルヲ恃ンテ（西洋列国史略卷之七下より補）前に「イスパニヤ」国之使者を殺せり、「イスパニヤ」国之君臣大ニ是ヲイカリ、且又李露国ノ昇已ニ久敷、武備ノ廢弛センコトヲ察知シ、於是カ仏蘭西斯歌思里沙祿ヲ以テ大將軍トシテ大衆ヲ墨（ラランシスコレサロ）是可ヨリ發シテ李露国ヲ攻伐ス、卑沙祿其軍ヲ分テ（三カ）一道ヨリ是ヲ攻メ、大銃三千・十銃四万、其他長戟・強弩・利創（劍カ）・良弓（刀カ）ノ兵ミナ十威ヲ猛ニシ勇ヲ奪ヒ、巨炮連發シテ天モ裂地モ崩ル、カ如シ、李露国ノ軍卒ミナ震ヒヲソレテ魂魄ヲ喪ヒ、悉皆遁レ走リテ敢テ敵スルモノナシ、卑沙祿勢ヒニ乘シテ諸城ヲ陥シイレ、長驅シテ其内地ニ入り、攻取所ノ城邑ニハ本国ヨリ守令ヲ置テ、卑沙祿力軍令嚴ニシテ民人ヲ掠殺スルコトナリ、過ル所物ヲ玉フテ人ニ思德ヲ施ス、コレヲ以テ故ニ李露国郡帰降スルモノ頗ル多ク、亡（二年カ）計ニシテ其帝都「キユスコ」城ヲ攻破リ、其帝ノ亜答拔里拔ヲ擒ニス、於是属国ノ諸酋悉ク降伏ス、三年ノ間ニ全国ヲ平均シ、皆々伊斯把爾亜ノ郡トナス、

孛露ノ國人多ク、卑沙祿ニ請テ其帝「アタハリハ」^(アタワルバ)カ死ヲ赦シコトヲ求ム、因テ國人ニ責テ曰、黄金以テ其幽宝^(室カ)ニ満テナハ其死ヲ赦シト、國人則是ヲ満ツ、随テ又コレヲ取納テ亦銀ヲ満テヨト云責ム、國人再ヒ銀ヲ満ス、於是カ「アタハリハ」カ死ヲ赦シ、其后妃及ヒ諸皇子・宗族ヲ集合シテ、皆伊斯把爾亜ノ王都「カステツラ」ニ送り遣スト云、^(卑沙脱カ)祿既ニ此国ヲ平定シ、則其地分テ孛露^(ヘリユウ)・祈多察^(キトシヤ)・爾加私^(ルカス)ノ二大部トナシ、各節度府ヲ立テ以テ、其部内ヲ治メ、且又孛露ノ内ナル利瑪ノ地ニ都城ヲ築キ、本国ヨリ王子及ヒ天教ノ導師ヲ置キ、ソノ属スル諸州ニモ大守・令長及僧官ヲ置キ、所々ニ学校ヲ建テ、以テ其土人ヲ教化ス、亜墨利加洲ハ都テ金銀ノ多キ事世界ニ冠タリ、而シ孛露ノ金銀ノ多キコト「アメリカ」ノ第一也、初メ土人ノ「インカス」カ死ヲ救シトテ其幽宝ニ金銀ヲ満ス、其幽室ノ長二丈二尺・広一丈七尺余、其高サモ又一丈二尺余也、其金銀ノ多キ以テ知ルベシ、伊斯把爾亜国ハ此国ニ於テ得ル所ノ金銀大数、毎年一千二百余万ト云フ、一千五百三十六年^{日本}

^(天文カ)文明五年明ニ伊斯把爾亜人「ヘリユウ」ヨリ兵ヲ出シ嘉靖十五年^(金カ)テ、其南ナル智里国ヲ吞併シ、智里国ヨリシテ又東ナル巴利不正ノ国ヲ併セ、亦孛露国ノ北東ナル全加^(コトカ)スツラ^(巴利歪カ)ヲ攻取レリ、此三国ハ皆土地広大ニシテ金銀多シ、其地ノ物産極テ夥シ、悉ク其地ヲ経略^(シカ)三本國ヨリ守令及天教導師・將軍・軍卒ヲ置テ此地ヲ鎮守教化セシム、是時ニ当テ西洋諸國ノ中ニ於テ伊斯把爾亜^(國カ)臣王最英明ニシテ、遍ク他國自國ノ賢者ヲ招集シ、以テ大官ニ居シメ各其材ヲ尽サシム、是ヲ以テ声名隆盛ニシテ興業西洋ノ第一也、列國ノ君王ヨク及モノ有コトナシ、只波爾杜瓦爾國ノ王ハ第二也、^(一カ)弘郎察^(西洋列國史略卷之下より補)國の如きは其國尤広大なれども、常に隣國^(厄カ)の△諳左利亜國ト戦争シテ地ヲ相争コト等ノ事ノミアリテ、此二國トモニ海外ニ國土ヲ得ルコト少カリシトナリ、一千五百四十二年^{日本天文十一年}ニ波爾杜瓦爾國ノ人「ソランシスト」^(フランシスコセイモト)「アントニヌスモオタ」^(アントニオモツ)等海ニ浮ヒ、風ニ随テ始テ東海日本國ニ至ル、実ニ少日本天文十一年秋七月ノコトニシテ豊後國神宮浦ニ泊ル、コレ歐羅巴人ノ日本ニ至リシ始ナリ、波爾

杜瓦爾ノ人厚弊(幣カ)ヲ以テ国司大友宗麟ニ交易ヲ通セシ
 コトヲ請フ、大友宗麟則チ是ヲ許ス、鉄炮ノ日本ニ
 渡リ及ヒ其制作ノ法ノ伝リシモ此時ヨリノ事也、其
 明年ノ秋(西洋列国史略卷之下より補)八月「ホルトガル」国の人六つの大船に
 駕して又豊後に至[△]リ、其一艘ハ大隅国種子島ニ泊
 ス、是時「ホルトカル」ノ国ヨカ大友宗麟献スル所
 ノ奇物珍宝極テ夥シ、宗麟其厚礼ニ答ントテ、使ヲ
 遣シテ波爾杜瓦爾国ニ至ラシム、其正使齋藤源助彼
 地ニテ病死シ、其墓今ニ波爾杜瓦爾国ノ王都ナル
 リスボア波亞ノ城ニアリト云、一千五百六十四年日本永祿七年明嘉
 靖四十年ニ伊斯把爾亞ノ人南海「エリビイシセ」諸島
 ニ通シ、一千五百七十二年ニ遂ニ「ヒリビイレセ」
 ノ大島呂宗国ヲ併セテ是ヲ領シ、堅城ヲ築キ精兵ヲ
 備ヘ太守・僧官等ヲ置テ工人ヲ教導ス、此地ヨリ肉
 桂・丁子(胡脱カ)・甘草(甘カ)・豆蔻・椰子・檳榔(酒カ)・泊夫藍・
 良姜・沙糖等及ヒタ、シク出シ、又真珠・珊瑚・金
 銀ヲ産シ、諸穀・諸菓極メテ多シ、又此地ヲ以テ南
 海ノ巢穴トシテ日本ノ正面ニ当レル強盜島ヲ開テ是
 ニ守令ヲ置キ、又コレヨリ東ナル沙羅門諸島ヲ開テ

居館ヲ築キ、以テ呂宗国ト垂墨利加諸州ノ海船往来
 ニ便フ(スカ)、此海中ニ諸島人(大小カ)ニ都テ百余人ア而シテ此中
 ニ於テ呂宋大也、此諸島ミナ中華ノ広東ト日本ノ南
 海ト印度亞ノ馬路古諸島ノ東ニアリ、是時「イスハ
 ニヤ」国ノ王ヲハ非利皮烏斯第二世ノ君ト云フ、此
 王ニ命シ新伊斯把爾亞及ヒ孛露ノ地ヨリ広シ大洋ニ
 航シテ始テ此諸島ヲ開シム故ニ、其王ノ名「ヒリビ
 ウス」ノ号ヲ取リテ「ヒリビイシセ」ノ諸島ト命ス
 ル、此諸島氣候温熱、土地極テ肥沃ニシテ夥ク諸ノ
 産物ヲ出ス、故ニ是ヲ開テ其ヲ領シ或ハ人ヲ植テ開
 拓ス、一千五百八十三年日本天正十一年明万曆十七年伊斯把爾亞ヨ
 リシテ墨是可国ノ西北ナル地続キノ大地ヲ併吞シ、
 新墨是可ト号ス、此国山岳多ケレトモ、大地甚肥饒
 ニシテ、殊ニ多ク銀及水晶・綠玉ヲ産ス、其土人ハ
 種類一ナラス数多ノ自立ノ酋アリ、是ヲ称シテ葛西
 クコス
 格斯ト云フ、然レトモ惟是一時ノ王ニシテ、敢テ子
 孫二世及スモノニ非ス、故ニ伊斯把爾亞人教撫シテ
 帰帆セシメ、則数所ニ城郭ヲ築キ学校ヲ建、都督及
 天教・僧官等ヲ置テ鎮守シ、且土人ヲ教導ス、是時

ニ諳厄利亞・第那瑪爾加・阿蘭陀等ノ諸国モ亦各航海交易ノ業ヲ肇メ、専ラ通商ヲ以テ事トシ、諳厄利亞人・北亞墨利加洲ノ内ニ於テ新諳厄利亞（キリヤ）・未爾入（ヒルラ）ニヤ「マリイラント」等ノ地ヲ開キ、城郭ヲ築キ守令ヲ置キ、以テ是ヲ領ス、是時ニ当テ阿蘭陀国ノ主雄傑ノ人ニシテ武備精銳、且又航海ノ業ヲ専務トシテ諸邦ノ賢能ノ士ヲ招集シ、ハツカニ小国ナレトモ諸事修整シ、威名日々ニ盛ナリ、一千六百十二年（本日曆四十年）ニ阿蘭陀人馬路古諸島ニ通シ、次第二其地ヲ併セテ城郭ヲ築キ、以テ四方ニ通商ス、一千六百十六年阿蘭陀「ヤアコツブレマイト」ト云モノ、（小カ）亞墨利加洲ノ南遙ニ「スタテンラント」ト云ヘルヤ（フルヒスツ）島ノ間ナル海峡ヲ過リテ火地ノ南ヲ航行シ、火地ハコレ海中ノ島ニシテ大地ノ連属セル者非ルヲ知り、因テ是ヨリシテ墨瓦狐尼加ヲ天下第五ノ大洲トイヘル号ヲ廢シ、且又「メリラニ」峡ハ海路危険ニシテ、今此「ヤアコツブレマイト」カ見出シタル海辺ノ安穩ナルヲ以、今ニ至リテ西洋ノ人「アメリカ」ノ南ヲ過テ東海ニ出ルニハ、皆コノ新ニ開シ海道ヲ航行

ス、故ニ此海峡ヲ名ケテ「マレウム」峡ト云フ、一千六百十九年（日本元和五年）ニ阿蘭陀人爪哇国（哇カ）ノ「シヤカタラ」ノ地ニ拠ヲ堅固ナル大府ヲ築キ、「ハタヒヤ」城ト名付ケ、大都督・副都督諸官ノ有（千カ）二十余輩、大舟五百艘、精兵一万六千人ヲ備テコレヲ鎮護シ、以テ東海諸国ニ通スル根本ノ地トナス、今日本ニ來ル海船モ皆（此脱カ）所ヨリ出帆スル也、又中華ノ台湾島ニ拠リ七城ヲ築キ、軍卒數多ヲ備ヘテ是ヲ守リ、一千六百二十二年（三カ）日本元和元年（九カ）ニ阿蘭陀人「ホルトカ

ル」国ノ所領南亞墨利加洲ノ中伯西尼国ヲ攻テ数州ノ地ヲ奪フ、一千六百四十年（日本寛永十七年）ニ阿蘭陀人船師ヲ以テ滿刺加ノ国ヲ襲テ悉ニ波爾杜瓦爾人ヲ追出セシ、其国ヲ奪テ是ニ拠ル、一千六百五十年（本日曆三十七年）清順治七年（慶安五年）阿蘭陀人亞弗利加洲ノ南界ノ喜望峯近辺ノ諸州ヲ攻テ是ヲ取り、其地ニ大城郭ヲ築キ、都督・軍卒ヲ備ヘテ本国ヨリ「シヤカタラ」ニ通スル航行ニ便ス、一千六百五十五年（日本明慶五年）阿蘭陀国ノ主「シヤカタラ」ヨリ使ヲ清朝ニ遣シテ貢ヲ修メ、交易ヲ通センコトヲ請フ、此年広東府ニ至リ逗留シ、

次年ニ広東ヨリ發シテ河ニ浮ヒ、江・南京・崇^{（山東カ）}ヲ庇^{（歴カ）}
 テ北京ニ至リ方物ヲ貢獻シ朝見ス、是阿蘭陀清朝ニ
 通セン始ナリ、是ヨリ年々朝貢シ通商絶ス、是ヨリ
 先ニ日本ノ士民國君ヨリ罪ヲ得シモノ、或ハ領知ヲ
 失ヒ放逐セラレシモノトモ、及ヒ無^{（頼カ）}願ノ悪奴等船ニ
 駕シ、海ニ航シテ諸國ヲ侵掠シ、或ハ婦女人民ヲ略
 シ或城邑ヲ陷ハシ、西ハ大明國・台湾島・安南・東
 京・暹羅・呂宗・爪哇・渤泥等^{（ボルネオ）}都而^{（哇カ）}辺海ノ諸州ミナ
 倭寇ニ困セサルモノナシ、諸國ヨリ使ヲ日本ニ奉シ
 テ海盜ヲ禁センコトヲ請フモノ多シ、是ニ依テ海邊
 ノ諸國ニ令ヲ降シテ海賊ヲ禁制ス、シカレトモ天草
 島原乱ノ後ハ罪人海外ニ遁レ出テ、爪哇・渤泥・呂
 宋等ノ諸國倭寇益甚シ、諸國日本へ使シテ禁止ヲ請
 フモノ数度ニ及ヘリ、於是人ノ外国ニ出ルヲ禁シ、
 遂ニ海船ノ制ヲ定メ帆程一本ヲ限トシ、唐舟造リノ
 舟ヲハ堅ク制スルコトヲ止ム、是ヨリ日本ノ海船外
 洋帆スルコトヲ得スシテ、自國ノ通行尚浪ノ難^{（西洋）}
^{（列國史略卷之下より補）}命を喪ヒ身を傷るもの多し、是日本人の航海の操船
 △ノ術ニ拙キ根元也、一千六百六十年ノ頃ヨリ阿蘭

陀人「インニヤ」ノ「コラン」「ナカバタン」「コシ
 ン」「カランカノル」「ホルカ」「カナノオル」則^{（ヒイラン）}意蘭等
 ノ諸國ニ通シ、伊斯把爾亞及ヒ波爾杜瓦爾ノ人ヲ追
 出シ、或ハ城郭ヲ築キ或ハ商館ヲ構ヘテ交易、貨物
 ヲ得ルコト勝テ云フヘカラス、一千六百六十八年^{（八カ）}
^{（寛文十八年）}清康熙七年ニ阿蘭陀人南亞墨利加ノ北界「シユリケア
 ム」ノ地ヲ開キ、大ニ城郭ヲ築キ、是ヲ以テ西方ノ
 官府ト称シ、「シヤカタラ」ヲ東方ノ官府ト称シ、
 以テ世界中通商ニ便利ス、又「シユリチアム」ヨリ
 舟軍ヲ出シ、多ク亞墨利加諸州及諸島ヲ吞併シテ、
 悉ク府城ヲ構ヘ守令及僧官ヲ置テ土人ヲ治メ、且教
 化セシム、是時ニ当リ西洋諸國ノ君、多ハ其國ノ富
 強ナルヲ樂テ慮ヲ大ニシテ賢材ニ任使スルヲ專トセ^{（スカ）}
 ス、故ニカノ伊斯把爾亞ト波爾杜瓦爾ノ強大ナルモ、
 阿蘭陀ニ所領ヲ奪シ国内ニ騷乱ヲ生シ、自國ナラ安
 穩ナルコト能ハス、賢者ハ阿蘭陀ニノミ集ル、ソモ
 〳〵此阿蘭陀ハ只七郡ニシテ、西洋自立ノ國ニ於テ
 ハ第一ノ小國ナレトモ、其主ノ英明ニシテ能ク賢能
 ノ士ニ任セシニ因テ諸國ノ高材尽ク心ヲ歸シ、富兵

強ク威名一時世界ヲ震動セリ、魯西亞國ハ歐羅巴國ノ内ニテモ最僻遠ノ地ニテ、往古ヨリ他國へ返セシ(通カ)コトナカリシカ、其国主「ヨハンネスハシリテス」ノ世ニ当リテ、諳厄利亜國ノ人「リカルト」ナルモノ船ニ駕シテ、其國ノ「アルカンケル」ノ地ニ通シテ交易ヲナセシヨリ、魯西亞ヨリモ海船ヲ出シテ他國ニ交易スルコトヲ始メ、殊ニ近来ノ英主「ペイテルゴロフト」帝ノ世ニ至リテ、遍ク天下ノ賢材ヲ其國ニ招来シテ、其大師「フランソイス」及「シンナダラキウス」ホツトハン」等ノ教ニ遊ヒテ京都ヲ北方ニ遷、政ヲ新ニシ、土地ヲ四方ニヒラキ大ニ船ヲ増造リ、西ハ窩々(ク、ス)所徳海ヨリ歐羅巴ノ諸國ニ通シ、南ハ北高海ヨリハ百爾西亞ト印度亞ノ諸國ニ通シ、里海ヨリシテ韃靼及都兒格等ノ諸國ニ通シ、東ハ止シ白里亞ベリヤ「イルコウツカ」及ヒ「オホウツカ」ノ地ヲヒラキ、止白里亞ノ東界ハ「カムサツカ」ノ海港ニ城郭ヲ構へ、都督・軍卒ヲ置テ此所ヲ鎮守シ、是ヲ以テ基本トシテ是ヨリ又船ヲ發シテ、右ハ蝦夷國ノ諸島ヲ(西洋列國史略卷之下より補)開拓シ、左ハ北亞墨利加の諸國、及び「ア

レウトスキヤ」諸島を△開キ諸所ニ守令ヲ置キ、或ハ和親ヲ結テ商館ヲ築キ、或ハ兵威ヲ以テ是ニ監ミ其地ヲ取テ、是ニ拠ニ武備精強ニシテ事業日々ニ盛ンニ、規模弘大ニシテ版圖年々ニ広マル、其國ノ富メルコト思儀ノ及ヘキニアラス、弟那瑪爾加國モ亦(アイスランド)近來依蘭土・臥兒狼德其地ノ諸島ヲ開キ、又航海シテ諸國ニ通商スルヲ以テ國富ミ兵強シテ属國アマタ(グリーンランド)アリ、初メ西洋ノ諸國依蘭土及ヒ臥兒狼德ノ其地広大ニシテ物産衆多ナルヲ以テ、諸國ヨリ人ヲ植テ其地ヲ開キシカ、此地北極出地六十余度ヨリ八十度余掛終ルヲ以テ、天カラク地寒クシテ人物尽ク凍死シ、枯骨積テ山ヲナセトモ遂ニ能北地ヲ開キ得ルモノナ(此カ)シ、後肥郎ヒランテの亞國ノ人ニ「イハンネスラヘンチウス」ト云フ者アリ、天資穎悟ニシテ窮理ノ学ニ精シク、亦医術ニ於テ工夫ヲ凝シ寒地ノ病因ヲ發明シ、弟那瑪爾加國ノ王ニ請テ自ら依蘭土ニ至リシ、九ヶ月ニシテ「テネマルカ」ニ歸リシニ、同船八十七人ノ内一人病ルモノナシ、弟那瑪爾加ノ国王大ニ「ヘンテウス」カ功ヲ盛也トシテ賞スルニ大臣ヲ以テ、

是ヨリシテ此二国ヲ開船シ、遂ニ事業ヲ成就セリ、今依蘭土ト臥兎狼徳ノ二国ニ人家既ニ数十万ナルニ至ル、是則「ヘンチウス」カ寒地病国考ヲ著セルノ大功也、今此夥敷大魚・一角其他ノ鳥羽・獸皮等ノ産シ、大ニ弟那瑪爾加国ノ富厚ヲナセリ、諸厄利亜国ハ古ヨリ勇猛ノ国ニテ、殊ニ水戦ハ西洋無双ト称ス、此国昔ヨリ隣国ノ払郎察国ト仇ヲ結ヒテ、互ニ雄ヲ争フヲ以テ国勢サマテ張サリシカ、近来魯西亞（盟脱カ）ト同ニ成ニ及ンテ、兵威シキリニ強盛ニ成リテ、一千七百零七年日本宝永四年 清康熙四十六年ニ思可齊スカウシヤ亜国ヲ攻テ其国ヲ併ス、此国モ一ツノ自立ノ王国ニシテ、諸厄利亜ト地続ノ大島也、長百四十里・幅二三十里ニテ三十四州アル国也、一千七百三十六年日本元文三年 清乾隆元年ニ諸厄利亜国ヨリシテ意イルランド而蘭アイルランド太国ヲ併、此国モ又「アキリス」近海ノ大島ニテ自立ノ王アリシナリ、長百四五十里・幅六七十里ニシテ四大部、氣候融和ニシテ諸穀・諸菓・泊夫蘭・梟麻等ヲ産シ、又良キ牧地アリテ夥敷諸商ヲ出ス、ムカシ蒲里丹フリタ厄尼亞ト云フ国アリテ、此「エキリス」スコットランド「イルランド」

ノ三国ヲ合領セリ、今「エキリス」王既ニ此三国ヲ併セ王タルニ及ンテ、又古ノ如ク大蒲里丹厄尼亞ゴートフリタニヤ王ト号ス、於是カ「エキリス」国ノ兵威盛強ニシテ、其後「エキリス」国払郎察国ト戦テ大ニ是ニ勝、一千七百六十七年日本宝曆十三年 清乾隆二十八年「エキリス」国ヨリ大海船ヲ出シテ喜望峰ヲ過ク、印度亜ト亜利比亞リビヤノ諸国ニ通シ、伊斯把爾亜及波爾杜瓦爾・阿蘭陀等ノ諸国ノ所領ヲ攻テ多ク是ヲ奪フ、此時魯西亞ヨリ韃靼（止脱カ）亜及百里亜ノ諸国ヲ征シテ悉ク破滅ス、遂ニ「ツインタス」国ヲ征伐ス、「ツインタス」国ハ「ハイカル」湖ノ西南ニアリ、土地広大ニシテ自立ノ国王アリ、控法（控カ）ノ士数多ク土俗異辰ニシテ侵掠ヲコトス、魯西亞大ニ「ツインタス」ヲ破リ、追テ其巢穴ヲ焼ク、一千七百六十八年日本明和八年 清乾隆三十三年魯西亞ノ「カムサツカ」ノ都督府ヨリ数々船ヲ出シテ東海ノ諸島ヲ巡見ス、其内「ハロンマンアソツ」アラアタルベンペンロロウ「カ駕シ船一艘、日本ノ阿波国海部ニ泊ス、一千七百七十三年日本安永二年 清乾隆三十八年魯西亞又「トンコス」ヲ攻テ其国王ヲ殺シ、遂ニ其国ヲ滅ス、於是韃

輒諸部ヲ併吞シテ大清国ト其界ヲ接シ、城郭ヲ築キテ其地ヲ鎮護ス、此時諸厄里亜国次第ニ強盛ニシテ、仏郎察ト伊斯把爾亜及ヒ阿蘭陀・波爾杜瓦爾等ノ諸国ト戦數度はヲ撃破リ、又亜弗利加洲ノ諸国及ヒ亜刺比亞・「ヘルシヤ」・印度亜等ノ諸国ヲ攻テ属国及所領ヲ得ルコト甚多シ、爪哇・渤泥・呂宋諸島皆諸厄利亞ノ難ヲ蒙ル、コレニ因テ諸厄利亞ノ戰艦平常東南ノ海中ニ往来シ、馬路及ヒ比刺皮印設等ノ諸島〔西洋列國史略卷之下より補〕に拠リ、諸国通行の海船を攻掠シ、且諸州にある処の西洋諸国△ノ府城・商館等ヲ攻奪焼崩ス、是れ故「ホルトカル」・阿蘭陀等最是ニ困窮シ、遂ニ和睦ヲ請テ「エキリス」国ニ地子銀ヲ毎年貢スルニ至レリ、初メ諸厄利亞国ノ王熱阿爾業第三世ノ主サルモノ天資英傑ニシテ〔西洋列國史略卷之下より補〕甚武技を好み、殊に鉄炮火攻諸器の術に於て△最精妙ヲ極ム、抑西洋ニ於テ炮〔炮銃ヲカ〕テ銃ヲ始テ造リ出セシハ仏郎察国ナリ、昔「フラン

ス」国王〔回カ〕国々ノ如徳亜ノ抛ルヲ征セン時ニ、意太里亞国ノ人ニ「ヨハンネスキルクサス」ト云モノアリテ、始テ炮銃ヲ制シテ「フランス」国王ニ獻ス、王大ニ悦テ重テ「キルクサス」ヲ賞シ、アマタノ大銃〔火カ〕ヲ造製シ、以テ回々ヲ伐テ大ニ是ヲ破ル、西洋ノ大銃ヲ用ルコト是ヲ始トス、則今ノ仏郎機炮〔フランス〕ノミニシテ、日本ノ人アヤマリ呼テ「ハラカン」筒ト云モノナリ、仏郎察又「フランカレイキ」国トモ云フヲ以テ、是等ノ語ヨリ転訛シテ「フラカン」「ハラカン」ナト、誤リシナルベシ、其後諸国悉ク此器ヲ用ル事ヲ知りテヨリ後、雪際〔シユシヤ〕亞国ニテ仏郎機ヲ以テ煙漏リテ不宜トシテ、入子ナシノ銃ヲ造リ出シ、大ニ其便ヲ発ス、是ヲ「シユエシヤ」炮ト号ス、一変ヨリ、又弟那瑪爾加国ニテ其制ヲ変シテ大小種々ノ火炮ヲ作り、世ニ是ヲ「テネマルカ」銃ト号ス、是ニ変ナリ、近來又諸厄利亞国王ノ甚此技ヲ嗜ミテ、遍ク諸国ノ術士ヲ招会シテ其精ヲ窮極ス、於是カ炮銃ノ製マター一變シテ其妙ニ臻レリ、故ニ今西洋ニテ巨銃鑄造ノ名アルモノ、七ヶ国ノ中ニ於テ諸厄利亞国ノ大砲天下ニ冠タリ、而シテ兵威モ又遂ニ西洋ニ雄ナリ、或曰、十二年以前寛政九年ニ諸厄利亞国ヨリ阿蘭陀ヲ攻破リ、其出奔〔王脱カ〕リテ今ハ魯西亞ニ寄居シ、阿蘭陀

ノ本国ハ皆諸厄利亞ノ郡県トナリテ、只「シヤカタ
 ラ」等ノ出張所ノミ残レリト、故ニ近来長崎入津ノ
 阿蘭陀砲船ニハ「ロントシ」ノ硝子・「キリコ」及
 ヒ遠鏡・羅沙ノ上品等、本国近辺ノ産物ハ絶テナシ
（目脱カ）
 ト云フ、是近来エキリス国ノ兵勢強大ニシテ、南洋
 中ノ比利及印設ノ諸島ヲ吞併シ、伊斯把欄亜ノ戍兵
 ヲ驅逐シ、処々ニ府城ヲ築キ水軍ヲ出シテ諸国ヲ攻
 伐シ、狡然トシテ宇内ヲ混同スルノ意アリ、

右諸件、我カ今載記スル者皆先師槐固先生（槐固カ、宇田川玄隨）ニ聞ケ
 ル所也、夫魯西亞ノ東洋ヲ窺フコト由テ来ルコト
 久シ、彼カ葛謨沙斯加都督府ハ即チ北辺ヲ函ルノ
（カムサツカ）
 根本ニシテ、而シテ諸厄利亞ノ非利皮印設ノ毛聚ハ
（利脱カ）
 則チ南海ヲ経スルノ基礎ナリ、其後魯西亞国ヨリ
（大黒屋光太夫）
 使ヲ日本ニ奏シカ、物ヲ貢シ我カ漂民光太夫・磯
 吉等ヲ送リテ蝦夷ノ地ニ至リ、和親ヲ結ビ交易ヲ
 通センコトヲ請フ、朝廷是ヲ許サス、其後官ヨリ
 人ヲ發シテ遠ク蝦夷ノ諸島ヲ開拓ス、其（捉提）エト口
 ウ」等ノ地ノコトキハ、古来我邦ノ人未曾テ至者
 有（キ）ヲ聞サル所ニシテ、魯西亞国ノ昔年既ニ「キリ

スト」ヲ建シ所ノ者也、

其後文化二年（元カ）乙丑ノ秋、魯西亞国ヨリ「ニコライ
（ニコライレザ）
 ノフ」

サント」ヲ使トシテ書ヲ奉シ方物ヲ貢シ、我國ノ
（長崎カ）
 漂民佐平・津太夫等ヲ送リテ岡崎へ来船シ、再ヒ
 和親交易ヲ通センコトヲ請フ、朝廷又固テ拒ミテ
（ニカ）
 許サス、且其使ヲ告テ曰、自今以後必ス復来ル事
 ナカレ、若再ヒ来ルモノアラハ大銃・大砲以テ事
 ニ従ハント、使者「レサノツト」佛然セリト云フ、
 其翌丙寅ノ春「レサツト」帰帆ス、其年ノ秋海賊
 我カ西蝦夷ノウチ「カラフト」（利尻）「リイシリ」諸島ノ
（守カ）
 鎮等ヲ焼キ、我邦ノ戍卒ヲ擒ニシテ而シテ去ル、
 同四年丁卯ノ夏海賊我東蝦夷「エトロ」島ノ諸
 鎮ヲ焼キ戍卒ヲ擒ニシ、「シヤナ」ノ陣營ヲ焼キ、
 大二乱妨狼藉ヲナシ、遂ニ奥州南部海上松前ノ箱
 館辺海ニ至リテ而シテ去ル、或ハ曰、コレ「オロ
 シヤ」国ノ「カムサツカ」在番ノ賊徒ナリト、同
 五年戊辰ノ秋八月賊船肥前長崎ノ港ニ入り地形ヲ
 度リ、津路ヲ破リ狼藉シテ而シテ去、或曰、此海
 賊ハ諸厄利亞（西洋列国史略卷之七下より補）人なりと、彼「エギリス」△ハ固

ヨリ魯西亜ト同盟兄弟ノ国也、右ノ数事ニ因テ是
ヲ觀レハ、則チ今ノ世界ノ大鉢(体カ)且彼二賊ノ情ヲ亦
默シテ識ルヘキノミ、

文化五年戊辰冬十二月初吉 東総ノ佐藤百祐撰(信淵)

○新製輿地全図之内抜書

五大洲

亞細亞洲 アジヤ 歐羅巴洲 エウロウハ 亞弗利加洲 アフリカ 豪斯多辣里洲 アウスタラリ

南亜墨利加洲 アメリカ 北亜墨利加洲

国名

漠土 カラ 都兕格 トルコ 意太里亚 イタリヤ 伊斯把泥亜 イスハニヤ 仏蘭西 フランス
波爾杜瓦爾 ホルトカル 和蘭 ワラント 暎咭喇 エケレス 弟那瑪爾加 デーネマルカ 独逸 ドイツ
蘇亦齐亜 スウエシヤ 魯西亜 ロシヤ

防海策

予既ニ西洋列国ノ小史ヲ著シテ蛮人舶海事略ヲ述フ、
集堂翁コレヲ反復既弄スルコト十有余日、予ヲ召シ
テ嗟歎シテ曰、甚哉蕃虜ノ狡獪ナルヤ、我阿・淡ノ
兩州ハ実ニ国家南方ノ藩屏ニシテ共ニ大洋ニ臨メリ、

昔シ明和年中魯西亜国ノ海舶我阿州ノ海部郡ニ港舶
セシコトアリ、備スンハ有ルベカラス、今其海防ノ
手段イカ、セハ則ヨカラン、吾子ハ一特ノ奇人、必
ス高見アラン、願ハ其説ヲ聞ン、予答曰、僕小人ナ
ンノ見所アラン、然トイヘトモ大夫ノ過ヲ辱ケナフ
スルヲ以テ、中心ノ然スル所ハ尽サズンバアルヘカ
ラス、夫日本ノ国タルヤ、四方皆海ナルヲ以テ備ヘ
キ所甚多シテ、防海ノ手段最難為ノ国ナリ、タ、阿・
淡兩州ノ海防ハ僕イマタ其良策ヲ得ルモノナシ、若
夫日本総国ノ防海アラハ、僕ガ愚昧ヲ領ス(願カ)シテ考ル
所ノ策ナルモノアリ、然トモ此策ヲ述ルコト甚恐
ル、所アレハ、御一覽ノ後ハ必ス燒捨給フヘシ、抑
国家ヲ保モノ第一ノ要ハ、慈愛ヲ深クシ信儀ヲ厚ク
スルニアリ、第二ハ外国ニ航海シテ通商交易スルニ
アリ、夫国家富実スレハ風俗敦厚ナリ、窮乏スレハ
輕薄ニナルハ論ヲ俟サルコト也、凡国家ノ人利ヲ興(天カ)
者ハ通商易ヨリ大ナルハナシ、故ニ此業ヲ興サスン
ハ永久ニ慈愛ヲ深クシ、信儀ヲ厚クスル政教モ得テ
行フヘカラサル也、今大夫ノ為ニ其論ヲナサンカ、

蓋シ天地ノ寒暑行レテ大功ヲ成スモ、一方ニ偏ナル
 モノニシテ万物ノ生産スル、南北其氣味ヲ異ニシ、
 東西其形質ヲ同セス、コレヲ東西相交ヘ南北水通シ、
 然後ニ其用ヲ全スル者也、若大夫疾病・饑饉等ノ変
 アリテ穀菓・藥物ノ其用ニ不洽アラハ、生民其天年
 ヲ全セスシテ、或ハ夭札ノ患ニ罹ラン、人者天地ノ
 愛子也、コ、ニ飢饉夭札ノ患ニ罹ラハ、皇天豈悲哀
 ノ傷ニ勝ヘンヤ、夫国家ニ長タルモノ政ヲ行テ、天
 地ノ人父母ヲシテ哀傷ニ勝ヘサラシメハ仁ト云ヘケ
 ンカ、故ニ有無相通窮達相用スルハ、則天意ヲ奉行
 スルノ道也、且又航海・通商ノ業ヲ務ハ、啻ニ其国
 ノ富実スルノミナラス、平常大洋ヲ浮ミ多ノ暴風逆
 浪及ヒ海賊強冠等ノ危難ヲシノキ往来スルヲ以テ、
 其士民皆勇敢精銳ニ也テ軍役ナトニ出テモ皆死ヲ恐
 レスシテ飛スル也、是ヲ以テ国家ハ精ク威勢強大ニ
 ナルモノナリ、又自国ノミヲ保有シテ他国ニ出テ交
 易セサル国ハ、邦内有来ノ産物ノ外ニハ富ヲ益スヘ
 キノ術ナキヲ以テ人民ノ繁息スルニ從ヒ、国内次第
 ニ衰耗シ後々ニハ貧民父母ノ養ニ窮シテ窃ニ其奸子

ヲ墮落スルニ至ル、又人ハ天地ノ含靈ニシテ人君ノ
 至宝也、且又誰カ我子ヲ愛翫セサルモノアラシヤ、
 最上ノ貴物モ此極ニ至ルモノハ、国家ノ衰耗スルヲ
 以テノ故ナリ、且又奢侈ハ制シテモ募ルモノナレハ、
 日用ノ不足ヲ困ムヨリシテハ上下共ニ金錢ノミヲ尊
 重シ慈愛ノ心モ薄クナリ、信儀ヲモ妄失シテ只欲心
 ノミ増長シ、風倍次第ニ輕薄ニナリ、太平ノ世ニモ
 其上ヲ怨謗リ、豊作ノ年ニモ衣食ニ困窮ス、コノ上
 二万一飢饉ノ流行ナトアラハ甚ムツカシキ事体ナラ
 シ、且又土民トモニ金錢ノ損得ノミニ心ヲ用ヲ危難
 ノ場所ヘ出シコトモナケレハ、席上ニテハ武術軍学
 ヲ自慢シテ異国人ヲ猫鼠ノ如ク輕ンスレ共、一旦外
 寇ノ至リテ炮銃震動スルヲ聞ハ、忽皆胆ヲ消シ魄ヲ
 喪ヒテ前後不覺ニ散走スルモノ也、因テ今其出ル所
 以ヲ論スルニ、人皆弓ヤ鉄砲ヲ稽スレトモ、只其前
 面ニ的ヲカケテ放射スルノミヲ修行シテ、我身ヲ的
 ニシテ撃レシ事ナケレハ、ナラヌ事ニテ震恐シテ逃
 走ル、道理至極ノ次第也、是故ニ船ヲ出シテ他邦ヘ
 交易セサル国ハ武備モ衰弱ニナリ国内モ次第ニ窮乏

シ、政教モ少恩ニナリ、風俗モ輕薄ニナリ、人心モ險惡ニナリテ、且其防禦ノ備ニ至テモ危難ニナラハヌ軍卒ナレハ、四方ノ海岸ニ數万ノ大銃ヲソナヘ多人数ヲ置テ守ラシムルトモ、外冠^(寇カ)ノ至ル時ニハコト々皆散走シテ何益モナキモノナリ、僅此所ニ於テ深く見ルコトアルヲ以テ二策ヲ建テ、其略ヲ述ルコト左ノ如シ、

抑日本ノ国タルヤ、其地亞細亞大洲東南ノ海中ニアリテ、北地二十六度ヨリ四十六七度ノ間ニカ、リ、氣候温暖ニシテ物産豊饒ナリ、其繁花富盛ナルコト世界中共ニ比スヘキ国ナシ、而シテ西洋ノ人ハ我日本ヲ以テ諸厄利亞国ト相比方ス、今ノ世ニ当テハ諸厄利亞国兵強ク、且富盛ニシテ海外ノ属国極テ多ク、其威世界ヲ震動スルヲ以テ我日本ニ対当スルカ如シ、然レトモ其本国ノ地ハ北極出地五十度六十度ノ間ニアレハ、則其地小ニシテ且氣候寒冷、其産物ノ我日本ニ及サルコトノ論ヲ待スシテ知ヘキ也、而シテ彼カ今ノ如ク強盛ナルモノハ、只其ヨク大洋ニ航行シテ万国ニ通商スルヲ以テノ故也、是ニテモ海船交易

ハ国家ノ要務ナルコトヲ知ル、今日本ハ洋中ノ大島ナルヲ以テ若シ航海・通^(商脱カ)ノ業ヲ興サハ、其便利ナルコト実ニ世界第一ノ上国也、今其業ヲ興サント欲セハ、先ツ其船ノ制ヲ堅固ニシテ、海上ニ於テ風波及冠盜^(寇カ)ニアフトモ恐ル、所ナク、且天文・地理・測量^(武備カ)等ノ学ニ明ニシテ、其諸器物ヲ精好ニシテ、其民ヲ嚴重ニシテ万里ノ大海ヲ航行スレト、猶旧来ノ熟洛^(路カ)ヲ行カ如ニシ、先ツ清朝及安南・暹羅等ノ諸国へ使ヲ遣ハシ、其礼ヲ厚クシ其聘ヲユタカニシテ、以テ和親ヲムスビ、而シテ後ニ日本及蝦夷国ノ産物ヲ輸送シ、其他諸国ノ品物ノ輕重ヲ考テ以テ有無交易シ、以テ互市ノ利ヲ収メ、且又マス／＼蝦夷地ヲ開墾^(免カ)シテ先「カムサツカ」ヲ攻取リ、魯西亞国ヨリ置所ノ鎮兵ヲ擒ニシ、此方ニ戍兵ヲ遣シ城郭ヲ構テ日本ノ領地トナスヘシ、抑カノ「カムサツカ」ノ地ハ、右ハ亞細亞洲ノ東方諸国ニ通シ、左ハ北亞墨利加ノ諸洲ニ臨ミ、且要害堅固ナル海港アリテ運送甚便ナリ、故ニ「ラロシヤ」国ヨリ守令及六七百人軍卒ヲ其本国ヨリ遣置テ、以テ此地ヲ守リ且此近傍諸洲ノ産物

ヲ取シム、蓋シ此地ニハ初ヨリ夷人居住アリシヲ
 「ヲロシヤ」ノ属国トナセシハ、我日本ノ享保年中
 ヨリノ事也ト云、且又此「カムサツカ」ノ地ハ「ヲ
 ロシヤ」ノ本国ヨリ地続ノ国ナレトモ、「（テトルブル之
 ルカ」新都ヲ距ルコト殆六七千里アリテ、是其域ノ
 極ル所ノ出岬ナリ、「ヲロシヤ」国ニテモ此地ノ孤
 懸リシテ守難キヲ慮リ、且此「カムサカ」ハ亜細亞
（亜力）
 ト西墨利加ノ二大洲ノ間ニアリテ、東海喉嚨ナルヲ
 以テ彼英主「（レ）ヘーテル（ト）コル（ト）」終ニ宇内ヲ括囊ス
（ラ）
 ルノ意アリテ、此出峰（ヲ）ヨリ西北ノ方二百余里「オホ
 ツカ」ト云地ノ大河ニ因テ、折ニ港ヲ開カシメ此
 「カムサツカ」ニ声援ヲ構シ、以テ東北ノ大利ヲ収
 メ益々諸島ヲ開拓シ、此両港ヲ以テ東洋諸国ヲ略ス
 ル根本ノ地トナセリ、今「ヲホツカ」ノ港ハ「オロ
 シヤ」国ヨリ置所ノ守令及其千余人ノ軍卒アリ、此
 「オホツカ」ハ即チ東海ヨリ「オロシヤ」ノ東国（本力）へ
 通行スル陸路ノ入口ナリ、然トモ此陸路ハ悉ク此百
 里亜ノ大寒国ニテ、八月ヨリ五月マテノ間ハ毎日雪
 ノ降ル所ナリ、且又「オホツカ」ヨリ「ヤコウツク（ヤ）

カ」（アルゲン）」等ノ地マテ四五百里ノ間ニハ人家ハ
 一字モナク又定リタル道路モナク、高山モアマタア
 リテ馬上ニアラサレハ道行カナハス、殊ニ此「カム
 サツカ」ヲホツカ」ニハ馬ノナキ地ニテ陸地ノ通行
 アル毎ニ四五百里ヲ隔テ、「ヤコウツカ」ヨリ馬ヲ
 ヲブナリ、「オホツカ」ヨリ「ヤコウツカ」迄昼ハ
 馬上ニテ郊原・山谷ヲ通行シ、夜ニナレハ毎夜野宿
 シテ四十日或ハ五十日ヲヲ経（行力）テ「ヤコウツカ」ニ至
 ルコトヲ得ルナリ、此道中難義アケテ云ヘカラス、
 故ニオロシヤノ本国ニテ此「ヲホツカ」カムサツ
 カ」ニ来ルニ、人数ノ五七千（十カ）ニモ及フ時ハ必ス大船
 ニ駕シ、西洋ヨリ東方南大洋ヲメクリ、一万三千里
 ニシテ此地ニ至ル、又北海ヨリ廻ルハ海路ノ里程ハ
 近カケレトモ、海危険ニシテ航行スヘカラス、是ヲ
 以テ多ノ月日ヲ費シテ大西洋ヨリ来船スル也、故ニ
 「カムサツカ」オホツカ」ヲ守ニ「オロシヤ」人ミ
 ナ其妻子ヲ携へ、十年程ノ在番也、此「カムサツ
 カ」ヲ攻取リ、其後ハ早々「オホツカ」ヲ攻取ルヘ
 シ、今不意ニ兵ヲ出シテ此「カムサツカ」ヲ襲ハ五

百人ノ船師ニテ事足レリ、又此地ヲ鎮護スルヲモ常ニ五百人ヲ置テ守ルベシ、又「オホツカ」ハ八百人ニテ事足レリ、此両地ハ共ニ要害堅固ナレハ、「オロシヤ」再ヒ此地ヲ取返サンスルトモ又何ソカノフベケンヤ、且軍船ノ通行スルヲハ何レノ国ニテモ恐レテ与ヘサルモノナレハ、大洋一万三四千里ヲ隔テ(水モ脱カ)大衆ヲ出シ、我日本ニ仇ヲナスコト能ワサルモ、亦論ヲ俟スシテ明カ也、我日本ノ「オロシヤ」ノ虞アル所以ノ者ハ、只彼カ此「カムシヤツカ」ノ要地ニ抛ヲ以テ、進退甚便利ニシテ(寇カ)冠盜ヲ為スノ甚易ケレハナリ、且又西洋人ノ天姓(性カ)ニテ皆其志甚大ニシテ、終ニハ全世界ヲ一統ニ己カモノニナサンコトヲ欲シ、常ニ吞併ヲ以テ務トシテ(他カ)地国ノ隙間ニアルヲ伺ヒケレハ、即チ来テ冠盜ヲナス、「オロシヤ」国ノ百年以来ノ業ヲ見テモ其情ヲ察スルニ足レリ、故ニ此「カムサツカ」ト「オホツカ」ヲ取テ早ク此方ニ備スンハ、我東北ノ後患イマタ許ルヘカラス、彼賊ノ今迄大患ヲナサ、ルモノハ、此二州遙ニ懸絶シテ在番ノ軍卒モ少数ナレハナリ、陸地四百里艱難ニシテ

人家ナシトイヘトモ、彼「ヘテルコロオト」カ山ヲ拓キ河ヲ通シテ新ニ大道ヲ作り諸国往来ノ路程ヲ便接シ、以テ他国ヲ攻奪ヒシ其手段ヲ考合スヘシ、彼(狩脱カ)狡ナル「オロシヤ」人イカツテ此俟程ノ道ヲ此マ、ニシテ捨置ヘキヤ、万一此道開通シテ旅館・馭馬ノ成就スルニ及テハ、日本ノ後患甚大ニシテ「カムサツカ」オキノツカ」モ亦攻取ランコトヲ望ヘケンヤ、故ニ山道ノ開通セサルニ乗シテ此方ノ領トナシ、城郭武備ニ嚴重ニシテ「オロシヤ」東海ヲ窺フノ深キヲ塞キ、以テ賊種ノ根ヲ拵ヘシ、此二港ハ共ニ要害極テ堅固ニ舟運亦甚便ニシテ、実ニ東北海辺ニ於テ第一ノ要地ヲ取ルモノ、後ハ此所ヲ以テ東北経略ノ基根トシテ此両港ヨリ船ヲ出シ、近傍ノ諸国及ヒ北亞墨利加ノ諸州島ヲ開拓スルトハカノ「オロシヤ」ノ故智ヲ用ヒ、或ハ和親シテ交易ヲ通シ、或ハ兵威ヲ以テ是ヲ畏伏シ、日本ヨリ守令・卒(軍脱カ)及教導師ヲ遣置テ其地ヲ治メ、土人ヲ帰服セシメ、其諸州島ノ物産ヲ会發シテ悉ク日本ニ輸シ、以テ清朝・暹羅・印度亞等ノ諸国ニ交易シ、有無輕重ヲ通錯シテ以テ大

利ヲ興スヘシ、カノ「オロシヤ」既ニ此巢穴ヲ失バ、再ヒ東洋萌薛（萌藥カ）子ヲ生スルノ根株ナクシテ日本ノ東北永々外寇ノ虞ナリシ（ナクカ）、国富兵強クシテ万古安亭ナラ（寧カ）ン、此ヲ僕カ防海ノ第一策トス、然トモ我日本太平既ニ二百年、士民皆懦弱ニシテイカテカ大洋ニ模行シメ、他国ヲ攻伐ノ事役ニ勝ヘケンヤ、故ニ僕ハ別ニ手段アリテ多ノ死士ヲ得ルノ術アリ、且此北方大寒ノ地ニ役シテ、軍卒ノ或是疾病ヲ発スルノ患アラ（ナクカ）ンコトヲ慮リ、我先師槐園先生ノ東西病考ヲ祖述シ、且又亡友山村氏ト議シテ、先年弟那瑪爾加国ヨリ彼氷海夜国ナル大寒地依蘭土及臥兎狼德ヲ開發セシ書ニヨリテ、詳ニ病源ヲ論シ治法ヲ明ニシ、以テ其精漸ヲ究極セリ、凡此北方経略ノ事ハ制船・操船・軍制・開国・教導・物産及ヒ器械・火攻等ノ次第マテ別ニ詳ナル載記アリテ、此策ニハ贅セサル也、

前策ハ既ニ東北ノ防海ヲ論ス、東北ノ虞ハ「オロシヤ」及ヒ韃靼ト滿州等ノ諸国ナリ、然トモ我日本ノ虞ヘキモノ豈是ノミニト、マランヤ、カノ大清国ノ強大ニシテ密邇ナル、万一狡猾ノ主ノ出ルコトアリ

テ兼併ノ志ヲ興サハ、其患ノ大成コトタ、ニ「オロシヤ」ノ比スヘキ者アランヤ、故ニ此大清国ハ卑辞・厚聘ヲシテモ与国トナシテ交易ヲ通シ、以テ互市ノ大利ヲ収メンコト今ノ世ノ要務ナリ、ムカシハ欧羅巴洲ノ中ニ於テ、伊斯把爾垂ト波爾杜瓦爾ノ二国最モ兵威精銳ニシテアマネク大洋ニ横行シ、南北「アメリカ」ノ諸国ニ及ヒ、亜弗利加ト亜細亞ノ中ニテモ多ノ他国ヲ破滅シテ其地ヲ奪ヒ、己カ属県トナセシモノアケテカソフベカラス、其後阿蘭陀国ノ兵威甚強クナリテ他国ヲ攻取リシテモ又甚多シ、八九十年以前ヨリシテエキリス国ノ兵勢甚以テ強威ニナリテ、「イスハニヤ」「ホルトカル」及「フランス」等ノ諸国モ連年数度ノ合戦ニ悉ク敗北シテ、海外ノ属国ハ多ク「エキリス」ニ奪ハレ、阿蘭陀国ナトハ十二三年以前ニ本国ハ皆「エキリス」ニ攻奪ハレテ、只「シヤカタラ」等ノ出張所ノミ残レリト云フ、「エキリス」国戦勝ノ勢ニ乘シテ近來数多ノ軍船ヲ出シテ、印度亜・「ヒリヒインヤ」等ノ諸州島ヲ乱妨シ、狡然トシテ東洋諸国ヲ併吞スルノ志アリ、

此賊モ亦一ツノ勅敵ニシテ備ハスンハアルベカラザルモノ也、其防禦ノ手段ハ先ツ伊豆ノ七島ヨリ舶ヲ出シテ南海中ノ無人島ヲ開發シ、八丈島等ノ土地ノ狭ク人ノ多キ地ヨリ人ヲ遷シ植へ、次第ニ其地ヲ開キテ新田耕農ノ業ヲ興シ、又コノ無人島ヨリ舶ヲ出シテ其南洋ノ中ナル「ロリヒインセ」ノ諸島ヲ開拓シ、悉ク其地産物ヲ聚メテ清朝・安南・暹羅等ノ諸國ニ交易シ、マス／＼諸島ヲ經略シテ琉球國ト倚角ヲナシ、不意ニ船師ヲ出シテ呂宋ト巴臥(剌脫カ)垂ノ二國ヲ攻取ルベシ、此二國ハ共ニ氣候温熱ニシテ物産極メテ豊饒ナリ、悉クコレヲ會聚シ以テ諸國ニ交易シ、此二國ニハ兵衆ヲ置キ、武備ヲ嚴ニシテ此地ヲ鎮護シ、此二國ヲ以テ凶南ノ基礎トシ、此地ヨリ又舶ヲ出シテ爪哇・渤泥ヨリ以外ノ諸州島ヲ經營シ、或ハ和親ヲ結ヒ以テ互市ノ利ヲ取メ、或ハ船師ヲ遣ハシ以テ其弱キヲカネ、其要害ノ地ニハ軍卒ヲ置キ武威ヲ張テ、以テ兵ヲ南洋ニ耀カサハ「エキリス」人猖獗ナリトイエトモ、敢テ東洋ヲ伺フコトヲ得ヘカラサル也、誠ニヨク如是ナラハ日本國富兵強ク威勢ノ強

大ニナランコト言語ノ尽スヘキニアラス、次第ニ此策ノ如クニシテ其事業ヲ推広メハ、後々ニハ全世界ミナ悉ク日本ノ有トナルヘシ、彼清朝ノ強大モ亦何ソ慮ルニタランヤ、且又南海炎熱ノ地ニ役シテ軍卒ノ疾病アラシキコトヲ察シテ、亡友山村昌永氏ト議シテ、先年波爾杜瓦爾國ヨリ「アメリカ」洲ノ伯西フラ兒國ヲ開キシ書ヲ主トシ増加ルニ、先師宇田川玄隨先生ノ東西病考ヲ以テシ、其病源及ヒ治療ノ方法ヲ明弁シ書ヲアラハシテ其變ヲ詳ニセリ、且前策ニ多キノ死士ヲ得ルノ手段アルヲイヘリ、其事他ニアラス、日本總國中ノ死罪ノモノヲ會集シテ、北方ニ用ヘキモノヲハ蝦夷ノ諸島及ヒ佐渡等隱岐等ノ諸島ニ於テ操練シ、南方ニ用ルモノハ伊豆七島ニテ操練シ、而後ニ其役ニ用ル事也、然トモ此等ノ無類ノ惡徒其撫御ノ術ヲ得スンハ却テ害ヲ拓クコト也、故ニ此軍制・撫御等ニ奇妙ノ手段アリ、此等ノ輩ハトテモ皆殺スヘキ人ナルヲ以テ戰死・溺没トモニ惜ムヘキナケレハ、右様ノ役ニ用ルニハ至極利用ノコト也、且此死士ハ常ニ北ト南ノ諸島ニ於テ操練シテ居住スル

ヲ以テ、万一日本ノ内地ニ不虞アレハ則チ發シテ急
 応ス、是其防禦ノ備ヘ甚嚴重ニシテ便利ナルニアラ
 スヤ、此等ノ事ハ別ニ詳ナル載記アリテ今コ、二贅
 セサル也、コレヲ僕カ防海ノ第二策トス、然トモ今
 ノ世ニ当リテハ、我邦二百年來ノ昇平ニテ人ミナ昭
 代ノ繁花ヲ楽ミ、上ハ有工ノ君ヨリ下ハ士民卑キニ
 至ルマテ、当年ヲ面白ク渡ルヲノミ心トシテ武備ヲ
 云者ヲ嫉ム、予カ此防海策ヲ觀ハ、必ス皆狂ニアラ
 スンハ妄ナリトシテ或誇リ或ハ怒テ、予ヲ罪スルニ
 至ラントスルヲ知ル、然トイヘトモ彼墨是可ト孛露
 ノ二国ハ、古ヨリ「アメリカ」洲中ニ於テ共ニ帝爵
 ノ国也シモ、終ニ西洋人ノ為ニ破滅セラレテ千歲伝
 流ノ口山ヲ失ヒ、永ク番夷ノ擒トナレリ、コレニ困
 テコレヲミレハ、国恩ヲ思フモノ、黙シ難キ所ニシ
 テ窃ニ此防海ニ策ヲ著セシモ、魯女ノ宗国ヲ患ル微
 意ニシ止マント欲シテ能ハサルモノナリ、只阿・淡
 南^{（南カ）}ノ海防ヲ嚴ニセント欲セバ、数多ノ大銃ヲ備テ
 其打放ノ術ヲ精練シ、外冠ノ至ルニ遇ハシキリニ打
 テ其船ヲ打崩スヘシ、然トモ大銃ノ声タルヤ陸地ヨ

リ海上ニ向テ發スレハ、其音ノ虚ニ入りテ相応スル
 者ナキニ依テ、響キ少ニシテ敵ヲ威スルニ足サルカ
 如シ、又洋中ヨリ陸地ニ向テ發スレハ、甚大ニ震動
 シテ宛モ天裂地崩ル、カ如シ、軍卒ノ動モスレハ兵
 器ヲ投擲シテ奔潰スルニ至ルモノ其響ニ奪魄スルヲ
 以テ、是故ニ防海ノ戍兵ハ格別ニ其軍令ヲ嚴重ニセ
 スンハアルヘカラサルナリ、抑日本ノ人ムカシハ世
 界第一ノ勇猛国ニテ、大明及安南^{（寇カ）}・シヤム・ルスン・
 シヤハ・ホルネオ等ノ諸国皆共ニ倭寇ニ困マサルモ
 ノナシ、豊臣氏ノ朝鮮ヲ攻シ時ニ、大明人数千挺ノ
 鉄炮ヲ以テ日本勢ヲ打崩サントス、日本ノ軍士是ヲ
 見テ甲冑ヲ捨テ、赤裸ニナリ、明人ノ陣中ニ飛入今
 縦横自在ニ斬リ廻リ、明人大ニ敗走スト云、今ノ世
 ノ士民ハ皆柔懦靡弱ニシテ、絶テ戰場ノ役ニ用ヒ難
 必ス昔人ノ如ク勇猛ナリト思フコトナケレ、人数多
 シトイヘトモ決シテ頼ニ為スヘカラス、是其風教ノ
 然ラシムル所ニシテ、奈何トモスヘカラス者也、故
 ニ僕カ工夫ニテ人力ヲ勞セスシテ番船ヲ焼打ニスル
 奇妙ナル火船ヲ制作セリ、此火船ハ火葉ヲ以テ舟ヲ

走ラシムルヲ以テ、彼逆順ニ抱ハラス直行スル事箭
ノ如シ、瞬息ノ間ニ百町ノ外ニ飛フ、機ヲ設ルコト
種々ニシテ変化百出ス、其火ヲ發スルニ及テハ天地
震動シ海水沸騰ス、且三隻一連・七隻一連等ノ術ア
リテ、衆ノ火船ヲノツカラシテヨク賊船ヲ卷キ、圍
繞シテ以コレヲ燒キ、一ツモ人力ヲカラスシテ大功
ヲナス、實ニ良法也、此火船等モ亦兼テ用意アルヘ
シ、数多ノ火銃ヲ備ルニ青銅ハ価高クシテ多ク得ヘ
カラス、明人ノ既ニ(説カ)、鉄ヲ以テ銃鑄ルニハ鉛ヲ和シ
テ以テ制スト、今鉄ニ鉛ヲ和セント欲スレトモ、終
ニ混合スル者ナシ、又鉄バカリニテ鑄造スレハ、其
銃アヘテ鑽ニカ、エス、是ニ因テ工夫シテ予其良法
ヲ得タリ、鉛モ鉄ニヨク混合スヘク、又鉄ハカリニ
テ鑄シ鑽(銃モ脱カ)ニテ自由ニナル法アリ、此等ノ数軍ハ別ニ
詳ナル載記アルヲ以テ、是ヲ略シヲワンス、

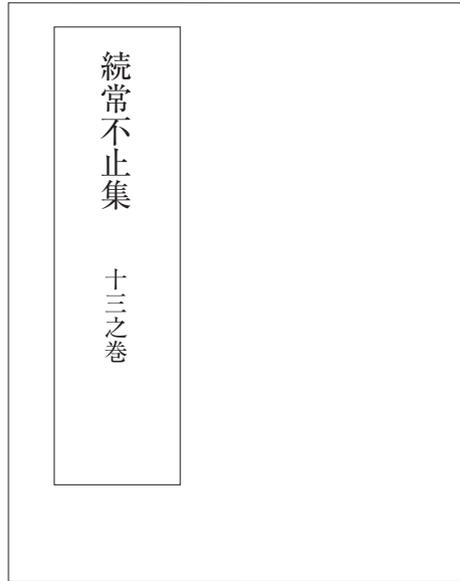
右防海策ハ本藩ノ少老集堂勇右衛門カ客佐藤百祐(信淵)
カ述作ナリ、此書一覽ノ後ハ則チ燒捨ヘキノ約ナ
レトモ、其可觀者アルカ為ニ集堂翁ト議シテヒソ
カニ写シ置キヌ、独此外ニ彼カ此策ノ事ヲ明細ニ

(弁カ)
無シタル筆記三十卷アリテ、名テ籌海新書トイフ、
其中ニ亦天文・地理・経国・牧民・兵制・撫御・
操練・炮銃・器械・制船・操船・航海・凶北・凶
南・海図・教導・鎮護・物産・和親・通商・総論
等ノ編アリテ、頗ル当世要用タルコトヲ載ス、実
奇妙ノ書也、奈何トモスルコトナキハ、百祐カ帰
郷ノ急速ナルヲ以テ、只天文・地理・経国ノ三編
ノミヲ写得、其余ハ写サスシテ止ヌ、惜哉、

于時文化六年己巳二月十八日

阿州眉山ノ居士藤原邦貞誌

（表紙）



続常不止集 十三之卷

弘化十四年丁未七月より 名越篤烈

○海国兵談第一卷之内抜書

水戦

海国の武備ハ海辺に有、海辺の兵法者水戦にあり、水戦の要ハ大銃アに有、是海国自然の兵制也、しかるに此篇を以て開卷第一義に挙る事深意ある也、尋常の兵書と同日の義にあらすと知へし、昇平久しき時ハ人心弛む、人心弛む時ハ乱を忘る、事と漢古今の通病なり、これを不忘を武備といふ、蓋武は文相並んで徳の名也、備ハ徳にあらざる事也、変に臨んで事欠さる様に功を備へ置をいふ也、

○当世の俗の習にて異国の船の入津ハ長崎に限りたる事にて前の浦へ船をよする事は決してならざる事とおもへり、まことに太平に鼓腹する人といふへし、既に古へハ薩摩の坊の津・筑前の博多・肥前の平戸・摂州の兵庫・泉州の堺・越前の敦賀等へ異国人入津して物を献し物を商ひたる事数多あり、これ自序に

続常不止集 十三之卷

目録

一 海国兵談抜書

一 太閤御誠録抜書

もいひしごとく、海国なる故何国の浦へも心にまかせて船をよせらるゝ事なれハ、東国なりとて曾て油断ハいたされざる事也、是に因ておもへは当世長崎の湊口ミナトに石火矢台をもふけて備をはることく、日本国中東西南北を不論、悉く長崎の湊のことくに備置度事海国武備の大主意なるへし、扱此事なしかたき趣意にあらず、今より新に制度を定て漸に備なは五十年にして日本惣海浜堂々たる嚴備をなすへき事得て可疑事なかれ、此ことく成就する時ハ大海を以て池となし、海岸を以て石壁と為て日本といふ方五千里の大城を築キ立たるがことし、豈愉快ならずや、

○窃に憶へハ当世長崎に嚴重に石火矢の備有て却而安房・相模の海湊に其備なし、此事甚不審也、細におもへは江戸の日本橋より唐・阿蘭陀まで境なし、水路也、然るに此に不備して長崎にのミ備るは何ぞや、小子か見を以てせは安房・相模の両国に諸侯を置いて、入海の瀬戸に嚴重の備をもふけたき事也、日本の惣海岸に備る事は先此湊口を以て始とすへし、是海国武備の中の又肝要なる所也、然りといへとも忌諱を

不顧して有の儘にいふは不敬也、不言ハ又不忠也、此故に独夫罪を憚らすして以て書す、

○水戦を逞くするにハ第一に艦船の制作に工夫を尽すへし、〔海国兵談より補カシ〕其次ハ水主楫取に軍船の操練を能々教べし。

△其次に惣兵士に水練・水馬・船楫の取まはしを教へし、これ水戦の三肝要也、猶くわしき事は下に出す処の文武兼備大学校の図を見て知るへし、

○海辺に備へて異国の大船を砕くへき事を旨とするにハ、先ツ異国船の制作及び堅実なるわけを吞込へし、それを知て然して後其術を絶（施カ）すへし、

大銃絵図等略

右の大銃を海岸に備へ置て発すへし、又海辺の山上に仕かけて向敵船を見下して手前舷を打べし、打抜ハ其玉舷の水中へぬけ通る故、船へ水入る也、

○又按するに、敵船の陸に近付を打破る為の備なれば、船に仕かけずして海岸にのミ仕かけ置ても用たるへき也、

○大銃を以て、大船センを砕くの働ハ此趣を主意にして損益せは、大筒さへあらハこゝろ易く打碎かるへき事

也、然るに日本にて古来より大筒の制作はなはた不足也、是海国の儀に心付さる故也、然る時は海国第一の武備全からざるに似たり、願はくハ前文に言し如く、大銃を夥しく制作して日本の宝といたし度事なり、然れとも当世は公私共に華美の雜費分に過て多き故、大筒の新制などハ中々おもひもよらざる事なるへし、然共明に弁せハ華美ハ禁すへし、海国の武備ハ虧カケへからず、此旨を周く天下の人々に吞込せて雜費の出さる様に制度を定め、自然と質素に移る明法を施して上下の費をはぶき、国家を富せて其後大小の祿に応し、又ハ国土貧福の場所に應して大筒役と云堂イ金錢を少しつゝ、出させて、上に云し処の大銃銃丸を年々数を定て制作し、日本国中の惣海浜に備へ置、是を日本永代の武備として天地と共に不已の掟と定め度事なり、此大銃の備を惣海浜にもふければ日本レ脱カの武備全く整たりとは云難かるへし、

○窃に按ずるに、日本開闢より三千年來此大銃の備を海岸にもふけすして、今に至て猶安全也、其上外寇の為に厳しくたしなめられし事も今日にいたるまで

曾而あらざる事なるに、今新ニ此海国の備を事々敷言出す事、且ハ思慮の過たるにも似、且ハ新説を好にも似、又ハ狂言を發するにも似たりといへども、天地の間人間世の事には必要革ある事〔海国兵談〕より補定りたる理也。必万々世も一定の今日ト思こと△なかれ、以下略ス、

○小棒火矢百挺を制して五ツに分ち、一船に二十挺つゝ、乗せて敵船の左右にしのび寄り、二十挺ツ、同し矢坪をこゝろさして五ヶ所に打かけて焼立へし、

右之外焼討アヤツリの法、又曲打火矢・練玉・狼煙・花火等の仕方、大筒家に数々の伝授有ておのゝ秘する所也、都て火術には其術者を用ゆへし、

○船中へ棒火矢・炮燦火の類を打込には随分真中へ打込様にすべし、又外より仕懸て焼にハ楫の所より焼懸るへし、是楫柄の穴有故、船中に火氣通り易し、其上艦の方には部屋くもあり窓も多き故、船内へ火移やすしとしるへし、是焼討の心得也、

鳶髯并履の図左に記、



此紐を以て踵へ
(クカ) (海国兵談より補)
タ、リ 付ル也 △



小子此両器を用て異国船へたぐり登りし事ハい
また試ミされとも、尋常の直立の所へ登りて
こゝろミしに、おもひの外よく登らるゝものな
り、三四度の稽古にて身も軽く覚、氣位も滞り
なくおほゆる也、疑ふ事なかれ、

○小船数艘に水練の達者數十人を乗せて敵船へ忍び寄、
水をくゝりて敵船の船底へあなを穿て水を入しむる
術あるへし、其法水練毎に桶か瓢の類を頭に付て、
両手を働せても頭の沈まさる様に為すへし、扱筒鑿
と鉄錠とを持て敵船へ寄付て、手の及ふたけ水底へ
彼筒鑿を打込へし、すでに船板を貫て船中に水の入
る〔海国兵談より補〕時は、筒鑿の頭江手をあて、伺へば、水の入ル
△ハ指を吸入の様にしてよく知れるもの也、其時鉄
錠計持て早く逃去るへし、扱一船に水練二十人乗せ

て十艘もふくへし、五艘つ、左右より忍び寄て水練
毎にことごとく穴を穿ち、終れハ二百穴を穿つ也、
いかなる大船也ともたちまち沈むへし、西洋の海賊
此術を施す者ありと聞及へり、

但、西洋の大船ハ堅実の丸木を以船を作り立る
故、鑿の力及難かるへし、只唐山・暹羅等の板
を以作れる船に施すへし、鑿の法ハ左のことし、
私云、鑿の形手絵図有之候得共、余利用の器にも
不相見候間略して不写、此軍法随分尤二候間、な
す事あらハ船大工・屋作大工・山司シ杯兼而水練の
達者を付て、船を穿つの器ハ右之者共へまかせた
らハ道に依て賢く随分穿つへき器は有べからん歟、
又火付道具を作て燃上る様ニ船に打込手段猶以よ
かるへし、板格別あつけられハ穿かたし、

○剝木ソキ・片木板ヘキキ・まきはた・鉄槌ツチ・練石灰ネリイハイ等船毎に多
く用意有へし、船を鉄炮にて打抜れたる時、早く塞
くへき為の具也、又そき木に綿、或ハマきはた類を
まとひ付置て大筒にて船を打貫れたる時、早く物を
押込み其上へ板を打付、石灰にて塗塞クへし、皆一

時の急難を救ふへし、兼て水主の中にて此役定めをいたし置へし、

○火急の変ある時ハ碇を切て捨へし、其為にことくく船碇の余計を用意すへし、但し、鉄碇を切捨にするハ惜むへき事也、石碇・木碇を用へし、異国多く此物を用ゆ、その形左の如し、



私云、右之通石計・木計二而ハ碇二成もの哉、不審、

御当国胤し杯木碇を用ゆる事也、是を見るに木ニ石をく、り付しづませ、海底をかく様二いたし有也、是を見るに、石計・木計にて碇の詮有之事歟、拙者ニも船の儀うとく候得共、此無覚束存候間爰ニ評するもの也、折もあらハ試度候、

○国の地勢によつて風の出る方角有もの也、他邦の人の知かたき所也、其地の船乗を雑へ用へし、

○船中へ用意すへき品々左の如し、猶工夫の上損益あるへし、

方針 遠眼鏡 長柄の鎌 長緒ノ打鉤カキ
長柄ノ熊手 鉄だも 大筒 弩弓
松明 流星花火 石小 火薬并油類也
乾キ柴シカヤ 萱

○敵船を追には敵船の水主を打へし、敵船へ乗移りては櫓早カの甲緒を切るへし、

○船槽に火桶を夥敷仕込て、敵船へ押付敵の頭上より投かけて色めく所を乗取るへし、火桶ハ陶器にて投入れは碎る様にすへし、

(二三七頁文書「馬の飼立仕込様」に同じ、本文略)

海国兵談第十五巻拔書

馬の飼立仕込様付、騎射之事

○昇平愈久しくて花美弥盛也、花美盛んに成て土風懦弱也、然して後武芸地に落て古儀を忘却せり、就中馬は武士の足なり、能熟せずハあるへからず、当世は世の中花美に習て馬の飼様上品なる故、第一に馬

弱し、尤、乗人も其真味を喰覚たる人少し、当時ハ諸大名の家々に諸軍役の定あつて、人々馬を持る筈なれども定のごとく持事あたはさるハ、花美に引る、ゆへなり、能々おもふへし、此下に馬の天性と昔武士の馬の持易かりし訳とを記す、これを見て往古を知へし、

○馬ハ元来山野の獸なり、野草を喰ひ、水を飲、風雨をうけて生を遂るもの也、此心持を吞込て野草にて飼立たる馬ハ形容は枯つかれて見苦しけれども、人を負ふて奔走する力ハ、天然にして馬の持前也、此所を会得して飼立る時は、当世のごとく諸事に物入無して、人々馬を持易と知るへし、

○古ハ小祿にても武士とさへ言へハ馬をハ必持し事也、尤もたる、訳ありし也、其訳といふハ段々述しことイナカズマイく土着也、土着なるゆへマクサ稗に事欠事なし、時々糠・大豆・麦・稗等を飼事も手作物なる故、もの入事もなし、爪・髪・アヅ等も自らする故、別当口取など、て別に人の入事もなし、斯のごとくなる故に小祿の人にてても馬を持しなり、当世も百姓を見るへし、僅

に田畑の四五反も所持のもの馬をは心易く持也、是土着なるか故也、また古の軍役に六貫一疋と定たる事あり、六貫ハ今の知行にて六拾石ほどにあたり、これ程の小身にても馬をはかならず持しなり、当世六百石にても馬を持事仕難し、其訳ハ段々云しことく武士たるもの皆知行所をはなれて主君の城下くに住居する故、人の集るに隨て万事花美になれり、其花美に習て馬を飼事も大きに古義をうしなへり、また近世は馬役といふもの出来て、代々の家業にて馬の事を司る事世上一統の風俗なり、然るに彼馬役といふもの、あくまで凡俗の匹夫なる故、古義などハ夢にもしらす、唯当流の馬場乗をいたすのミの事也、然る故に、只口向足振を大秘訣と心得るのミにて、皆武用の真法をうしなひたるなり、又人君執政等も俗人多ければ、弊流をあらたむる志もなく、馬の事は彼馬役に担任する故、自然と馬役等に威権付て何しらねとも其いふ所を人々用るなり、畢竟の所武術衰微して武芸を芸者にまかするがゆへ、かくのごとく此事に成果たり、扱馬は武備の根本也、然る

故に異国にて八千乗^(の脱カ)万乗の国など、いふて車馬の
 数にて諸侯の大小を定めたり今世の幾万石、又大司馬
 といふ官もあり、惣大将の事なり、然るを惣大将と
 言すして大司馬といふ事も、馬ハ軍勢の根本なるゆ
 へ、兵馬を司る役といふ心にて司馬といふなり、日
 本のいにしへも左右の馬頭カミあつて左右の馬寮を司と
 れり、是すなはち大将に次官ツゲルにて甚重キ職なり、
 中々当世の馬役如きの凡卑の役にあらざる也、これ
 皆馬を重んずるか故也、かくのことく大切なる馬を
 凡俗卑陋の馬役にのミまかせ置てハ、物の用に立難
 し、志ある人君執政法を古義に取て如何やうにも工
 夫をつけ、乗方を制作して馬をおし(置へ脱カ)へき事大人ハい
 ふにおよハす、すへて馬を持もの、慎ミなるへし、
 先当世の馬に十六の失有事を知るへし、これを以知
 て教をほとこさは馬術の用をうしなはざるに近から
 んか、一ツには平生責馬の法大きに拙なし、責馬は
 毎日く乗を善とす、四ツの乗様あり、馬場乗・遠
 乗・当もの・乗廻なり、二ツには平生上食に馴る、
 故たまくハ鹿食を飼へハ且喰、且疲ツカれ、三ツには

遠乗を仕込さる故、稀に遠乗すれハはやく血下り、
 或ハ息屈ツキ、或は不喰して用にた、す、四ツには平生
 口を取らせ鐘を押させて乗下するゆへ、独乗りをす
 れハ馬動て乗難し、五ツには平生風雨寒暑にあてさ
 る故、是をおかせは且疲且病、六ツには平生山坡を
 乗さるゆへ、羊腸ヤミサカの道にくるしミ疲る、七には騎射
 をおしへさるゆへたまく弓・鉄炮・太刀討等く馬
 上に施せばおとろきて駈出す、八には鳴物に馴さる
 故、音声におとろき安し、九には目立ものを見なら
 はせさるゆへ、采色異形に驚き、十には水馬ならひ
 に船に不熟也、十一には糠・大豆を多く飼て肥過る
 ゆへ、はやく汗しはやく疲る、十二には平生沓をか
 けて乗故、たまく徒足ヌにて乗れば足の裏を痛て奔
 走不自由也、十三には平生同居・同食等をおしへさ
 る故、馬同士近寄は咬蹶カウケツしてさはく、十四には牝メウマ
 見なれさる故、まれに牝を見れハ揚躍ウツリハネル、十五ハ溝・
 堀・切岸等を飛越る事をしらす、十六には馬鎧の類
 を見習ハせさる故、是等のものを施す事あたハす、
 馬甲は軍用第一の馬具なれハ別して忘却あるまじき

事也、惣して此十六は当世の馬の失なる所也、武を任人大小高下を言はず用へき事也、此下十六の仕込様を記す、猶考へし、又近世馬乗の家に軍馬の伝といふ事出来て、是を大秘訣として起請に起請を重て相伝す、はなはたしきハ公義に達し、広原に幕など打廻して相伝するも有也、いかに世の中武術カシケ夷たれハとて、これ程におかしき事はあるましき也、恥へしく、少し武術に眼を付る時は別段に軍馬の伝といふ事も無用のものなるへし、唯古戦軍記等を多く見聞して、昔士の馬を自由自在に取廻したるを手本にして損益フコ了簡あるべし、義経の鴨越を下し、又渡辺にて海を泳フヨカせ、また新田義宗足利家を追て坂東道四十六里を大半半時に追付たる所業などハ能師匠也、此心持を基本にして、面々数寄次第物の用に立様に仕込置へし、初より段々いふごとく、馬ハ武士の足なれハ、可慎事の第一也、おこたる事なかれと云々、

一馬を仕立る事二法あり、一は牧をもふけて野子を仕立るなり、一は厩子也、二法ともに世に行ハる、事

なれハ、今新に其説を述るに不及也、只国の寒暖に依て少々つ、手あての相違あるまでの事也、扱又一国一郡をも領する人ハ自国にて馬を仕立度事也、左伝僖公十五年に異産に乗たる事を譏るにて可知、異産とハ他国の馬の事也、

一当世の馬場乗りハ古の庭乗の遺法也、前にもいふ如く古の武士ハ皆達者を本してやたら乗を第一としたる事なれとも、響応あるひはなくさミの為などに、貴人高位の前にて馬を乗時やたら乗にてハ其様見苦し、其質野なる故庭乗の式を乗事も武士のたしなミと致したる事也、本間孫四郎馬場殿の庭上に竜馬を乗たる事など可考、然りといへとも当世の如く一概に馬場乗のミを馬術と心得たるにはあらず、やたら乗を本として其余計に式の乗形をもまなひ置し事也、是武馬の順道なり、

○馬場乗も当世の仕形ハ其一を知て其二を知らざる処あり、其訳ハ口向足ふりのミを第一として、当物の術はなはた疎なり、然るゆへに馬場乗に於てハ好上の馬も物に慄オソるゆへに途中を乗事あたはざるもあり、

是平日当物をせざる故なり、是其一を知て其二を知らざる処なり、可思、

○馬は天性驚き安きもの也、此故におとろき^{敬馬}の二字を合せて驚の字を制したり、其意味推して知るへし、上にもいふ如く、口向足振ハ何程見事にてものものに驚く馬は物の用に立かたし、古今馬の慄^{ものぞろ}に依て害を請たる例多し、慎べし、此下馬の乗様十六条を記す、熟読して睡りを覚すへし、

○当世細き長き地面を馬場と名付て馬を乗る所とすれども、是又誠の馬場といふものにあらず、真の馬場ハ狭きハ方六七町、大なるハ方百町にも構へ置て、馬のミにかきらす人馬器械を備へて練兵する所とす、是真の馬場なり、

○馬場乗ハ上にもいふことく庭乗の遺法にて、馬に行^{儀カ}義をおしゆるまでの事成れば、当世流の馬場にても事足るなり、まづ其乗様ハ口向足ぶりを大切に^{儀カ}して馬に振を付て行義を教置事也、た、しおほく乗る事なかれ、只馬の行義を崩さ、る為計少しツ、乗置事を善とす、

○二には遠乗なり、是ハ近キハ三四十、遠きは百里^{大道二十四里}、百五十里も乗へし、此如く大乘しても馬の疲れざるを至極とする事也、これには五段の息、三段の汗、

亦走足・躍^{足脱カ}・千鳥足・鹿子かけ等の足色、又息合葉数法有、精密なる事の様なれとも屢乗れハ是等の事も自然に会得せらる、也、其証拠は古代文盲なる数万の荒武士共何ぞおのく右数件の吟味にいたるへきぞ、唯屢乗りて乗おほへたる也、外に秘訣なし、只乗へし、

○三には当物也、是ハ彼大馬場に於て旌旗・金鼓・甲冑・弓・銃の類ハいふにおよはず、拔身の刃物・松明等其外異形のもの迄一面に立列、乗人も甲冑を着し馬上にて弓・銃を発し、太刀打・鎗打等をなすへし、是教馬第一の儀也、かくの如くおしへ置事は軍用の馬のミにあらず、平生の乗馬も右のことく仕込ミ置へし、これ馬に乗者のつ、しミなり、是を真の騎術といふ也、左伝にも虎の造り物を陣前へおし出し敵の馬を慄^{アトホカシ}して踏破りたる事もあり、つ、しむへし、

○四には乗り廻しなり、是ハ早速に不乗、地道に乗て三四五十里を乗廻し馬の氣を養ひ置事也、

○五には大風雨雪等、又ハ大寒風暑の節、終日乗廻りしてかくの如き悪天氣に馴置へし、平生箱入に仕込置たる馬を俄に是等の悪天氣にあては(れ脱カ)たちまち疲れ忽病むもの也、

○六には山坂、羊腸の場所を乗廻りて悪道に馴置へし、必平場のミ乗る事なかれ、

○七には騎射を能々仕込置へし、然しなから当世流の騎射にはあらず、第三段目にいへる馬(上のカ)に荒業の事なり、当世流の騎射の事ハ詳に弁するかごとし、(如く脱カ)

○八には貝・太鼓・鑼・鐘・喇叭等、其外種々の鳴物を馬上に打鳴らして馬の耳を馴し置へし、阿蘭陀流は鐘・太鼓をも馬に仕付置て、馬上にて打鳴す也、又日本のいにしへも旗持は皆馬上にて旗を持し也、今も朝鮮ハ馬上旗也、

○九には甲冑(言カ)ハ取に及す旗差物・母衣の類、又ハ拔身の刃物、および松明等を馬上にふり立て馬の眼を鍛置へし、

○十には川渡り・水馬等を仕込へし、尤、船に乗せて水上を往返し、或ハ船より水中に追下て船ニ引添ワヨカて泳する事なども教へし、

○十一には中肉に飼立へし、肥過たる時はやく汗しはやく疲る、遠乗に損ある也、かならず十分肉にする事なかれ、

○十二には平生徒足スにて乗るへし、沓をかけて乗る事なかれ、松前ハ藁のなき土地なる故、馬に沓懸る事なし、其地大寒国の石地なれとも、足裏いたむ馬もなし、是になれて足裏かたしに成たる也、平生岩石山に働く人の足裏ハ土ふまづまで皮の厚かことし強足強を痛ハ金履の伝あり、其方頭書強にあり

イ頭書ヲコ、二記

五倍子 十匁 鉄屑ケツ 十五匁 胡粉コフシ 六匁 山藁ナマリ 七匁

右細末、鉄漿を以て膏薬の如く練合せ爪裏へに張るなり、明日乗には今宵張て沓を打置なり、

○十三には平生同居・同食仕込置へし、当世の馬ハ此ならしなき故、馬同士近寄ハ咬蹶して騷働、大きに不自由成る事なり、上のことく仕込置時ハ軍中なと

にてハ五疋も十疋も一ツ厩に追込置也、是を便利とす、

○十四には牝馬を見馴て牝に近付ても揚躍せざるやうに仕込置へし、当世の馬は一向牝を見馴るる故、まれに牝を見れば揚躍す、はなはた不便利なる事也、又古は和漢ともに牝を乗馬に用たる事諸書に見ゆ、今も相馬家の武士は牝に乗者多し、是古体の遺風なり、

○十五には溝・堀・切岸等を飛越事を教置へし、是平生教置すして、事にのぞみて急に飛する事は決してなりかたき事也と知るへし、阿蘭陀の乗形（にか）とは堀を飛ばせ、土居を越、又ハ馬を立て歩する事などを仕込置也、精しきといふへし、是又仕込置て損なき事也、

○十六には時々馬甲を着せて遠乗すへし、是又平生施て見習ハせざれば、着たる馬にも驚き、傍側の馬もおとろくもの也、すへて馬甲は軍用第一の馬具なれハ、武備有もの心かけて制作あるへき事也、

右十六条ハ教馬第一の義也、かならず小子ムッコトカ杜撰

にあらず、武を任ふも人の怠る事なかれ、此下馬に付て事二三を記す、猶工夫をくわへて仕込へし、

○当世馬をいたはる事を第一として、二日隔三日へたてに少しツ、馬場乗を致し置故、馬氣随にして手に入難し、上にいふ如く四則ヨツノリカタを立て、毎日乗時は馬の氣和らひて乗安し、古老の物語に馬ハ飼殺せ乗殺せし、子弟ハ教殺せ叱り殺せと語れり、卑諺ヒゲンなれとも大道に近し、

○和漢古今相馬の説有て色々六ヶ敷事也、先ツは五性メキ十毛相性不性等の説、又者施毛ツジケ・齒牙等評論さまざまあれとも、詰る所は文の過たるにてさのミ武用に拘ハる事ならねば、高貴の人ハ物教寄次第なるへし、平士の馬は強て吟味におよはざる事と知るへし、只腕爪の強きを貴ふに極る事也、

○古昔戦場にて或ハ敵を駈破り、又は川を渡す時などは強き馬を前に立るといふも、或ハ不悍フカンの馬、又ハ牝馬等多き故也と知るへし、

○当世は肥ふくれて毛艶美しき馬にあらされハ、武士は乗らざるものとおもふは以の外のひが事也、初に

もいひし如く、手飼の鹿馬に乗ても少も用の欠る事なし、尤、恥る気色もある事なかれ、古代頼朝卿のイケスキ生好・研墨スル・義経の太夫黒・高時の白浪杯とて事々敷評判するも傍の毛艶悪しく疲形の馬と競へ見る故、名馬の称も一際つよき事とおもはる、なり、

○馬に三等あるよし武備志に見得たり、能高俊タカシを上下するあり、能敵陣をふみ破り遠路に疲れざるあり、

此三等を能ためし置いて夫々に用へき事、

○水を泳にも馬に巧拙シヤクズクあり、能試ミ用へし、

○世の奢につれて人々三四歳の若馬を好むなれとも、

若馬は武用に詮なし、武士の馬は六才以上を善とす、

五調は筋骨強く心神も定りて用るに勝れたり、武を嗜人かならず若馬に乗事なかれ、

○能沢熊ノ了戒の説に武士の馬は口の強きを善とす、平生

ハ強口をはつして乗廻し、川を渡すときなどハ得手の強口へ引懸させて渡る時ハ一手際よく渡るなり、

此故に士は馬を上手に乗るにあらされはかなはざる事也といへり、小子按るに此説はなはた善く然りといえとも、上手ハ少く下手ハ多き事定りたる事なれ

ハ、自己の芸のほども不計して一筋に強口の馬を善

とおもふハひかことなるへし、又或人の説に戦場へ乗る馬は少々不悍成るを善とす、其故ハ悍強にて進

過るを引留ルく乗行ハ、其様見くるしくして且勢ぬけるもの也、又不悍にて走る事遅きに諸鎧を入れてさ

そひ立、又は鞭なとくわへてす、ミ行ハ見はへして且勢ひあるもの也と古老の物語りを聞覚へたりと語

れり、左もあるへき事也、然といえとも強馬を自由自在に乗粉成には不如、此二ツは人々自己の芸心次第に任せて用へき事とは言なから足の代りにする馬

なれハ丈夫に心懸へき事也、

○古昔乗尻の達者と言も手綱に不便、鞍にて押廻して馬を自由自在に乗こなしたる事なり、此故に乗尻と

言なるへし、今ハ手綱の釣合を第一と乗ゆへ、乗手の上手といふへきか、是小子が臆談也、

○昔武士の馬を取扱ふハ、別に口取りと云ものもなく、自身取扱て当世の馬郎等か馬を自由自在にすると同

様成事にして、或ハ乗、或ハひき其扱甚鹿略なれとも、馬をは能つかひこなしたる也、当世の武人ハ馬

場にて乗事上手成も、馬を扱ふ事ハ無術の馬郎に不及、是華奔ワコリに習て武士の荒氣成風俗を取り失ひたる故の事也、乗ハ乗れとも扱ハ不成と言ハ、其一を知りて其二を知らすと云もの也、おもふへし、

○厩は氣の漏るやうに拵へし、馬は熱物成る故氣もれさる時ハ病を生ず、但し、氣をもらすとて寒くせよといふにハあらず、呉子に冬は厩を暖にし、夏は廐ウキを涼しくすといへり、可考、

○唐山・和蘭陀等にて馬の鼻を裂サキ、鞏丸キンクマを去る事あり、（頭註）騾の字字棄こなし、疑くハ繕字ナランカ。是息を長し馬を強くするの術なり、是を騾法といふ、

はなはた良法なれとも、日本古来より此法なくして千軍万馬の功異国に劣る事なし、是を以見れば今更騾法をうらやむへきにもあらず、只珍敷説なる故此に記て初学の人の見聞をたすくるのミ也、

○軍中又ハ遠乗などには四方手へ付るものあるへし、動揺せざる様ニすべし、動揺すれば馬疲るゝもの也、
○馬に飼物ハ野草・藁等はいふにおよハす、葛・萩の類、又ハ苦味なき木の葉類何にても可也、手に当り次第可飼、食間敷ものをはミつからはみ出してくは

さるもの也、又河海の水草を飼たる事もある也、菰など別てなし、

○夜も当世のこたく寝藁を厚く敷、蚊遣等タキを焚て臥しむる事甚謂なし、夜も張立て睡らせ置へし、四五日に一度も僅に転びを打せて可也、兎角ゆるやかに寝さしむる事ハ不好事也、且又四足も平生は水洗足スズに仕付置へし、唯爪根爪裏を心を付て洗ふへし、是も四五日に一度上湯にて大肩より洗て可也、又流川に四足を浸す事湯すそに勝る事あり、又血下りたりとて休め置時ハいよ／＼血下りて足不自由に成るもの也、血来らハいよ／＼油断なく乗るへし、た、し保養のために乗る事なる故、心を用て乗へき也、夜眼をは毎日焼を善とす、おこたる事なかれ、兎角世につれて馬の飼様も花美になりたれハ、夫を破りて懦弱に落入らぬ様に飼立る事肝要也、此心持にて飼立る時ハ馬ハ丈夫にしてよく人をたすけ、人ハ物入少くして馬を持安しと知へし、

○筋切の事はなはた慎むへし、元来馬形取締ひて高貴の直をむさぼる馬商人の致仕業なれば、武士たるも

の仮にも為ましき事也、足の筋を切たるハ上り下りの坂道にくるしミ、尾筋を切たるハ水を渡す時鞆はつる、ありといへり、何れにも武用に害ある事なれば武士たるもの誓て為ましき事也、

○鞍も今の制は古法をうしなへりとおもへり、古制の鞍を見れハ、前輪大きくして高く乗間甚広し、今の制ハ是に反せり、何れに戎服の鞍と常服の鞍と差別あるへきか、猶縉紳家に求むへし、又皇都に石井家あり、東都に伊勢・辻の二氏あり、問て精詳を致すへし、

○安永乙未年小子長崎に有て、多く唐山・和蘭等の人に面接す、其中に和蘭人の御を善するア、レントウエルレ・ヘイトといふ者ハナスに對話す、渠か数説の内取へき事もあり、一には馬ハ前高にあらされハ乗難し、今日本流の乗様を見るに、馬を前高に為んため鞍より引たて、又ハ手綱にて口先を引上て乗れり、これハ上手にて手鞍も利ゆキクへ其人の乗たる時ハ向高に成へきなれとも、手鞍弱き下手の乗時ハ持前の向ヒク卑に成て乗り難悪し、是ハ馬を向高に拵へさる故也、

和蘭陀流ハ馬を向高に拵置故小兒を乗しむるとも向下らぬと也、扱其拵様ハ二才之時より厩に置て草を食しむるに馬の首より高く格子を構へ、其格子の中に草を打込置時ハ、馬かの草を喰はんとしての上り草を嚼故、成長に随ていつとなく向高になると也、又曰、向高にいたすへきために無理に向を引立る時ハ口先計り妄りに上れり、口先みたりに上る時ハ馬の気はなれて物におとろきやすく、其上あしも見えさる故、蹶事多し、和蘭陀流ハ首を高く持せて口先を下けて北斗をしめ置也、北斗をしめる術ハ轡の制にあり、此如く仕込ハ氣止て、物におとろかす、足もと見えて不蹶といへり、奇術かな、

○都て馬上の組打レ其外達者の働きするにハ、鐙を踏ミ張りて立あがらされハ仕難きもの也、然るに当世は鞍を張り馬をせり立てあゆます事を第一として馬場乗のミを稽古する故、鐙を短くかけて乗返り（礼カ）、是ハ武用に甚いむ事也、其わけハ短き鐙に乗立あかりてはたらくハ鞍間透スキてふミかためがたく、己か体前か後ろへはつんで打かへるもの也、ためしみるへし、

又古戦物語に歩武者をハ鏡のはなにあて、倒すといへり、これ短き鏡にて仕難きはたらき也、今も朝鮮人・和蘭院人等の馬術ハ何れも立鞍也、又蜀の玄德も股に鞍（つカ）ふれ付たりといえり、これ皆長鏡（の証脱カ）扱也、今も馬術をはけむもの短き鏡に乗る事なかれ、

○初より段々言しことく、当世ハはしりを追て矢を発す事をのミ騎射と心得たる人多けれども、古の騎射といふものと大に差別ある事也、古昔騎射の達人といひ又ハ馬術の上手といふハ馬上に弓を射るのミにかきらす、すへて馬をばおのれかあしの様にこゝろ得て嶮岨山坂と言とも馬より下ることなし、溝を越堀を飛す事はなはた自由なり、其弓射体をみるに弓手の敵を射るハもちろん也、馬手の向筋違をも射なしました後ろをバおしもしりに射たり、扱矢種尽るか、或ハ敵近付けハ弓をハ納めて太刀打を致し、又ハ引組ておのれか鞍つほへ引付なしたり、是を馬術とも騎射とも言しなり、扱今の騎射ハ古の流鏑馬（ヤフサメ）の遣風にて、式の騎射也、只神事饗応等に用るのミにしてあへて武術とは言難し、其事の起りハ古代所々の

神事祭祀に神誉めのために社人・神主などの射たる事なり、しかる故に今も古き神事には皆流鏑馬あるなり、これ当世の騎射の濫觴にして騎射といふ名目は同し事なれとも、式を本としたる射形なる故、武術の騎射と其業に精粗剛柔差別ありと知るへし、

○古代の騎射ハ右にいふことく、悉く達者なりし事も古は都にも鼓吹司（ケスシ）、国々には軍団者ありて兵馬のはたらきを教へ、また犬追もの・牛追もの、或は戯道など、て人馬の大足場揃度々ありし故、其風天下に周して諸国の武士皆馬術に達し居たり、是をこそ真の騎射といふへき事なり、当世とても各禄に應じて養置人馬なれば、右の心持に仕込置（海国兵談より補）度事也。都テ此一卷ニ述シ如に仕込立△たる馬を無事太平の用に立る事は仕易し、又当世の馬のことく華侈に習て騎射其外荒気成事ともに馴ざる馬を俄に荒事及び戰場等に用る事は決して相成らざる事也、唯兎にも角にも養ひ置人馬成れば、上にいふ如く仕込置て不虞の用に備度事也、是を武備と言、邦君執政忘却有へからす、

○右馬術の数説ハ、二百年來昇平に生れて俗習のミ伝授ありし馬乗の輩ハ、一々不得心にて却て此説をもつて馬術を知らずといふ、或は狂氣亂心の所業なと、実におもふ人も有へきなれとも、それハ夫にて俗習のかたまりたる凡夫の上には尤の事なるへし、然しなから尤也とて不決斷を生して、彼凡夫の輩にまかせ置てハ物の用に立かたければ、凡夫ハ凡夫にて吞込せ様あるへし、馬ハ馬にてもの、用に立様に仕込へき事、又此上の決斷にして肝要の又肝要なる事なれば邦君の明斷・改弊の経齊・武備の活澁を仰く所なり、

篤烈

私曰、小子には馬術には至而くらし、夫といふも二才之時分比志鳥家へ入門して参りしに、其比ハ別而之多人數にて無欠席致出席でも漸十ヶ月二三鞍位の事也、其間ハ唯出席にて致見物、木馬も乘方不出来、夫にてハ修行者急二者不参、誠に以て隙ついやしなれハ取止めたり、今更後悔せり、馬を飼余勢も出たらハ今一度執行いたし度もの也、

此位にて評ハいか、敷候得共、愚意には至而尤に心得たり、小子十六才の時二才に成りて当御役被仰付廿三才迄の間毎朝大鐘過より起、四ツ過九ツ、或ハ八七ツ迄もしはしも無間斷素読・手習、鎗術・劍術・軍学・弓大かた毎日仕廻し稽古場へ出、成丈手透キのなき様心得執行せり、自満(慢)の様なれとも実をあかさねはわからず故に赤面ながら記せり、かくまた修行したれとも終に何のくせも不出、漸々何も身に付たるやう覚候、また格別つかれも不致、夫か地に成り平日に不変候、左候へハ、馬とて左程弱きものにもあるましく、本文の次第尤ニ存る也、仍てこゝに写置也、画或ハ歌道・古(放力)実等の入門ハ当御役被仰付候後の事也、是も武士たしなミの内なれば稽古せり、

海国兵談第十六卷拔書

○古より五月五日家々に有合昇・小旗・鎧・冑・太刀・薙刀等を庭前に立列ねて相互に見物せしむるハ、則て武具改の政也、然るに太平ひさしきに随て、いつと

なく男児の祝儀翫ひものと成て、当世にてハ只男児（の力）にある家計飾り物とする事（を力）に成りたり、しかる故に昇には公平・猪と狸々舞などを画き、鎧・甲ハ紙を以拵へ、太刀長刀ハ竹木を以制し、はなはたしきハ遊女・天狗杯のつくりものをならへ立てた、兒戲の物とのミ世人一統に心得たり、大に趣意をうしなへる事也、ねかはくハ此末周く号令して、古代のこたく男児の有無にか、ハらす、家毎にその眞の武器・馬具を飾りてたかひにはけませ度事也、若紙鎧・木太刀等を飾りたる者をは恥かしむへし、斯のことくせば五七年の間には天下に武器漫々たるへし、此一条大に武備をたすくへき也、

一 小子弱年の時或先生に大名の目利と云事を聞けり、甚面白説也、よつて記して以て参考に備ふ、是小子か杜撰にあらず、実に老先生の口授なり其条条左のことし、

○街に上を誇○徳術を不動して○（安力）りに福を神仏に祈

○不信不義を国中に行ひ○一年の飢饉に餓飽のものあり○国中道橋やぶれ損し○家老および重キ役人

度々替り○田獵度なくなし○直言するものを遠けて諫を不容（海國兵談より補）○媚ル者を不知シテ終に詔諛の説を容レ

○△自ら国政を不聞○百姓町人に度々用金を申付○金を取て賤者をも立身させ○文武の芸をこのます○小祿の士をよび微賤のものを軽んし侮り○文武の器量人用られずして下に有○賞罰及び是非邪正の裁判不速○おのれ壱人智ありと誇り○婦人の言を容レ用ひ○家中の邸宅へ度々遊行し○甚短（慮脱力）○甚悠長○甚色をこのむ○甚貨をこのミ○国中賄賂行ハる

右二十四ケ条の内五ツハ容ユルすへし、五ツ容しての上（衍力）に五ツあれハ太平の世には国家疲れて武道弛む、乱世なれハ戦弱し、十あれハ太平の世には士民恨ミ背て不服同列にも誇り笑われ、乱世なれハ家中我々に成て一戦に其国敗る、十以上ある者は太平の世（衍力）といふとも国家危し、乱世なれハ戦をまたすして其国滅亡すと也、右のケ条を以て敵国の様子をうか、へば其国にいたらす、其君を不見して貧福強弱ことくく知る、也、孫子が算といひしも此類の事也と語れり、小子按るに実に手短か

なる目利にして又以て戒めとするに足れり、先生
の口授^(珍カ)伶なる哉、

○人の世の中に五難あり、飢饉・軍旅・水難・火難・
病難也、此五ツは変にして常式にあらざる故、何時
に到来するも計難ければ、此備と致す事一國一郡を
領する人第一の心懸也、其心かけとて別のものにて
もあらず、金穀の二ツなり、此二ツをたくわへる法
ハ二三十年前より其説紛々たり、殊に近世徂徠・春
台等の諸先生もしきりに演説すれども行き不届、其
行届ざるわけハ世の花侈^{ヲコリ}につれて人君執政の心懦弱
に成し故、身を苦しめて儉約をなす事あたはず、身
を苦しめて儉約をいたし、国家の不経済を取直す事
のせられざる程の云甲斐なき心にてハ軍ハ中々致さ
れざる事なり、早く国を渡して浪人すへし、

○今の世の中にて不経済をも取直し、五難の為に金穀^{イ銀}
を貯へてとおもふには、古よりいへることく道理一
通りの事にては中々其術届ものにあらず、しかる故
に身をくるしめて儉約を勤されハ、金穀を貯る程の
手際ハ致されざる也、扱身をくるしむるとは美饌を

減し、衣服を悪しくし、家作を鹿相にし、物入に
ひやく極楽を止め、嬖妾および奥向の婦人ヲ^(海國兵談)
省^{ハナリ補}、贈答の音物を薄クシて只不省^{ハハブカ}は公務のミ也。^{大に}
右のことく自ら心を用る時ハいかなる不経済にても
取直し金穀をも貯て始て武を張へし、これ人主ハい
ふにおよはず、小給の士といふとも此心かけあるへ
し、是を武政の根本とす、○世人定りの返答あり、
必有文事者有武備、或ハ軍陣等の心懸を談すれハ、
則曰、我幸に太平の世に生たり、存命の間さへ干戈
の事なければ幸甚也、子孫の事ハ又其時の事よとい
ふ人十に九ツ也、悟拔たる詞に似たれとも、其実ハ
武備のなきを恥ての遁辞也、斯云人ハ凡夫の上の大
凡夫といふもの也、可恥也、さておよハすなから天
下後世を患ふるこそ其の武備といふへし、学者もま
たしかり、詩文風雅のミに走りて世の中をむかしに^苦
為さる学者ハ真の学者といひかたし、唯事知りこと
のミいふへきや、

○当世上下ともに穀を賤しんして金銀をたつとぶなり、
其心根歳飢饉して米穀何程貴くとも金銀さへ多けれ

ハ買求る事も安し、此故に金銀を第一として穀を心とせざる也、是はなはた危き心懸也、其故は三四ヶ国饑饉ならハ米有の国より饑饉の国へ廻し遣ハシ米穀もあるへきなれとも若二三十ヶ国一等に米穀饑饉せば廻し遣ハす米穀もあるへからず、其時に至りて金銀を煎して飲とも命ハたすかるましき也、尤、兵乱の世には農民も快く農作も致しがたきものなれば、歳饑饉ならずとも米穀ハ不足するもの也、此所を能く吞込ミテ金銀ハ命を救ふ第二番のものなる事を知て米穀を第一、金銀を第二と心得て平日ハ米糧に成るへきものを貯る事を勤へし、是国郡を領する人第一の覚悟にして下庶人に至る迄も此心懸を忘却する事なかれ、これ大にしてハ武備の国用とし小にしてハ一夫の活命とする処也、此所国主領主より世話致すへし、

糧を貯る法ハ和漢古今其説紛々たれとも一概に泥む事なかれ、唯国土の沃瘠其年の豊凶等を考へて臨時二分量を定めて貯へし、大概凶年ハ三十年に一度、大飢饉ハ六十年に一度ほと至るもの也、其

こゝろ掛にて貯へし、

○大将たる人は恰利なるとも一人の寸力（オチ）を恃んで誇る事なかれ、文武智謀の人を撰んで、重役に任し置て国事・軍事相共に計るへし、是又和漢の名將の仕形を見て可知、孔子も無求備於一人と宣へり、

○当世武術行る、様なれとも文に本つかざる故、偏（武カ）に陥る者多し、弓術殊に流行すれとも、只奉射の礼式のミを専として武士軍用の射術に疎し、是を逆法とす、武士の射術ハ先軍用の法を習て、後に礼射を習ふを順法とする也、十五巻目にいえる馬術も又然り、此心得を吞込テ射術を教る事大将の器といふへきなり、

○兵を出すには先敵將の賢愚・政務の善悪・武備の強弱・国郡の大小・土地の寒暖・人数の多少等を予め推計て此方よりも相当の謀をいたし相応の人数を遣すへし、是を兵の算（メナサンギ）といふ也、算なくして兵を出す時ハ不覚をとるものなり、故に算ハ兵を用るの肝要也と云り、然る故に孫子が多算勝、少算不勝而ルヲ況や於無算乎と云へり、はしめにいひし如く、大名

の目利と云事も則算の事也、

○大将たる人ハ俗事時行事ハヤリの類にも能心を付、又は陰陽家の説五行の生尅、又ハ仏語神託の類も軍事の余計に学ひ置へし、たとひ実用なしといふとも、人を使ふに便なるもの也、古も例多き事也、

○惣して兵を提るものは初にもいふことと和漢の軍談記録を多く見て名将の軍立を能味ふへし、損益斟酌あるへし、城地の地形等、又ハ武具・馬具、あるひは鎧の緘毛ワトシ・旗差物の制作の法、或ハ戦場の立振廻、ことは遣ひなど詳成にしくはなければとも、常人是に泥む時は本意を亡失す、たゞ広く大本を知るを要とする也、

○不徳にして不埒不取固シマリなる大将の家中ハ、家老及ひすゑくくの諸役人もおなしく不埒不取固シマリなれハ国家の不経済も心にくるします、金穀の政をも不知武備の衰微、士民の困窮、及び悪風、又ハ盜賊の蜂起するをも道橋の壊損しなども心うきとも思ハすして、唯家老ハ自分を高として一家中に誇り、又面々の頭々は其支配くくに誇るのミにして上の為をも不知

下のためをば猶しらす、君臣ともに只飲食・田獵等の事に年月を送る也、可悲の第一ならずや、此等の家士をもに論ふれハ糞中の蛆のごとし、夫糞中の蛆ハ糞の中に生れ、其中を一生の居住とする故、糞の穢しきをも不知、臭きをも不知して一生を送る也、是を清き所に住虫より見れば其穢れて臭き事言語道断也、彼不徳不埒家の諸役人も他の善大将の家士より見れば不埒所（淨所カ）に住虫の糞蛆を見るか如し、其清穢賢愚天地懸隔也、不埒家の君臣是を察よ、

○多ハ少に勝、強ハ弱に勝ハ自然の理也、然る故に一国一郡にも主たるものは人多して人を強くする術をしるへし、兵家第一の肝要也、故に孔子も子貢に対して足食足兵と宣へり、冉有に庶・富・教を語り給へり、よくくくもおもふへし、扱人を多くする術、強くする術にも武士を土着せしめざれば成かたし、武士土着すれば（奮カ）奔侈なし、奔侈なき故貧窮せず、困窮せざる故禄に（譜カ）応じて普代の子ならひに武具・馬具等心懸次第所持せらるゝなり、其上に武士土着すれば山林にてハ鳥獸を狩、水辺にてハ漁獵し、又平生

馬に乗て駈走する故、〔海国兵談より補〕自然ト馬術にも達シ、又遠

方の人ト互ニ往来する故、△山川の悪路にも習ひ筋

骨形体勇壯に成る故、真の武士といふへし、普代の

家の子多く所持せらる、故、軍役も多しと知るへし、

一大将たる人ハ和漢の軍談記録の書を多く読へし、自

然と名将愚将の巧拙の段合点行くもの也、能此所を

吞込て損益斟酌せは、骨折て一流二流の軍学の伝授

請たるより益多かるへく思ふ也、

一大将たる人ハ文武両全なる事を欲すへし、和漢の大

将たる人多けれども文武二ツながら備れる人すくな

き也、異国には武王・呂商〔尚カ〕・斉の管仲・漢の二祖・

蜀の孔明等の類、日本には神武帝と神祖の二君なる

へし、後世に於ては莫斯歌未亜西の女王なるか〔日本正徳〕

の此〔比〕此女主五世界に一帝たらんところ、ろさしよく

徳をしき武を張て今数を経て其令不絶也、文武両全

の棟梁といふへし、都て大将たる人ハ不及までも右

体の事を心懸へし、是心術にあり、若又一等を下ら

は、義経の短兵に長し甲越二子の士卒を練、太閤の

猛威、清正の突戦の如きは皆一箇の妙処也、其妙処

を撰んで己に兼備る事を欲すへし、是又大将の志氣
と云へし、

○大将たる人威なき時ハ、衆を畏服せしむる事あたわ

ざる也、夫威ハ法を嚴にすると大に疎〔そカ〕疎にするにあ

り、又明なき時ハ衆人のはけミ薄く、又怨ミを生る

事あり、能く小功を賞するを以て明とす、此二ツの

ものは大将たる第一の徳也、

○古の名将皆一騎当千の士を懇に召仕ひ、〔自力〕身身のかた

めとして旗本に備たり、漢の高祖の樊〔増カ〕樊会・周勃、蜀

の玄德の関羽・趙雲、我朝頼光の四天王、義経の八

勇士、義貞の十六騎、正成二十八人党のこたく皆中

堅めの為也、将たるもの心得あるへし、軍家の身堅

めなど、いふも是也、

○馬の乗様、又飼立様大に古法を失へり、詳なる事は

十五卷目に云へるが如し、これまた軍勢の大主意に

して、不可忘の第一也、

一大将たる人ハ戦法・戦略・兵器・守攻の具にいたる

まで時宜の工夫了簡にていか様にも臨機応変して取

廻すへし、正成が油をそ、き掛て鎌倉勢の梯を焼落

し、又泣男を出して足利家の軍機をゆるめて不意を討、織田氏の長柄を制作して強ミを取る、鳥津家関ヶ原退去の時戦士に種子島を腰差させて退口に利を得たる類、皆將たる人臨時の権謀也、兵を提る人心得あるべき事也、

○当世塩焔・硫黄等は皆商賈の手より買求る事に成て金銀さへあれハ不自由にこれなきものとおもふ人多し、然るに干戈おこる時ハ商賈も通せざるものなり、其時に至てハ自国より出るものにあらされハ一向に行詰る事也、是又大將の世話にして塩焔・硫黄・鉛・篔竹の類ハ自分くくの領内より取出す様ニ世話あるへき事也、

○今の大名に諫役の大臣無之故、君公其身の非を不知也、たましく思ひ切て諫るもの有ハ忽チ不遇に成て職を剝、禄を削て恥をあたふる故、自然と忠臣の道を塞く、只今日君に得らるゝ事のミに日を送る也、此故に君不君、臣不臣の国多し、願くハ八万石以上の大名ハ諫役の臣を定メ置て、何程君の心に碍る事言上しても決して罪すまじき定格を立置て諫さすへ

し、自然と自身の非をしる也、非さへ知れハ国家の幸と成もの也、思ふへし、○又一ツには別に諫役を立るにも不及也、家老職のものには少も会釈なく諫よ、若諂（諂カ）ふて不諫ものを罪すと申渡し置へし、又家老ハ同役一統の言合にして能心を合て諫むへし、不諫ものをは同役より言上して職を剝へし、是を国家の定法とする時ハ上下おのく非を知りて家斉り国治るへし、誠にかくのことくならハ一身の為のミにあらず、公義への忠意・領主への憐愍・文武の基本、此事に過たるハなかるへし、大將たる人能々了簡して諫言をもとむへし、怠る事なかれ、

一 国郡を領するものハ各其領国の天度の寒暖を能了知して其手当をいたすへし、然しなから三十五度より南の地は暖にして春夏の暖暑はやく至て且強く、秋冬の冷寒ハ遅くしてうすき故、麦に雪折なく稲に青立の患なし、其外草木生茂仕安き故、産物も多くして金穀の収納多き故、国家の経済致し安し、又三十六七度より北の地ハ寒キかゆへに春夏の暖暑も遅くて且薄く、秋冬の冷寒はやく来て強き故、麦に雪折

多く稲に青立多し、其外草木生茂仕難き故、産物も少くして金穀の納少き故、国主も貧乏仕易く諸士も貧乏しやすくして上下貧乏すれば上下の武備ゆるむ也、寒地を領する人能々心を用へし、心を用るとて外（の事脱カ）にはあらず、寒気に負さる草木を仕立、国産を多くしつけ、国用をも足し通商をも多くして宝貨を賑はず様にする事也、扱暖地は草木生茂も仕易き故、世話次第何等のものも仕立らる、也、三十六七度より北の地ハ草木生茂仕かたし、推て植ても柯カラはかり成長して実のらさるもの也、実のりても誠の実のりにあらさるもの也、都て暖地に比すれば、生茂虚実成もの也、心を用へし、先寒地にも生茂しやすき品ハ、木には榛・桑・楮此三木ハ寒地の実といふへきもの也、此外胡桃・榧子・珍菓を家毎に植て、実の油を取て家日用と為へし、草には麻也、寒地には木綿不生故、皆他邦の木綿を用れとも、自国の宝貨他邦へ流れ出て自国の不経済となる也、此故に寒地にてハ自国に産する絹と麻布と紙布を用て、他邦の木綿を禁する事寒地の一経済也としるへし、○惣して

国に産物を仕立るには良田を不妨、壮男女の力を不費、只老人・癡人・小男女等の農業を不勤もの、仕業に為て集て大成すれば大国産と成なり、然るに不吞込なれば良田を費し壮男女の力を以て産物を仕立るもの也、宝貨ハ通用して賑ふ様なれとも五穀不足に成て大に不好事也、此所よく心配るへし、扱また右之産物の外に諸の細工ものを庶民并諸家中迄も教て多く作らしめ、国用をも足し宝貨をも賑はずへし、既に六韜にも大農・大工・大商を三宝といへり、詳に工夫有へし、扱斯のことく国を富せ人を富す事を演説するも武を張るへき為の事也、何ほと国君より命令あつても、また人々心に八丈（弥羅カ）に武をこのミても貧乏なれば武をはる事ハならざる也、国家武備なきハ国非其国といふもの也、然る故に唐山古聖人の政も農と儉とを教て国を富し、人を富せて武を張るへき事を第一とおもへ、以下不写、

一 国君と家老と無学無術なれば国家貧乏す、国家貧乏すれば領国中川除けの普譜おろそかに成る、おろそかに成故、年々夏秋の小洪水にも押切らる、故、田

畑へ水押入て永荒の地年々出来ず、是貧乏の上に収納の不足に成一ツ也、又橋々の普請も疎に成、おろそかに成故、是又年々の小洪水にも落橋す、此故に領國中数多の橋々一年に二三度づ、普請あり、普請の度毎に大橋八人夫三四万、小橋は五六千づ、役し出し、且過半錢取立にする故、百姓力不足して天凶年ならざるにも田畑不毛なり、是収納不足に成二ツ也、此二ツに百姓勞れて農業も楽くにおもわさる故、いつとなく、農業不勤に成りて百姓も貧乏するゆへ、あるひハ地逃をして他邦に移るもあり、或ハ農を捨て商に成るもあり、故に郡村の人別減少して田畑弥荒亡す、これ収納の不足に成三ツ也、収納弥不足に成て公室いよ／＼貧乏する故、毛見と称して姦吏（カ）を村里へ遣し年貢をせめはたれば百姓等彼姦吏に賄賂して上作をも下作と披露し諸百姓年貢を欠少す、これ収納不作になる四ツ也、此四ツの不納を以て公室また弥貧乏する故、家中諸士の俸禄を借る、一年借りて不足故三年も五年も借る、三年借りても不吞込のミ働きて貧乏を取直す事能ハざる故綿々として三

十年も五十年も借りて常とする故、家中の諸士悉く貧乏して禄相應の武備をはる事不能のミ成らず、普代相伝の家人をも暇をあたへ、またハあり来る武具・馬具等をも売代なして日用相続の助とする故、諸士の武備ゆるむ、武備ゆるミて人心懦弱なり、人心懦弱に成ハ義理を捨、法を不守して一統に無頼不法の風儀と成て国家終に傾く也、是全く国君一人の賢不賢に係る所にして、天の災も人の咎にもあらざる也、おもふへし、扨能考れハ大名の貧乏は心蕩けて武備を忘れたるより事起る也、大名の武を忘れたるハ幸に太平の世に生れて高位大禄を有てるも尸位素餐といふもの也、恥哉悲哉、

一上に云処の天度の寒暖、又者国土の經濟文武をはけます筋道まで能吞込たりとも、おのれ一人知得る耳にてハ物の用に立難し、其国の上下万人皆知り得て皆勤るにあらされは善の善にあらざるなり、これをするの方ハ其国々の寒暖の手当の事、ならびに産物・細工物等の仕立方、又文と武との不廢掟等を（学カ）精々配分を成て修法を記し、これを其国々の国字の

書と定て假名書の公板にして其国に周くし国君・家老・諸士・庶人まで其国字の書に通達して能行ふ様に教へし、たとひいか成芸能ありとも此国字の修行なき人をは罪すへし、此人を恵ミ、人を富し、国を利し、武を張るの術にして国家の堅固なるへきゆゑん也、然るに文あれとも武なく、武あれとも文なく、文武あれとも是を国家に及し人々に施すことの不成ハ、其一を知て其二を不知といえる不具人也と心得へし、是等の事小子が妄言にあらず皆聖賢の遺言也、能々工夫有へし、

一 天下国家に主たる人は経済の術を知るへし、夫経済とは経邦濟世として経ハ筋道の事也、邦ハ国なり、国に筋道を付るを経邦といふ也、濟世とは濟ハわたる事にて此を彼へわたし彼をこ、へ遣す事也、世は世の中也、世の中の人のすまひやすきやうに世話するを濟世といふ也、先国に筋道を付るとは士大夫には〔海国兵談〕には士大夫農工商には士大夫農工商の筋道を付とありとあり、士大夫農工商の筋道を付、牛馬畜類には牛馬畜類の筋道を付る事也、濟とは第一に人々其処を得るやうに世話する事也、或ハ士風奢て武備ゆるむ時ハ奢を

おさへて武術を引立る様に世話いたし、或ハ米穀の貴賤常にすくる時ハ其働用常に復するやうになし、或ハ士大夫貧窮すれハ富すやうになし、或ハ商賈の利強ければ其利をおさへて利権を奪ひ、或ハ地の理を尽し、又工商の利を取上て国を富すやうにする事杯皆世の中の人のすまひやすき様に世話する事にて濟の持前也、此工夫を経て経済といふ也、

一 日本にて名君・名将と称するもの上古ハしはらく論せず、中古以来を以いふ時ハ源義家卿・鎌倉の頼朝卿・源義経・平時宗・同泰時・室町の尊氏卿・新田義貞・楠正成・甲斐信玄・越後謙信・平君織田氏・豊臣太閤・加藤清正等なり、此数將ハ皆拔群の功業ある人々といえとも何れも文武両全といひかたし、此内頼朝卿ハ大器也、一ひ鎌倉に馬を入給ひしより終身まで鎌倉を不出して、居ながら海内の大小名を来服せしめ、終に国体を一編にして武徳を以て天下主たり、

一 昇平久しき時は必華靡を生ず、花美さかんなる時ハ諸侯・士大夫貧究〔弱力〕す、貧窮する時は武備ハ名のミ存

して実用なきにいたる、ひそかにおもふ、当世若くハ花美盛なりといふへきか、都て此条に意味深き物語あれとも、世には、かる故爰に不講、此下僅に經濟の大略を云のミ、細に工夫を加ふへし、抑国家を經濟するの要九ツあり、食貨・礼式・学政・武備・制度・法令・官職・地理・章服也、夫人食なければ死し、貨無れば物を通ずる事不能、此故に食貨を経濟の第一とする事也、既に食て礼式無れば人倫不明して開闢の当座の人のことし、此故に礼式を立て人倫を明にす、扱人の道立ても不学ハ智発く事なし、此故に学問をす、めて智をひらかしむ、此三ツは人を取立る肝要の法也、武備は軍陣の用意を不念して太平の世にも治兵操練など、て人馬に戦法をもおしへ、また武器をも取捨す制作・修復する事也、制度ハ事物に定式ありて天子の事物ハ天子の事物、諸侯・太夫・士・庶人の事物ハ諸侯・太夫・士・庶人の事物と段々に定式あるをいふ、是尊卑をわかち上下を明かにする道にして、且奔れるを防ぐの術也、法令ハ掟を立置て、其掟に不従者を仕置し触流す、教令

(奮力)

の廢れざる様にする事にて一人を懲して千万人を正す術也、官職ハ天下中の事を一人にて世話やかる、ものにあらされは、諸の役目を立、人々の器量を撰て夫々の職を授て一いろつ、世話いたさする事也、地理とは国の寒暖・地の厚薄・山沢・河海・高下・卑湿の差別を細かに察し、寒暖・厚薄・山沢・河海・高下・卑湿の利を不失、尺土も空く捨置さるやうに夫々の手あてを成て、地の利を尽す事也、章服は尊卑の冠冕・衣服に夫々の色分大小等有て姿を見て貴賤高下の人品を知り、混乱無礼の出来せさるやうに構へたる法也、此九ツハ經濟の大趣意也、又おの／＼一条毎に説ありといえとも言長ければ不筆、但し、推弘めていふ時ハ經濟は武備の根本、武備ハ經濟の補佐也と合点すへし、本より經濟の仕形にも軍法の立派にも伝授といふも無事也、唯書を読んで和漢蛮夷古今興發之損益得失を見て自知也、故に論語に經濟の事を述て所損益可知といひ、史記に兵の事を言て霍去病が顧方略如何耳不至学古兵法と云へるハ其道に通せりといふへき歟、しかしながら唐山人ハ

其人の性甚柔鈍なり、故に先王聖人の兵法といふとも理ハ精密にして事は拙き事共あり、然る故に唐虞以来三千年の間北胡に襲ひ苦められて、明の未至て終に韃靼に合せられて、頭髮を剃られ衣服を替られたり、是軍理のミを貴て戦ひ弱故也、都て軍理のミに泥むハ戦の弱くなるもとひなれば、小子が大に忌嫌ふ処なり、今も軍学をする人必唐山流の軍理のミに陥る事なかれ、また日本諸流の軍書は大半事不足にして軍事のミも全く不調に似たり、しかるをいはんや文武兼備の事に於ておや、然る時ハ琴柱に膠したることく、一流のミに泥むをつるなし（たか）とすへて右にもいひしことく、和漢及び和蘭等の軍書を取交文武相兼て工夫をくわへ、能軍の情を会得し、器械をも制作し、其上能操練を致すへし、然るに操練のミに泥めハ又々唐山流に陥て戦の業弱く成る事あり、心得あるへし、何れにも戦鬪の業を上手ニするハ操練にあり、士卒の心気を強くするは今日の政にあり、能彼是の交を斟酌してミつから極所に至るへし、是を兵の心印と云、

天明六年丙午夏

仙台林子平藏

海国兵談十六終

○太閤御誠録抜書

卷壹

木下藤吉郎出身之事此中に

藤吉郎父愛智郡中の村弥右衛門病死の比は、猿之助四才にて有けるが、母も後家難儀ニおもひて猿之介をハ近在之百姓方へ奉公に遣しける、其時猿之介五才にて毎日傍輩の子供とともに牛追ふて草などを刈に行ける、或時主人子とも等に布子をあらたにしきせ、草かりに出しける、其時猿之介草をからんとすれハ、着物長くして働きたし、これによつて猿之介鎌をもつてあたらしき着物の裾（ス）をよきほとに切はらひければ、残り子供手を打て笑ひ、扱々猿之介ハ馬鹿ものと笑ふ、其時猿之介いふ、此着物主人より給わるハ精出して働くへしとて被下、其はたらきに自由成かたき事を知りながら着物を用捨すれハ、此草かりのさまたけになる、とかく主人のいひ付まつ

たくして精出しなは、少しの事は何のしかりあらんといひけり、其時猿之介身のうへにてハ、新しき布子ハ随分損せん様用捨の心もあるへきに、かへつて草苧わさの自由なりかたきとて何の苦もなく切捨る心底、せんたんハ二葉よりかんはしく、大切は細瑾をかへりミす、至然とあらはれけり、

卷四

今川義元の首駿府へ送らる、事抜書

藤吉郎信長公へ申上るやう、義元の首を権阿弥に渡し駿河へ送り給へ、然る時ハ残りの諸士御志しを感じ、後々ハ味方へ来るものにて候と言上す、信長、尤也と、同く権阿弥を召し、十人の僧を仕たて義元の首をもたせ、駿河府中へ送り遣ハされ、扱又清洲より式十丁南へ須賀口といふ所に、大キ成塚を築て義元塚と名つけ、弔らひの法事千部供養大卒都婆を建給ふ、これミな秀吉のすゝめ也、

卷十三

信長泉州堺の津仕置の事

付り、公方御所御造作の事之内抜書

去程に又木下藤吉郎秀吉ハ此時長浜へ入部有、領内見分有し其折節、観音寺といふ山寺有、真言宗にて、其節観音の開帳有、貴賤群集をなす、秀吉彼寺へ行椽に腰打掛茶を乞ハれけれハ、三之介といふ十四才なりし童子手習ひの為に來りし者に茶をもたせ出したり、秀吉是を見るに、類ひなき美少人なりければたちまち心をうはハれ、住僧に尋ねて、是ハいかなる者に候哉と問れければ、拙僧手習の弟子也と申、親ハと尋ねられしに、石田佐五右衛門と申士也と答ふ、召つれ歸らんと有ければ、則親の佐五右衛門に斯と申せば佐五右衛門もよろこび、すなはち御供に御つれ有、夫より長浜へ歸りたんく立身して、後に石田治部少輔三成といひし曲ものハ此石田佐五右衛門が悴なりとかや、

卷二十一

礮野丹波守降参之事
(貞昌)

付り、江北の一向宗一揆之事之内抜書

秀吉下知して、大勢一同に切て掛る突伏なき伏戦ひければ、一揆の者共今ハ不叶散々に逃散けり、秀吉

の手へ首数二千式百余なり、此由書記し信長へ言上しければ大に感し給ひ、則御感状を下さる、日本一の剛の者木下藤吉とのへとして下されければ、秀吉眉目ミメを大に悦び給ひけり、

卷二十六

秀吉羽柴築前と改る事

斯て信長長篠より凱陣、同年七月安土の普請有、同月十五日中国の海賊久留島小玉太夫・栗屋太夫浦兵部大坂本願寺へ一味して大坂の兵糧を入れける故、信長南方所々手当て有、もつはら大坂にて本願寺を又々奉責らんと評定まち／＼なり、然ども当年は何角と事多きに依て、其儘にして何方へも手を出し玉はず、天正五年正月元旦の祝義京都にて取おこなひ給ひて、木下藤吉を召れ叙爵の事仰出さる、秀吉畏て木の下にハ柴の多きもの故、羽柴と改め築前守となり、羽柴筑前守秀吉とそ号しける、一説にハ柴田・丹羽にあやからんと、兩人の苗字の一字ツ、取て羽柴を性と改るといふ、是ひか事也、此節ハ兩人より秀吉は大身也、また武功も秀たり、なんぞ兩人にあ

やかりしといふ事あらんや、是深き心の有故也、羽ハ霸王の心なり、柴ハ唐土にて帝の左右の官司馬なり、此故に我朝の左右の大臣になそらへたる心を以て、羽柴の二字を性とするなり、斯て先摂州一国を平均し、夫より段々中国へ切入へし、汝を以て山陰山陽両道の管領たるべし、よく／＼心を付へしと仰付られければ、秀吉忝く用意有て、天正五年十月廿三日秀吉播州進発し、先中国の諸士人質を取かため、国中の沙汰せしむる、是より当国姫路の政道を納め、小寺藤兵衛尉誠隆・黒田官兵衛をも味方に来り人質モトタカを出し、且又当国三木の城主別所一党も帰伏せしめ、毛利家退治の節ハ先陣のすへきのよしかねて約束申わんぬ、然るに秀吉播州出陣のみぎり、尼子勝久家（幸盛）来山中鹿之介・立原源兵衛兩人五月菖蒲之介・滝鯉之介等浪人の主人を守護し、信長を頼ミ、浪人の組として近年京都に有、信長此者共を秀吉に申付て、何卒汝工夫して出雲の富田へ帰参致させ申べしとて、一所にそ下りける、扱又爰に、姫路の住人小寺藤兵衛方に黒田官兵衛をかくまふ事は有時官兵衛武者執

行とて小寺方へ来る、藤兵衛宿縁にや有けん、かくまい置幸子なき故に家督をゆつらんと留め置ける、然るに此度秀吉当国に来るに付、則伴ひしたがふ也、黒田八元来近江国黒田村の産也、性ハ倭藤太秀郷(藤原秀郷)の後胤なり、此節小寺とちなミテ永く秀吉と主徒の縁をなせり、

卷三十

惟任日向守信長御父子を弑し奉る事

同廿八日明智日向守光秀、宿願の事有て愛宕山へ登山す、西の坊に一宿して百いんの連歌を興行す、発句光秀とハいへとも、実ハ連歌師紹巴(里村紹巴)を頼てさせけるとなり、紹巴光秀か心をしらす、いか成心さしの発句仕らんと尋ねけれハ、光秀がいはく、当山ハ摩所にて殺罰の心をふくミ人の心をかりて謀体の趣向こそよからんといへハ、紹巴これを聞てほつくをいたす、

時ハ今天か下しる五月かな 光秀

水上まさる庭のなつやま 西の坊

花落る池の流をせき留て

紹巴

これ紹巴か第三に無用也と留る心なり、扱光秀ハ龜山の城へ帰る、六月朔日の夜家臣明智左馬介(秀満)・同次右衛門(忠)・藤田伝五郎(行政)・斎藤内藏介(利三)・溝尾庄兵衛等をおびよせ、ひそかに閑所にしやうしていはく、おのく我為に一命を申請へし、若同心あらざるにおいてハ我首をはねらるへしといふ、おのく口をつむく所に左馬介進ミていわく、臣等君のため大事に當りて何と猶予せん、某におめてハまつかしこまり入候と申、四臣も皆これに同す、時に光秀ことばをもふけて曰、身が大慶これに過す、くだんの筋ハ我身上において大臣家の勘気を蒙り誅罰に及ふべき事数多あり、所詮此方より謀叛を起し、当時大臣家無勢にての在京をさいわひにして彼公に御事あらしめ我天下の主とならん、是すなはちやむ事を得ざるの時也、おのくいよく同心においてハ靈社の誓状を記さるへしといふ、五臣則誓詞をしたゝめ、此むね相違すべからすよし請合を立、人質を献し畢ぬ、然れハ今宵、光秀多勢を卒して中国の行粧大臣家へ御め二かけん為上洛のよし披露せしめ、龜山より中国

への道筋三草越より取て返し、東西へ馬を向大江山を打こへ、左りに下りて桂川を渡りこし、今夜の明がた諸勢本能寺へ参陣し寺を取巻、六月二日のあかつき光秀惣人数弓・鉄炮をしきりにはなち関をあげ本能寺をせむる、大臣家を始奉り御小姓供廻りの面々まで、当座の喧嘩にて下々の騒働ならんとおもひて、おの／＼御前近く緩怠の働きにもすこふる慮外のよし仰出され候所二、次第玉・箭しきりに来る、さてハ謀叛ハ誰ならんと有所に、森蘭丸門外を見てかへり、明智謀叛仕るよしを申、信長公あわて給へる気色もなく、不慮の大変せひにおよばすとて、ミつから弓矢を放ちあまた敵を射殺給ふ、西の方本堂の番士も御殿へ御集り、一所に成てふせき戦ふ、時に敵多勢乱入する所に味方の士矢代庄介・伴太郎左衛門・同正林・村田善吾等御馬屋より切ていで討死す、この外御中間藤八郎・藤九郎・岩倉新六・彦市・弥六・熊駒・若虎・若熊た、かふて討死す、御小姓面々にハ森蘭丸・同力丸・同坊兄弟三人、小川愛平・金森茂八・魚住庄七・今川源七郎・独野又九郎・蒔

村与五郎・落合小八郎・伊藤彦作・久々利亀丸・山田弥太郎・飯田宮松丸・種田亀丸・柏原鍋丸・秩父江孫丸・大塚弥三郎、御馬廻りにハ大塚又市・平尾午助・針江弥介等おの／＼粉骨を尽し働き度々敵を切はらいいつれも討死なり、光秀の家来四方田又兵衛といふ者蘭丸がくびを得たり、中尾源兵衛・小倉松寿・浅野甚助等町屋の旅宿よりはせ付うち死す、信長ハ殿中において弓矢をとり、玄関へはせ出百矢放し給ふ時に弓の弦切れハ、鐘追とり自身敵ハ九人突殺し給ふ、然れとも敵四方より込入二付、内殿へ入給ひ御そはに有けるを召れてすなはち其名を小婚と申す、我腹を切るへし、汝火を掛ケ申へしと仰置せ給ふ、腹かきやふり死し給ふ、小婚火かけ裏道より逃去、時に信長御とし四拾九才也、同日辰の下（織田信忠）刻三位中将殿二条妙覚寺にてこのおもむき聞し召、父と一所に討死せんと有、（村力）松井長門入道春長軒父子三人はせ来りて言上しけるハ、本能寺にて御父君謀叛人光秀が為にほろびさせ玉ふ、此所に有て詮なし、一方を打やぶり安土へ御逃有て、（織田信忠）北畠殿と一所に成

給へと進むる、すかねや九右衛門・前田(玄以)徳善院も同

意にす、め申せとも三位中将殿聞人なく、父を討せ
其場を引事やある、た、此ま、にうち死すへしとて、

中々引給ふ心ざしハなし、徳善院を召れて仰らるれ
ハ、かくおほしめすうへハ一足も引へからず、汝か

当年四才に成(織田秀信)三法師を具して、西国討手の大将秀吉

に渡し三法師を守り立、此仇をふくし得さすへしと
申伝へよ、我死したる跡にて弔ひ合戦をせんもの秀

吉なくて有へからず、汝かならず大切になすへしと
て、三法師を渡し給ふ、今日辰刻光秀大軍を引卒し

二条妙覚寺へ押よせける、落と、まるものにハ池田

又十郎・同源三郎・同勘七・齋藤新五郎・菅谷九右(菅原長頼)

衛門・同角藏・猪子太介・村井春長軒・同清次郎・

(貞成)同作右衛門・毛利新左衛門・酒井越中守・赤尾七郎

右衛門・同勘六・桜木伝七・長井小藤太・野々村三

十郎・小口小介・同半七郎、此者とも切て出火の出

るほど戦ひけれども、俄の事にてかならず皆々討死
をぞしたりける、三位中将信忠卿も井上文藏・加藤

辰丸・竹中彦八郎・川崎与助・大方次郎兵衛等も腹

をかき切、いさぎよき最期を遂られける、戸障子に
火をつけてともに死骸をやきすてぬ、明智はほろほ
して大に悦ひいさむ事限りなし、まつく人馬のい
きをやすめ、さて参内して此趣を此上安土事心元な
しと勢そろへをしてあつちへおもむかんとはかりけ
る、

卷三十一

織田家の諸将勇弱の事

此時に当つて織田家の諸将其勇弱のあらわれし事を
考るに、先北畠信雄卿ハ弍万七千の勢にて有なから
父兄の弔ひ軍をもせず岐阜へ逃入、是ぞ臆病第一の
沙汰たるべし、柴田修理之進勝家中国へ向んと、弍
万三千の勢にて若狭の小入迄出陣しながら京都の様
子を聞て大に驚き、跡をしとふ敵もなきに越前の福
居へ逃籠る事ハ何ぞや、信長公父子を討て明智勢取
入もなき所に、夜通しに道を急キ三日を経て四日の
内にハ京へ入へし、明智ハ戦ひつかれ一戦にも及ぶ
ましきに越前迄引入たる事誠に人の笑ひ草ならずや、
神戸三七信孝ハ紀州鷲の森を攻詰、本願寺を攻亡ん

と定めたるに、四日の中に京都の事を聞て陣中さへ
 ぎ立、取物も取あへず崩れ引にして百姓共に追詰ら
 れ、紀州川へ追こまれ暦曆の武士共鋤・鋤スキにて叩き
 殺されけるぞ口おしき事共也、四万七千の勢を以て
 信長討れ給ふ事を聞バ、敵を一責攻て火を掛、其後
 直くに引上明智を追詰て可討筈也、何事なく恐れて
 あまつさへ六七騎に打なされて大和の筒井か方へ逃
 込、漸々命をつなぐ浅ましき事也、徳川殿ハ七千余
 騎の勢にて堺の津に紀州の後詰として陣せられける
 が、京都の音信を聞いていか、思ひ給ひけん、大和路
 へ掛り鴨笠置カモカサギを越へて伊賀越に浜松へ引入給ふ、此
 時近江にて百姓一揆を起し物の具をはがんと追ふ所
 に、穴山入道踏留り討死して道を開き浜松へ引取給
 ふ、爰に羽柴筑前守秀吉ハ備中高松の城を水攻にし
 て、四月廿七日外曲輪へ水わき入、五月十二日にハ
 二の丸へ水入、六月朔日本丸へ入らんとす、城主清
 水長左衛門毛利三家へ度々後詰を乞、毛利三家も此
 事宗治を聞、毛利勢三万式千・吉川勢二万五千・小早川
 壱万八千にて後詰をすれとも、秀吉の陣へ押掛りい

まだ勝負なき所に、六月五日巳の刻に信長京都本能
 寺にて当月二日光秀か為に討れさせ給ふよし告来る、
 秀吉此事を聞大に驚き、池田勝入恒興・同紀伊守・森武元助
 藏守可・浮田秀家・小寺藤兵衛・黒田官兵衛其外信長
 公の付られし人数を召よび此由を申て、此上ハ各此
 所に有て益なし、早々引上ケ持国へ帰り給ふべしと
 各申ハ、其許ハいか、被成候やと尋ぬ、秀吉のいは
 く、某事信長公の高恩山より高く海よりも猶深し、
 是故小勢にても手勢を以て弔ひ合戦を心掛候と申さ
 れればバ、各一同に御尤の御事也、此上ハ某等を浅
 野・加藤・堀尾・福島同前に思召くたさるべし、幾
 重にも御下知を承り度候と申、秀吉のいはく、此度
 某と供々忠義をはげミ玉ハ、其名ハ天下に顕れ未
 代に朽す、誠に異国迄も聞ゆへしとなり、其時何れ
 も誓紙を出しける、斯る所へ清水長左衛門使を戸板
 にのせて申越けるハ、我々運尽て毛利三家より加勢
 有といへとも御地取宜敷故責掛り難し、城中ハ水入
 て難儀此節二候、某一人切腹致すべし、残る者共御
 助け下さるべしと申来る、秀吉其意にまかせ則城中

へ船を以て酒肴を送り、扱水を切て落しければ、長左衛門悦ひて腹搔切て城を渡し残る者共皆々助命す、斯て秀吉毛利三家へ使者を以て申けるハ、当月二日明智秀謀叛の企て京朝本能寺におゐて信長父子を弑し候よし告来る、御存之通某事ハ信長取立の者にて厚恩莫たなれば、いそぎ罷登り此仇をむくひ申度存る所也、しかし此近年各三家と取合を始め御領国十ヶ国に及びしを切ちらし候得ハ、御うつふんたるべきか是併信長の命に依つて也、某に於て三家へ対しいさ、か宿意なし、此条を聞入給ひ御勢を引上下さるへく候か、其上手勢少く候得ハ御仁恩を以て御勢一万鉄炮を三千挺彼是御かし玉ハラバ、生前の面目誠ニ御慈恩と存べけれ、此両条御聞届けなきにおゐてハ小勢といへとも、三家と心よく一戦して討死仕るべしと余義なく申入れハ、輝元(毛利輝元)ハ、是こそ天のあたへなれば此時秀吉を討んと、いそぎ吉川・小早川をまねき此事を談す、小早川申けるハ、秀吉卑賤より起りて天下に縦横シ則其程をうか、ふに凡人とハおもわれず、其子細は前方馬山におゐて、既に彼

者絶体絶命の場所たりしに俄に大雪降りて其難をバ遁れ、其後我々領国の軍にて彼を頼ミ人数を引上るに、早速秀吉方より勢を引取事又此度此表の加勢として我々罷越候所御陣中ハ不知、某と吉川の陣中の軍兵疫病にて煩ひ伏ス者いくらといふ事なく皆物の用に立ず、是を以て彼をおもふに是又天秀吉を助け給ふ物か、然ハ彼か望ミにまかせ陣の引取君臣の儀を行ハるへきかと申ける、輝元も、我陣中を吟味有るに疫病にて七分ハ病臥ければ大に驚き、此上ハ小早川の異見にしたがひ人数を引上んとて、其旨を三軍の勢にふれ毛利・吉川・小早川扱又病人多ければ一万の勢ハ借難しとて、三家より都合六千の軍勢に鉄炮式千挺・弓・鎗等相応に用達し、秀吉の使を呼出し此趣を申含め帰しけれ、秀吉大に悦び六月八日に此かり勢を先に立、先備前岡山へ引取上方へ攻登らんと用意専ら也、毛利三家ハ人数を引連おのが居城へ帰りける、まことに大敵をむかへて其勇くつせず、結句敵に兵をかり忠臣の名をとげんとほつするハ古今とつほの名将といわんや、皆人々あつと感しける、

卷三十一

筒井伊賀守味方に成ル島左近（清親）か事

爰に筒井伊賀守ハ松永彈正亡びて後大和半国の主となり、織田（信徳）七兵衛を妹婿にして七兵衛ハ又明智光秀か婿なり、此縁を以て筒井を味方に頼たき由光秀より申越ければ、家老共を始め此事いか、と評定す、時に島左近といふ者元來ハ浅井久政の家臣島弥左衛門といふ者の子也、弥左衛門ハ久政信長と手切の時、さんくくに諫言しけるに、久政の勘氣を受大和の國に立退き、其時左近ハ十二才也しが今年廿七才になる、爰に出て申様某三ツの謀有、一ツには此度明智光秀か頼むを幸ひに、御軍勢をそろへ京都へ登り光秀を討取給ふべし、天下へ信長の弔ひ合戦いたしたりと披露して、時を得て天下の主共成給ふべし、二ツにハ織田家の大臣いつれ成共光秀を討ん時味方して清キ名を顕ハし給へ、三ツにハ此所をうこかす時のいたるを待て、誰にても天下の主と成たる人へ降参し玉へと申、伊賀守も、然らハ中の謀を取ていつれ成共打出る沙汰を聞バ味方せんと聞合たり、此時

ハ秀吉播州姫路に至り教如上人を早く紀州の鷲の森へ遣ハし、某事向後御宗門の御世話可仕惡逆の光秀へゆめく御加勢有べからずと申遣ハすによつて、其意にしたかひ秀吉の味方に成、六月九日に姫路を立、秀吉へしたかふ人々にハ南条中務小鴨・但馬・小川土佐（祐忠）・小野木縫（重次）之介・小田垣但馬・山名・杏仙等人数を引連はせ加わる、其勢六万七千余騎也、十日同国明石に至り給へバ、丹後の一色・細川撰津國に伊丹、其外我もくくと馳集る、其勢程なく九万三千余騎に成給ふ、十一日兵庫へ着給へバ、前田徳善院玄以法師三法師殿を御供し其外諸士待受秀吉の勢十二万六千に成給ふ、此時筒井伊賀守も島左近を以て御味方可申由申來る、秀吉ハ三法師殿をひざにいだき、此君ハ大將軍也、其方忠節を感心せしむる所也、是より歸りて筒井を進め伏見の辺へ可打出となり、左近畏り奉るとて歸りける、是より秀吉尼ヶ崎へ來り、光徳寺といふ禪寺にて剃髮し百日の入道となり、則喪服ヲ掛らる、此節常樂寺ハちりとりを持、清凉寺ハ髪を剃ル、光徳寺の三十石、清凉寺・常樂

寺に十石ツ、今に秀吉の朱印有、然るに河内国高牧村に太郎左衛門といふ百姓有、其身正直者にていつ治るへきぞと悔む折から、今度秀吉尼ヶ崎迄大軍にて来り給ふと聞悦んで、幸ひ畑に瓜熟せり、是を一籠持参しけれハ、秀吉其志しを感じ対面有、世治らば知行を得さすべしと仰けれとも曾て望ミなしと申す、其時其所にて三百石の地を作り取に下されける、此恩に仍て其後大坂陣の時分、此太郎左衛門飯島と号し討死せし也、扨太郎左衛門申けるハ、山崎の脇に天王山といふ所有要害の地なり、昔シより此所にて戦ふ者天王山を取たる人必ず勝申なり、かならず御油断有べからすと申て帰りける、秀吉聞給ひて、高山左近(右カ)ハ此所の案内者也、汝いそぎ天王山を乗取べしと仰付られ、右近寄手の者を引連もミにもんでぞいそぎける、秀吉猶も心元なく堀尾茂助吉明(晴カ)・堀久太郎(秀政)に二番手被仰付、則掛出す、猶心元なく加藤清正を三番手に仰付られ、又福島正則をも仰付られ、扨秀吉ハ爰にて手分ケ有、三法師殿をいだき諸軍勢に向ひ、此君幼稚(稚カ)にましませども織田家の

主也、某守護し御祖父御父の仇を報ず、かならず忠節をはげまし玉へ、某が目録にとゞめて恩賞功ニシたがふべしと有けれバ諸將大に感しいさミス、んて悦ひあへり、

卷之三十二

秀吉参内任官并明智敗北之事

羽柴筑前守ハ禁庭元なく押来る、明智ハ兼て戦ひ負なバ御幸を丹波へなし奉らんと申上たれば、主上を初め奉り百官百司皆恐れをなす所へ馬煙りを立て軍勢来りけれバ、扨ハ光秀にて有ん、古の木曾義仲(源義仲)が狼藉の如くたるべしと上を下へと騒動す、北面の武士浅山定之進孀よりおりて申上るハ、五色の吹ぬきの印を立来る者ハ光秀にてハあらず、羽柴筑前守秀吉ならんと申内にも殿下に悦ませ給ひ、時に秀吉片桐助作(且元)を以て山崎の合戦手配りを申付、味方定めて勝軍ならんと存し奉る、先禁庭心許なく守護の爲参上仕候と申上る、ゑいかん斜ならず、いそいで参内すへしと有、秀吉紫震殿(震カ)の大庭に平伏す、其時しやうでんをゆるさる鎧を着し候得ハ、礼義程こしか

たしと申上る、くるしからすと仰にまかせ、則昇殿
 す、内よりの仰にハ先年朕チをまミヘき帝都の守護彼
 是以て神妙也、又此度逆臣明智を討んとするの功莫
 太也とて、三位中将に任せられ大將軍を下し給はる、
 秀吉眉目を蹙シハシ、是より手配りを定め式千五百余
 騎を築地の内に隠し、旗印を伏せて光秀おそしと待
 居たり、此時明智か先陣伊勢与三郎ハ浅野弥兵衛長政に
 切崩され、諏訪飛驒守ハ堀尾茂助に切崩され、三牧
 勘兵衛ハ平野権平長泰に切立られ、斎藤内蔵介ハ黒田官
 兵衛に打負け、柴田源左衛門・阿部淡路閉力、貞征ハ浮田勢に
 戦ひまけ、其外皆々中国勢に切崩されて、さんく
 になる、羽柴秀長小市郎ハ明智か陣に馳向ひ追つ返しつ
 戦ふ時に、光秀ハ淀の方を見やれバ嫡子シメタ自然丸も攻
 落されしと見へてまつ黒にもへ上る、是池田父子・
 森武藏守か攻落したる也、其折から天王山へ向ひし
 松田政近太郎左衛門押崩され、加藤・福島・堀の三將追
 討に堀以下明智が旗本へ切て入れバ、光秀叶わず我
 子の自然丸と一手に成らんと落て行、此節筒井伊賀
 守ハ島左近を先陣として切て掛る、光秀諸勢に防が

せて、其身ハ主上を取奉らんと十三日午の刻其勢式
 千五百余騎にて禁裏へ馳参り、大音声にて申けるハ、
 明智日向守光秀御迎ひに参りたり、いそぎ龜山へ渡
 御有べしと申ける時に、内より門を開き思ひもよら
 す鉄炮の筒先揃へてさんくくに打掛時を作りて切て
 出る、光秀驚き見れバ、羽柴筑前守秀吉勅命を蒙り
 内裏をかためたり、逆臣光秀通すなど打て掛る、明
 智ハあきれて、彼猿づらにはや先を越れしと、士卒
 を下知して戦ふといへともいさミす、める、羽柴勢
 物の数共せず四方へまくり八方へ追ちらし、光秀今
 ハ叶わずして早々引退き夫よりやうくく鳥原の脇道
 より桂川の辺へ来り、其勢一千五百にて無念ながら
 榎木原迄来る所に、中川清孝瀬兵衛か伏勢切て出、汝を
 待事や、久しとおめきさげんで戦ひけれバ、光秀斯
 はかりの勢の配り様猿冠者めが手立かと驚て、ぜひ
 なく元の桂川を東へ越て残る軍勢六百余り、三条通
 りを東へ坂本へ落行て弟左馬之介と一手にならんと
 橋の辺迄来る所に、はや先立て片桐・加藤に禁裏よ
 り直二一手の勢を付て三条の辺町屋の裏へ廻し置し

ハ、果して光秀来りければ時を作り鉄炮打掛一度にどつと切て掛る、光秀か勢残りすくなに討なされ川を下りに伏見を指て逃て行、長追せずして味方の勢ハ引返せば明智ハ竹田通りに来りて猪の作左衛門・齋藤内蔵介・柴田源左衛門・阿閉淡路守・池田伊与守・後藤喜三郎・多賀新左衛門・松田太郎左衛門・久徳市右衛門・並河掃部・伊勢与三郎・自然丸等に出合、是等ハ一手に成又三千余騎兵糧をつかひ一合戦せんと二口三口喰ふ時、池田勝入父子・羽柴小市郎・筒井伊賀守其外の諸将四方よりもみ立切て掛けバ、明智勢驚きさわぎ光秀が頼切たる者共此所にてこと／＼討死す、光秀ハわづか三十四五人にて漸々逃退キ、家人久見新助クミといふ者案内者にて醍醐へ来り、是より山科小栗栖ヲクルスへ行べし、夫より坂本へ落来り左馬助と一手にならんと思ひて心ばかりハイそげとも、今朝明方に兵糧つかひしまゝなれば飢に及び残卒どもに一足もあゆミかねたるありさまなれば、久見新介申ハ、某ハ元此奥留須出生の物にて御取立に預りし者也、某村々へ行て頼ミ見んとて先へ

参りける、此時光秀を討て出したる者ハ其村々作り取りに申付へしと、秀吉より山科二十八郷へ先達而触れ廻しけれハ百姓共、あハれ此所へ来れかし、我討取らんと待居たれば、久見新助を見て庄屋ヤ又平、汝ハ謀叛人明智が家来なれば討よからめよとひしめく、新介是を見て、討取たりとて左のミ恩賞も有まし、是より十四五町ばかり跡に光秀飢につかれて居ケル間、此所へまねきてもてなす体にて討取らんと申、庄屋年寄尤也とて、いそぎ酒食をこしらへ光秀をまねき家来共にもてなしけれハ、明智主従悦びてしばらく息をつきて、此程より所々の戦ひにつかれ夜とてもいねす、ことにうへたる腹中に酒食をくらひて俄にくたびれいで、家来共爰やかしこに寄合て前後をしらす大いびきにて臥たりけれハ、百性共残らず腰の物を取てかくし光秀も柱にもたれ休ミ居たるを脇指をとらんとする時目をさまし、汝心替りかよれや者共と立上り表をさして馳出れば、百性共猪イ鉄山刀テツサンバウを以てかためたれば明智が郎等さん／＼につき立られ爰にたおれかしこに伏して算をミだすか如

く、光秀此間に一方を切ぬけ逃る所を百姓とも追來れバ、余りに詮方なく藪をこへて逃入たり、百姓共藪こしにぐさと突、是を抜捨後の池の内へすへり落たり、此地六月の事なれば水ハなし、池のどろにすへり込くうろたへ居るを、百姓とも大勢よつて突殺し首を取て秀吉に指上る、秀吉ハ此時二条中納言殿明屋敷にて非道を正し居給ふ所へ光秀首を持來る、則久見新助もからめ取て実檢に備へけれハ、久見をハ首をはね三原河原（糸乃）に磔にぞ掛にける、是より坂本へ押寄せ攻けるに軍勢不殘降參し、左馬助不叶自然丸を指殺し光秀か妻・我妻并二人の子共を指殺し其身も自害しける、龜山・笹山・福智山を家來共が開き渡し、己かさまくに落行て程なく主君のあたを討亡し秀吉の威名是より四海をか、やかしける、

卷三十二

羽柴中将諸將へ書通之事

天正十年六月十五日羽柴中将秀吉安土にいたり、三法師殿を守立諸將へ書を以て申けるハ、今月十二日城州山崎におゐて逆臣明智光秀を誅罰せしめ、舟州（丹カ）

笹山・龜山・福智山・坂本・淀等の諸城を攻落洛中靜謐に相治り、安土にて三法師殿を守護仕候、各御数寄次第御家督相究申趣なり、徳川家・北畠家・神戸家・柴田家其外織田家の諸將へいつれも同じ趣申遣す、此とき柴田勝家ハ若狭の小入迄打入しか、夫より馳帰り能登の前田（利家）又左衛門・越中の丹羽（長秀）五郎左衛門・飛驒の金森（長近）五郎八等牒し合せ光秀を討んと計る所に、秀吉より書を得て柴田後悔し、是程に安く亡る光秀ならハ我小入より討手にて出たらハ我手にて亡ふへき物をと、臍（ホツ）をかんで腹にすへ兼案しける、徳川家へ飛脚を以て申入けるハ、秀吉明智を打て幼君三法師殿を取立、己れほしいま、に天下と成へき心入とそ見へ候へ、足下信長の幕下と申せとも格別の儀なれば、何とぞ御勢をおこし給へ、奴（キヤツ）か我儘を鎮め織田家相統致度越なり、其後岐阜へ至り信長公の御台所へ申上げるハ、大垣の城へ御入有て、秀吉御まねき有て御対面あるへきよしを仰遣わされ、定めし參上可申、其時佐久間（盛政）玄蕃允申合せ、彼を討取べきとなり、此御台所（濃姫）ハ斎藤美濃入道か娘にて生れ

付賢き貞良の人なり、柴田か申事心得かたしと思召、秀吉ハ天下の諸將に先立光秀を討て信長公の亡魂の休め奉り、夫天下第一の忠臣也、然るを呼寄せ失ハん事いか、成故ぞと尋給ふ、柴田申ハ、我身先君の御家人とハ申なから御妹婿として北陸道七ヶ国の官領御家の大老也、御為患敷事ハ仕らず只某に御まかせ候へと、御台所合点ゆかさる事なれとも女義の事にて、是非に不及、後悔なきやうに万事取はからひ申さるへしとて大垣へ入せ給ひ、秀吉をまねき給ふ、秀吉ハかしこまり奉るとて片桐助作・加藤孫六（齋明）兩人にわか百五拾人の人数にて大垣へ趣き給ふ、大義ハなす時ハあやふしとハ此事成へし、

卷三十二

大垣にて勝家秀吉対面之事

柴田勝家ハ佐久間玄蕃允を呼んで申様、明日秀吉来て我に対面する時声を掛なハ、其方只一討に切殺し申へしとしめし合せ待ける所に、天正十年七月十八日に大垣へ来り明十九日登城すへしと申上る、十九日早朝より登城ありける、御台ハ御簾をたれ、左の

方に柴田修理進勝家、右の方ニハ佐久間玄蕃允詰居たり、秀吉ハ長上下を着して殿中へ入来り、座席の体ハ見て大に驚き心得ぬ様也と思ひながら、後々天下をしるほどの人なれハ天性其位備りて自然と温和に愛を含みて座に付給へバ、御台所ハ御簾を巻上げさせ御対面あつて御涙をうかめさせ給ひ仰られけるハ、秀吉天下の諸士に先達て光秀を討亡し、亡君の尊靈をやすめ奉らる、事拔群の大功其忠義を感ず、此度我等か呼たるにあらず、是成柴田かす、めによつてなり、何事も各よろしく事を義して天下の事治るやうに取計らひ申べしとて奥へいらせ給ふ、此時柴田勝家秀吉にむかひ、貴殿ハ三法師殿を天下の主に定めんと仕給ふか、秀吉の曰、先達而書面にて申入通、何事も織田家相続の儀各の評義たるへしと申送りしかハ何と御覧ありしやと対らる、勝家聞て、貴殿の心にハ三法師殿を守立後見して我儘を進む成へし、某か申事を用ひられハ別条有ましと申さる、秀吉のいはく、其元ハ御大老何事もた、よろしく御計ひ有へしとなり、柴田申けるハ、徳川殿を頼、北

畠信雄卿を東三十三ヶ国の主とし、神戸三七殿を某補佐して西三十三ヶ国の主として、両家の内へ三法師殿を養子と成すへし、此義ハいかにもと申ければ、秀吉こたへて、是誠に最上の論也、尤、^{（最力）}然へしと申、柴田悦ひ、然らハ御変ハ此度の骨折として播州三木小太郎か家督を遣すべしと申せば、秀吉わざと喜悅の色をなし、某風情に左様の大祿誠（甚力）に其恐れありと申さる、柴田其顔色を見て、誠にとく実の男也と悦ひけれども、猶も心を引見んとて酒肴を出させ御辺の酌にて久々酒を吞ず、いざつぎ給へ、一献を呑んといふ、秀吉少しもき、せず酌に立給ふ、大盃にて三度ほし肴といつは甲州梅をはさみ給ふ、一ツも不足也とて、五ツ六ツ手に受一口にからくとかみはたき給ふ、我等六十九才齒の丈夫なる事かくのことしといへば、秀吉つとめて是を賈す、其盃を秀吉にさせバ謹んで押いた、き誠に辱き体相也、柴田また申ハ、御辺いにしへ猿と申せし時たひく我等辱引をとらせたり、至りて上手成りしが、いざ少し腰をもんで玉ハらんやと申、秀吉安キ事と後へ廻れば横

に臥て腰を指出す、其無念の甚しき流石の秀吉無念（髓力）の涙骨随よりはらくとなりけるを、柴田あやしミ、斯る様体口おしく思ひ落涙也かといふ、秀吉左あらぬ体にて全以て左にハあらず、むかしの貴殿の腰をもミたる時ハ肉ミちそのかたき事岩のことし、今ハ梅干をかミわり給ふ共全体肉やわらき、世のたとへのことく麒麟（キリン）も老ぬれば驚馬（トマ）におとるとやらんも斯る事おや申べしと存候へ、織田の旧臣なるに年老給ふ事のおしさに覚へす涙を流し候とこたへ給ふ、いか成柴田も是に驚き起直りて、まことにごへんハとく実の人也、むかしハともあれ今更我らか不礼ゆるし給へといひ、且又志しの程も見受大慶申也と悦びける、佐久間ハ側に有つて今やくと待共此所なけれハほとんど退屈してぞ見得けり、其節柴田申ハ、御辺の長浜の城（知力）・地行共に是成佐久間玄蕃にゆずり給ハれがしといふ、秀吉少しも辞せず、かしこまり入候と申さる、然らバ明日玄蕃允を同道して長浜をゆつり渡し給へと申、其時秀吉申されけるハ、仰ハ一旦従ひ候へ共佐久間殿へハ得こそ渡し難しと申さ

れければ、柴田聞て、いかなれハ左様にさるゝと也、秀吉のいはく、玄蕃允殿ハ亡君の御勘氣の身なれば、某より知行をゆつり候てハ何とやらん、慮外にあたり候得ハ御子息伊賀守殿(柴田勝豊)へゆづり申べしと申されける、柴田いよく悦んでていねいなる思召祝着せり、然らバ明日悴を伴ひ長浜を渡し給へとて、其日の難を遁れて別れ帰り給ふ、いにしへの韓信か市に人のまたをくゝりしといふも、ケ様の事にや大行を思ふ者後世迎も是を思ふへきやとて、諸人秀吉の心さしを感じけるとかや、

卷之三十三

織田信長公葬送の規式

付、秀吉の智諸將を伏する事

斯て羽柴三位中将秀吉ハ大垣より安土へ帰り、柴田か振舞至極なれハ、今度故大臣家の葬送のまかないをしてかれらをまねき寄、恥辱をあたへんとおもひて、つくづく思案をめぐらし、来る十月二日命日なれハとて九月の末より一七日の仏事をいとなミ、徳川家并に柴田修理の進其外諸將へ触れ廻しいつれも

九月廿八日より十月朔日迄に京着有るへき也、皆々心得たりとて上京す、其人々にハ徳川家康・柴田勝家・前田又左衛門・丹羽五郎左衛門・金森五郎八・神保主膳・越後の景勝(上杉景勝)・名代織田信雄卿・神戸三七郎殿其外織田の一類ハ残らず京着也、秀吉京都三条・四条・五条より旅宿を構へいつれも奔走す、折秀吉に従ひし諸軍勢ハ醍醐・山科・北山筋摂津・桂辺に備置、命に従ひ都へ来り時を作りて取かこむべしと下知し、黒田官兵衛・淺野弥兵衛・堀尾茂助・蒲生忠三郎(氏郷)・池田・森・浮田等に能々相図をしめし合、その日の至るを待居たり、秀吉ハ三法師殿を伴ひて上落有(洛力)、紫野竜宝山大徳寺におゐて故右大臣家の御葬礼の規式取おこのふ、五十十利をはしめ洛中・洛外の諸寺諸山の僧徒各来会して諷経を誦す、都鄙遠近の貴賤上下拝礼群集して雲霞の如くに似り、法設の次第鎖籠(サカ)ハ怡雲和尚、かけ真ハ玉仲和尚、念誦者春屋和尚也、下火の偈(ケ)に曰、四十九年夢一誠威名説什麼存亡時にも成しかハ、徳利家織田信雄卿(川力)を守護し、柴田修理進ハ神戸三七郎殿を守護し、いつ

れもす、む、秀吉ハ三法師殿をいたき立出対面有、其時いつれも今度の御法事心勞に存す、御焼香の義相濟候上にてハ御家督の義相定め申べしと相応の挨拶有之、門内に入て御位牌を拜ミ徳川家一番に信雄卿を伴ひ焼香せんとし給ひ、繼ひて柴田も三七郎殿を立寄給ふを秀吉ハ幕の内より大音声にて、焼香暫く無用也と呼はりけれバ、何れも大に驚き其時秀吉眼に角を付、柴田の腰ぬけ、徳川の臆病者、何面目に先君の位牌に向ふや、汝らよく聞れよ、先柴田ハ若狭の小入迄二万五千にて信長討れ給ふを聞て、十里なる都へ直に攻入らハ光秀を討ん事安かるへし、然るに明智を恐れて崩れ引に越前へ引し大腰ぬけにあらすや、其上三七郎殿と西国三十三ヶ国の主にしておのれ後見せんとハ欲づらの老ぼれ、信長公もさぞ悪しとぞ思召給ふべし、また徳川殿ハや、もすれば信玄か海道一の若手の弓矢取と誉たりとて自慢する者か、堺の津にて七千五百の勢を持ながら明智か先君を討奉りて其勢のつかれし事を知るへし、然るに急に攻上らハ光秀を退治せん事たな心の内に有べ

きに、大和より加茂笠城に穴山を見殺しにして逃帰る、臆病者とも何とて信長公の位牌にむかわるべし、北畠殿ハ安土に二万七千の勢を持て居ながら、京都の音信を聞といへ共父兄の仇をむくわんとおもふ心もなく岐阜へ逃帰りたる、大不孝評するにたらず、其上東三十三ヶ国を盗んといふ大悪不道、又神戸三七殿ハ紀州鷲の森の討手に向ひ、四万六千の勢を引居て京都の事を聞とひとしくあわて騒きくつれ逃て、百性共に紀伊川へ追はめられやうく主従七騎にて和州の筒井を頼ミ伊勢まで逃帰る腰ぬけ、西三十三ヶ国を奪ハんといふ悪人の働きによつて城に不孝不忠何にたとへん様なし、夫天下ハ秋田城之助殿織田信忠にして三法師殿ハ城之助殿の嫡子、信長公の的孫也、是物いわすしても織田家の三代の主人也、然るを伯父の身として甥の天下を横取せんとハおろか也、夫に荷胆する兩人ハ心底邪欲罪悪たとへんかたなし、某忝も禁庭より三位中将に任せられし者を柴田か腰をもませたり、定めて其節甲斐なかるべし、只今加藤・福島の若手の者に命し腰ばねをふミつぶさせん、者

共出よと声を掛れば、幔幕の影より加藤虎之助清

正・福島市松正則其外諸將蹶れ出早々引契、鉄炮の筒先揃へから筒を一度に切て放つ、其ひゞきにて外に有諸將も合図の狼煙を上げ、西山・東山・北山・南山・淀・鳥羽の辺より大軍馬を掛付諸勢一度に時をつくり、家々の旗印を風にひるかへし限りもなく大軍おめきさげんです、ミ来る、兼て僧徒の内意有けれハ少しもおどろかず法事をかまはず勤ける、此勢ひに柴田をはじめ諸大将大ひに恐れ、焼香つとむるものもなく面色土の如くに古ひ居たり、一番に秀吉三法師殿をいだき御焼香あり、夫より次第く、に今度軍功有し輩焼香有けれバ秀吉かさねて、此度ハ先君の御弔ひなればしばらく書を預け穩便に沙汰する也、今夜の内に京都を立て帰国あるへしと申されければ、織田家の人々せんかたなくすこくと座を立て皆々国々へぞ帰りける、柴田ハ無念に思ひ徳川家へ申て、此上ハ御軍勢を出して思召立給り候へ、某も本国より打て登り彼猿松めを退治せんと、きはをかねてそ別れけるとかや、誠に心地よかりし事と

も也、

卷三十三

柴田伊賀守父にそむく事

柴田修理の進勝家ハ京都より帰りて口おしき事に思ひ、何とぞ此うつふんさんせんと徳川家へ頼、又催促して自分も軍事をと、のへんとすれ共、大雪にて出馬成かたく先長浜を佐久間へ渡すへきよし、十月廿八日山崎^(長徳)長門守を以て申遣ハす、伊賀守是を聞て仰かしこまり候得共、今度私当表へ罷こし此城を守り候得ハ、中々心も安く候二付越前の義ハ佐久間に御ゆづり被成、当所ハ某に玉ハリ候へと申て、中々渡すべきけしきハなかりける、山崎帰りて此由を達す、柴田大きにいかり、にくき悴か申分かな、ぜひ渡さぬか渡すへきか聞切て、渡すまじきならハ首をはねて来るべしと、毛受^{もんじゆ}正助を大将として三百の勢にて長浜へ重ねてつかはす、伊賀守ハ山崎に返答して、いそぎ安土の秀吉公へ此趣を申けれハ秀吉のいはく、何分此所を渡し給ふ事有べからず、御刃命をつくへきの所也と申越る、夫故伊賀守いよこ心か

たく用心して居けるに、再使毛受庄助来りて、父柴田が命をのぶる、伊賀守申さる、ハ、汝らも知る通佐久間ハ母の心にかない、某ハ心にかなはず、とかく此所を渡してハ我一生の難義なり、汝よくはからひ呉よとなミたを流し申けれハ、庄助も力なく立帰り、とかく御渡しなき趣也と申、修理之進いかり、汝主命をそむき不孝者か首を切帰らず、今汝を切べけれともしばらく助け置、何方へも立さるへし、七生迄の勘当なりとしかり付、佐久間玄蕃允を大将として二千余騎長浜の城へぞ指向らる、是によつて又伊賀守安土へ使を立て此由を告、何とぞして御加勢頼入となり秀吉返答にハ、流石御親子兄弟の間にて合戦し玉ハん事もいか、也、某京都六角堂近辺に休息所をしつらひ置たり、是を御辺にゆつるべし、彼所へおもむき一生をらくくと楽ミ玉へかし、何事によらず此方よりかまり不自由ならざる様二とりはからひ申べし、此義はいかゞと申遣ハす、伊賀守是を聞元来愚成人なれば大に悦び、父に敵対もいか、なり、此上ハ六角堂へ参るへしとて、供人十人計り

召つれ長浜を秀吉へかへし、其身ハ京都へ忍び登り一生を楽ミけるとなり、此時黒田・山本・津田・なまき江等秀吉の家人となる、かくて秀吉ハ則中の河内辺の難所に加藤虎之助・福島市松・片桐助作等を伏置其勢五千計りなり、柴田ケ勢の通るを待といふて隠し置ぬ、佐久間かゝる事とハ夢にもしらず中の河内舟橋をこへ押来る所に、福島先に起り加藤・片桐か両方より攻掛る、三軍きひしく責立けれハ佐久間何とて敵すべき、さんくに討れて引退く、はふく越前へ引帰す、柴田大に驚き、此上ハ自身出馬してひともミにふみつぶさんといかりけれ共、大雪ふりつもり人馬にも働かたくむねんをおさへ、不孝のせがれめ、秀吉と一味しても計略に落されしかと、おとり上りてきバをかむといへども詮方なし、福島・加藤ハ安土へ帰り此おもむきを申す、秀吉及び筒井伊賀守を以て長浜より此方段々とりでの城を築、但し、以上七ヶ所也、其上柳ヶ瀬に城をきつくへしと、中川瀬兵衛を大将として遣ハし、扱又伏見に城をつき、居城として京都を守護すべしと城ふしん等をは

しめられける、中川瀬兵衛八年内大雪なれハ地築も
ならず材木等を集めて陽春おぞ待けるとなり、

卷之三十四

賤ヶ嶽七本鎧の事

柴田修理進勝家ハ秀吉の陣替を見て大きに心をせき、
此軍隙入てハ段々大軍跡より押来らハ味方ハ前田・
丹羽・上杉いまだ来らず、然ハ中々此陣こらへかた
し、いか、ハせんと身をもみけれバ佐久間申ハ、こ
れこそ願ふ所の幸なれハ秀吉殊多きかゆへに小勢也、
徳川の出ずともまた織田両家の勢働らくへし、然る
時ハすて置かたしと此手当をなし、夫ゆへに小勢と
見へたり、此賤ヶ嶽に七ツの道有、是より勢七ツに
わけて押寄せ給へ、然時ハ秀吉小勢を七手にわけ防
くべし、然時ハ旗本ハすくなからん、其時某若者共
三百五拾騎を撰ミ、秀吉の本陣へ入て其不意を討て
秀吉の首に成共いけどりに成りとも御望次第と申け
れば、勝家はを聞て打ゑミ、扱々其方ハ武勇のミに
あらずはかりごと迄もよかりけり、是も天のたすけ
と大きに悦び、三百五拾騎の力強き者をゑらミ佐久

間にあたへ、伊藤・山崎・魚住・早川・高田・鳥飼
などいふ七人の大将に三千ツ、の勢を付て七口の方
責登候てと下知し、残る勢ハ柴田領して本陣をかた
む、此時島左近・筒井伊賀守を進めていわく、今度
手だてをめぐらし柴田勢の働勢を見て旗本へ切入給
へと申せ共伊勢守用ひず、かくて賤ヶ嶽の七道より
柴田か勢三千ツ、天正十一年五月朔日責登る、秀吉
下知して此敵を引受てハ難儀也と、加藤虎之助・片
桐助作・平野権平・脇坂甚内(安也)・粕屋助右衛門(真雄)・加藤
孫六・福島市松此七人に四百ツ、の勢を付て七ツに
わけ責口に趣く処に、虎之介秀吉の前に来り、某余
り急きて指物を取りわすれ候、君の御持替拝領仕り
度よしを申、折ふし秀吉も殊急成事なれバ持替なし、
依て千なり瓢箪の馬印のひやうたんを壱ツ取て給ふ、
清正藪に入て笹を切て是を付る、秀吉見給ひ、笹に
だんじやくとハいへども、是ハ笹にひやうたん花者
なる指物かなとの玉ふ、清正も打笑ひ、是に首を付
候ハんと申て陣所へ向ひ、敵の大将山崎甲斐守か郎
等奈良岡十内といふ者をつきおとし首を取、其家来

押来を木村又藏・飯田覚兵衛はしり寄、何れも首二ツつ、取て都合五ツの首を笹に付秀吉の実検に入る、是よりして加藤の家の生笹の指物とて家の眉目になしたりけり、佐久間玄蕃ハ風祭りより吹上ルの沢を乗こし、薄原を押わけ五月の朝露にて火繩もぬれたり、せひなく木の根をつたひ岩をよちてやうく山に登り息をついで只一文字に秀吉の本陣ハ切て掛る、折ふし本陣にハ手廻り計にて用に立者は木村隼人（重）只耆人、然れとも松熊鹿虎牛など、いふ手廻り力量の者鏝おつとりてかんぜきの上を一鞭あて、飛上り、馬上より秀吉に切て掛る、秀吉ハ床机に腰を掛居給ひしが、佐久間ハ四尺五寸の太刀を以て切込を床机にて受留慮外めとしかり給へハ、佐久間が馬其位に恐れて十歩計跡へすぎりける、佐久間驚きまた掛より切掛るを、秀吉太刀をぬき合せ切結び給ふ、然共秀吉ハ小兵也、佐久間ハ大の男の力もまさりて誠にあやふく見えし戦ひ也、木村隼人ハ御手廻りと共二馳廻り、敵を四方へ追ちらし手の者とも皆々討死したりける所へ、加藤・福島此戦ひの騒働を聞付、

扱ハ旗本へ敵よせたりと、小口ハ家来に預ケ置取て帰せば、片切・粕屋・平野・脇坂・加藤も同馳来り、中ニも加藤清正真一字に佐久間のがさじと突てかれハ、玄蕃かなわすしてともく飛場へ飛下る、残り六人の大将清正に力をそへ佐久間が勢の真中へ突て入、さんく突崩し面もふらず戦へバ、さしもの柴田勢もこらへかね、此七人の勇士に討れし者二十三騎、是に恐れてはらくと三十丁計りしりぞく、此時黒田勢馳来り、中にも後藤又兵衛（基次）十六才其勢五百の先にす、ミ横鏝に突て入、敵三騎突落し勇をふるふて戦へバ、佐久間叶わじと大きに崩れ引にける、時に諸勢追々掛来り、浅野弥兵衛・浮田勢・細川越中・伊丹（イヅミ）・中村・堀・栗屋を始として惣勢合せて五万七千余騎、柴田か勢のうしろより時をつくりて賣かゝる、柴田か勢後をつ、まれ叶ハすして崩れか、り、四方へはつと逃ちれハ七手の勇將追立く分捕高名をしらす、是を世の諺に賤か嶽の七本鏝とハ加藤清正・福島正則・片桐且元・加藤吉明・粕屋助右衛門・平野権平・脇坂甚内右の人々をぞ申ける、

卷三十四

柴田勝家最期の事

斯て羽柴家大軍越前表へ押寄せうんかの如く責掛れ
バ、家老山崎甲斐守・魚住兵庫之助たちまちに旗を
まきて降参す、今ハわつかに残兵五六千にハ過ざり
ける、秀吉ハ十三万七千の軍兵を以て野にミちやま
に満て見得ければ、城内是に恐れて勝家カ頼切し者
共皆々降参しけれバせんかたなし、秀吉へ使を以て
申遣しけるハ、弓折矢尽て敵たい叶ハず、今ハ自害
仕る也、しかし妻女(小谷の方)ハ故大臣家の妹なれバ御如才有
まし、但子供をそへ出すべし、宜敷御かいほうをた
のミ入となり、秀吉返事にハ尤左こそ有べし、しか
しなから織田家の大老残念の至り也、少しにても一
所懸命の地を参らすべし、城をひらきて降参し給へ
と申遣わす、柴田是を聞て、尤、筑前守仁政のあつ
き事感入、しかし我降参せは末代の物笑ひたるべし
とて、妻女にむかつて城を出給へ、秀吉如才有まし
と、妻女のいわく、いやとよ、われら先夫(浅井長政)長政殿に
別れ、又此度貴夫にも別れ命なからへ何かせん、只

一所にと申されけれハ、しからバ三人の女子浅井万
四郎(浅井長政の男也)共に出しけれハ、六月十七日切腹に相き
わまる、妻女も一所にじがいなり、北の方ほととき
すを聞て、

さらぬだにうちぬるほとも夏の夜の

わかれをさそふほと、きすかな

勝家とりあへず

夏の夜の夢路はかなき跡の名を

雲井にあげよやまほと、きす

中村(ぶん)文荷齋歌に

ちきり合す、しき道に伴ひて

後の世までも君につかへん

此子供いよ／＼頼入となり、秀吉樽肴を城内へおく
り、檢使ハ浅野弥兵衛・福島市松をつかハしける、
一通りあいさつ終り佐久間申ハ、扨も世の中ハせひ
もなき物也、猿冠者にしつけられる仕合残念千万
也とつぶやきけれバ、福島こらへぬ男なれハ大の眼
に角立て、すいさんなる一ごん今一度いわゞ一討と
いさミ掛るを、浅野ハおしとめ、かゝる折から何事

もゆるされよとせひしければ、やうく静りひかへける、時に柴田勝家の内室先じんじやうに生害有、柴田も腹かき切バ佐久間かいしやくしてすぐに玄蕃も腹切り、其外日比報恩の者十七人同時に切腹しける、是に依てけんし相濟、浅野・福島此趣を秀吉公へ申上る、則僧をむかへてあつくほふむらしめ城を受取、中村式部(一氏)を在番させ国の仕置をさだめ安土へぞかい陣有けり、

卷三十四

秀吉公官位昇進の事

并諸臣叙爵の事

秀吉ハ柴田を討取北国筋平均きん仕る由、九月朔日参内有てそうし給へバゑいかん殊にな、めならず、則秀吉を内大臣に任せられ日本六十余州征夷大將軍の勅定也、秀吉冥加身に余り是より諸家中銘々叙爵しよじやく有ける、先つ

- 加藤虎之助ヲ主計頭 福島市松ヲ左衛門尉
- 加藤孫六を左馬介 黒田勘ヶ由ヲ權大如水
- 黒田官兵衛ヲ甲斐守 蜂須賀彦左衛門ヲ長門守

片桐助作ヲ東市正 平野權平ヲ遠江守
 粕屋助右衛門ヲ采女正 竹中久作ヲ采女正
 脇坂甚内ヲ淡路守 増田(長盛)丹右衛門ヲ右衛門尉
 中村弥平次式部少輔 大谷(吉繼)彦十郎ヲ刑部少輔
 毛利輝元ヲ宰相 吉川(元晴)駿河ヲ駿河守
 小早川三郎ヲ左衛門尉 池田勝入ヲ權大僧正
 池田(勝人)紀伊ヲ紀伊守 森武藏ヲ武藏守
 前田又左衛門加賀守 丹羽五郎左衛門二五郎左衛門尉

金森五郎八ヲ出雲守 山口左馬ヲ左馬介
 神保主膳ヲ主膳正 上杉景勝ヲ少将
 浮田秀家ヲ備前守 谷大学ヲ大学頭
 小野(本脫力)縫殿縫殿允 小野垣但馬ヲ但馬守
 南条(元統)伯耆ヲ伯耆守 一色五郎左衛門ヲ式部少輔

細川越中ヲ越中守 蒲生忠三郎ヲ飛驒守
 浅野弥兵衛ヲ彈正忠 堀尾茂助ヲ帶刀先生
 小寺藤兵衛ヲ播磨守 垣村忠兵衛ヲ周防守
 別所孫右衛門ヲ美濃守 長束弥右衛門ヲ大藏太輔

石田三之介ヲ治部少輔 小西弥十郎ヲ摂津守

(境カ)
惠慶入道權大僧正安国寺

前田徳善院ヲ權大僧正

片桐主膳(貞隆)ヲ主膳正

朽木河内ヲ修理之進

此外のともからしるすにいとまあらず、いつれもよろこひいさむ事かきりなし、何れも御礼申上、是より秀吉のいせい朝日のごとく四海皆其徳にそなひきけり、誠ふしきの君也とそかんしける、

卷三十五

徳川家と御和睦の事

其夜真田左衛門佐幸村ハ秀吉公の御陣所へ参り御目見へ申、今宵の内に押詰御軍勢地鯉鮒へ御はつかう候バ、弥御利運たるへしと申上る、秀吉公、我も左に思へとも惣軍兵根つかひ其夜半より押よせ給ふ、此よし家康公聞給ひて、今日味方軍して軍兵大につかれたり、しかるに上方勢かく手早に押来らはいか、してふせくへしと評義まちく也、何れも今度北条に加勢を頼ミかへつて味方のおくれとなる、上方勢ハめにあまる大軍一陣二陣切崩とも物の数ともせず、其上秀吉の軍法只人二あらず、しかししハラ

くうか、ひ其鋒先をさげ、御和睦有時節をはかるべしとの取々の評義に、短夜も程なく明けて寄手うんかの如く、何れへ向ふて何れと戦ふへきやうもなく皆々あきれて至りける、然る処に秀吉公加藤左馬介を召れ、汝か組下に半俗王といふ者あるへし、召連来れと有ければ、則御前へ連来れハ是ハ塙びづ団右衛門直定といふて去ル剛の者也、此者元ハ信長公の御かちにてたびく武功の者也、其比御小性信長公の寵愛也の早川お政といふ者にゑん書を送りしに返事あしく、終にお政を切殺し国遠しける、其後京都所司代たりしとき此団右衛門左りの片髪剃落し右ハびん有、左の片袖を衣をぬい付半分ハ俗・半分ハ出家にて、洛中洛外をはいくわいしければ町廻役人あやしミとらへて訴へければ、秀吉公其様子尋給ふに右のあらましの儘に白状す、秀吉公彼か力量をばおしミ加藤孫六にあつて給ふ、是より異名を半俗王と号す、此者御前へ召出れ高札を渡し、此札を徳川の陣所ちかく立て帰るへしと仰付られ、団右衛門かしこまり高札を
持只壹人馬に打乗り、西行塚といふ小高き所にあが

りて徳川家の陣所ヲまねく、徳川勢此有様を見て家康公へ申上ければ、いか様いわれ有べし、誰にても遣し見せよとて、林藤五郎といふ者大力の勇士故只忝人馬に打乗り来り、团右衛門に向ひ、何事ぞと尋れば、此高札に裏書をし遣ハさるへしとの秀吉公の仰なりとて是を渡す、藤五郎受取御陣所に帰りさしあぐる、其文にいはいはく、

抑徳川に対し元来仇なし、今某あらそいてみだりに罪なき者を殺すに忍びず、四方ひゞきの如くになひき従ふ、何か時勢をしらすして無の軍をおこし家名を亡さん事後悔たるべし、よくく衆義して可決物か詞書につき返答を待のミ、

天正十二年五月十二日秀吉下知之

と有ければ、徳川家則裏書被仰付又林藤九郎にもたせて西行塚へ遣ハされ、团右衛門受取て帰りければ其裏書にいはいはく、

今度の交戦元来不好といへとも、信雄・信孝しいて懇望せしむによつてなり、貴辺の仁政あつき事しれり、委細使節に申入へき条委書にあたわす、

と有ければ、秀吉陣を退け徳川家の使を待給ふ、此時に徳川家誰をか仕候ハんと仰有けるに、本田作左衛門といふ者す、ミ出、此度の御使某に仰らるへしと願ふ、本田ハ元来物にへつらハず何事もれん直をこのミ、すべて物の廻りとふき事きらひ、其比御領地の郷中より諸々廻る郡代役なり、ある時郷中より女房の方へ書を遣ハす

一筆申、火の用心、おせんかすな、馬こやせ

かしく

とかやうに無造作者也ければ家康、汝を遣しなバ調ふへき事もやぶるべしとなり、作左衛門申は、我参り調ハずハ此和睦ハ所詮埒明まし、心見にやりて見給へと申、徳川家もさらハとて本田作左衛門をつかハさる、則秀吉公御目通りへ召出されければ作左衛門申ハ、御前ハ信長公のおぞふりとりなりしと申か弥左様にて候やと申す、福島こらへぬ男にて推参也、汝何者なればか、る不礼をはき出すぞと刀に手をかくれば、秀吉公せいして、汝か申通ちかひなし、先汝ハ何の為に来りしぞ、其時作左衛門、某ハ天下の

為に參上仕ると申、いかなる事そと仰有ければ、只天下ハ一人の天下にして一人の天下にあらず、異国本朝徳有人の天下也、某主人徳川ハ其名を天下におぼふ、姓ハ源氏の嫡流にして万民を恵ミ誰か是に増るへしと申、其時秀吉、汝か申如く天下を知るへき者ハ身よりおこつて徳なしといへとも、時運又天理にかなふが故にしぜんとかゝる身分となる、忝くも天子の勅命を以て日本六十余州の征夷將軍従三位内大臣に任ず、此趣の重き事大山の如し、是に依て四方威けん恐れ東西南北之諸將皆我下知を待、此度われ徳川の家を討亡さん事大石を以てかいごを押が如し、されども仁心を以て是をなたむ汝もまた我主人をたつとミ、某か前に来て其一言をのふる事は又よんところなき事也、早々帰りて家康公に申て和睦を取はかるふべしと、寛仁大度の詞に覚へず作左衛門頭を疊に付しが上らぬ、是ハふしぎと思へとも、うへより大ばん石にておすがことし、其ときに秀吉公、ゆるすく御声か、りけれハ、作左衛門頭をあけ恐入て御前を罷立帰りて委細之趣を申せば、家

康公も御かんしん有、則徒者四五十騎(從九)召つれさせ秀吉公の御陣へ入らせ給へハ、たかひに御対面御懇意の上にて秀康を(精城秀康)人質としてつかわされ双方御和睦相濟、吉田より伊豆の国迄三河・遠江・駿河・伊豆四ヶ国を御領地として岡崎をハ秀吉公へ御渡しなされ、双方ちん所をはらひ諸軍悦び皆々おのれく本國へ帰りける、徳川家康公をバ秀吉公方の軍勢共評定とりくしけりとかや、誠ニ天下の徳ハあつきに帰することハぎにも備ハるの道理にかなわんかし、

卷三十六

秀吉公尾州中村へ入給ふ事

羽柴従一位内大臣秀吉公ハ徳川家と御和睦と、のひ、御かいちんの砌堀尾帯刀に仰付られるハ、此度生国尾州中村へ立よるへしとの仰なり、則先達而此旨相達しけれハ所の庄官等驚き、何事の御用有て内大臣様の御入極され候やと村中こそつてふしんをなす、時に天正十二年五月廿一日の夜に入て、御供に八片桐市正・加藤左馬允兩人を召つれられ所々のかためをバ諸大将に下知有て、御じぶんハたち付て陣羽織

を召れつ、中村の庄屋九郎右衛門方へ入らせ給ふ、九郎右衛門立出て、何人ぞとたつねければ、是ハ内大臣家のぞつしやうをつとむるものなり、久しくあわざりしかつ、かなきやと仰有、九郎右衛門申ハ、是迄かゝる御かたに御目にかゝりし事存し不申といふ、秀吉公仰られけるハ、我ハ当村にて生出せし木下弥右衛門か悻猿之介なりと仰らる、九郎右衛門おどろき扱々猿殿のケ様に御出世なされ候とは夢にも存ぜずとて内に入、七十六才の母并女房にかくと申せハ兩人も立出、上方にて段々御立身にておふくろさまをむかひにつかわされ候事など承り候ほどに、信長公ハ御果なされさためて此節討れ玉ひしやらんと存候に、よき御主人後を御もとめなされめて度御事也、今の内大臣殿ハ御じひふかきとさた仕る、ずいぶんく大切に御勤めなさるへし、扱も人ハ行末のしれぬ者かな、いまさらかゝるいかめしき御身の上にて成玉ふとハ露はかりも思わさりしものをとミミだを流し申ける、秀吉公も御供の面々もおかしさこらへ、かたく明日ハ大臣家の此所へ御入すなハチ

当時正徳寺におゐて御休息なり、村中御めんなれば皆々罷出て御目見へ申べしとなり、此正徳寺といふ一向宗門にて秀吉公同腹の御妹君嫁し玉ひしか、程なく住僧死去して今三好孫七郎殿の妻と成給ふ也、扱よく日に成大臣家の御こし入とて村中上を下へと返し、老若男女貴賤くんじゆし子の手を引つれて正徳寺の庭に押合つ、これをおかむ、御供廻り花をかさり其行粧おひた、しく、既に上段につかせ給ひ御装束にてミス卷上させられければ、皆々おそれ入てつちべにくひ付へいかうしける、其時ゆるすくと御声かゝりければ、皆やうく上をおがまんとすこし顔を所に、汝等我を見しりたるかと上意有、かゝるいなかのいやしき者とも、いかゝして見しり奉らんと申、いやとよゆふべ九郎右衛門方へ行し猿之介なるぞと仰ければ、いよくおどろき手のまい足のふミ所をしらずして、おそるゝことわりなるかな、むかしハ猿々といふて村中の者ともあなどりかろせし人の生をかへす、たつときくらゐに登り給ハんとは古への朱買臣か錦のたもとをひるかへしも、夫よ

り猶まさりて前代みもんの出生なれば、ミなくあ
きれて物をもゑいわずしはしハかんじ入計り也、其
時秀吉公、此所二ね、がば、といひしものありしが
今ながらへ有かと尋給へば、さつそく召つれ出ける
がば、大きに驚き、是ハ夢かやうつ、かやと悦び、
扱秀吉公仰けるハ、汝ハ我いとけなき時ハなさけあ
りしもの也、今かゝる出世を見てさぞ悦びべしと、
いろ／＼小袖の数々入し長持五棒・金銀を取そへて
下されける、ば、も涙を流し、扱ハ長生ハはじおふ
といへとも、我々九十に及ぶ迄命ながらへあれハこ
そ、さる殿の御出世を拜む有がたさよ悦ふ事ぞ道
理なる、其外我幼少の時あなたとりて打擲なといたせ
し物も有べし、かならず恐る、事なかれと仰下され
ける、此時村高三百廿四石の所作り取りに仰付られ
まつしき者ニは金銀を下され、皆々有かたき御めく
ミと頭を地にすり付て御礼を申上る、扱また御父木
下氏の墓所・継父筑阿弥の墓所もつき直し一寺を立
へしとて則大功寺といふ禅院を建立あり、普請等の
事ねんごろに仰付られ、京都紫野大徳寺末寺になさ

れける後改めて大閼寺といふ、夫より京都へ御帰陣
有て中村の物共ハ思ひもよらぬ御恵ミにあいける、
誠に希有の出世なりと世こそつて称談しけるとなり、

卷三十六

秀吉公従一位大政大臣にのほり給ふ事

かくて秀吉公ハ京都に御かいぢんあつて、尾州・三
州・駿州・豆州四ヶ国治り候趣そうもん有けれハ殊
ニゑひかんうるハしく、誠に名譽の武徳かな、かく
計りミたれたる世の中を大半治め都鄙せいひつにな
す事、ひとへに汝か武威によりちんか起居安き事、
是大功也とて、従一位大政大臣の勅任有けれバ、秀
吉元来ひせんの身をもつておくてうのうへに立ん事
其おそれすくならず、再応御じたいありといへと
も、主上後陽成院しきりにちよくぜうありけれバ、
諸卿も応仁の大乱より世として三年静成事なし、し
かるを秀吉大半切しづめ其武威を四海にふるふ、か
たく／＼関白職武将兼備あるへしと執し給ふにより任
官の義式をとりおこなはれけれバ、諸事指南ハ中の
院殿・土御門殿・庭田殿・柳原殿四家也、かくて諸

式相と、のひけれバ、是より徳川家康を召れ宰相に
任せられ其外の大小名も一階も位階を玉ハる、以下
略し不写、

卷三十六

秀吉の御妹君浜松へ御輿入之事

西国既に平均しけれバ殿下の御いせいいまさりけ
る、天正十四年正月徳川家康上洛有御礼等仰上らる、
この時徳川家天下の御母堂の御意に入し有馬法師・
金森法印をまねきいろくの御引出物等を下され其
上にて仰有けるハ、殿下の御妹筑阿弥院の御妹まし
く候よし聞およぶ、兩人何とぞなかだちして関東
へ御こし入の事ひとへに頼ミ思召の由御ねんごろに
仰られけれバ、法印かしこまり奉るとて、浅野弾正
に談し殿下の御聞に達す、殿下仰られけるハ、我妹
をかれに妻合ス事有へからずと、以ての外也けれハ
其儘に差置ける、両法印とかくして御母堂に此事を
申上る、さらハ先家康を見給ひて其上をさためん泣、
ある時家康出仕の節忍ひて御らんありけるか御心に
かないければ、しきりに此事を殿下へす、め給ふ、

殿下至極孝心なる御生れつきにて母堂の仰もだしが
たふして、同年八月十八日浜松へ御こし入有て御こ
んれいの義式相と、のひ御妹むことなり給ふ、是よ
り徳川家御位もたんくす、ませ給ひ、世の人の用
ひもおもくめてたかりし事とも也、

続常不止集

十四

続常不止集 十四

続常不止集 十四之卷

弘化四年丁未八月中

朔日 晴、

名越篤烈

一朝六ツ時起、五ツ時出勤、張番共相勤候、帰掛近藤
隆左衛門へ見舞候、於江戸御鉄炮奉行被仰付、先日
着、翌日直ニ町奉行格ニ而、御鉄炮奉行勤被仰付居
屋敷等被下候付、旁之祝儀ニ而候、夫より梅田家島
津権五郎との平佐屋敷前杯へ立寄蛭子へ参詣、帰宅、
終日写物ニ而候、夜九ツ時臥候事、明日より五日御
座相頼置候、六ツより覚兼日記拔書、夜五ツ時分よ
り七ツ時迄右書一覽之事、是究也、

二日 晴、夕より小雨、

一朝六ツ起、五ツ時分より外物見にて写物、七ツ前よ
り夕日入候付、拙者小座ニ而写物、今朝より歌書物
箱二ツ分虫干為致候、掛物も三十幅計虫干いたし候、
夜七ツ時臥候事、明日茂六ツ時より覚兼日記拔書、
暮より八ツ時迄同書物一覽之事、

三日 晴、夕より雨、

一朝六ツより写物、五ツ前より外物見ニ而終日写物、
暮より素読、七ツ時臥候事、明日茂六ツより覚兼日

記可写候、今日掛物二十幅余り千方為致候書物箱一ツ分・雜書手本たんす引出二ツ分千方為致候、暮町式殿・貞寿院様同道ニ而入来、又々前島内様之様被越候、

四日 霽、

一朝六ツより写物、五ツ過浜田伝藏殿入来、四ツ前より外物見ニ而写、大鐘より鐘之衆入来ニ付出張致稽古候、暮引候得ハ父上様御方へ樺山助之進殿・藤島孫左衛門殿・伊藤家御ば様御出候間罷出候、四ツ過御暇ニ而、九ツ過迄写物ニ而臥し候、明日も終日覚兼日記可写夜も八ツ時迄ハ可写候、今日雜書箱二ツ分虫干為致候、

五日 間々小雨灑、

一朝六ツより父上様御方御二階ニ而暮迄写物、夫より拙者小座ニ而八ツ過迄写、明日も朝六ツより夜四ツ過迄覚兼日記可写候、今日者四書俚諺集并源氏物語・二十一代集虫干為致候、都合三箱にて候、夕方丸田

孫左衛門殿より書状到来候、致披見候得ハ竜面之絵本一枚文筆より些大振筆一本・はけ一本借用いたし度との趣ニ候遣候也、

六日 朝小雨、終日陰、

一朝六ツ時より父上様御方御二階ニ而、終日写物にて候、四ツ後加藤郷右衛門殿一刻入来候、父上様江御勘定所書役日高源七殿願具候様ニとの儀、且鉛申請之一件共被頼候付承置候、八ツ後加藤清次郎殿入来候、直ニ被帰、丸孫殿より書状来、昨日遣置候品々、都而被返候ニ付而也、暮より小子小座ニ而写物、九ツ時臥候事、明日ハ六ツより太閤御誠録写、四ツより出勤可致、八ツ後より御誠録拔書、夜九ツ迄ハ可致候、

七日 陰、

一朝六ツ起、四ツ八ツ出勤、大鐘より鐘之衆入来、出張稽古いたし候、暮引入候得ハ、平野林左衛門殿入来、加清殿ニも入来之筈候由候得共不被来候、四ツ

時分九ツ過臥候事、明日ハ六ツより起、五ツ時より

鳥權殿へ参、四ツ八ツ出勤、帰宅之上古御通達可写、暮より太閤御誠録拔書、四ツ時より自性録一見可致、二冊都而此夜可見取候、

八日 間々小雨、

一朝六ツ起、五ツ時より鳥權とのへ参、夫より出勤如常、帰宅、直ニ古御通達写、大鐘過より鐘場へ出張致稽古候、今日脇方より諸家知譜拙記致借用候ニ付、暮より鳥渡見ニかゝり候得者難止五冊共ニ見取り、其上拔書等いたし候、田子養生訣も一見候、自性録も見候処、是ハ日蓮宗だんぎ本ともいふへき不用之書ニ而少計見テ捨置候、右通之次第にて御誠録ハ不写、夜ハ鶏鳴聞臥候、明日ハ六ツより古仰出写、四ツ八ツ出勤、退出より鳥權殿へ参へく候、明日鐘目御礼被仰付、祝ニ付而也、帰之上古御通達写、四ツ過より田子養生訣書拔可申候、

九日 晴、

一朝六ツ過起、出勤如恒、退出より鳥津権五郎殿へ参候、六ツ過帰宅、沈醉起居候儀苦勞ニ有之、直ニ臥候事、

十日 晴、

一朝六ツ過起、五ツ前より谷川次郎兵衛殿琉球渡海明日乗船ニ付暇乞ニ一刻参、帰掛升形へ参り、夫より出勤如常、帰宅、大鐘より又々升形へ参り、夜四ツ前帰宅、無間臥候事、

十一日 大雨、

一出勤如常、四ツ打切より升形之鳥登殿江参候得ハ、直乗船出立有之、下町下会所立宿ニ而、彼方へ差越候、谷川氏へも立宿へ見舞、又々鳥登殿宅へ跡祝ニ参、五ツ時分帰宅、直ニ臥候事、

十二日 晴、

一今日ハ夕詰ニ而、八ツ前出勤、泊番富山半蔵殿江七ツ前代合、帰掛升形へ立寄、七ツ過帰宅候得ハ鐘之

衆入来、直二出席、暮引入九ツ過臥候、明日ハ五ツ
前朝出ニ出勤可致、帰宅之上ハ終日写物可致事、

十三日 晴、

一朝五ツ前出勤、泊明ケ富山氏へ代合、四ツ後御暇、
直二帰宅、七ツ過より鐘之衆入来ニ付出席候而致稽
古候、暮引入、四ツ過臥候事、

十四日 晴、

一朝六ツ前起、五ツ時より花舜軒御墓江参詣、帰掛加
藤家へ見舞、直二出勤、退出如常、七ツ後より鐘之
衆入来ニ付出席致稽古候、暮引入父上様御方へ罷出
候得者伊藤家御ば様・おとくどの・おいととの・宮
原甚五兵衛殿・平城氏被参候而、各四ツ半被帰候、
九ツ時臥候事、

十五日 晴、月食、

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、御暇、帰宅、八ツ前河野
八郎左衛門殿入来、同道ニ而新射場へ出張候、暮過

帰掛直右松家江出席、八ツ時帰宅候事、

十六日 晴、

一朝六ツ過起、八ツ後より西田ニ而弓見分ニ付差越相
勤候引合大野氏ニ而候、大鐘前帰宅、直二鐘場へ出
席、暮引入、四ツ時臥候、八ツ前上野良淳殿被参候、
明日ハ六ツより覚兼日記可写、八ツ後より覚兼日記
(朱書)「マ、」
可写、

十七日 晴、

一朝六ツより加藤家へ参り、五ツ時帰宅、出勤毎晩之
通、退出より花舜軒御墓へ参詣、帰宅候得ハ、父上
様松岡喜左衛門殿所御弓御越ニ付、小子ニも可被召
列旨御意ニ付御供、暮帰宅、四ツ時臥候事、

十八日 晴、

一今日ハ出勤不致、四ツ時より鉄炮、暮帰宅候得ハ、
横山安之丞殿・森喜右衛門殿入来、四ツ半被帰候、

十九日 晴、

一朝六ツ過起、四ツ八ツ出勤、帰宅候得者、成田彦十郎殿より書状来披見いたし候得者、拝領之屋敷ニ而、明廿日四ツ後より炮術稽古始ニ付可参との事ニ候、御家老衆・組頭衆御下り之筈候由、軍神へ御造酒料式百銅可持参との事ニ候、八ツ後灸治、七ツ後一刻町式殿・伊勢平右衛門殿・島内様へ参候而、大鐘過帰宅候へハ、鐘之衆被参居候付出張致稽古候、暮引入不快ニ付、五ツ半時より臥候事、

廿日 晴、

一朝五ツ前川上孫八郎殿江立寄、今日御座相頼、夫より上野良淳へ参、(朱書「マ、」)不快ニ腹見貫候、五ツ過ニ帰宅、四ツ時灸治、四ツ過より成田氏へ参候処、今日稽古之人数青山方打込而ハ、大概四百人余も人数有之候半と存候、拙宅へ町式殿四ツ後入来、成田氏へハ同道ニ而候、今度御取立之稽古場、始而拝見いたし候処、誠ニ以手広く横十九間、豎廿九間有之由、衆溜り其外物置ニ而も候半、广大ニ相見得候、追々御一

門方并都之城杯拝見ニ御越被成候、御家老衆調所笑左衛門殿七ツ前御下り被成候而、七ツ時より成田方劍筒鉄炮備打初り二篇ニ有之、別而多人数ニ而候、終而青山方備打有之、是も別而之多人数併一度ニ有之、相済又成田方大炮射方有之、大鐘過ニ稽古相濟候而、御一門方都之城御帰、調所家二者被居残候而、組頭六人江向ひ余程稽古も相揃人数も余程相高ミ其方方御骨折ニ而候と御褒美有之候処、川上龍衛殿より人数も日ニ増相高ミ申候と被申候得ハ、又太夫之御言ニ何れ左様ニ無之候而ハ不叶事候間、直ニ上様へ申上候ハ、嘸御満悦ニ可被思召上との事、御門弟中へ之御挨拶ハ海老原壯之丞殿招呼、こ、であなたがた御骨折あらはれたる様なものにて候、御門人中へハ相達置候通可達との事ニ候、又海老原氏より成田庄右衛門へ金子と相見得、二包被遣候、調所家よりと相見候、又太夫より庄右衛門招呼、今日ハ余程稽古方も相揃、其上人数も相高結構之事ニ候、折角と相励可申則今日之形行言上可申上候、且又ケ様之稽古場共御取立被下候儀出来候事ニ而ハ無之候

との挨拶ニ而御引有之候間、拙者共兄弟も御暇いたし候外、御門人組頭衆杯ハ被残居候、

齊興公当分御寵愛之御家老衆調所笑左衛門殿、今日初而拝謁候付像を取置へき含ニ而無残所委覚、陰ニ而指を以数度下書、此通と存帰宅、直ニ紙ニ認候処、寸分不違と存候付、夫を又日記ニ留置、髪ハ半白付びん・入歯・目尻しわ耳ニ及候の三ツ計、其余漸々みじかく数多あり、眉の毛あるなし、

拙者帰宅候得ハ鍵之衆入来ニ付出張稽古いたし、暮引入、夜九ツ時分臥候、

廿一日 晴、夕より曇、

一出勤如常、八ツ後灸治いたし候、今日迄三日統大鐘過より鐘場へ出張、稽古いたし、暮引入候得ハ、木尾氏被参候而、四ツ過被帰、九ツ前ニ臥候事、明日ハ六ツ時より朝之内ニ写二枚計可致候、八ツ後より谷山へ参筈、





（張紙力）

廿八日 晴、

一出勤如常、退出掛山田市郎左衛門殿一昨日京都より
下着於彼地御留主居勤より、町奉行格御鉄炮奉行勤
候付、右旁之祝儀ニ玄喚迄參候、夫より伊藤万次郎
殿江參、七ツ時帰宅、同刻荒田御姉様御光来、加藤
東市郎殿ニも入来、明日清風先生正忌日ニ付、例年
之通終日稽古有之候間出席いたし候様ニとの事、且
明日江戸飛脚便ニ書状相頼呉候様承候、先刻清次郎
殿より明日出席之儀伝言も有之、旁叮嚀之事ニ候、

暮より清次郎殿入来候而八ツ前被帰候、明日ハ六ツ
時より写物、八ツ後より七ツ時迄写物、夫より加藤
家へ出席、暮より四ツ時迄写物可致候、当月初方よ
り不快ニ有之氣根甚薄候而、前夜何々と究置候而、
毎日く深更迄精々相勤候儀不相成、誠ニ残念之至
ニ候、

廿九日 晴、

一朝六ツ時起、四ツ八ツ出勤、帰宅、直ニ写物、七ツ
時より加藤家へ參致稽古候、独笑軒正忌日ニ付、焼

とふふ一重備仏前候、市来宗太郎殿・左近允喜左衛

門殿稽古後相残り、九ツ時帰宅、無間臥候事、明日
者六ツ時庭そだけ、八ツ後夜九ツ時迄写物可致候也、
一昨日より朝之分ハ粥を食し候へハ、少々者快罷成
候得共、また風邪氣ニ而鼻水出、難儀千万ニ而候、

弘化四年丁未九月中

朔日 晴、

一当月者月番承候、引合北郷多仲殿ニ而候、
一御家老衆末川久馬殿、若年寄喜入多門殿、大目付二
階堂主計殿、御用人鎌田刑部殿・小笠原轍殿、御目
付橋口与三次殿・肥後五左衛門殿之由也、
一朝五ツ過出勤、八ツ後御暇、帰宅、大鐘より鐘場へ
出張、暮引入、九ツ時臥候事、

二日 霽、

一五ツ半より出勤、八ツ半退出、暮より横山安之丞殿
入来候而、四ツ半被帰、九ツ時臥候事、

三日 晴、

一五ツ過より出勤、八ツ後退出、帰宅、大鐘過より植
村鉄兵衛殿入来候而、四ツ過被帰、九ツ時臥候事、

四日 曇、

一五ツ半出勤、八ツ後退出、大鐘より鐘場へ出張、暮
ニ引入候得ハ、植村氏・上村氏・小俣氏入来候而、
九ツ時分被帰、無間臥候事、

五日 晴、



一出勤如昨日、帰宅、直ニ鉄炮ニ出張、暮帰宅候得ハ、
相良堅助殿田舎より被帰候由ニ而入来、碁打共いた
し、九ツ半時分被帰候、

六日 晴、

一五ツ半出勤、八ツ退出、汾陽次郎右衛門殿へ参候、
同席中初而之参会之由也、五ツ時分帰宅、

七日 晴、

一五ツ過出勤、八ツ後退出、帰宅、肝煎竹内運右衛門

へ逼塞、肝煎兎玉源五右衛門へ遠慮申渡候、七ツ時
分より藤井氏別荘へ参候、是者昨夜伊十院半之丞殿
刀差替之断之由也、碁打・弓杯有之、拙者当分月番
中ニ候間半州へ拙者より申候ハ、当分御親父伊膳御
難病中、殊ニ当時参会・沙汰等六ヶ敷毎度被仰渡事
候間、昨日汾陽氏へ刀指替料ニ同席、一統御親父御
難病中ニ為参杯沙汰有之候而ハ余り聞得もよろしか
るましく、沙汰とも有之候而ハ如何ニ候間、以後能
折も可有之とかた／＼申候得共、聞入無之為参事ニ
而候、帰掛半之丞殿と藤井氏へ参そば切なと喰候而、
四ツ時分帰宅也、

八日 晴、

一五ツ過出勤、八ツ後退出より新射場一番目ニ而、同
席中人数分鉄炮、暮より植村氏江参へき旨約束いた
し置候处、鉄炮四ツ時ニ相成、最早及遅刻ニ候間、
乍存失礼、四ツ過帰宅、九ツ時臥候事、

九日 曇、間々小雨、笠もいらぬ丈也、

宅二而候、

一六ツ半より出、所々祝儀、植村氏へも昨夜之断ニ参候、五ツ半時分出勤、九ツ時退出より下方祝儀垂水

十二日 晴、

屋敷へ参上候得者、讃岐殿御召御鎧一件ニ被引留、大鐘過帰宅、外ニ安田喜藤太殿・桂六郎次郎殿ニ而候、河侯仲太夫殿約束ニ而参候、暮過帰掛河野氏も約束之事情得共、是ハ得不参段断置候得ハ、一刻参直ニ帰宅、四ツ時分臥候事、

一五ツ半時分より出勤、八ツ後帰宅、今日者成田・青山鉄炮門人共行列ニ而通候風聞承、父上様杯物見へ見物ニ出居候、終ニ昼之内ハ通無之候得共、暮六ツより出立有之、浄光明寺下今和泉屋敷後通、重富屋敷裏門通より大竜前（朱書ニマ、一）より本之通帰有之、行列ハ成田方大炮車台を牛二疋ニひかせ、其外大炮車五六挺通、引続成田方劍筒二行百人余りも候半、跡ニ大炮車台四五挺青山方小筒組百人計切火繩ニ而二行ニ通見物之男女幾百人といふ数をしらす、六ツ半時分より伊地知三左衛門殿所へ先日より之約束ニ而、父上様・母上様御同道ニ而参、九ツ過帰宅、拙宅へ夕方より類中女子方鉄炮備通見物ニ入来之かた／＼多人数有之、小子杯伊地知氏参候跡ニ而、今一篇通方有之たるよし、其節ハ見物人も余程相減シ能見得たるよし、

十日 晴、

十三日 晴、

一出勤如常、八ツ後帰宅候得ハ、河侯氏父子・野田勘兵衛殿如石院月払ニ参、各大鐘過被帰、四ツ半臥候事、

十一日 雨、

一朝五ツ時分より出勤、八ツ後退出より藤井氏上之原別荘江参、琉球帰着之書役田原八三次より土産差出候付、同席之内、今日出席中差越候、八三次より土産ハ甘物重一組・東道盆一脚・焼酎ニ而候、暮過帰

十三日 晴、

一出勤如常、八ツ後加藤東市郎殿入来、七ツ時分被帰、夫より薄荷油取ニ而候、暮より礪大橋上之神田氏別荘江月見ニ參、外ニ加藤氏・愛甲次右衛門殿・曾山甚兵衛殿・島津九十九殿・栗川氏ニ而候、夜八ツ半時分帰宅、久々歌読不致候処、頓と趣向出来ず候而残念之至候、

浮雲のかゝると見しハ秋風に
晴てさやけき長月のかけ

十四日 晴、

一五ツ前より花舜軒御墓へ參詣、夫より竹之内氏へ一刻、伊十院半之丞殿親父昨日死去ニ付悔ニ參、夫より出勤、八ツ後より佐志屋敷へ悔ニ參候、是ハ一昨十二日将監殿死去ニ付而也、帰掛前へも悔ニ參候、暮より伊十院氏へ參、大乘院坊中葬場迄參、五ツ時分帰宅、四ツ過臥候事、

十五日 晴、
一夜大鐘前より新射場へ鉄炮稽古ニ參、十式筒射候、


五ツ前帰宅、早仕廻ニ而、五ツ過出勤ニ而、八ツ後帰宅、直ニ新射場へ鉄炮ニ參、暮過帰宅候得ハ、父上様御方御二階へ木尾氏・平城氏參被居、五ツ過被帰、四ツ半臥候事、

十六日 陰、

一出勤如常、八ツ後よりたんとお屋敷へ參候、山之神祭ニ而吉乗坊參候、暮前父上様ニも御越有之、暮前帰懸町田氏へ立寄候得ハ、先頃拙者自画自讃依望書贈置候処、掛物ニ相成、今日掛有之候、赤面之至也、夫より平田家へも立寄候、是ハ弓削頼置候付、最早出来候半哉と參候得ハ留主也、帰宅、直ニ戸柱町田家式夜ニ參、九ツ前帰宅、

十七日 間々細雨、

一出勤、五ツ半久々ニ吉野橋通候、先月より橋御掛替御番所御門等出来替、今朝有馬衛守通初有之、四ツ時より通融有之候、此節唐かねぎぼふしニ相成、其上何方も新敷出来候而誠ニ結構さ無申計候、未惣御

成就ニ而ハ無之、八ツ後帰宅、夫より薄荷煎んし方
暮相濟、

十八日 晴、

一 暁より新射場へ鉄炮ニ參、十筒射候而五ツ時ニ帰宅、
四ツより九ツ迄出勤、帰宅、直ニ又々射場江出張、
暮過帰宅、四ツ時分隊候事、

十九日 晴、

一 朝五ツ半より一刻升形へ立寄、出勤如常、八ツ後祭
礼ニ付類中集り有之、暮過各被帰、近隣伊勢氏より
是非可參旨承候付、父上様御同道ニ而參り、四ツ時
分帰宅、

二十日 晴、

一 出勤如常、退出、垂水屋敷へ參り、暮過帰宅、外ニ
安田喜藤太殿ニ而候、

二十一日 晴、

一 出勤如常、退出掛平佐屋敷へ參り、夫より加藤家へ
一刻參、帰宅、暮前より五ツ時分迄森喜右衛門殿入
来、九ツ時分隊候事、

二十二日 晴、


一 朝六ツ時起、五ツ過出勤、四ツ半御暇、帰宅、直ニ
射場へ出張、暮過帰宅、四ツ過隊候事、

二十三日 晴、

一 出勤如常、退出より荒田二階堂家へ祭礼ニ而參、暮
過帰、九ツ時分隊候事、

二十四日 晴、

一 今暁嫡子出生ニ付、今暁より起居、終日在宿、段々
類中見舞有之、小子九ツ過隊候事、

二十五日 晴、

一 垂水屋敷物見ニ而同席方碁打被相企候付、八ツ後參
候様申来候付、八ツ後より參候而夜四ツ時分帰宅、

九ツ過臥候事、

二十六日

一今日より穢御免ニ而出勤如常、夜八ツ時臥候也、

二十七日 晴、

一朝六ツ前起、出勤如常、類中女子方多人数夜起とし
て御入来候、八ツ時臥候事、

二十八日 晴、



一朝六ツ前起、出勤如常ニ而、退出より鉄炮ニ出張、
暮帰宅、八ツ時臥候事、類中其外近隣ば、たち御入
来ニ而候、

二十九日 雨、

一朝六ツ前起、四ツ八ツ出勤、夜九ツ半臥候也、

晦日 晴、

一四ツ八ツ出勤、七夜ニ付升形御ば、様・前御ば、様・

三原氏・上野良淳殿入来ニ而候、嫡子儀今日より壯
之進と名相付候、 父上様之御幼名ニ而候、父上様
も六十一年前之丁未之御年ニ而候、来月七日御誕生
也、

弘化四年丁未十月中

朔日 晴、

一朝六ツ前起、夕詰ニ而九ツ過出勤、七ツ過御暇掛升
形・山之口・梅田・平田家へ先日より之礼ニ参、能
勢氏へ絵本借ニ参、夫より相良典礼殿へ礼ニ参、勢
坂より帰宅、五ツ前ニ而、九ツ時分臥候事、今日四
ツ後万次郎殿入来、

二日 晴、

一朝六ツ前起、朝出ニ而六ツ半出勤、四ツ後九ツ時(御暇脱カ)よ
り新射場へ鉄炮ニ而候、夜入五ツ過帰宅、四ツ過臥
候事、

三日 晴、

一出勤如常、帰掛浄光明寺・加藤家・花舜軒御墓・伊藤家江立寄、七ツ時帰宅、直ニ伊十院氏江同席中拾
壹人精進落ニ参、夜五ツ過ニ帰候、

七日 雨、

一朝出ニ而六ツ半出勤、四ツ後御暇、七ツ時より平佐
屋敷へ絵書ニ参、暮過帰宅、九ツ時臥候事、

四日 晴、

一如常出勤、大鐘より戸柱町田家、暮より加藤家へ参、
九ツ時帰宅也、稽古修甫一件相談ニ而候、

八日 雨、

一四ツ八ツ出勤、帰宅、直ニ垂水屋敷物見ニ而、同席
之中六人碁打ニ而候、五ツ半帰候得ハ、平野氏父子・
伊藤家御ば様御入来、四ツ過各御帰被成候、

五日 晴、

一四ツ半より新射場江出張鉄炮、暮過帰宅、

九日 晴、

一暁大鐘より島津登殿遣候琉球状認候、五ツ時より平
佐屋敷へ参、終日絵書、松翁殿小屏風一双被頼候、
花鳥之絵を書候、四ツ過帰宅候得者、父上様御方へ

六日 曇、

一今日ハ夕詰ニ而候ハ、四ツ前戸柱町田家へ参候而
塩焔つき、八ツ前より出勤、大鐘ニ泊番河野八郎左
衛門どの出勤代合、帰掛花舜軒御墓・名越彦太夫殿・
伊地知三左衛門殿へ立寄、暮帰宅候へハ、おことど
の入来、四ツ過被帰、

致事、

十日 晴、

一朝六ツ時起、出勤掛松翁殿用事有之立寄候、四ツ八ツ出勤、帰宅之上者、昨日究通相勤候、九ツ時臥候事、明日者朝六ツ時より加藤家へ可参、八ツ後海蔵院ニ而掛物目利吹聴承候付一刻差越、夫より島登殿参答、

十一日 晴、

一朝六ツ時より加藤家へ参、五ツ時帰宅、四ツ八ツ出勤、帰宅、直ニ海蔵院へ参、七ツ時より島津登殿へ参候、是ハ松翁殿久々ニ御越御妹江御逢被成候付、小子御誘之旨松翁殿一昨日拙宅へ御見舞之折致承知候、珍敷兄弟ニ而候、松翁殿ハ当年八十六才、御妹者八十三才ニ而候、両方共ニ耳者余程遠く有之候、おつやとの離縁後松翁殿方より色々贈物等被成候而も、音信不通故八十六才之兄弟ハ珍敷余リニ御逢被成度よしニて、今日御越被成候、暮過帰宅、四ツ半臥候、明日ハ六ツより写物後者新射場鉄炮ニ可参、
「帰宅、覚兼日記一見可致候、

十二日 雨風、

一朝六ツ時起、四ツ前松翁殿へ一刻立寄、夫より如常出勤、帰宅、直新射場鉄炮ニ参候処、ひたぬれにぬれ、中々難儀千万ニ而候、四ツ時臥候事、明日ハ六ツ時より写物、八ツ後より写物、暮覚兼日記一見、
九ツより海国兵談之内抜書可致候、

十三日 陰、

一朝六ツ時起、四ツ前川路与右衛門参候、右松家・安田助左衛門殿へ参、四ツ八ツ出勤、帰掛肝付左門殿へ立寄、是ハ三日跡嫡子誕生有之候祝儀ニ而候、直ニ帰宅、暮より五ツ前迄浜田伝蔵殿入来候、是ハ父上様へ勤方御内訴申上呉候様ニとの儀也、九ツ半時分臥候事、明日者朝之内御墓参并山田氏へ一刻参、
終日写物、夜覚兼日記見可申候、

十四日 晴、

一朝六ツ前起、五ツ前山田市郎左衛門殿へ立寄、夫より花舜軒御墓へ参詣、平佐屋敷へ立寄、直ニ出勤、

八ツ後御暇掛前へ立寄、直ニ帰宅、大鐘比より平佐屋敷於つやとの御入来、四ツ過御帰、九ツ過臥候事、

十五日 晴、

一出勤如常、帰宅、直ニ鉄炮ニ而新射場へ出張、暮帰宅候得者、吉利熊次郎被参居、四ツ前被帰、八ツ時臥候事、

一今朝島津直江殿死去、

十六日 晴、

一出勤掛前へ立寄、夫より出勤如恒、退出より鎌田愛太夫殿・島津左膳殿へ立寄、直ニ二階堂源太夫殿所江法事ニ参候、六ツ半帰宅候得ハ、木藤休之進殿被参居、四ツ過被帰、九ツ半臥候事、

十七日 晴、

一今日ハ御側御用人海老原宗之丞殿より御用有之候付、四ツ時罷出候様致承知候間、五ツ半時分出勤之処、御軍役掛被仰付候、拙者同役より赤山鞆負殿・郷田

仲兵衛殿・有川勇四郎殿江同断被仰付候、父上様御事も同断、御用ニ而同様被仰付候、九ツ時退出掛調所笑左衛門殿へ右之御礼ニ参上、帰掛赤山氏へ立寄支度替、直ニ新射場三番目江亭主同道ニ而、同席中铁炮ニ出張、暮過帰宅、八ツ時臥候事、
一今日より鷲之間江御軍役方御座被召立候、

十八日 曇、

一海老原宗之丞殿へ参、直ニ出勤、退出より安田氏江参候而、直ニ帰宅、暮より安田氏・森氏・町式殿入来、各九ツ過被帰候、内座へハ相良堅介殿・伊藤家御は様御入来候、是ハ皆四ツ時分被帰候、

十九日 曇、

一曉大鐘起、出勤如常、朝万次郎殿入来候、暮より森喜右衛門殿江参候、八ツ前帰宅、八ツ後相良堅殿入来候、
一与力・足輕六拾才以下十五才之人体并所持之武器類、軍役ニ相用候程之品半首迄も不残取調、我々掛中よ

り差出候様致承知候、

廿日 雨、

一出勤掛宮里氏へ立寄、直ニ出勤、八ツ後御暇掛加治
木屋敷島津豊後殿重富屋敷へ御見舞申候、先日重
富・加治木者御軍役之御名代被仰付、黒木者御軍役
之副御名代被仰付候付而也、八ツ後万次郎殿入来候、
大鐘より渡辺彦太郎殿入来候、四ツ前被帰候、八ツ
時臥候事、

一御兵具所惣武具取調差出候様、今日被仰渡候、
一父上様地頭取次御用ニ而、小林并島津登殿琉球跡御
預り川辺郡山田、六拾才以下十五才以上之郷士人体
并惣武具取調早々申出候様被仰渡候、

廿一日

一暁大鐘起、五ツ時より平田平六殿・田中金十郎殿家
来之前田直太郎へ立寄、四ツ前出勤、七ツ過退出、
帰宅候得ハ、相良堅介殿被参居候、直ニ平田家・伊
藤氏・森氏江参、大鐘過帰宅候得ハ植村氏・渡辺氏

被参居候、各四ツ時分被帰、九ツ時臥候事、明日ハ

候事、

一 朝之内市郎左衛門へ伊作矢繩之儀可致沙汰事、
一 朝之内海老原氏へ扱物具足取ニ可遣事、
一 朝之内原田方具足之儀、福富へ可達事、
一 朝之内鉄炮式挺、銘々鑄形相添十河炮作江為持
可遣候、左候而、出勤掛立寄可申候、

一 御殿より書状相添梅田家鎗柄木取ニ可遣事、
一 今日鉄炮ニ付朝之内鉄炮把止〔朱書「マ」へ紙卷置可申事、
一 来ル〔行間書廿四日平田氏江弓削として入来候所頼置候、

二十二日 晴、

一暁大鐘起、五ツ時分植村氏入来、平城与右衛門江用
事之儀有之申遣入来候、四ツ前十河炮作江参、直ニ
出勤、大鐘前御暇、夫より鉄炮ニ而新射場へ出張之
含罷在候所、家来・下人等無飯ニ而候由承候間取止
帰宅、暮より父上様・森喜右衛門殿同道ニ而右松家
式夜江出席、四ツ過帰宅也、

一 明日ハ御殿ニ而肝付万太郎江矢之根研方相頼可申候、

万太郎儀ハ当分湯治故平賀へ相頼候、

二十三日 曇、暮過小雨、

一 朝五ツ時出勤、八ツ半帰宅、五ツ前より戸柱式夜ニ出席、四ツ過帰宅、九ツ半臥候事、明日之覚左ニ記、

一 朝六ツ過より十河方へ鉄炮吟味可遣事、

一 朝之内池田方へ大島状届方頼可遣候、

一 朝之内平田家へ弓取ニ可遣、左候而、明日明日（衍カ）、

明後日之間入来有之候様可申遣、

一 朝之内原田へ礼ニ可参事、

一 出勤之節矢之根持出、平賀庄之進江研方可相頼

候、

一 張立弦三掛拝借出来候ハ、今日御兵具所より

持帰可申事、

二十四日 晴、

一 朝六ツ前より平田平六殿早く不参候得ハ、日高氏へ

被差越留主と存候故也、今日弓削方入来之所相頼候、四ツ時出勤、九ツ前御暇ニ而帰宅候得ハ、最早平田氏被参居、近隣伊勢氏ニも入来候、七ツ過比島津郷十郎殿・伊東藤七郎殿入来候、各暮過被帰宅候、式部殿・森喜右衛門殿入来候、森氏ハ父上様御同道ニ而前江御越候、式部二者被帰、拙者差越、九ツ過帰宅也、明日より町田勘左衛門殿相頼候而、鎧取繕ひいたす筈也、今日鉄炮相求候、

二十五日 間々雨、

一 朝六ツ起、四ツ時出勤、七ツ過退出、帰掛前江立寄候而無間帰宅候得ハ、町田氏被参居候、暮より河野氏江参候、当分眼病ニ而候所、淋しくと承而也、北郷要人殿・北郷多仲殿杯基打ニ而候、四ツ過帰宅、九ツ時臥候事、明日者天气宜候得ハ、実方江六ツ前より弓頼ニ同道可致旨約束いたし置候付、其通可致候、

一 鎧之儀ニ付、肥後七左衛門殿八ツ後より入来候様、御殿ニ而約束可致事、

一明日夜九ツ時迄之間もし間も有之候ハ、勝負
決定之卷写可申候、

二十六日 晴、

一晝六ツ前より実方江平田平六殿同道ニ而、弓頼ニ可
参旨約束いたし置候付、六ツ前誘引候所、昨日より
風邪気分とやらにて得不参段承候付、直ニ帰遥して〔朱書「マ、」〕
夜明候、六ツ半時分より前江用向有之参、五ツ時帰
宅、四ツ八ツ出勤、直ニ帰宅、鎧之儀ニ付肥後七左
衛門殿入来、安田助左衛門殿・森喜右衛門殿・横山
安之丞殿入来候、町田勘左衛門殿者鎧取繕ひにて、
九ツ過各被帰候、明日者
一太刀金物之儀〔朱書「マ、」〕吉左衛門明朝可申候、

廿七日 雨、

一朝六ツ時起、四ツ八ツ出勤、七ツ時より赤山氏・市
来氏・郷田仲兵衛殿父子入来、九ツ過より吉野前之
屋敷へ参、夜明しにて所々道まかひ荒難儀いたし候、

廿八日 終日小雨、又ハ霰、桜島へ初雪、

一朝六ツより吉野原へ出張、御流儀并青山大炮并小筒
備打手練方有之覗方いたし候、

御名代〔鳥津久光〕山城殿・内匠殿・御家老鳥津豊後殿・調所笑〔広郷〕

左衛門殿・大目付二階堂主計殿其外諸役々、大概供

廻迄三千六七百人位も有之、各鉄炮揃にて候、御一

門方之鉄炮二十五挺も有之候半、重富馬印

対鐘  加治木馬印  対鐘  豊後殿纏

笑左衛門殿纏  三重ばれん主計殿纏

来・下人共二にぎり飯のじゆすつなきにて候、右往

来之行列一里位も続き候半、拙者共暮ニ帰宅候、四

ツ時臥候事、勘左衛門殿鎧繕方ニ入来、四ツ時分被

帰候、

廿九日 晴、

一出勤如常、八ツ後森喜右衛門殿入来、七ツ過被帰、

夫より丸田孫左衛門殿・鳥津八郎殿入来、福留・塩

田ニも参候而、各暮被帰、勘左衛門殿鎧繕ひニ入来、

四ツ時分被婦、九ツ過臥候事、

晦日 晴、

一六ツ前起、四ツ八ツ出勤、帰宅、直ニ上之原藤井氏

別莊ニ而同席中弓、婦掛彼宅江皆共立寄、拙者二者

直ニ婦掛前江立寄醉臥、九ツ時帰宅、直ニ臥候事、

弘化四年丁未霜月中

朔日 曇、

一四ツ時出勤、八ツ後退出掛前へ立寄、帰宅候得者、

河侯氏・宮里氏・六郎左衛門參候、暮より東市郎殿

被參候、吉左衛門ニも參候、勘左衛門殿ハ鎧繕ひニ

今朝より入來候、各九ツ時被帰宅、

二日 曇、

一出勤掛磨之安藤三所へ立寄候得ハ留主、丸田正房も

立寄、此節拵候太刀用二尺四寸五部之刀見貫ひ候所、

疵杯ハ少も無之陣太刀等二者可宜高田長盛と見候由

承候、四ツ八ツ出勤、帰宅候得ハ森氏入來候、勘左

衛門殿も今朝より入來候、八ツ過より鉄炮出張、暮

帰宅、五ツ前より右松家式夜江出席候、四ツ過帰宅、

九ツ時臥候事、

一御巡見具足九領

一具足三千三百三領(二九)

内、騎馬 百領

歩行式百領

仕寄奉行八領

仕寄小頭式領

仕寄足輕四拾領

小頭式百五拾領

御先足輕千九百五拾八領

御長柄足輕百貳拾六領

御持筒足輕百六拾六領

大旗 七拾五領

小旗 七拾五領

幟具足三拾五領

胸掛 貳百六拾七領

三日 雨、

一朝加藤家へ參、四ツ八ツ出勤、退出掛直ニ赤山鞆負

殿へ参候、書役宇宿氏・田代氏被越候、夜四ツ過帰候、九ツ時分臥候事、

一今日之流鏑馬無格山田氏・市来八四郎殿にて候、

四日 晴、夜雨、

一朝六ツ時起、五ツ前市見分として父上様御同道にて

参候、五ツ時帰宅、五ツ半出勤掛伊十院弥三右衛門

殿江悔に参候、出勤如常二候、退出、島津求馬殿江

悔ニ参候、夫より十河所江鉄炮催促ニ参候得ハ、明

後日出来可申と承候、磨之三所へも立寄候、七ツ前

帰宅、七ツ過一刻市見物ニ参候、八ツ後森氏一刻入

来候、勘左衛門殿二者今朝より如早晩入来候、四ツ

過被帰候、九ツ半臥候事、明日ハ

一 朝之内鉄炮玉作り可申候、

一 朝之内塩焔入付方可致候、

一 朝之内火繩入付方可致候、

一 朝之内吉左衛門へ鎧箱わく之儀可達候、

一 朝之内吉左衛門へ玉薬たんす覆之儀可達候、

一 朝之内藤引一件父上様へ可申上候、

一 朝之内吉左衛門へ刀拵一件可達候、

○ 一 朝之内鎧箱扱首之儀、市郎左衛門へ可達事、

一 朝之内鎧箱金物之儀吉左衛門へ可達事、

一 朝之内父上様江火繩之儀可申上候、

一 万熊朝之内相頼日記之ふち竹作可申候、六ツにて宜候、

一 夜九ツ過勝負決定之巻可写候、

○ 一 十匄針かね儀朝之内市郎左衛門可達候、

○ 一 朝之内市郎左衛門へ火繩之儀可申事、

五日 晴、

一出勤如常、八ツ後帰宅、直ニ新射場一番目鉄炮ニ出

張、暮帰宅、勘左衛門殿今日も四ツより入来、四ツ

前被帰候、九ツ時臥候也、明日者

一 朝之内市へ出居候、将机取入可申事、

右、新調之筋ニ相究候、

一 朝之内続草庵集返可申事、

一 朝之内民信録返可申事、其節刀袋之儀沙汰可致

候書状相添へし、

○朝之内大工へ鉄炮掛為作候儀、市郎左衛門へ沙汰可致候事、

一夜九ツ時迄之間隙次第二者、勝負決定之卷・試之卷可写事、

二出勤掛丸田惣兵衛殿へ刀持参二而忠すり方頼可申事、

一朝之内父上様へ有川儀可申上事、

一朝之内具足箱わく洗ひ可申事、

一朝之内兵書とち可申事、

一朝之内田中氏掛物返し可申事書状相添へし、

一朝之内間有之候ハ、具足着可申事、

一朝之内右松家へ軍器之卷借二可参候、

六日 間々小雨、

一朝六ツ前起、五ツ半より右松家江参候、四ツ八ツ出

勤、退出より宮之城へ立寄武器致一覽候、七ツ過丸

田正房へ立寄、直二帰宅候得ハ伊藤万次郎殿・渡辺

彦太郎殿・平野右之丞殿入来、町勘殿ニも四ツ時よ

り入来、各夜四ツ時分被帰候、九ツ時臥候事、明日

ハ

一朝之内十河鉄炮火蓋ねち替頼へく、

一朝之内十河へ先日より頼置候鉄炮取二可遣候、

一朝之内市郎左衛門武具書出之事二付沙汰之事、

一朝之内大工江将机調文可遣事、

一夕方丸田正房へ刀取二可遣事、

七日 晴、

一朝六ツ前起、五ツ時迄市見物、四ツ八ツ出勤、退出

より直二加藤家へ参候、外ニ父上様・新納内藏殿・

川上矢五太夫殿・宮原甚五兵衛殿ニ而候、長島中辰

り土産開キニ而候、四ツ過帰候、今日も四ツ後より

勘左衛門殿入来候、

明日ハ

一朝之内吉左衛門へ矢之根取入之儀沙汰致へく候、

一朝之内市郎左衛門武具書出之儀二付可達事、

一朝之内弁当作之儀大工江沙汰可致事、

八日 晴、

一朝六ツ時起、五ツ前より四ツ前迄市見物、矢之根十

四本求候、平城与右衛門殿・基太村新次郎殿同道ニ
而候、四ツ時より勘左衛門殿入来、九ツ時より市見

物、直ニ新射場へ鉄炮ニ参候、暮帰宅候得ハ安田助
左衛門殿・同喜藤太殿・宮原甚五兵衛殿被参居候、

式部殿暮過被参、各四ツ過被帰、式部殿二者九ツ過

被帰候、明日ハ

一間次第試之卷写可申候、

九日

(本文欠)

十日 雨、

(本文欠)

十一日 晴、

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、御暇、帰宅、直ニ市見物、

八ツ後より赤山鞆負殿・市来次十郎殿・毛利直一郎

殿入来候、七ツ時分市見物、夜九ツ半被帰候、無間

臥候也、四ツ後より勘左衛門殿入来候、

十二日 晴、

一朝六ツ時起、四ツ八ツ出勤、直ニ帰宅、大鐘時分市

見物、暮よりおつやとの御入来、九ツ過御帰候、四
ツ後より勘左衛門殿入来候、

十三日 曇、

一朝六ツ時起、五ツ時迄之内市見物、四ツ八ツ出勤、

出勤掛平田家・加藤家へも一刻ツ、立寄候、七ツ後

より市見物、日入比帰宅也、坂元嘉兵衛殿ニも八ツ

後より市見物同道ニ而又々入来、五ツ半時分被帰、

四ツ時臥候也、勘左衛門殿ニも毎之通入来候、平城

与右衛門殿ニも入来也、明日ハ

一 出勤掛十河江立寄可申事、

一 右同池田へ立寄たくほく頼可申事、

一 出勤掛平佐屋敷へ立寄可申事、

一 退出より御墓へ参詣可致事、

一 吉左衛門へ太刀之儀可致沙汰事、

十四日 晴、

一朝五ツ過より十河・池田・平佐屋敷へ立寄、入来院家へも着之、祝儀ニ参候而、出勤、退出より御墓江参詣、帰宅候得ハ、原田市郎左衛門殿・森喜右衛門殿・岩城孫七・名越祐右衛門杯参候而、各四ツ時分被帰候、直ニ臥候事、今日ハ勘左衛門殿入来無之、明日ハ

一箱物作方之儀、父上様へ御断可申事、

一塗物之儀、父上様江御断可申上事、

一鏢・縁頭新調之儀、吉左衛門へ相談之事、

十五日 雨、

一朝六ツ半より市見物、外ニ父上様・森氏杯同道ニ而候、四ツ八ツ出勤、帰宅候得ハ、三原氏・青木氏入来候、七ツ時分前へ参候、暮過帰宅也、勘左衛門殿四ツ後より入来也、今日帰掛丸田惣兵衛正房立寄候、

十六日 雨、

一朝之内市見物、父上様御同道也、帰宅候得ハ安田喜藤大殿・森喜右衛門殿・渡辺彦太郎殿入来候、四ツ

時出勤、八ツ後退出、直ニ帰宅、今朝ハ前へ一刻参候、今日も四ツ後より勘左衛門殿入来候、暮池之上権四郎へ頼したくほく持参也、九ツ時臥候事、明日ハ

一近藤氏へ可遣一之字認可申事、

一吉野へ弓頼ニ参可申事、

一十河へ鉄炮之儀ニ付立寄可申事、

十七日 小雨、

一朝六ツ前起、四ツ時平田家へ一刻立寄、実方へ弓頼ニ参候、且はなれ候の付もらひ八ツ時帰宅、直ニ十河へ参、七ツ時より泊番ニ而出勤也、明日ハ

一具足并征矢取集可申事、

一兵具置所之儀、吉左衛門・市郎左衛門へ談合可

致事、

一兵具所ニ可相成小座櫃なおし方之儀、庄右衛門

へ可達事、

一陣丹荷扱首之儀、吉左衛門・市郎左衛門杯江詮

議可致事、

一 泊明御暇掛ニ安田氏へ立寄、当分作掛り之采拜(配カ)

一 見可致事、

一 鉄炮之儀ニ付、明日出席之方江書状相認、近藤

氏へ可頼事、

取止ニ相成候、
一 八ツ前より射場へ出張之事、

十八日 雨、

一 朝六ツ前起、泊明ニ而朝出、近藤隆左衛門殿江代合、

五ツ時御暇ニ而候、四ツ後市見物ニ差越候所小振り

之鍵有之、壮之進入門際稽古ニ相求候、大鐘より

又々市ニ差越候、勘左衛門殿入来候、四ツ過被帰、

九ツ時隊候事、

十九日 晴、

一 朝六ツ前起、四ツ八ツ出勤、帰宅、直ニ市見物差越

候、馬具相求候、

(空白)
一 殿四ツ後入来世話ニ而候、平城氏・町田氏四ツ

後より入来候、暮安田助左衛門殿・同喜藤太殿入来、

各九ツ時被帰、九ツ半時分队候事、

二十日 晴、

一 朝六ツ前起、六ツ半より岸家へ參候、帰掛市見物、

袋ニ杖之めぬき求候、初学和歌式も二冊相求候、京

都名所記市より借用ニ而帰、一篇荒増一見抜書共い

たし候、四ツ八ツ出勤、直ニ帰宅、八ツ後より平城

氏入来候而、鉄炮掛其外塗共相頼候、五ツ前右松家

式夜ニ出席、四ツ過被帰宅、八ツ半隊候事、明日ハ

一 朝之内岸家へ可參事、

一 朝之内書物代料為持可遣事、

一 朝之内父上様へ粉米之儀、御嘶可申上事、

一 御殿ニ而明日鉄炮射込之儀ニ付、赤山氏江頼合

置可申事、

一 八ツ後市へ一刻出可申事、

一 兵具所そたけ方、市帰より直ニ打立可申事、

二十一日 晴、

一 朝市見物より岸家へ用事有之立寄帰、直ニ出勤、八

ツ後退出、勘左衛門毎之通入来、渡辺氏・平城氏入

来、四ツ過被帰候、九ツ時分队候事、

二十二日 晴、

一朝六ツ前起、六ツ過より右松愛壽殿・森喜右衛門殿・安田喜藤太殿・宮原甚五兵衛殿入来、愛壽殿元服ニ而父上様御切被遊、拙者理髮ニ而候、四ツ前各被帰、四ツ時出勤、六ツ時御暇、直ニ新射場へ出張、鉄炮射込いたし、八ツ時より右松家へ祝ニ参候、暮過帰宅也、甚左衛門殿・与右衛門入来也、

二十三日 晴、

一朝六ツ時より起、五ツ時分より市見物、河野家へ一刻立寄候、四ツ前帰宅、九ツ時より右松家并十河へ立寄、八ツ前より夕詰ニ而出勤、泊番土岐矢一郎殿江代合、七ツ時退出ニ而候、直ニ梅田家へ法事ニ参候而、暮過帰宅ニ而候得者、三原氏被参居候、勘左衛門殿二者四ツ後より入来、与右衛門殿二者八ツ後より入来ニ而候、各四ツ過被帰、九ツ時臥候事、
一今日ハ奇妙之事有之候由、屋敷内へ召置候家来福留吉左衛門三男当年十一才歟、平次郎朝四ツ時分より不罷居、八ツ後飯も不食候付、夫より尋方いたし候

得共屋敷内何方を見候而も不罷居候所、（朱書）「マ、一手ハ手に皆

共相尋候得ハ、暮六ツ時ニ氏神堂後之瀬戸合より見出候、何様之訳ニ而そなたへ今迄入居候哉と相尋候得ハ、近隣平田氏方より赤犬耆疋走出候付、可打と相考追掛候所、氏神様後蘇鉄山へ逃入候付、出たらハ直ニ可打と相考居候而、只々気世話敷飯もひだるくもなく、格別帰へきと考出も不致由、彼所も四五度皆々為相尋所其節も目ニ不掛、平次郎も全人声も為聞儀も無之由、是ハく奇変之事ニ而候、

廿四日 晴、

一朝六ツ時起、今日ハ出勤不致、九ツ時嫡子壮之進宮参いたし候、家来四人長持・挟箱・合羽籠・鍮持・草履取ニ而候、各五ツ時分客方被帰候、男女三拾人余之客人ニ而候、

二十五日 晴、

一朝六ツ時起、五ツ時分市見物ニ参候、呉皆之鉄鏝相求候、七ツ時より泊番ニ而出勤、夜四ツ時臥候事、

明日ハ御暇掛升形へ立寄可申事、

一市より大閣秘伝字府相求可申事、

一兵具所そだけ小座道具入付可申事、

一暮より吉井氏・有川氏入来候筈也、

右兩人、断二而候、

二十六日 晴、

一朝六ツ時起、五ツ時朝出、鎌田愛太夫殿江代合、御

暇掛升形へ一刻立寄、直二帰宅、四ツ後より勘左衛

殿入来、夜四ツ半被帰、式部殿ニも暮より入来、四

ツ過被帰候、吉左衛門ニも参候、九ツ過臥候事、

二十七日 晴、

一朝六ツ時起、四ツ八ツ出勤、出勤勘池田権四郎江立

寄、采拜(配カ)之緒ツツ・尻籠緒三ツ・くりしめ壺ツ打方

相頼候、勘左衛門殿ニも四ツ後より入来、四ツ時被

帰候、九ツ時分臥候事、平佐へも一刻今朝参候、

二十八日 晴、

一朝六ツ時起、四ツ八ツ出勤、退出掛前江一刻立寄候、

帰宅、夜四ツ時臥候事、勘左衛門殿・与右衛門殿毎

之通入来也、

二十九日 曇、

一朝六ツ時起、五ツ時より市見物、四ツ八ツ出勤、帰

宅、直二又々市見物ニ而候、七ツ時分帰宅、四ツ時

臥候事、勘左衛門殿・与右衛門殿毎之通入来候事、

弘化四年丁未十二月中

朔日 雨、

一朝六ツ時起、五ツ時出勤、八ツ後退出、八ツ後より

万次郎殿入来、大鐘時分被帰候、勘左衛門殿毎之通

入来、木尾氏暮より入来、各四ツ時被帰、九ツ時臥

候事、明日者

一朝六ツ時立木を打、直二加藤家へ可参事、

一八ツ後より試之卷可写相濟候ハ、小勇之卷可

写候、

一夜五ツ前より右松家式夜へ出可申候、

一 婦之上、九ツ時写物、夫より鐘百本すごき臥可申事、

一 市郎左衛門へ明朝敷皮用鹿皮之儀、沙汰可致事、

一 朝之内吉太郎招呼矢之儀可申事、

一 朝之内（朱書）マ、市郎左衛門へうるし之儀可申候、

二日 晴、

一朝六ツ時より加藤家へ参候、五ツ時帰宅、四ツ八ツ

出勤、暮より右松家式夜へ出席、四ツ過帰宅、九ツ

時臥候事、勘左衛門殿・与右衛門殿毎之通入来候、

三日 晴、

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、八ツ後退出、朝之内一刻

平佐へ立寄候、七ツ過より伊勢平右衛門殿・伊藤藤

五郎殿・新納十郎殿・野村（空白）殿・同金右衛門

殿入来、弓射候、勘左衛門殿・与右衛門殿毎之通入

来有之、九ツ時臥ス、

四日 晴、朝大霜、初而氷、

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、九ツ前より御暇、演武館（朱書）マ、へ送之方視ニ参候、外ニ上野氏・伊十院氏ニ而候、

八ツ半帰宅、八ツ後より与右衛門殿入来、夜九ツ過

臥候事、

五日 晴、

一朝六ツ時起、出勤不致、九ツ前より新射場江鉄炮ニ

出張、暮過帰宅、直ニ右松家式夜ニ出席、四ツ過帰

宅ニ而候、

六日

出仕毎之通、

七日

出勤毎之通、暮より右松家式夜、

八日 晴、

一四ツ時出勤、八ツ前退出、直ニ新射場鉄炮、暮帰宅、

九日 晴、

一四ツ八ツ出勤、

十日

一出勤毎日の通、

十一日

一毎之通出勤ニ而候、

十二日 風雨、

一四ツ出勤、四ツ過御暇、八ツ半時分より御座式日付、

鉄炮ニ而新射場へ出張候得ハ、上野司殿一人ニ而帳

前之方も出張無之的立も不出候間、空敷立帰屋久島

藏手伝、辻元弥兵衛所へ一刻立寄、帰宅、九ツ過臥、

十三日 晴、

一四ツ前安田助左衛門殿へ一刻立寄、直ニ新射場へ參、

暮帰掛、又々安田氏江立寄、直ニ帰宅、直ニ戸柱式

夜江出席、九ツ時帰候、往來共々父上様御同道、九

ツ半臥候事、

十四日 晴、

一朝出勤掛河侯氏へ立寄、仲太夫殿同道ニ而出勤候、

八ツ後退出より、花舜軒御墓江參詣、直ニ帰宅、暮

より安田助左衛門殿・同喜藤太殿・町式殿・森喜右

衛門殿入來、九ツ過被帰候、

十五日 雨、

一今日ハ夕詰ニ而、八ツ前出勤、泊番相良典禮殿へ大

鐘前代合、直ニ帰宅ニ而候、明日ハ

一朝出御殿ニ而仰渡写、

一四ツ後帰宅、夜九ツ時迄同写方可致事、

十六日

一朝出ニ而、五ツ前出勤、四ツ御暇之事、

十七日 晴、

一四ツ八ツ出勤之事、

十八日 雨、

一四ツ八ツ出勤之事、

十九日 時々雨降、

一四ツ八ツ出勤之事、

廿日 陰、

一前日同断、

廿一日 曇、

一泊番ニ而七ツ時出勤、鎌田愛太夫殿より代合、

廿二日 烈風、雨灑、

一朝出愛太夫殿ニ而代合、五ツ時御暇之事、



一 田子養生訣拔書

一 宝島二而吉村九助異国人打留候節之御届書写

一 京都名所之記拔書

一 曾我物語拔書

続常不止集 十五之卷 名越篤烈

弘化四年丁未八月八日ヨリ

○改正増補諸家知譜拙記目錄拔書

△第一卷

藤原氏大綱

○近衛殿 九条殿 二条殿 一条殿 鷹司殿 醍醐

△第二卷

○三条 西園寺 徳大寺 今出川 正親町三条

三条西 正親町 滋野井 姉小路 清水谷

四辻西四辻小倉 河鱒 阿野 橋本

花園 裏辻 梅園 山本 大宮

風早 武者小路 押小路 高(松脱力)

藪 中園 高丘 園池已上四家属閑院家

続常不止集 十五

続常不止集 十五之卷

目錄

一 改正増補諸家知譜拙記目錄拔書

○花山院 大炊御門 難波 飛鳥井 中山

今城 野 （宮脱力）

第三卷 中御門家 御子左家 日野家

○中御門 持明院 園 東園 壬生

高野 石野 石山 六角

御子左家 冷泉 兩家 藤谷 入江

○日野 広橋 柳原 烏丸 竹屋

日野西 勘解由小路 裏松 外山 豊岡

三室戸 北小路 第四卷 勸修寺 四条家 富小路家 水無瀬家

○甘露寺 葉室 勸修寺 万里小路 清閑寺

中御門 坊城 芝山 池尻 梅小路

岡崎 穂波 堤

○四条 山科 西大路 鷺尾 油小路

櫛笥 八条

○水無瀬 七条 町尻 桜井 山井

高倉 堀河 樋口

○富小路

右、藤原姓也、九十六家

△第五卷 源平 菅原 清原 大中臣

○竹内 清和源氏

○庭田 宇多 源氏 綾小路 五辻 大原 慈光寺

○久我 村上 源氏 中院 六条 岩倉 千種

東久世 久世 梅溪 愛宕 植松

○白川 花山源氏

○広幡 正親町源氏

右、源家十八家

○西洞院 平松 長谷 交野 石井

右、平家也、五家

○高辻 五条 唐橋 東坊城 清岡

乘原

右、菅原氏也、六家

○船橋 伏原 沢

右、清原氏也、三家

○藤波

右、大中臣氏也、一家

○吉田 萩原 錦織 藤井

右、卜部氏也、四家

○土御門 倉橋

右、安倍氏也、二家

○錦小路

右、丹波氏也、一家

總計百三十拾六家

近衛殿 九条殿 二条殿 一条殿 鷹司殿

右五家号執柄家、或称撰闕家、

清華

久我 三条 西園寺 德大寺 花山院

大炊御門 今出川 広幡 醍醐

右九家号華族、

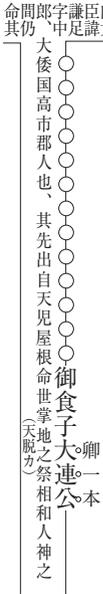
中院 正親町三条 三条西

右三家称大臣家、

藤原氏大綱

春日四座之其一也

天兒屋根命 日本紀曰、中臣連遠祖也



中臣曰
東大寺
根命
三孫
之云々

大織冠公

諱鎌足又鎌子
母大德冠大伴久比子卿女大伴大夫
(天人カ)

大鏡裏書云、大織冠内大臣中鎌子連一名鎌足天兒屋根尊廿一世孫方子卿孫小德冠中臣御食子卿男、母智仙公娘大德冠大伴久比子卿女

淡海公

推古天皇廿二年生、大化元六三謀殺入鹿、則賜恩賞授内臣大錦冠元神祇伯、天智天皇八年十月十日内臣重病、天皇幸内臣家親問、十五日遣皇太弟於内臣家授大織冠与大臣位賜姓為藤原氏、翌十六日藤原大臣薨、五十六歲

南家祖 ▲高倉數祖、武智磨 天平九廿一位、同月廿七日薨

北家祖 房前

式家祖 宇合

京家祖 磨

真楯

▲四条家祖 魚名

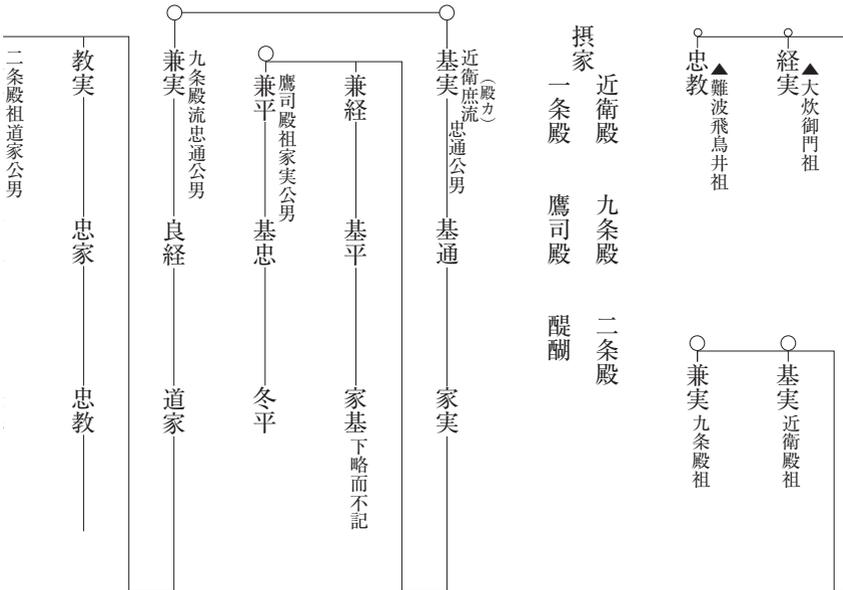
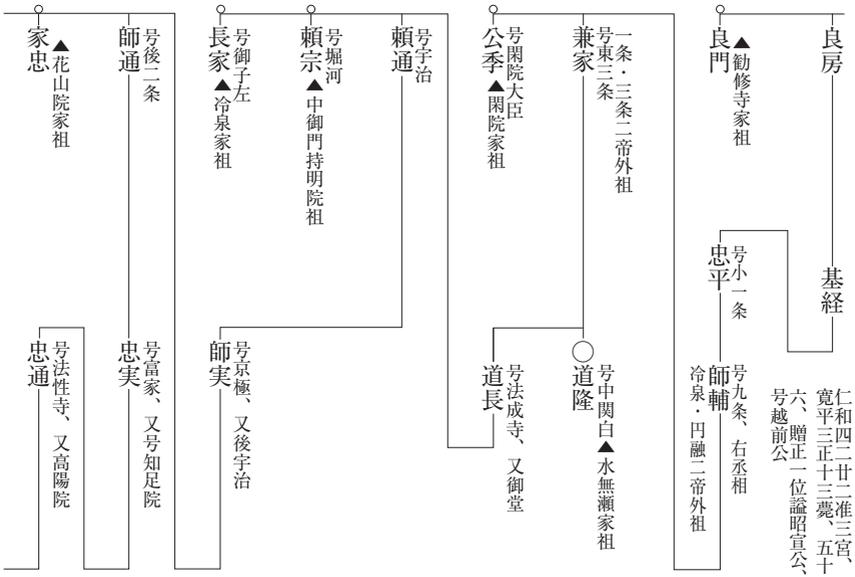
号後長岡、氏長者立勸學院
内磨 弘仁三十六薨、五十七、贈大政大臣從一位 ▲日野家祖 真夏

冬嗣

号枇杷殿、又号大原 ▲高倉祖 長良 陽成院外祖 号染殿、又号白川 清和天皇外祖

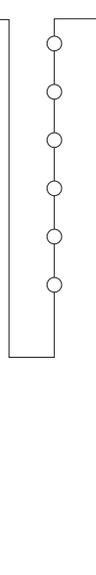
朱雀・村上 二帝外祖 長良卿男、号堀河

貞觀十四年八廿五石大臣、同十八年十一廿九撰政、元慶四十一八撰政、自是閔白始也、同十二年四太政大臣、同五十五從一位



○良実 — 師忠 — 兼基

○実経 — 一条殿祖道家公男



教輔 — 兼輝 — 兼香 — 道香

醍醐始祖

昭良公男

○冬基 — 冬熙 — 兼潔

近衛殿

忠通公一男、号中殿 又六条、又梅津 号白川殿、又 号普賢寺 号猪隈

○基実 — 基通 — 家実
仁安元七廿六薨、廿四 天福元廿九薨、七十四 仁治三十二廿七薨、六十四 (五脱九)

兼経 — 基平 — 家基 — 経平

基嗣 — 道嗣 — 兼嗣 — 忠嗣

「房嗣 — 政家 — 尚通 — 植家 — 前久

信尹 — 信尋 — 尚嗣 — 基熙

撰政関白大政大臣 家熙 宝永享保元文ノ比薨、年七十 家久 — 内前 — 経熙

基前 — 忠熙

第四之卷

△清閑寺

○資房ヨリ十代

權大納言從二位

熙定 宝永四正十薨 四十六

桃葉秦々録二 竹姫君御父卜 有之 熙貞卜有之、

△芝山

前権大納言正二位

○持豊 文化十二廿薨 七十四

第二之卷

△正親町

元公功
○公明 權大納言正二位、享和三十廿九落飾、法名竟空、同二十八聽袈袋、文化十五、十五、七十 (三九)

△高倉 (近代称藪)

武智磨ヨリ二十七代
○嗣良 權大納言正二位 自出身之初号高倉、寛永十四十二廿七号藪、被属閑院家

△中山

前權大納言正二位
○愛親 文化十一年八月十八日薨、七十四

△冷泉

前權大納言民部卿正二位
○為村 明和七、廿九落飾、法名澄寛、安永三七廿九薨、六十三

為泰 — 為章 — 為則 — 為全 —

△日野

実光栄公木子
○資時 權大納言一位
母鑰鳥侍從、享和元十一薨、六十五
吉茂朝臣女
資枝 — 資矩 — 資愛 — 資統 (宗カ)

△烏丸

○光広 寛永十五年七十三薨、六十

△竹内 清和源氏

人皇五十六代
○清和天皇 文德天皇皇子、御諱惟仁、号水尾帝、元慶四十二四崩御、宝算三十一

△宇多源氏 庭田 綾小路 大原 慈光寺

庭田

人皇五十五代
○宇多天皇 光孝天皇第三皇子、御諱定省、称寛平天皇、又号亭子院、承平元七九崩御、年六十九 (七カ) (十脱カ) (五カ)

△村上源氏 久我 中院 六条 岩倉 愛宕 千種 植松 東久世 久世 梅溪

人皇六十二代
○村上天皇 醍醐天皇皇子、号天曆帝、御諱成明、(康カ) 應保四五廿五崩御、宝算四十二

△平氏 西洞院 平松 長谷 交野 石井

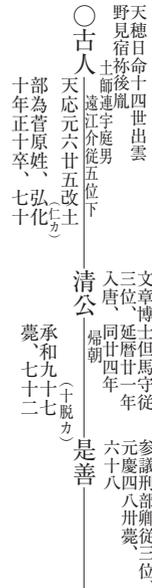
西洞院

人皇五十代
○桓武天皇 光仁天皇皇子、御諱山部、号柏原帝、正曆廿五年三十七崩御、宝算七十 葛原親王

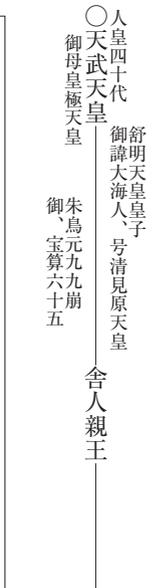
高棟 (二脱カ) 天長閏七月賜平朝臣姓

○行時 西洞院 參議正三位 応安二十一四薨、四十六

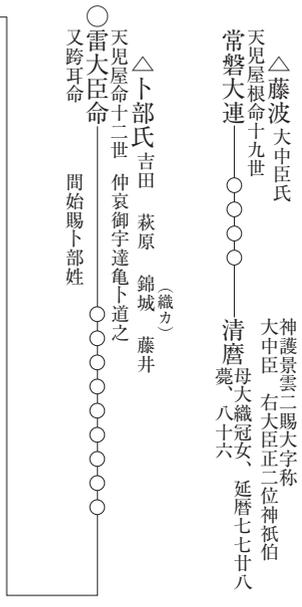
△高辻



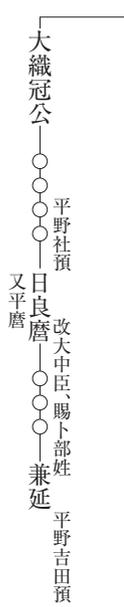
△船橋



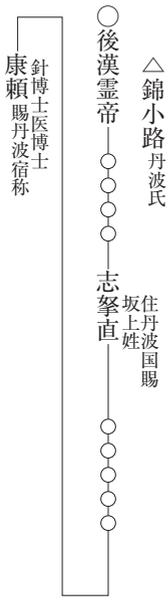
△藤波 大中臣氏



△安部氏



△錦小路丹波氏



○田子養生訣拔書

福寿自全之弁

○夫相者の吉凶禍福を云もの皆血色の善悪に依るなり、其骨法にをける人々生れ質つぎたるものなれハ、常に変ることなし、血色のあやしきや暗滞濛氣の類皆黯くもりの色也、気血皮裏に滞れハ、皮表の血色必黯る、然る時ハ疾病災害競り発り、甚しきハ祈るに所なし、又此靈粉の法を用て怠らざれハ、気血内に回り血色外に明にして、百祥幸福随て生じ、疾病災害自消顔色悦沢にして不老長生すべし、近來世間に殃の多を避んとて家居を移し、家相を改め幸福を求人あり、聖賢の教も其家を斉へんと欲るものハ、先其身を修とのたまへり、相法も亦然り、何の異ることかこれ有らん、祈福の豈捷徑チカミチならざらんや、如斯万福心の儘なるときハ心神自養ハれ悪念も亦起らず、是養生の最第一也、

○夫手足の病ひたるや気血の升降を失するに依てなり、手を久しく垂ハ、血降て升ことを失し、青筋浮びあらハれ、甚しきハ皮膚の色紫黒に変し動揺して字を

写事能ハず、久立久歩して脚の疲も亦然り、逆摩を主とすれハ其効速なり、然るを順摩し血指頭に到集り、何の所へか行かん諸人諸を察せよ、

○嚙津つをのむ

仙家に尊ぶ所の金漿玉體是なり、津を溜て常に服すべし、清津ハのミて吐くへからず、濁液ハ吐べし、津の交るを悞をむ、痰たは紙にて拭取べし、五味変了飲涎口に溢る、の類皆毒あり、嚙事なかれ、玉液・玉泉・玉漿・玄泉・神水・醴泉・靈液等皆舌下の津の称にして不老長生の葉なり、補五臟ヲ益シ氣力去三尸ヲ支ヲ体壯健使顔色不衰

○琢齒

〔日本衛生文庫本より補〕

齒は常に叩べし、上下打合声有しむるなり、三十六通づ、屢琢べし、多きを吉とす、筋骨調利心神清爽耳目聰明にして、口病を患へず、牙齒を堅くし老て齒没せず、長生を得べし、齒を叩き津を嚙こと九度するを煉精の術と云、黃庭經云玉池清水灌靈根是也、齒没したる人に牙齦の表裏を舌にて摩、津をのめば兒齒を生ず、△再生ずる齒を漢名兒齒といふ、詩の

魯頌ニみへたり、爾雅に兕齒ハ壽徵也といへり、和名瑞齒といふ、

後撰集に檜垣の囀

年ふれハ我黒カミも白河の

ミづはぐむまで老にけるかな

○居所

高台大室を忌む、周密の小室に宜し、大に明けられハ簾をたれて魄をやしなひ、大に暗けれハ簾を巻て魂を養ふ、南面して座し東首して寝、細隙の風を防ぐべし人を傷る事甚し、湿地にハ床を高くすべし、常に日に背て座すべからず、〔日本衛生文庫本より補〕保生要録云春夏東首秋

冬西首其首常枕葉枕[△]

○眠臥

眠ハ少に宜し、多けれハ氣血凝滯す、仏家にも睡ねふりの欲を欲界の一としていましむ、〔日本衛生文庫本より補〕臨臥に漱ぎ口を閉て寢声を発して語べからず、膝を屈め左右の脚等からず長短あらしめ、側臥するを獅子臥と云、心先眠り目後に睡る、覺て力を充しめて足を舒屢転側すべし、氣力を益し血脈流暢し筋骨自調ひ、百歳にして

動作不衰、常に葉枕を用ゆべし、菊花枕は腦を傷る用ゆべからず、[△]

鳴天鼓

氣を閉チメ陣を合舌を上顎、両手の掌うわあごにつけ腕カひらに両耳の竅あなを掩おさひ塞ぎ、第二指を以て中指をあつ圧し、腦後の骨を弾はじくと十八通、掌を遠く放つなり、また拔耳の術あり、耳を引耳輪の表裏を逆に摩擦し、左右等しく指を兩耳の竅に入動かし塞て卒に抜なり、頭目を清くし鬱を散し耳鳴・聲を治し寿なかし二術効同し氣を閉ざれば効少し、百術閉氣を以て先務とす、

○擦足心

毎朝目覚レバ先寝ながら左右の足の裏を合せ熱するまで擦へし、然して起て諸の術を行ふべし、臨臥に擦り、夜中覺れば擦べし、又片手に足の指を握り手の掌にて擦べし、老て行歩不衰、

○吉村九助異国人打留候節之御届書写

私領薩摩国七島之内、宝島沖江七月八日白帆之船壹艘漂来、橋舟より異国人七人致上陸候付、役々差越

相尋候処、言語・文字不相通、無程本船江乗戻、翌

九日橋舟二艘より致上陸牛望候由致手様候付、不相

調段手様を以相答候、旗印者難相分候得共、えけれ

すと申言葉迄相分り、野菜相与候処、（相受取脱カ）本船江乗帰り、

又々橋舟三艘より多人致致上陸方々致徘徊、海辺へ

繫置候牛一疋打殺し外二疋奪取、在番所へ鉄炮夥敷

打掛、本船より石火矢繫打放及狼藉候付、為目付役

彼島江遣置候家来吉村九助と申者鉄炮を以異国人之

内一人打留候処、其余之者共不残本船江逃帰、（即刻出帆脱カ）午未

之方江乗行、同十一日迄之間遠沖江帆影相見得居候

得共、其後何方へ乗行く儀不相知候旨申来候、依之

島津権五郎と申者へ一組之人数相付、彼島へ差越、

其外浦々島々江も取締嚴重申付置候、右打留候死体

地方へ差送次第、警固之者相添長崎へ可送遣旨、彼

地奉行江委曲申達候由、国元家来共申越候、此段御

届申上候、以上、

閏八月

〔（采書）領分宝島へ異国人上陸狼藉候処、家来吉村九助異人

打留候由、及狼藉候上者、右之通取計候儀、尤之事

二候、

右之段、青山下野守殿被仰渡申達候、

申九月」

○京都名所之記抜書

○神泉苑

一多宝塔 片桐市正且元造立之由

一客殿二而從 東福門院様御引出物二被成候、

鯨波御屏風一雙トキ拜見

保元平治戰場之絵一雙 狩野古法眼筆也、

右絵極彩色金屏風、片々ハ保元合戦、片々ハ平治合戦記
録ニ合セテ書候由

御所より此所へ御預ケ常ニ平人ニ見スルコトナシ、
此絵從 大御所様 先年御写取被遊当寺ニも写有之候

右御屏風之絵者、関東より

御所江被為入候節、鯨波之声ヲ揚ケ候由、依之名ト

ス、

右神泉苑之池ハ、竜宮迄通りケルト云々、往古此池

二向テ小野小町、

ことわりや日の本なれハ照りもせめ

さりとてハ又天か下かは

斯雨乞したる所也とそ

○勸学院朱雀寺ト号ス

壬生寺

壬生忠峯硯世ニ忠峯形ト云

硯箱ハ中奥長柄の橋柱ニ而拵たる由、蒔絵歌有忠

峯の詠歌を記す、

清水谷中納言実業御筆

としふれはくちこそまされ橋柱

むかしなからの名たにかはらす

○本国寺法花宗

一五重塔高サ十九間半・方三間半

一廟所 加藤肥後守清正

一同 同簾中

一同 紀伊大納言殿簾中

一額妙法花院

一小客殿東西八間・南北十間

庭ニ足利尊氏公の被植シ松あり、枝葉八方江蔓ル、

○西本願寺

○廬山寺

叡山筋

往来八里程

朝六ツ時以前出宅、夜五ツ時帰宅、

案内村次ニ出ル、

道筋加茂川を渡り高野川を渡ル、高野川より加茂川

へ流る、由、此川ノキワ西ノ方松ヶ崎山ト云、皆石

山也、高野川上程寄麗也、川上より御所へ上ル、鮎

取候由、

八瀬村江取付所ニ、右之方ニ加茂葵祭御神事之御旅

所有、此辺景氣能シ、八瀬村より惣髪之男案内ニ出

ル、

ロクロウ 出雲

岩淵 丹後

右之方石橋ノキワニ制札アリ、是より山へ登ル道西

当山へ諸商人堅入へからず、但、書籍経商人等

前々より令免許輩ハ可為制外者也、

月 日

目代

左之方岩ニ観音之像彫付テアリ、昔源氏経ノ矢之根

ニ而彫付ラレタルトテ、矢ノ根ノ観音ト云、

右ノ方川中ニ大キナル石アリ、義経駒飛石ト云、都

テ此辺を十文嶽ト云、

余程行村ノウブスナ天満宮社鳥居アリ、此鳥居ノ前

右ノ際ニ弁慶セイクラベ石トテ、六尺余ノ立石アリ、

麓茶屋アリ、カゴ立少ノ内休足石碑アリ、左リ大原

鞍馬道右叡山道ト書付有之、

○永観堂禪林寺 浄土宗西山派之惣本寺

一東照宮西山派諸法度 御条目(朱書「マ、一御朱被成下候事

一清和天王之尊像

○大仏

本堂三十間 高サ式拾八間

柱太サ式間廻リ柱口四尺五寸

釈迦座像 御長六丈三尺

台座蓮花金剛垣八角 但シ、一葉

壺丈五尺一面幅八間宛

御手二間 御襟より頭上迄一丈七尺式寸

蓮花座より御襟迄四丈 後より前御腹迄一丈七尺式寸

左右御臂より臂迄六間 御胸乳通り広サ廿一丈

毫際より御膝迄 四丈七尺 御膝之幅 五丈

御膝ノ高サ 八尺 御頭上より臆迄二丈五尺

毫際より臆下迄 一丈四尺 毫際より頭迄 一丈壹尺

御面体横幅 一丈四尺 御耳外法 一丈七尺

御耳幅 四尺五寸 御耳長サ 一丈七尺

御耳厚サ 一尺四寸 御首惣廻リ 五丈七尺

ラホツノ数 三百七十五 白毫指渡シ 四尺式寸

御鼻長サ 七尺七寸 御鼻指渡シ 八部

御口広サ 四尺五寸 御光仏 九寸八部

以上、

秀吉公御墓所

回廊石灯籠ニ秀頼家臣ノ性名彫付タルモ有之、右

妙法院支配也、案内上下着シ之侍壺人出ル、大仏

膝より上へハ足輕以下不上ケ、

○東山金玉山双林寺 時宗

西行法師塚 頓阿法師塚

芭蕉翁塚

西行之像右之院室ニ安置ス、

西行桜ノ枯木檀上ニアリ、今朽果テ西行桜ト名付

ル木少々庭ニ有、

寺中七坊

ねかわくは花のもとにて春死なん 西行法師

その如月の望月のころ

此双ノ庵室ニテ、此歌を詠し給ひ文治六年二月十六

日入滅、則円位聖人卜号、慈鎮和尚此所ニ詰て、

君やしるその如月といひ置て

言葉匂へる人の後の世

頼阿上人草庵集に

西行上人住侍りたる双林寺といふ所に庵結ひて詠

たる、

跡しめて見ぬ世の君をおもふかな

その如月の花のしたかけ

○紫野竜宝山大徳寺

此寺ハ古法眼探幽等ノ画、或ハ一休木像・織田信

長公束帯木像等有之、其外色々々、

○曾我物語抜書

○ひちやうはうか事

鶴乗山人
用事あらハ是を可見、

○頼朝いとうにおハせし事

そもく兵衛のすけ殿御よになり給ひなハ、いと
う・ほうでうとてさうのつハさにて、いつれせうれ

つ有へきに、ほう条の末ハ栄へ、いとうの末ハ絶け

る、ゆらいをくわしく尋るに、頼朝十三のとし、伊

豆の国になかされておハしけるに、かの兩人をうち

頼て年月を、くり給ひけり、然るにいとうの次郎に

むすめ四人有、一ハさかミの国の住人三浦介カ女也、

二をハくとう一郎すけつねにあひぐしたりしを取カ

へして、とひの弥太郎にあはせけり、三四ハいまた

いとうかもとにそありける、中にも三八美人のきこ

えあり、すけとのきこしめし、しほのひる間のつれ

くとしのひてつまをかさね給ふ、頼朝御心さしあ

さからてとし月を、くり給ふほとに、わかきミ一人

いてき給ひにけり、

若君の御事

すけとのわか君いてき給ひし事をなめならすよろ

こひ思召して、御名をハせんつる御せんとそ付給ひ

ける、つらくわうじを思ふに、きうじゆかすまゐ

しこふうのかほはせきくなれとも、ちよつかんを

かうふりて、ならハぬひなのすまゐの心ちそありつ
 るに、此ものいてきたるうれしさよ、十五にならハ
 ち、ぶ・あしかゞの人々・みうら・かまくら・をや
 ま・うつ宮をあひかたらひ、平家につけ合、頼朝
 かくハほうのほどをためさんともてなし、かしつき
 給ふ、かくて年月をふる程に若君三才に成給ふはる
 の比、いとう京よりわうはんつとめて下りしか、し
 はしハしらさりけり、ある夕くれに花そのやまをミ
 ておハしけれハ、折ふし若君めのとにいたかれせん
 ざいにあそび給ふ、すけちか是を見て、かれハたそ
 とどひけれとも、へんしにも及はずにけにけり、あ
 やしく思ひて、則うちに入さいぢよにあひ、三ツは
 かりなる子ものゆゑしきをいたきてせんさいにあ
 そひつるをたそと、へハ、へんしもせてにけつるハ
 たれにやととふ、ま、は、の事也ければ、折をへて、
 それこそ御ぶんのぞい京のあとにいつきかしつき給
 ふひめ君の、わらハかせいするをきかで、いつくし
 きとのしてまうけ給へるきんたちよ、御ためにはめ
 てたき孫ごぜんよと、おこかましくいひなしけるこ

そ、まことにすへもたえ、しよりやうにもはなるへ
 きためしなれ、されハざんしんハ国を見たし、とめ
 る人ハいへをやふるといふことば思ひしられて、あ
 さましかりけるしたいかな、すけちかこれをき、大
 きにはらをたて、おやのしらするむこやある、誰人
 そ今までしらぬふしきさよといかりければ、ま、
 は、ハうつたえすましぬるよとうれしくて、それこ
 そ世にありてまことにたよりまするにん兵衛の
 すけとの、わか君よとて、おかしけにてうろうしけ
 れハ、いよくはらをたて、むすめもちあまりて置
 所なくハこつじき・ひにんなどにハとらするとも、
 今時げんじのるにんむこに取、平家にとかめられて
 ハいか、有へき、とくの虫をハかしらをひしきてな
 うを取、かたきのすへをハむねをさきてきもとれ
 とこそいひつたへたれ、せんなしとて、郎等をよひ
 よせて、若君いさなひ出し、いつの国まつかハのお
 くをたつね、とゞきのふちにふしつけにし奉りけり、
 情なかりしためし也、是やもんぜんのことばに、し
 やうにミちてハすいをほうねんにあらはし、てうに

有てハくハをあんどくにあらハす、まことに身にあらまれるふるまひハ、行末いか、とぞ覺えける、あまつさへきたの御かたをも取かへし、おなし国の住人にえまの小次郎にあハせけり、なこりおしかりつるふすまの下を出給ひて、思ハぬかたへ、今さらにゐまくらかたしく袖にうつりかハリし御なミた、さこそと思ひやられたれ、是もすけちか、へいけへおそれたてまつると思へとも、わうさうとうけんふん三こうたるにも、やうゆうちうしよふんがそのかミに、つまひらかにせんにはしかすと見えたり、

頼朝いとうを出給ふ事

かくてよりともハ、何となるへさうき身そやと思ひくらし給ふにたかハす、入道あまつさへ、すけとのをも夜うちにしたてまつらんとて、郎等をもよほしける、こゝにすけちか、じなんいとうの九郎すけきよといふもの有、ひそかにすけとのへ参り申けるハ、おやにて候すけちかこそものにくるひ候て、君をうち奉んと仕り候へ、いつくへも御しのひ候へと申けれハ、よりとも聞召、ちやうわうが(さい、脱力)かいにあひしも、

いつハる事はしらて也、系ミのうちに刀をぬくハならひ也、人の心しりかたければ、くんしんふしのいをもつておそるへし、いはんやうたんとするハ親也、つげしらするハ子なり、かた／＼ふしんに覺えたり、いかさま我をたはかるにこそとて打とけ給ふ事もし、まことに思ひかけられなはいつくへ行てものかるへきか、されともさうなくじがいするに及はず、人手にか、らんよりハなんちはやくよりともかかうへをとりて、ち、入道にミせよと仰られけれハ、すけきよ承りて、仰のことくかたらひかたき人の心にて候、はちを取てころものくひにかへして、しんしの心にかひしもいつはるたくミ也、君おほしめすも御ことハリ、まことの心さしとハおほしめさすして、いしやうのはら衣御うたかひことハリ也、辱もふちう申候ハ、たうこく二しよの大明神の御はちかうふり、ゆミヤのミやうかなかくつきてすけきよが命御まへにてはて、なんと申けれハ、すけとの聞召、御よこひ(ろ脱力)ありて、かやうにつげしらする心さしならハ、いかにもよきやうにあひはからひ候へと仰

ければ、すけきようけ給つて、藤九郎もりなか・弥三郎なりつなをハ、君御ざのやうにてしはらく是にをかれ候へし、君ハ大かけにめされておにたけはかりめしぐし、ほうてうへ御しのひ候へと申をきて、御うつ手もや参り候はん、事をのし候半とて、いそき御まへをたちにけり、

よりともほうてうへいり給ふ事

かくてすけとのハひそかにまきれ出させ給ふ比ハ八月下旬の事なるに、つゆふきむすふ風のをと、わか身ひとつに物さひしく、のへにやすたく虫の声、折からことにあはれ也、有明の月たにいまた出さるに、いつくをそこともしらねとも、みちをかへてたのもをつたひ、草をわけつ、道すからの御きせいにハ、なむ正八幡大菩薩の御ちかひに、我まつたひにげんじの代となりてたうごくちうしてゑびすをたいらげんとねかひましませ、然るに人すたれうぢほろひて正とうのこりてた、よりともはかり也、こんどうんをひらかすは誰あつて家をおこさんや、世すてにげうきにして人こうゐんなし、はやくよりともかミヤ

うりよにまかせとういをしたかへ、きゑつのまゆをひらかしめ給へ、しからすハせめてたうごくいづの国のひつふとなし、なかくほんまうをとけしめ給へと、御きせいよもすから也、大菩薩のかんおうにや、いく程なくして御よに出給ひけり、扱もほうてうの四郎ときまさかもとへ入給ひ、一かうかれをうちたのミてとし月をこそをくり給ひけれ、

ときまさかむすめの事

さてもかのときまさと申ハ、平家のまつえうといえともけいづとをくなりぬれハ、をんこくにすミけれども国一番の大名也、かれにむすめ三人あり、一人ハせんはらにて廿一なり、二三ハたうふくにて十九十七にそなりにける、中にもせんはら廿一ハ美人の聞え有、ことにち、ふびんに思ひけれハ、いもと二人よりハすくれてぞ思ひける、去程に其比十九のきミふしきの夢をそみたりける、たとへハいつくともなくたかきミねにのほり、月日をさうのたもとにおさめ、たちはなの三ツなりたるえたをかざすと見て思ひけるハ、おのこの身なりともミつからと月日を

とらん事有まし、ましてや女の身として思ひもよらす、まことにふしきの夢也、あねこハしらせ給ふへし、とひたてまつらんとて、いそきあさ日御せんのかたへうつり、こま／＼とかたり給ふ、廿一のあね(君)若ハくわしくき、て、まことにめてたき夢なり、われらかせんそハ今くハんをんをあがめたてまつるゆへ、月日をさうのたもとにおさめたり、又たちはなをかさすことハほんせつめてたきゆらい有とて、けいかう天皇の御事をそ思ひ出しける、

けんぎうしよくちよの事

そも／＼いつもの神と申ハ、昔けいしやうといふ国に、おとこをハはくやうと申、女をハゆうしとて夫婦の者ありけるか、月にともなひて、よもすから(有明堂文庫本より補)寝る事なくして道に立ち、夕には東山の嶺に心をゆふべすまし、月のをそく出る事をうらミ、あかつきハせいてんの雲にうそふむ、くもりなき夜をよるこひ、あま雲の空をかなしミて年月を、くりしに、はくやう九十九のときしもんにのそまんとせしとき、ゆうしにむかひ申やう、われ月にともなひてめつる事よ

の人にこえたり、ひとりなりとも月をミる事をこたゑる事なかれといひけれハ、ゆうしなミたをなかけて、なんぢまきに死なハ、われひとり月をミる事有へからす、もろともにしなるとかなしめハ、はくやうかさねて申やう、かいらうとうけつの契りも、とせにあたれり、月をかたミに見よとて、つゐにはかなくなりけり、ちきりしことくゆうしハうちにおる事もなくして、月にともなひありきしに、是もかきり有けれハ、つゐにはかなく成にけり、されともふうふもろともに月に心をとめし故に、天上のくハをうけ、二ツのほしとなるとかや、けんぎうしよくちよ是也、又さいのかミとも申也、たうそじん共あらはれ、夫婦の中をまほり給ふ、御ちかひ頼もしくぞ覚えける、

さけの事

かけのふかさねて申けるハ、酒ハほうゆうのどく有とて、うときハしたしミ、したしきハ猶したしむ、さるによつてかすのいミやう候中にもみきと申ことハ、昔かんのめいていの御とき、三年かんはつしけ

れハ、水にうへてにんミンをほくしする、みかと大
 きになげかせ給ひて、天にいのり給へともしるしな
 し、いか、せんとかなしミ給ひけり、その園（園カ）のかた
 はらにせきそといふいやしきたミ有、かれがいへの
 そのにくハの木三本有けるに、水鳥つねにおりゐて
 あそふ、あるじあやしミて行てミれハ、かの木のう
 つろに竹のはおほへるもの有、取のけてミるに水也、
 なめてミれハ美酒也、則これをとりて国王にさ、く、
 しかるに此びしゆ一度口にふくめハ七日うへをわす
 る、徳あり、みかとかんし思召して、水鳥のをとし
 をきたる羽をとり、うへてしするもの、口にそ、ぎ
 給へハ、しにんことくよミかへり、うへたるも
 のハ力をえ、めてたしともいふはかりなし、則せき
 そをめして一こくのかみににんす、くハの木三本よ
 りいてきたれハとて三木ミキと申也、扱此酒ハいかにし
 て出くるそとたつね給ふに、せきそか子にくハうり
 といふもの有、ま、は、ことにすくれてこれをにく
 ミ、とくを入くハせけり、されともくハうりま、
 は、のならひと思ひなずらへてさらにうらむるこ、

ろなくして、此木のうつろに入れてをき、竹の葉をお
 ほひてをきたりけるかはしめ入たるはかうじとなり、
 後に入たるいひハ天よりくたる雨露の恵ミをうけて
 美酒とそなりにける、とくやくへんして薬となると
 は此時よりのことは也、又酒をのミて風のさる事三
 寸なれハ三すん共かけり、是ハかりうのきやうのい
 ひける也、馬のすんキを寸といえは、其故も有にや、
 又ふうばう共いへり、風のさまたぐるぎ也、又ある
 もの、家にすぎ三本あり、其木のした、りいはのう
 へにおちたまり酒となるといふせつ有、其時ハ三木
 とかくへきか、又ハしんほうにいはいく、しんしゆ百
 薬の長たり共かけり、かんじよにハせきそみきをえ
 て天命をたすくとかけり、又じどうといひしものハ
 七百才をへてはうそとなをかへしせんにん、きくす
 いともてあそひけるも此酒也、是ハほけきやうふ
 もんほんの二くのげをき、しゆへに、きくのした行
 水ふしの薬となりけるを此せんにんハもちひけると
 かや、大やけにもこれをうつして、てうやうのしん（えカ）
 とて、酒にきく入てもちひ給ふ、うへよりくたる

うろのめくミしたにさしくる月日のひかり、あまね

く若^(君カ)の御めくミにもれたるしなハなきにこそ、たか

きもいやしきも酒ハいはるにすくれ、神もなうじゆ

し、仏もれんミん有とかや、若も聞召れつるみきの

ことくに過にしうきをわすれさせ給ひ、(有朋堂文庫本より補)日本国を

従へさせ給ふべし。左右^{さう}の御足にて、そとの△はま

ときかひ島をふミ給ひけるハ、あきつしまのこりな

くしたかへさせ給ふへきにや、さうの御たもとに月

日をやとしたまひけるハ、しゆしやうく^(じやう脱カ)ハうの御こ

うけんをいてハうたかひ有へからす候、小まつ三

本かしらにいた、き給へるハ、八幡三しよのおうご

あらたにしてせんしうばんせいをたもち給ふへき御

すいさう也、また南むきにあゆませ給ひけるハ、し

ゆじやう御ざいみのとき大こくてんのなんめんにし

て、天子の御くらゐをふミ給ふところうけ給ハリ候

へ、御うんをひらきたまハん事是におなしと申けれ

ハ、すけとのよろこひ給ひて、かけのふかあハする

ことく、頼朝よに出ることあらハ、夢あはせのへん

たうあるへきとぞ仰ける、

九月十三夜名ある月に一まん・はこわう庭に出
てち、の事をなげきし事

そもくいつの国あかさハ山のふもとにて、くどう

左衛門のぜうすけつねにうたれしかはつの三郎か子

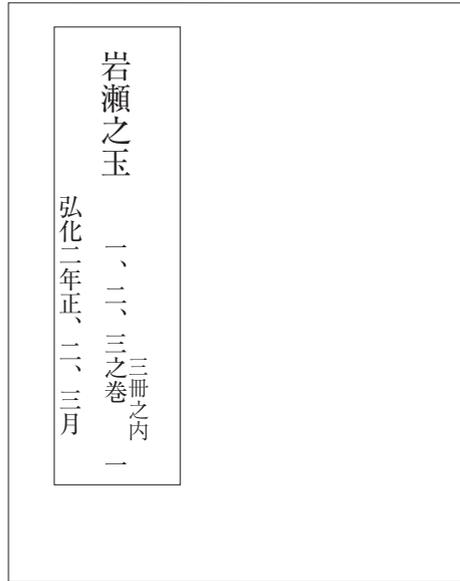
二人あり、あにをは一まんといひて五ツになり、お

と、をはこわうといひて三ツにそなりにける、ち、

におくれて(以下大)

岩瀬之玉

(表紙)



岩瀬之玉 壹貳三之卷

岩瀬之玉序

夫予か日記に者いろ／＼のこゝを止め止る事のなけ
れは、是まで常不止集となん名付置たりけれど、是

も程へて四十四冊となんなりぬ、よき折を得て冊数
をきらねハ、あまりにくど／＼しくて見るにもよか
らねハ、此節年号弘化と改りぬれば、日記も岩瀬之
玉と名付ぬ、詩歌・誹諧・秀語、あるハまたおもし
ろおかしきこと／＼を集る事、岩瀬にむせひかへる
玉の一ツによりおふにひとしければ、是より末はか
くなん改めぬ、

岩瀬之玉 一之卷

弘化二年乙巳正月申

名越篤烈

元旦 晴、

一朝六ツ時起、五ツ半時分より出勤、通り所々見廻、

九ツ前御暇、下方上方所礼廻、暮帰宅、夫より家来

共へ盃事家内中同断、四ツ過臥候事、

一当月月番相勤候事、引入川上孫八郎殿二而候、

一吉書宝寿と相認候事、

一画之吉書

 如斯二候、

一吉書認とて歌一首

立かへる春をむかへて末遠く

かきやなかさん水くきの跡

二日 晴、

一朝六ツ時起、四ツより出勤、九ツ前御暇、所々礼廻り、八ツ前帰宅、七ツ時より上方鐘内稽古始いたし、各暮前被帰候、四ツ過臥候事、

三日 曇、

一朝六ツ過起、四ツ過家来共相集剣術始居相始いたし候、池田三十郎殿・平田玄裕殿二者来儀、稽古被致候事、

一八ツ過池田四郎太殿・平田玄裕殿・伊勢平右衛門殿祝儀ニ参候、夜入四ツ前臥候事、

四日 曇、

一朝六ツ過起、五ツ過より所々礼廻ニ而四ツ前出勤、八ツ後より下方上方礼廻、日入時分帰宅候得者、父上様御方へ岩山玄伯殿・如石院殿来儀ニ而亭主振い

たし候、暮被帰候、四ツ時分臥候事、

五日 雨天、

一朝六ツ過起、四ツ八ツ出勤、帰り掛前へ立寄、暮前より父上様御同道ニ而日高氏へ弓稽古始ニ参り、八ツ過帰宅、無間臥候事、

六日 曇、

一朝六ツ時起、四ツ八ツ出勤、御暇掛より処々礼廻り、大鐘時分帰宅、四ツ過臥候事、

七日 晴、

一朝六ツ時起、四ツ八ツ出勤、御暇掛より加藤家江参り、暮帰宅、夫よりお藤誕生祝杯いたし候、四ツ半臥候事、

八日 晴、

一朝六ツ時起、四ツ八ツ出勤、帰掛梅田家へ稽古始ニ差越、大鐘時分より能勢氏へ参り、暮帰宅、九ツ時

分隊候事、

九日 晴、

一朝六ツ過起、四ツ八ツ出勤、帰宅、夜四ツ半分隊候事、

十日 雨、

一朝六ツ時起、家来共と劍術稽古、四ツ八ツ出勤、大

鐘より伊藤氏へ参り鐘稽古、暮過帰宅、四ツ半分隊候

事、

十一日 晴、

一朝六ツ時起、五ツ時出勤、月番故御鏡餅差引等いた

し、八ツ後御暇掛宅（帰カ）、四ツ半時分隊候事、

十二日 晴、

一朝六ツ過（起脱カ）、四ツ八ツ出勤、帰掛直ニ右松家へ稽古始

へ出張、夜九ツ時帰宅候事、

十三日 曇、

一朝六ツ時起、五ツ前出勤、御兵具所取手初ニ付、月

番故諸差引等いたし候、八ツ前捕手相濟、夫より例

之御祝初り、七ツ過ニ者御暇、帰宅、伊十院半之丞

殿へ参り、暮帰宅、四ツ過分隊候事、

一御家老衆ニ者島津（久浮）石見殿被為下候、御用人者宮之原

三十郎殿・小笠原（飯カ）徹殿、御側役ハ高田十郎右衛門殿

ニ而候、其外異国方書役五人、御目付二人ニ而候、

十四日 雨、

一朝六ツ時起、五ツ時分より花舜軒御墓へ参詣、夫よ

り加藤氏一刻立寄、直ニ出勤、八ツ後御暇、暮より

中馬氏・藤島氏来儀、四ツ過被帰、無間分隊候事、

十五日 晴、

一朝六ツ過起、四ツ前出勤、八ツ後御暇掛直ニ能勢氏

へ参り候得者、留主故岩崎越して帰宅候得者、暮よ

り家来福留吉左衛門ふつあん焼一重持来、訊ハ当正

月二日甲子大黒書具候様承り書遣候処、此大黒被折

候印有之候間、為一礼今晚一重之内持来之由承候、

何様之しるし有之候哉之旨問候得者、又之子之日ニ

表具頼ニ参り、帰り掛掛錢之所へ参候得者、福留氏

ハ大納りニ而、夢々と集り之者申候由承候より、是

ハ不時儀也、只今甲子之大黒表具頼ニ参り、帰り掛

ニ而候、定而御祈り被下候半、一統之者共も左様な

るへくと申候由嘶ニ而、九ツ時帰候付、無間臥候事、

十六日 晴、

一朝六ツ過起、五ツ半出勤、八ツ後御暇、郷十郎殿入

来、無間被帰候、日入前より谷山氏へ参り、暮過帰

宅、九ツ時分臥候事、

十七日 曇、

一朝六ツ時起、四ツ八ツ出勤、七ツ後より加藤家へ参

り、暮帰宿、九ツ時臥候事、

十八日 晴、

三十一日

一朝六ツ過起、四ツ八ツ出勤、帰掛直ニ洲崎鉄炮場ニ

而弓鉄炮争ひニ而十六建弓射候、横馬場郷中ニ被雇

候、暮過帰宅候得者、中馬氏来儀、四ツ時被帰、無

間臥候事、

十九日 晴、

三十一日

一朝六ツ半起、四ツ八ツ出勤、帰直ニたんとふ屋敷

ニ而弓、暮過帰宅、四ツ時臥候事、

二十日 曇、

一朝六ツ半起、五ツ過より花舜軒御墓へ参詣、直ニ出

勤、八ツ後御暇、七ツ時前へ立寄、七ツ過より伊藤

氏鏝内稽古へ出張、暮帰宅候事、

二十一日 雨、

一朝六ツ過起、四ツ八ツ出勤、御暇掛直ニ今和泉浜屋

敷へ参る、是ハ右松家上床伝左衛門殿へ饞別有之ニ

付而也、新納五左衛門殿より饞別之歌被贈候、左ニ

記、

ひらき、の峯の神風吹なへに

八重の汐路もやすく越なん

暮過歸宅候事、

廿二日 晴、

一朝六ツ半起、四ツ八ツ出勤、御暇掛直ニ櫛の木馬場御鷹宿へ参る、是ハ村橋彦九郎殿琉球在番之祝ニ同席中被呼候付而也、暮歸掛白尾金左衛門殿・加藤權兵衛・北条織部殿・園田与藤次殿同道候処、園田氏是非可立寄承候而皆共差越候所、目面者者日比に田舎より被取寄候由ニ而、高サ三尺計、廻り三尺五寸廻り計り之陽石有之、現物ニ寸分不違候、外ニも陽石所持被致候、めつらかなる物すきにて、右を題ニ而竹下覚左衛門殿詩有之書写候、

題園田君奇石 竹裕

天下君奇石 恰如一物奢

長是置庭上 莫使婢情誇

白尾金左衛門殿桜島古里村湯治場崖石へ被書付

候詩

懸崖絶壁勢如崩海渚石開炎液蒸豈是蓬萊別求藥沈痾

洗尺欲飛騰

廿三日 曇、

一朝六ツ半起、四ツ八ツ出勤之事、

廿四日

一前日同断、

廿五日 烈風雷雨、

一朝六ツ時起、四ツ八ツ出勤、御暇掛直ニ町田家へ参る、是ハ今日郷十郎殿続目之御礼被仰付依祝也、郷十郎事、式部と改名ニ而候、暮過拙宅家内中同道ニ而帰り掛、田原氏・伊藤氏前へ立寄、四ツ時分帰宅候事、

廿六日 曇、

一朝六ツ過起、五ツ過より町田家へ参り、四ツ八ツ出勤之事、

廿七日 雨、

一四ツ八ツ出勤之事、

廿八日 雲、

一四ツ八ツ出勤之事、

廿九日 晴、

一前日同断之事、

岩瀬之玉 二之卷

弘化二年乙巳二月中

朔日

一朝六ツ時起、五ツ半時分出勤、四ツ時御暇、学古図
写方、夜七ツ時迄二而臥候事、中馬氏ニ茂昼四ツ過
より夜四ツ半時分迄加勢被致候、

二日

一朝六ツ時起、学古写方、八ツ前より夕詰ニ而出勤、
八ツ後ハ 御殿ニ而も写、泊番鎌田哲二郎殿江代合、
七ツ過御暇、又々写方ニ而、夜八ツ過臥候事、中馬
氏茂昼九ツ前より夜四ツ過迄被写候事、

三日

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、四ツ後御暇、終日学古写、
方ニ而、夜八ツ時臥候事、中馬氏茂四ツ過より九ツ
時分迄被写候、

四日

一朝六ツ過起、今日者御殿之儀終日相頼候而学古写方、
夜九ツ臥候事、

五日

一朝六ツ時起、四ツ八ツ出勤、其余者終日学古写方ニ
而、夜八ツ時臥候事、中馬氏茂四ツ過より夜四ツ迄
被写候事、

六日

一朝六ツ時起、四ツ八ツ出勤、帰宅、直ニ学古ニ取付
候、七ツ時より宮里氏・中馬氏来儀ニ而、兎玉氏へ
掛物目利被相誘候得共、此学古写方障りニ相成候付
断候得者是非ニと承、不得止差越、暮帰宅、直ニ又々

学古ニ取付、夜七ツ時迄写候事、

七日

一朝六ツ過起、今日者終日相頼候而学古写、夜九ツ過

臥候事、

八日

一朝六ツ過起、四ツ八ツ出勤、直二三崎氏江同席中初

而参会ニ而差越、五ツ半時分帰宅、直ニ臥候事、

九日

一朝六ツ時起、四ツ八ツ出勤、其余之寸暇ニ者学古写

方、夜四ツ過臥候事、中馬氏者九ツ時分より四ツ過

迄被写候事、田原源左衛門殿暮より被参、四ツ過被

帰候事、

十日

一朝六ツ時（起脱カ）、四ツ八ツ出勤、今晚島津求馬殿妻死去ニ

付、升形並求馬所へ悔ニ差越、夫より浄光明寺参詣、

七ツ過帰宅、直ニ学古写方ニ而、九ツ半時分臥候事、
中馬氏茂昼九ツより夜九ツ迄被写候事、

十一日

一朝六ツ時起、五ツ時より加藤氏・植村氏へ立寄、四

ツ前（出勤脱カ）八ツ後より又々加藤氏へ参候、是者天真流四段

目引渡ニ付而也、床ニ者造酒上有之候、是茂四段目

被引渡候ニ付而歟共被相察候、七ツ過帰宅、直ニ学

古写方、日入前より岩崎江差越、葬送見送り、興国

寺迄差越、五ツ過帰宅、四ツ半時分臥候事、

十二日

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、御暇ニ而学古写方いた

し、夜九ツ時臥候事、

十三日

一朝六ツ時より直ニ学古写方ニ而致成就、今日者四ツ

出勤ニ持参、北条氏へ相返候、八ツ後御暇、七ツ後

より加藤氏へ参、暮前帰宅候得者、家来之者共並平

田玄裕殿・池田三十郎殿・池田与之進殿杯来儀ニ而、
劍術被致候付出張候、暮過より夜掛り宜、四ツ前迄
稽古いたし、九ツ時分臥候事、

十四日

一朝六ツ時起、福留召呼劍術稽古、四ツ時出勤、八ツ
後御暇、直ニ御墓參詣、夫より伊藤氏・町田家とい
たし、七ツ時帰宅、直ニ加藤氏へ差越、大鐘より伊
藤氏へ参り鑑稽古、暮帰宅候得者、家来之者共と
又々稽古いたし候、夜四ツ過臥事、

十五日

一朝六ツ時起、福留庄次召呼劍術稽古、五ツ過より出
勤、八ツ後御暇、帰宅候得者、家来村田市郎左衛門
すし為喰候旨承り、父上様・田原源左衛門殿・河侯
仲太夫殿・小子四人外物見へ差越候、当分伊藤氏桜
盛り最中ニ而見事ニ候、通ひ者ニ付而市郎左衛門迄
五人酒呑有之、父上様ニ者傘、田原氏ニ者ばら類、
小子ニ者酒肴、市郎左衛門ニ者おごとといふ事ニ而候

所、田原氏ばらの通る事数はかりなく候、日入前入、
候得者中馬氏・藤島氏・木藤氏来儀、四ツ半被帰、無
間臥候事、

十六日 晴、

一朝六ツ時より福留庄次召呼劍術稽古、四ツ八ツ出勤、
夫より大門口知覽別荘ニ差越候、是ハ昨日御殿ニ而
村橋彦九郎殿・東郷藤兵衛殿之刀被差替候ニ付而也、
暮過帰宅、直ニ臥候事、

十七日 晴、

一夜八ツ時起、大鐘過より礮花見ニ參候、帰ニ者鳥越
之方帰候所、田原源左衛門殿門ニ被出居、爰ニ茂能
花有之候間、一刻可立寄承候付一刻立寄、五ツ前帰
宅、四ツ前出勤、八ツ後御暇、帰宅候得者池田与之
進殿来儀、七ツ過被帰、直ニ加藤家へ参り三段目稽
古いたし候、暮平田氏同道ニ而帰宅候得者、家来者
共劍術稽古いたし候間出張居候処、加藤氏・平田氏
来儀稽古被致候、五ツ半時分被帰、父上様御方へ罷

出候得ハ平野氏・藤島氏被罷出居、四ツ過、（朱書）「マ、」

暁大磯前を帆掛の通りければ

大磯の花咲比は行船を

追手の風のいと匂ふへき

立かへらんと思ひて

大磯の花に名残ハ有明の

月に増りて立帰りぬる

十八日 雨、

一朝六ツ過起、四ツ八ツ出勤、暮より父上様御方へ罷

出候得者田原氏・渡辺氏・木尾氏被罷出、上野良淳

ニも暮過より被參候、是ハ病人有之故ニ候、各四ツ

過被帰、四ツ半時分隊候事、

十九日 雨、

一朝六ツ時起、四ツ出勤、八ツ前不時御吟味ニ而評定

所へ詰、八ツ過帰宅、町下家来共參り、亭主振ニ而

及銘酌、五ツ時分隊候事、

廿日 雨、今夜雷鳴あり、

一朝六ツ時起髪結、加藤家へ參り、五ツ時帰宅、直ニ

致食事、則御墓並花舜軒へ參詣、出勤掛前へも立寄、

四ツ前出勤、七ツ時より加藤家へ參、大鐘より前へ

參り、五ツ過帰宅、四ツ半隊候事、

廿一日 風雨烈し、

一朝六ツ時起、五ツ半時分前へ立寄、直ニ出勤、八ツ

後御暇、夜入藤島氏来儀、九ツ時隊候事、

廿二日 間々小雨、曇、

一朝六ツ時起、四ツ八ツ出勤、暮迄絵書有之、五ツ半

時分より父上様御方へ罷出候得者藤島氏被罷出居、

四ツ過被帰、小子ニも些風邪気故、直為養生隊候事、



一子
放埒

あまいだしん

大家ハ金五十両

一節小づかひ中ハ 同廿両

小ハ 同壹両

第一身上をつぶし家名を失ふに大妙薬、此薬の製法ハ一子相伝、寵愛のあまりあんほんたんに製する事奇妙也、幼少より父母うつゝをぬかして気まゝ、我まゝにそたて、しきどくによつて二親をなかし、兄弟・親類にくつたくをさせる事妙なり、成長にしたかひうそ偽を覚へ、そろ／＼色くるひ・小ばくち・大酒・けんくわなど、追々に功能あらわれ、手にも足にも合ぬやふに家かぶり、かねくひむしとなる妙薬なり、



筒井

名方

ふたまたかろ
双股膏

ぬらくら筋日より見町

のふれんや製

先祖筒井順慶、山崎合戦の時製法せしより世にひろまり、専ら天下に流行の薬也、当世ハ名をとるより徳をとれとかやにて、此薬を用れハ善悪とも眼前、利分利徳を得る事大妙、去ながら相手によつてハとくいミゑりきらひもあれハ、むかふを見て用へし、かたくわ又へんくつ物にあふて者かへつて用る身に薬どくのことあるへし、用心すへし、



スカン

ヒン

小気散

銭無すじ草屋町

貧摺や頓助製

(空白)
□い買のぬかミそ汁、一もんおしミの百しらす、

おのれ計よい事して、^(空白)の者の咽をしめ、慈悲善^{(朱書「マ、」}根少しきも思ひやいな^{(朱書「マ、」}く、終に焼場の釘ひろふてよし、にわか^{(朱書「マ、」}にのみのきん玉八ツわり、身につくもの八手足と通用せぬ大錢百文、ぶらりと前にさけながら間にあわす、折々此大錢で昔を思ひ出して後悔さすによし、さかさまにしてもはな血もたれんスカンヒンとなるに大妙薬なり、



おいらん
本名

太夫湯

浪花ふぢや家製

あみ笠一かい代銀七百貫目

京都にてハ島原・江戸吉原・大坂ハ新町三ヶ所の本家始め、其外に出店取次所多し、一度此薬を服すれハ、とらややうかんに太白かけたよりもうまく、二度三度とたびかさなるにしたかひ、ちつとの間も内にゐられず、よどまり、日どまりゐつ、けて、父母妻子の事も夢うつ、にて、ついに勘当受ケ、こも

かふり人の門に立、あまりくたさいとあみ笠紙子のやぶれ着物にて、吉田やの男にはき出されなんぎするによし、



万民
一統

いしのくすり

諸国津々浦々にて製

身の内のくさをそいですつるがあと^{(朱書「マ、」}の養生、枝ぶりわり^{(朱書「マ、」}るり桜木ハ、切てつぎ木をせねハ家の大どく也、実子・養子の者やへつなく、又わか^{(朱書「マ、」}いものをあまやかしておけハ、段々やまひ長して柱のくさり、家うつき出して足もひぎもた、ぬやうになる事うけ合也、おや子三人あさぎのげびつを首にかけて深山へんろふ、西国じゆんれいに出て大によし、



智恵振出し薬

尾州愛智郡中村出生

木下氏製

人間第一の妙薬にて、我先祖藤吉郎、子もりでつちより唐迄せめ、大閤と出世するきとくれいげんの妙法也、たとへ不男・貧ほふ人にて、此薬をたくさん用ゆる人ハ、たちまちに立身出世も心のまゝにて諸万人にうやまわれる也、但し、常に孔子・しゃかの薬法を用て富十郎がとうのやうな美男美人も此薬をのまねハ、木石同前にて犬鶏よりもおとれり、

廿三日 雨、

一朝六ツ時起、泊番二而七ツ時出勤、夕詰園田与藤次殿へ代合、与力泊番永井総兵衛・川路与右衛門五ツ時分より招呼、九ツ時迄相嘶候、八ツ半時分臥候事、

廿四日 曇後雨、

一朝六ツ時起、白尾氏へ朝出相頼所、五ツ時出勤被致

候付、直二代合御暇、四ツ後よりたんとふ屋敷へ参り木之実種蒔方等段々いたし、暮前帰宅、田原氏・藤島氏・近藤彦右衛門殿・植村鉄兵衛殿・河俣新六殿来儀、九ツ過被帰候、無間臥候事、

廿五日 晴、

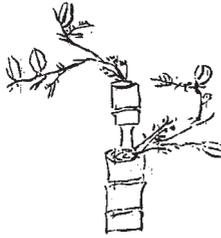
一朝六ツ時起、五ツ前田中金次郎殿来儀、今日者八ツ後より能勢氏へ席画有之候付、小子二も差越候様承候、五ツ半時分加藤家へ立寄、直二出勤、四ツ時帰宅候得者、島八郎殿・宮里十兵衛殿入来、八ツ後より能勢氏参り席画左之通、人数八人有之候、



淨川軒ハ波ニ（千鳥カ）八々鳥・師子之絵ニ枚被書候所、八々鳥ハ湯地彦太夫殿被貫、師子之絵ハ拙者貫ひ帰候、五ツ時分皆々同道、拙者ニ者升形へ精進落ニ参り、四ツ父上様・御か、様御同道にて帰宅、九ツ半時分臥候事、

廿六日 晴、

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、四ツ後御暇、七ツ前より相良市郎兵衛殿別荘江参り、夜九ツ時迄碁打、外ニ鎌田愛太夫殿ニ而候事、小床自分被生候由ニ而、木蓮花ニ黄仙花、左之通生有之、



誠ニ師家と者乍申、為勝者ニ而致感心候也、

廿七日 晴、

一朝六ツ半時分起、夕詰故九ツ半時分出勤、七ツ後能勢氏へ夜九ツ時帰宅ニ而候事、

一今日淨川軒ニ而段々掛物等致一見候内、富士之大横物、寿老人童子添中立物、雪舟流探元斎筆ニ而、是ハ何とも難申、只々為勝者ニ而候、右富士之絵者総州様探元斎へ被仰付候節、書調被差上候処、些御望有之外ニ書調被差上候由、頭之画ハ御召下候を探龍斎直ニ被貫候を于今持伝被居候道具之由、御殿ニ有之候者薩多峠ニ坂多く却而不宜由、此富士之儀ハ遠近高下峯谷等、唯現物を見候様ニ有之感心之絵ニ而候、淨川軒氣分等之不被勝日坏者、此掛物被出被見候得ハ、則氣分茂宜相成と之嘶ニ而候事、一幅之寿老人茂至而勝れ、淨川軒何篇被書候而も難及、此絵を被学候節而已者、絵者可止と被相考候由嘶ニ而候事、

一探元斎筆、二幅対之山水有之候、大抵景氣左之通、



是ハ、探龍齋探元宅へ被參候節、此二幅唯繪書之ま、にて有之候を被貰、彩色之儀を被頼候所、彩色者探龍二いたし置候様ニと被申候所、其儘被持帰、五六年茂過候而より右繪替張二張り彩色可致と被存候所へ、朝より終日探元齋被參候付彩色迄相頼銘を被書候而、是ハ銘振と画と不府合と後人申候半と被笑候由、探龍宅江年二一度ツ、者朝より緩々被參候事為有之由ニ浄川軒嘶ニ而候、

一尚信筆布袋小振中立物一幅、小横物一幅墨絵山水致一見候、墨も為勝者二候而浄川軒嘶ニ而候、右山水之繪者江戸ニ而代金七両ニ被求候由、

一探元齋一本柳之繪一幅、是ハ探龍齋、誰ニか餞別被致候節、探元ニも人來可被致と四五日前ニ被參、餞別ニ虎之繪不持合候間書調貰ひ度旨被申候所、今よりハ虎之繪ハ六ヶ敷柳を可書と墨絵之一柳被書、大抵景色左之通被相贈候を、于今被持伝候由ニ而致一見候、景氣至而宜敷為勝者二候と浄川軒嘶有之候事、



一探龍齋雪舟を被写候由ニ而、是ハ見違ひ候様ニ見事ニ有之候へ者、雪舟筆と有之候釈迦之繪ニ而候、是ハ狩野家被為登ハ、雪舟ニ被究候ハ、弥可究と咄杯いたし候事、

一繪本段々古人之被写候を段々被持居候由、探元・探龍ハ多く有之由、其外元春・探瑞・周喜・常信・内藤等甫・古探信等被写候本浄川軒所持之由、直嘶承候事、

一美信・岑信ハ繪之位何様ニ上下相分り可申哉と承候

所、却而美信方宜と浄川軒嘶二而候事、

一 浄川軒（朱書「マ、」とハ唯様より歟拝領御名之様ニ承居候、唯様

より拝領ニ而御座候哉之旨申候所、先年浄川軒親類

内ニ大坂詰之人有之、柴山卿持豊卿江歌道御門人ニ而候所、

浄川軒画ニ御讀を願ひ、其節浄川軒拝領之由候、一

清ハ何某とやら申候出家より被貰候由嘶ニ而候得共、

寸暇と失念ニ而候事、

一 於何方歟、探信・守信前ニ而席画被致候事為有之承

居候、其通之儀候哉と承候所、先年町田監物殿旅宿

ニ而探信・探淵、狩野家より外ニ誰か一人、此方森

探瑞・浄川軒ニ而候由、柳ニ駒之絵探信と浄川軒寄

合書も被致候由、

一 ロクシヨウハぬるとハ不申（朱書「マ、」、帚クと申而、掃除する

様ニロクシヨウハさらく可引者之由候、

一 元春者べらの組合一風有之能相分り居候由、浄川軒

嘶ニ而候事、

一 探籠者余程（朱書「マ、」絵も不下知ニ而荒執行いたしたる人ニ而、

夫丈我者ニ相成能ほとけ居候由、元春茂余程能候得

共、是ハ至而上した地ニ而探籠程之執行ハ無之人之

由、夫丈能解合不申候由、是ハ一清嘶ニ而候、

一 探幽ハ至而名人故、唯我儘ニ被書候故、初心之人抔

其儘学ひ候而ハ不宜所も有之由嘶ニ而候、

一 探元斎ハ至而之名人にて、是ハ探幽・雪舟も如何可

有之哉、古画其上一風有之故、尊者候得共余りに

下ニ可立人にてハ有之間敷と嘶ニ而候、

一 守景ハ余程名人之由、守景・柳栄と世間ニ申候得共、

柳栄ハあれほと丈之働き無之、絵もいまた自在ニ無

之由嘶ニ而候事、

一 初心之内ハ、上下江すらくと引はねする様（物カ）之者書

候而稽古書ニ相成者之由嘶ニ而候事、

一 皆どさ者を六ヶ敷申候得共、些致執行候得者とさ者

之法却而宜罷成候由浄川軒嘶ニ而候、

一 探定之絵ハ筆意不相叶余りニ不面白由、二才之時分

探溪時代抔之絵ハ宜由承候、洞春之絵ニ似寄候由浄

川軒嘶ニ而候事、

一 常信之若書と探元之若書、見違候様之絵多く有之由

浄川之嘶ニ而候、

廿八日 晴、

一朝六ツ時起、四ツ八ツ出勤、帰宅、直ニ前之浜ニお
ひて魚釣、家来塩田十右衛門進めより初て釣りニ出
候、大鐘時分より風出候付、着船ニ而塩田へ一刻立
寄、暮前帰宅候事、夜入藤島氏来儀、四ツ過被帰、
九ツ時臥候事、

廿九日 雨、

一朝六ツ過起、四ツ八ツ出勤、御暇掛直ニ御墓花舜軒
へ参り、七ツ前帰宅、夜九ツ時分ニ臥候事、

晦日 晴後雨霰、

一朝六ツ過起、四ツ八ツ出勤、七ツ時分より鎌田愛太
夫殿来儀、兩人にて夜四ツ時迄碁打、四ツ過被帰、
父上様御方へ罷出候得ハ田原氏夫婦被参、九ツ時分
被帰、無間臥候事、

岩瀬之玉ニ之巻終

岩瀬之玉 三之巻

弘化二年乙巳三月中

朔日 雨風、

一朝六ツ時起、四ツ八ツ出勤、御暇より郷田仲兵衛殿
同道ニ而調所家へ着之祝儀ニ参り、夫より直ニ能勢
武右衛門殿へ参、郷田氏ニ者村橋氏へ被立寄、夫よ
り黒木屋敷之様可差越旨承候、小子ニ者能勢氏より
暮過帰、八ツ時分臥候事、

一 浄川軒へふくさ物段々書貫候、小立物十枚、小横物
五枚ニ而候、

一 浄川軒日比より栞香庵と銘を被記候、当分之年五拾
二三才之位ニ而候間、後年浄川之書ニ右之銘書有之
候ハ五拾余才之画ニ而候、

一 画筆ハ奇体ニ可笑筆ニ当人ハ大秘藏之筆有之者之由、
夫故画筆之あかりといふハなき者之由浄川軒咄ニ而
候、

一 武者画者至極之極彩色ニ而無之候而ハ位無之者之由
嘶ニ而候、武者画を書候画の具も至極宜敷のを可撰
者之由浄川嘶ニ而候、

二日 晴、

一 小田氏へ有之候一蝶之筆、のふれんに猫の飛か、り候図、世間二名高き掛物二候得共、名高程之画にてハ無之、一蝶ハ大孝人ニ而老人之母に遠流之節、鳥より毎々画を被送、夫ニ而母を被養候由、其節母より被申送候者、手前二者如存鼠大きらひにて候処、一疋猫死候而鼠過分ニ相成大入り之由、一蝶へ被申送候処、右之図被書送候得ハ、夫を柵ニ被張候処鼠あれ不申之由、右様精心を込候而為被書故世二名高く候半、尤、小田氏之右之図ハ母ニ為被送候画ニ而者無之よし浄川嘶ニ而候事、

一 当分 御書院へ御虫干ニ出居候御屏風之内、尚信之四季之料作者殊之外為勝物之由ニ而、今日茂終日数多之御屏風之内是而已拜見被致感ニ被堪候由、明日茂出勤被致候得者、当分御留主故大隙ニ而又々可致拜見、能日暮ニ而至極被相楽候由浄川之嘶ニ而候、右之御屏風ハ小子ニ茂致拜見候所、墨画ニ而尚信印計三ツ有之候、

一朝六ツ時起、四ツ八ツ出勤、直ニ帰宅、夜九ツ時ニ臥候事、

三日 晴、

一朝六ツ時起、四ツ前出勤、九ツ時御暇掛升形前へ立寄、九ツ過帰宅、八ツ後より鎌田愛太夫殿・上野藤馬殿・有川勇四郎殿来儀、夜五ツ過被帰宅候、無間臥候事、

四日 曇、夕小雨、

一朝六ツ時起、直ニたんとふ屋敷へ参り、桜木三本植付、きんなん種まき抔いたし、其外そたけかたなといたし、暮過帰宅候事、

五日 晴、

一朝六ツ時起、四ツ八ツ出勤、暮より中馬氏・藤島氏来儀、九ツ過被帰宅、無間臥候事、

六日
(本文欠)

七日 曇、間々小雨、

一朝六ツ過起、四ツ八ツ出勤、大鐘時分より前へ参り、夫より横山安之丞殿へ参、又々前へ参り、夜四ツ前
帰宅、四ツ半臥候事、

八日 晴、



一朝六ツ過起、四ツ時出勤、四ツ過御暇、九ツ前北郷
要人一刻来儀、九ツ過より新射場一番目へ鉄炮へ出
張、同席中三組にして三人ツ、にて候、暮過帰宅、
無程河俣氏へ参り、父上様ニも外ニ近藤氏・植村氏
にて候、四ツ過帰宅、直ニ臥候事、

九日 晴、



一朝六ツ時起、四ツ前前屋敷へ立寄、四ツ八ツ出勤、
帰宅、無程たんととふ屋敷へ父上様御同道ニ而参り、
暮帰宅、久々振ニ弓拾建計勤候、中馬氏夜嘯ニ来儀、
四ツ過帰宅、無間臥候事、

十日 晴、

一朝六ツ過(起脱カ)、四ツ八ツ出勤、帰宅、七ツ時より北郷要

人殿へ一刻立寄、直ニたんととふ屋敷参り、今晚泊
り之賦ニて候処、風と可笑事思ひ出し候、訳者一里
塚之方屋敷番人三原庄右衛門殿ニ而候処、彼をだま
してやろふと思ひて、拙者二者笛を作、家来谷口小
次郎二者唐孟宗竹之根一尺余ニ引切候筒を持、下人
金二者桶を冠にして上之原へ上り皆々音声を出し候
処、番人之衆恐しき様子ニ相見得長くあたりにみえ
す、数篇声々に音を出し候得者、恐しさ半分ながら
も親子三人母殿迄一所ニそろくと被出候得共、声
も音ねもなく唯々畠の角之辺ニうろたへ居られ候故、
駈出し見可申と三人言合候而駈出し候得者、あら
くぬすミそうへくと唯あたりにて周章被居候、
小子共二者無難ニ仮屋へ帰居候所、四ツ過之比正右
衛門殿ニ男を召連盗取にかしの届ニ被参、誠ニ可笑
事ニ候、兼て屋敷番茂不埒被致候故能魄入ニ而候事、

十一日 晴、



一朝六ツ時起、屋敷外廻りを通り候、五ツ時小屋へ帰

り掃除等二而候事、九ツ時より司殿・靱負殿・其小

頭・父上様御同道二而御出弓、各々六ツ前被婦、小

子二者四ツ過婦り候事、父上様二者御泊りにて候也、

十二日 晴、

一朝六ツ過起、四ツ八ツ出勤、八ツ後御暇より升形登

殿・梅田家・能勢氏へ参り、日入時分帰宅、暮より

中馬氏・藤島氏来儀、四ツ過被婦、四ツ半時分臥候

事、

十三日 晴、

一朝六ツ過起、四ツ前出勤、九ツ時

太守齊興公御着城二而御城下へ罷出、九ツ過御暇、

帰宅、直二伊藤善兵衛殿着之祝ニ参り、夜五ツ時分

帰宅、無間臥候也、

十四日 烈風雨、

一朝六ツ過起、八ツ半より碓山家へ着之祝儀ニ参、直

二泊番ニ而出勤、夕詰本田休兵衛殿へ代合、九ツ時

臥候事、

十五日 風雨、

一朝六ツ時起、泊り明二而四ツ後帰宅、直二花舜軒御

墓へ参詣、帰宅中馬氏へ立寄、直二帰、八ツ後田原

氏来儀、七ツ時より能勢氏へ参り席画、外二八人に

て候、夜九ツ時帰宅、無間臥候事、

十六日 晴、夕曇、

三三三三三

一朝六ツ過起、四ツ八ツ出勤、五ツ過より藤氏へも

立寄、八ツ後帰宅、直二たんとふ屋敷へ参り弓、

暮帰宅伊藤氏へ参り、五ツ過帰宅、四ツ時臥候事、

十七日 雨、

一朝六ツ過起、四ツ前河俣氏来儀、今日者夕詰二而八

ツ前出勤、泊番伊勢平四郎殿江代合、七ツ後帰宅、

暮より加藤権兵衛殿来儀二而九ツ過被婦、無間臥候

事、

○島津主計殿 黒木

御城代被仰付候御書付之写左二記

一御城代

一御役料高千五百石

(久宝)
島津主計

右者、当御役年功者無之候得共、先御役中より多年

江戸江相詰、御内用方江茂被掛置候処致精勤、当時

御勝手方掛・琉球掛等も被仰付置、猶又出精相勤候
付、別段厚以 思召右之通被

仰付、御役料高被下置候、左候而、御家老方御用取
扱且月番並御勝手方掛・琉球掛其外都而是迄之通被
仰付候、

右之通、今日

御名代島津内匠殿ニ而被仰付候条、此旨表方へ致

通達、奥掛・御勝手方へ茂可相達候、

三月十七日

(島津久澄)
石見

一島津主計殿江今日豊後之御名召帰し被下候由、

十八日 晴、



一朝六ツ過起、五ツ過横山安之丞殿へ参り、四ツ前出

勤、八ツ後御暇、七ツ時分より近隣伊勢氏・森藤十

郎殿・篠原二三二殿来儀、弓、暮より伊藤善兵衛殿・

横山安之丞殿来儀ニ而、各四ツ半被帰候而直二臥候

事、

十九日 晴、



一朝六ツ過起、四ツ後伊藤氏へ一刻立寄、直ニたんだ

とふ屋敷へ参候得ハ加藤権兵衛殿大鐘時分より弓持

来、小子ニ者取矢取弓ニ而相手相勤候、暮過被帰候、

今晚ハ屋敷江泊り候、木尾彦左衛門殿ニも被泊候、

四ツ過臥候也、

二十日 晴、



一朝六ツ時起、五ツ時より帰、四ツ八ツ出勤、帰宅、

たんだとふ屋敷へ弓射ニ参り、今晚ハ泊り候、

廿一日 晴、



一朝六ツ時(起脱カ)、たんだとふ屋敷へ泊りにて五ツ時帰る、

四ツ八ツ出勤、帰り掛鉄炮江出張、暮帰宅、四ツ時

分隊候事、

廿二日 曇天、

一四ツ八ツ出勤之事、

廿三日 雨天、

一昨日同断、

廿四日 晴天、

一昨日同断、

廿五日 晴、

一昨日同断ニ而八ツ後鉄炮へ出張、暮帰宅之事、

当正月廿四日江戸大火一件書付

正月廿四日未刻より、青山六道辻より、西北之風強、

麻布桜田町、夫より同所相模殿橋飛火、古川辺焼拔、

松平山城守様・保科様・高取御預り所金先橋焼拔、

白銀台・伊血子^(皿カ)台町迄、細川様其外九丁目三田様・

有馬様・薩州様・土佐様、其外諸御屋敷様、一里四

方計御座候、竜土伊達様、日ヶ窪毛利様、小笠原様・

近江様・百姓町内藤様・稲葉様、何分辻煙吹立前相

分り不申候得共、先荒増為御知申上候、委細ハ跡便

より可申上候、

正月廿九日

大坂状屋出ス

村上様

右之通事書夜前五ツ半時分比幸御飛脚御通りニ付、

此段御注進申上候、御序之御被仰上可被下候、右之

段迄差急キ如此御座候、已上、

二月十五日

村上銀右衛門

美代藤助様

右同其後之一左右書付写

廿四日未刻青山権田原稻荷前鼠穴武家御屋敷より出

火、折節西北強砂煙吹立、晴夜如く相成、右場所よ

り出火、近辺焼広り、御手大工町焼出し、青山下野

守様御下やしき、其外御旗本様・若松町・五十人町

凡青山拾町四方計焼、夫より青山大膳允様御下やし

き・井上虎之介様・谷出羽守様・鍋島角次郎様・麻
布竜土町長法寺・六本木町真光寺・正真寺・長泉寺・
大久保加賀守様御下屋敷・戸川様・京極壹岐守様・
戸田様・京極様・亀井様・夫より芋洗坂・日ヶ久保・
小笠原備後守様・長府毛利様・内田伊勢守様・竜光
寺・法禪寺・長養寺・法徳寺・桜田町妙竜寺・妙音・
百姓町阿部様・内藤因幡守様・松平左金吾様・松平
石見守様御下屋敷・曾称寺・薬師堂・北条様・遠山
様・南部様、夫より一本松坂下町・長坂町・十番新
堀・松平甲斐守様下御屋敷・松平中務少輔様下御屋
敷・保科彈正忠様・黒田甲斐守様・新門前代地・養
福寺門前元町・称妙寺・福岡寺・戸田様・新橋二之
橋焼落し、織田大和守様迄、夫より魚らん下通四五
町程、実相寺・大信寺・魚籃寺・細川越中守様御下
屋しき・伊血子台町・白銀壹町目・興雲院・松久寺・
清正公之宮樹木焼、織田丹後守様・高野寺・南在番・
遊行寺・源照寺・松平丹後守様・白銀八丁目迄、二
本榎・丸亀様・上行寺・川越様御下やしき・相福寺・
大有馬様・本田様・猿町五町^{(朱書「マ、」}・毛利讃岐守様・奥平

様・水野越前守様・松平主水様、高輪法蔵寺門前よ
り通迄焼出、泉岳寺本堂残り、片桐様焼、大仏残り、
福昌寺・長安寺・大円寺・同町成善寺・久留島様・
三田ひしり坂上下共・三田主殿様御下やしき・松林
寺・小山・島津様・三田竜原寺門前、夫より田町二
丁目焼出し、九町目迄、南側不残、高輪北町・中町・
薩摩様御屋しき涯迄焼、凡南北二里余、東西壹里余、
廿五日夜、子之刻火鎮り申候、
右二度目一左右有之迄之間ハ、此御屋敷様御類焼
と相究りたる程之事ニ而諸人手足^{(朱書「マ」}を濕^(握ル)り居候処、
右之一左右有之、別而難有奉存候而、小子など二
者中馬氏・植村氏杯ニ而先達而心祝ひも乍恐いた
し候、
正月廿四日昼八ツ比、青山之筋辺より出火、西北風
烈敷、同所五十人町・御大工町・権太原焼尽、青山
辺不残、六道辻御組屋敷御旗本衆多く焼亡、夫より
麻布竜土町谷出羽守様・鍋島撰津守様、同所百姓町・
桜田町・新町・芋洗坂・日ヶ窪辺不残、小笠原様・

毛利甲斐守様御類焼・夫より六本木へ火掛り、京極様・戸田様・長坂下家残なく、十番辺無残之由、新堀端より松平中務様・保科様・織田様・松平甲斐様・佐土原侯御類焼、是より三田三町目より同所之角田町二町目之浜へ焼出し火止ル、一口者古川より白金辺不残、中道寺・魚籃觀音焼亡、十木谷・聖坂・今里辺不残、台町・細川越中様御中屋しき・二本榎本通総而焼、又日吉坂・大田寺丸焼、二本榎木之火筋御殿山近辺二而暫焼止ル、高輪片町・牛町・七軒・田町二丁目より九町目、何れも無残、久留島様・西海寺・泉岳寺坊中無残焼亡、

一 高輪御屋敷ハ、下通御物見涯御門前之丁家焼失、西北之風故既ニ御物見等へ火掛らんとする時、忽ち西風ニ暫ク直り、夫より御無難、亦猿町之方ハ隣之大久保殿と言御旗本、其外有馬様・奥平様・水野越前守様杯御下屋敷杯多く有之、いつれも御類焼ニ而候故、西御門之通御長屋へ火度々燃付候得共其儘消候、高輪御屋敷ハ三方より一所ニ焼来候得共御無難ニ而、度々不思議成事あり、三方より烈風ニ一所ニ燃掛り、

龜之甲御殿・鶴之渡し御茶屋・御部屋、又福寿亭御神殿並所々御長屋へ度々飛火有之候所、何国者共不知、出家体之者壺人衣を玉たすきにとりたるが、上を駈下を駈、壺人にて如稲妻駈廻り相働き、夫ニ而飛火も相消し候由、夫ハ丁度暮前迄之間ニ而段々右之僧体之者、其節ハ為何心もなく（采書「マ」）すに見分いたし居候得共、火静已後、皆々相考候得ハ不時宜故事（采書「マ」）と為申事、いか様秋葉山之加護かと申触し、先年古河より出火之節も右体之者相働候由、あやしき事候得共実事故申上候、

一 夕方暫時之間西風ニ直し候節、此御屋敷如雨火之粉来り、火元よりハ纔ニ差渡シ三丁目位も有之、又田町二丁目・同朋町ト壺町程有之、両方より火之粉まくれ来り、既ニ御類焼とのミ一統存居候処、薄暮より少々風和キ又西風に吹直し候故、田町御屋敷誠ニ以御強難難有奉存候、御道具杯其節御蔵江相仕舞候茂現之様ニ有之、翌日より又々取出し方ニあきれ果申候、今以御道具調方御奥之品と一ツニ相成大混雜ニ御座候、

一 太守様御立前日ニ而当分混雜御察可被下候、

一 麻布菟土阿部様へ被為入候

聡姫様真之御丸焼、早々此御殿へ御迦ニ而候所、御召替もなく、剩御蔵迄焼亡之由ニ而何忝ッ御所持無之、則より御召物・御たはこ盆等此御方様ニ而御調被進候由、御大小と御長刀のミ御持出シ、是ハ御姫様御自身ニ御持退ニ而候由候、御痛敷御事御座候、
一 三田随心院様ニ者高輪鶴之渡り御殿へ当分御住居御迦シ、筑地奥平様方へ被為入候由、是者御品者不残由候、

一 大円寺ハ丸焼、御位碑之分ハ小増共奉持出候由候、

住持折悪敷大病、下男とも肩ニ引掛漸く遁出候由、

一 今里御屋敷者丸焼、塩焔蔵まで焼亡、此塩焔蔵ニ火入候節ハ別而恐敷勢ひにて候由、当年ハ御鉄炮並御花火も御取止敷、

一 死人千人余と申触候得共六百人程之由、公義御届、

其内台町細川様御屋敷内四拾人計、外御屋敷掛り五拾人計、所々焼死候由、母之小兒抱候併死するもあり、騎馬士之馬と共に死たるもあり、種々様々戰場

火切之翌日ハかくやあらんと目もあてられぬ次第、

何分烈も焼立候故、四方八面飛火致候、(朱書ニマ、)逃ルニ道なく包ミ焼ニ逢候、高輪片町ハ南北三方より一時ニ燃

来り、煙ニ卷れ海へ飛入溺死も多候由、田上百二

殿御使番妻も溺死候由、気毒成ル事御座候、
高輪御屋敷

天保十四年癸卯正月琉球之内八重山島黒島之者暴

風ニ逢、無人島江相流鯖ニ被助候一卷

写

黒島村多良間屋まふし仲本儀ニ付奇妙之事有之、

左ニ申上候、

一 右仲本事、古見村おらなよ所へ田地有之、式里余之

船路稻為植付方当正月廿五日くり船より罷渡候処、

同廿八日同村本成屋もし事も稻為植付方罷渡、右ま

ふし居不申候付不審ニ存、早速古見村江參相尋候得

共見当り不申、礫と驚人罷婦、其段家内江相達候付

致騒働、手配を以近所村々浦々迄致探問候得共居不

申、如何為成果哉と悶居候内、新城村居住久高島之

知花筑登之親雲上、同村西表之干瀬へ繰船忝艘水船

相成捨置候を見付、挽ヒキ參格護仕置候所、此段まふし
 仲本父仲本にや聞付、早速罷渡見届候得者、慥タカシ二悻
 乘行候舟二而請取罷帰、まふし出舟無間も風波荒立
 及世話候上船も乗捨有之候付而者溺死無ウツクシ疑儀と相究、
 父を初一家内中親類共致悲歎、終二位牌相立香儀等
 為仕事御座候、

一当六月廿七日黒島村之者等小底屋むけし・宮里屋に
 けや・西屋かんだ三人、東表あさなと申干瀬江漁二
 罷出居候砌、人之呼声遙二相聞得、不審二存氣を付
 見候得ハ、式三拾尋沖より游来り候人有之、多良間
 屋まふしの様相見得、是ハ当正月致溺死候者二而死
 靈歎と打驚、其場立去り候様仕候得者、猶々呼声し
 げく有之、乍奇怪三人差寄何者と声を懸カケ候得者、多
 良間屋まふしと相答、其砌干瀬涯二而度々波二被打
 倒上り兼候付、所持之とちや柄エ二すからし干瀬江揚、
 慥タカシ二まふしにて、老人者早打二而番所とちやからとハ魚突竹之類へ相達、家内
 へ茂告、早速父を初家之者共周章様々参り、私共二
 も追付差越見届候得者、氣分悪敷言語も通し兼候付、
 湯粥等相互へ、火を焼キ暖ミ少シ氣界引直り、家内

へ列参り申候、

一右二付成行委敷相尋申候所、正月廿五日八ツ時分く
 り舟より古見村へ罷渡候中途俄二風波荒立、六ツ時
 分之比二而も候半、波二被打込水舟相成、何共可致
 様不罷成、衣裳入箱ニすかり南の方へ流行、其夜五
 ツ時分之比後二大成者相見得、鯨クジラニ而可有之と打
 驚候所、右辺二千鳥啼声有之候付寄り木とおもひ近
 く寄見候得者、弥木ニ而幸二存衣裳箱持打乗候、此
 木差渡四尺程、長拾式三尋程、枝も有之枯倒之木と
 相見得、洋中ころひ不申、波立静之時者汐より壹尺
 計上り、尤、致着居衣裳もはつし候而枝二かけ干シ
 申候、此時ハ新城村西表之沖ニ而候故、彼村へ致着
 度折角祈願仕候得共不相叶南の方へ流、次廿六日夜
 明見得候得者新城波照間ハナレ之渡中より午の方へ流行、
 終二鳥影も不相見得、此上者当島之内何方ニ而も流
 着相叶間敷と猶以悲歎相増、活運有之候ハ、天之御
 助茂可有御座哉と心中奉祈、先以衣裳箱より米取出
(米書ニマ)
 シ喰相立、廿七日四ツ時分小島相見得、同日八ツ時
 分右島北表干瀬江流着候処、潮深ク足立不申衣裳箱

二すかり三拾尋程游渡り、漸ク陸江上り候、其節ハ極々打草臥渴ニ及候付、水を尋浜より西表江參り候得者則ニ小川有之、水を呑、夫より衣裳箱ニ相残候米壹合程水ニ浸喰、漸々気分宜相成候付、人鳥ニ而候哉と氣を付候得共、人家又者物之踏跡も無之、人無鳥と相見得、一旦氣力を禿居候処、鳥渡考出シ小刀壹刃衣裳箱ニ入置候を取出シ、寄物之竹木ニ而車(朱書「マ、」いり作調木いり候而火出シ身を暖ミ其夜寢申候、翌廿八日喰物相求度近辺歩(朱書「マ、」候処、かや芋過分ニ有之堀取焼喰、同廿九日浜より屋久貝から拾ひ、是ニ而かやいも煮候而喰、左候而、小木・かやを以木屋作立相住居、あだん寄糸ニ而網作、毎日漁亦者かやいも堀取飯料仕、且螺イサ壹ツ取得其甲ニ而鍋を為仕由、付、乗り木者跡ほらみ以何方へ流行候哉相見得不申候由、一右通之次第ニ而食物・住家を求、飢渴ニ者およひ不申候得共、一期ケ様人無鳥ニ独り変苦ヲ請相終り可申哉と朝夕歎入候得共、先命之有限者兎も角茂相暮可申と、毎日魚取、彼是之業ニ而漸ク月日を送り罷居候所、六月初比夢ニ、其方事此地ニ難相素立、海

之活物ニ而在所へ送届候様浦々江申付置候間、随分心願を以可氣を付旨、面小にして長ク程高キ人之自身側ニ立被申様ニ有之、目を覚飛起手を合、若右様之可有御座哉と尚々念願仕、且同廿六日夜入、本漁りニ可罷出と炬詰調候折、雨之模様相成候付差止寢入候処、亦夢ニ只今帰家仕候間、早く起立船しよかり致候様朋輩之者申候様ニ有之、目を覚起立得と相考、度々ケ様靈夢別而不思議ニ存、是神之御告ニ而も候半と髮差衣裳箱より取出シ、衣裳も三枚着、折節雨も降り不申候付、五ツ時分炬火炬火を持浜へ罷出、張網ニ而壹尺五寸程之魚式ツ取り繩二貫キ帶ニ提ク通候所鳥渡腰差引候心地有之、魚式ツ其繩を切相失ひ、夫迄者何ぞ氣付不申、追付前ニ魚相見得、是を取候追追かけ潮深き所へ出候砌、不図魚類者自身候へ入浮上り候付、為持炬火を投捨腰羽を取付、至而急速之走ニ而船之走よりも猶早く夜明見候得者、長壹丈程之黃鯖サバニ而、波照間村東表より走通り、昼九ツ時分黒島村あさなの干瀬外百尋程之沖ニ而其鯖相沈、東之方へ緩々通り去り候付、則中さしを抜き手を合、

さしとハ頭を巻居候手拭

干瀬へ游来候折、彼漁人共逢助候由申出、身体相し
之様成切之事

らへ候得者両股赤ミ強ク有之、鯖ニ乘り痛之段相違

無御座候、右通申出有之、余り不思儀成事ニ而落着

難成、若他所へ隠居候而偽を構申出も可有之哉と

段々致穿鑿候得共、何ぞ疑敷儀無之、尤、干瀬江游

キ来り候砌、其辺ニ何ぞ為乘来物も可有之哉と相改

候得共、不審成物一切無之、此上者申出通知在相違

有之間敷と奉存候、杣山筆者大浜にやえまふし仲本

差登御届申上候、此旨御披露奉願候、以上、

付、まふし仲本流着小島之程、又ハ草木之次第相

尋候所、島長六合二横五合程、草木者とから木・

ふ木・あだん木・やらふ木・つ、し木有之、其外

常ニ替り候木ハ無御座候、浜辺二者魚貝之類多く

為相見得由申出候、

右者、大和より帰帆之楳船八重山島江致漂着、右ニ

付飛船差立、天保十四年辰十一月末方疏着、右便よ

り琉球方へ届為有之段被沙汰有之、三司官方書役へ

承候処無相違由承申候、其後右届書内々借請書写置

候、

右書付有之、奇妙成事書写候得共、段々不致府合
不審之角も有之候、

当分之地頭付

薩州

吉田 寺尾庄兵衛

指宿 川上東馬

穎娃 菱刈安房殿

加世田 新納波門

坊泊 平田直之進

阿多 碓山将曹

伊作 岩下新太夫

郡山 市来

串木野 百次

山田 洪谷左膳

高江 島津要人

東郷 本田六左衛門

山崎 土岐平太夫

大村 島津中務

谷山

山川

川辺

山田

久志秋目

田布施

伊集院

市来

百次

隈之城

中郷

樋脇

鶴田

大口

高田十郎右衛門

坂元平左衛門

上野司

北郷作左衛門

種子島六郎

樺山伊織

栗川権十郎

伊勢雅楽

田中善左衛門

新納主税

市田右近

猪飼央殿

隅州

羽月	山口次右衛門	山野	九良賀野巨
出水	島津主計殿	高尾野	森川利右衛門
野田	伊集院平格	長島	谷川次郎兵衛
阿久根	喜入多門	<small>高城郡</small> 高城	町田監物
水引	有川勇馬	甌島	菱刈八郎太
桜島	伊集院織衛	牛根	桂内記
大根占	二階堂左門	小根占	
佐多	島津藏人	田代	相良甚太夫
内之浦	伊集院亘	高山	
始良	和田助太夫	大始良	島津求馬
鹿屋	調所庄左衛門 <small>(笑力)</small>	串良	
高隈	豎山武兵衛	百引	二階堂源太夫
恒吉	伊集院伊膳	末吉	末川久馬
財部	北郷勇吏 <small>(男力)</small>	福山	穎娃織部
敷根	友野市助	国分	島津頼母
清水	猿渡彦左衛門	曾於郡	平原四郎兵衛
踊	二階堂右八郎	日当山	鎌田刑部
横川	島津久馬	栗野	島津右門

日州

吉松	川上矢五太夫	湯之尾	小笠原徹 <small>(轡力)</small>
馬越	伊集院隼渡 <small>(衛力)</small>	曾木	山口佐平次
本城	鎌田奎之丞	溝辺	中村黑人
帖佐	川上龍衛	<small>須喜郡</small> 山田	倉山作太夫
蒲生	伊木七郎右衛門		
大崎	島津鞞負	志布志	島津登殿
松山	伊集院權右衛門	勝岡	宮之原三十郎
山之口	伊集院喜左衛門	<small>諸県郡</small> 高城	小田善之丞 <small>(庄力)</small>
穆佐	島津九十九	倉岡	川上式部
高岡	島津石見殿	綾	吉利仲
野尻	名越彦太夫	高原	島津相馬
高崎	義岡藏人	小林	名越右膳
須木	山田助左衛門	飯野	大野多宮
加久藤	新納内藏	馬関田	仁礼小吉
<small>諸県郡</small> 吉田	相良典礼		
私領			
今和泉	島津安芸殿	垂水	島津讚岐殿
加治木	島津内匠殿	新城	島津要人

市成 島津石見殿 種子島 種子島彈正殿

そのむかしかなる事のありしより

知覧 島津右門 喜入 肝付主殿

思ひ河原と名付おくらん

鹿籠 喜入多門 吉利 小松相馬

廿七日 晴、

永吉 島津中務 日置 島津和泉

平佐 北郷作左衛門 入来 入来院平馬

一朝六ツ前起、四ツ前浜之市打立、霧島硫黄谷へ七ツ時分着ニ而、湯ニ両度入候、四ツ半時分臥候事、

宮之城 島津図書 黒木 島津主計殿

藺牟田 樺山権左衛門 佐司 島津将監

都之城 島津播摩 華岡 島津若狭

廿八日 晴、

重富 島津山城殿

廿六日 晴、

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、九ツ前御暇、今日より仕

舞次第霧島へ伊集院氏江湯治見舞ニ可差越有川氏と

申合、八ツ前より打立、国分浜之市迄五ツ時分着、

北川八郎右衛門と申候医師之所へ泊り候得者、母被

出斬共承候得者、右母二者神様之被乗居候迎野狐付

と相見得候、咄共承候而誠ニ笑しき事ニ而候、八郎

右衛門宅へ両人共泊りにて、九ツ時分臥候事、

けふ思ひ川を渡るとて

廿九日 晴、

一朝六ツ時起、湯ニ入、明礬湯ニ茂入、彼の山にもみ

ち・もミの木等こやし候、今日ハ六度入候、栄の湯

にも参候、夜四ツ時分臥候也、

岩瀬之玉

四、五之卷
三冊之内
二

弘化二年四、五月

岩瀬之玉

四之卷
五之卷

岩瀬之玉 四之卷

弘化二年乙巳四月中

名越篤烈

朔日 曇天烈風、間々小雨、

一けふも朝とく起て出湯に入り、また明礬湯の方にま

いり、宿々見まわりて湯守所などへまかりければ、

先久々に四方山の嘶ともありけるか、後の庭にめつ

らかなる木のありしゆへ、是は何とやらいひ侍りけ

る木なるそととひければ、大山蓮花とて此山中にも

おふくなき木にて、大波の池のほとりにあるよしな

りけれど、誠二まれくにある木のよしなれ者、所

にも是をしりてとる者彼の湯守のミなりしはなしと

もうけたまわりけれハ、しきりに所望し度なりて、

こゝろなき事ながらも此木を貫ひ度よしいひかゝり

けれハ、いとこゝろよけにおくられぬ、よくもあり

つくやうにこやしかへりて、飯ともつかひ、けふは

宍狩にと狩人とも打つれ、辰の刻はかりに深山をさ

して入けるか、人々のさまを見侍りて、

狩人の深山の奥に入さまは

たけきこゝろの熊もおよはし

なと腰折うねつりいたしてとふく狩場にまかり、

まぶし立しけるか、犬の追声のミして宍ハいてす、

またほかにふたかくら狩りけれと宍にあわて、

狩もの、出なはさすかのかさしと

まちかまへてもあわぬつれなさ

また雨風のいとはけしかりけれど、笠一ツたになく
てぬれつ、居ければ、

雨かせの吹もつれなし霧島の

深山の奥にまふし立して

雨もしはしの間にてまたやミぬ、跡のかくらに者横
瀬の者鹿壺ツを射ぬ、日も西山にかたふく比、硫黄
ヶ谷の宿にかへり、湯にふた、ひ入ぬ、夜入亥の刻
はかりに打ふしぬるに、毎夜有川ぬしとあり、夜具
なるか夜も半になり、有川ぬししも息ぬかさるもい
とくるしくて飛出ぬ、

二日 晴、

一けふも朝とく起、出湯に入り、けふハ有川ぬしも打
つれかへるへきとて、い十院ぬしに暇を乞にまかり
ければ、名残のみきくミかわすへきとてしられぬる
もいとくるし、辰の刻過る比やうく打立ぬ、中途
すから雲雀の声を聞いて、

霞ぬる空にひはりのなく声は

たひの往来の友となりぬる

はるかの野への道草にさわらひとも折とりて、

さわらひを折とることもほかならん

たかちほ野への思ひ出のため

なとおかしくもいひ出して、日は西山にたかき比国
分浜の市へ着ぬれば、富の隈の 御城跡なと押しぬ、
いわかきかたくよくわかり、二の曲輪にハ高麗稲
荷のたち居たりし、 御城もゆるくと押しけれと
また日も西山ニ残りぬ、春の日とハいひつ、も実に
暮かたきなと口すさミし、浜の市町に宿して居たり
けれハ、となりに風呂屋ありていまわきたりと聞し
故、風呂に入りて旅のつかれをやすめぬ、またとな
りに一せんのありし故、是もはなしになんなりぬへ
きとてまかりて髪すり結び方たのミぬ、是ぞ職とハ
いひつ、もこ、ろもちよくもいひ貰ひぬ、夜戌の刻
計に浜の市を舟出して寅の刻する比鹿兎島の湊に
つきぬ、かへりてすくさま打ふしぬ、

三日 雨風、後晴

一朝六ツ半時分起、四ツ八ツ出勤、帰り掛直二川上氏へ同席中参り、五ツ時分帰宅、無間臥候事、

四日 晴、烈風、

一卯の刻すぐる比起たりけれど、きのふあまりをふくの酒をのミたりけれハ、けふは二日よひしてこゝろもちあしくまた打ふしぬ、明てよい気の残るとハ予ハ初ての事なりし、辰の刻に起いて、飯ともつかひけれと思ふまゝならず、あらおかしや、めつらかなる事もありしと氣ミあしきながらも打笑ひぬ、未の刻すきて河俣新六とのきたられぬ、けふハ夜の御ばん前にて申刻に御やかたにいて、夕詰北条織部殿江代りぬ、夜も入りぬれば、押番内藤作兵衛・郷押番川路与右衛門めしよせて、亥の刻まではなしともいたしてほとなく打ふしぬ、

五日 晴、

一朝卯の刻におきたりければ、辰の刻に白尾金左衛門

とのいてられかわりぬ、午の刻前よりたんとふのやしきにまかりて、霧島より持かへりしもみの木も植付ぬ、日も西山にちかつく比かへりぬれば、竹下三次殿・河俣仲太夫との杯被参、亥の刻にかへられぬ、木尾ぬしにもまいられて、是も亥の刻にかへられぬ、やゝありて打ふしぬ、

六日 晴、

一けふも卯の刻に起いて、卯の刻半に評定所申渡にいてぬ、あひ役ハ市来次十郎殿にて候、五ツ時にハ公務之事も済てかへり居たりしか、今朝の事に付て御用談有之出勤可致旨問合有之候付、直二出勤候得ハ聊の事、九ツ過帰宅、八ツ後より北郷要人殿同道二而三崎氏へ参り、大鐘より鎌田哲二郎殿へ精進落二参り、九ツ時分帰宅候事、

孟宗の至孝の事を孟宗竹によせて歌よめとありければ、

とふつ親にこゝろをつくす孟宗の

名のミをしとふ窓の呉竹

田上居住の人より風りんに歌よめとありければ、
里とふき柴の庵りの軒のかね

かせをたよりの友とこそなれ

被帰候、無間臥候事、

九日 晴、

一朝六ツ時起、四ツ八ツ出勤、暮より森岡喜左衛門殿
来儀、四ツ時分被帰、直ニ打ふし候事、

七日 晴、

一朝六ツ半起、四ツ八ツ出勤、今日者父上様・御か、
様前御家内中御同道ニ而吉野御屋敷へ御出、御留主
番ニて候、暮御帰宅、四ツ半時分臥候事、

十日 晴、

三三

一朝六ツ過起、今日者御座相頼、出勤不致、四ツ後御
寺御墓へ参詣、大鐘時分より伊藤氏へ参、弓ニ而暮
帰宅候、四ツ半時分臥候事、

八日 晴、

一 太守齊興公東目御光越より今日四ツ時分磯御飯屋へ
御着、八ツ前 御帰殿候事、

十一日 晴、

一朝六ツより吉田伊集院半之丞殿屋敷へ竹之子喰ひ、
同席中列立参候人数左之通、郷田仲兵衛殿・有川勇
四郎殿・川上孫八郎殿・北郷多仲殿・北郷要人殿・
伊十院半之丞殿・書役篠原二三二にて候、暮帰宅候
事、前之岡ニ登り候、名を横山之岡、立石之岡とも
申候由、小子二者一番高き岡にも登り候、帰宅候得
者、伊藤善兵衛殿・木尾彦左衛門殿被参居、九ツ時

一朝六ツ過起、六ツ半より能勢氏へ参り、帰り掛登殿
へ立寄、四ツ八ツ出勤、帰宅候得者伊東新八郎殿来
儀、直ニ田原氏・町田家へ参り、七ツ過帰宅、夫よ
り父上様・式部殿同道ニ而伊藤善兵衛殿相誘ひ、松
岡氏へ参り、四ツ時分帰宅候事、

十二日 晴、

一曉大鐘起、今日者谷山備打勤前二而北条氏・北郷氏
六ツ時被相誘、同道二而谷山中之塩屋へ五ツ半時分
致著候、七ツ時分備打稽古相濟、夫より同席中九人
同道二而町へ差越、夜入五ツ過帰宅、四ツ時臥候事、

十三日 晴、

一朝六ツ半時起、四ツ八ツ出勤、七ツ後より町田家鑑
内稽古ニ出張、夜四ツ前帰宅、九ツ時臥候事、
七ツ後前へも一刻立寄候事、

十四日 晴、

一朝六ツ過起、四ツ八ツ出勤、七ツ後前江一刻立寄、
夫より伊藤新八郎殿へ参り、大鐘帰宅、四ツ過臥候
事、

十五日 晴、八ツ時分小雨、

御用掛

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、四半時分御暇、直ニたん
たとふ屋敷へ参、弓、暮帰る、四ツ前臥候事、

十六日 雨、

一朝六ツ半起、四ツ八ツ出勤、八ツ後より家来とも参
候而賑々敷事ニ候、四ツ前臥候事、

十七日 曇、

一朝六ツ過起、五ツ時宮里氏来儀、四ツ時出勤、四ツ
後御暇、八ツ後宮里氏来儀、花二盃被生候、小子事
も花の道を少々弁度、入門之申候而盃杯いたし候、
暮十兵衛殿被帰宅、九ツ時分臥候事、

十八日 雨、

一朝六ツ半起、四ツ八ツ出務之事、

十九日 曇、

一前日同断之事

二十日 曇、

柳ニ

シモツケ

宮里十兵衛



シモツケ



宮里十兵衛

一 朝六ツ過起、無拋儀有之 御座相頼、出勤不致、七
 ツ半時分より町田家・伊藤氏へ参り、善兵衛殿・万
 次郎殿・植村鉄兵衛殿同伴ニ而近藤彦右衛門殿へ参、
 九ツ時分帰宅候事、先日彦右衛門殿御記録奉行見習
 被仰付候祝ニ而候事、

廿一日 曇、

一 朝六ツ時起、六ツ半時分近藤氏・伊藤氏へ参、直ニ
 帰宅、御馬追之返見物いたし、四ツ前出勤、四ツ後
 御暇、九ツ時分より上野司殿其外小頭衆杯五六人來
 儀、夜五ツ各々被帰宅候、四ツ時分臥候事、

廿二日 晴、

一 朝六ツ前起、六ツ時分より能勢氏へ参、五ツ過帰掛
 登殿へ立寄、五ツ半時分出勤、八ツ後御暇、七ツ時
 分より田中氏・中馬氏へ立寄、夫より町田家へ鍵稽
 古ニ差越候而夜五半時分帰宅、四ツ過臥候事、

二十三日 雨、

一朝六ツ過起、四ツ八ツ出勤、夫より在宿ニ而九ツ時
分臥候事、

二十四日 晴、
三月二日

一朝六ツ半時分起、四ツ八ツ出勤、帰宅、直ニたんた
とふやしきのよふまいり弓、父上様其外田原氏・津
留氏・青木氏杯ニ而候、暮帰宅、四ツ時分臥ス、

二十五日 晴、

一朝六ツ時起、四ツ八ツ出勤、七ツ後より町田家鑑稽
古ニ参り、夜五ツ前帰宅、九ツ時分臥候事、

二十六日 晴、昨今分而暖和二相成候、

三月三日

一朝六ツ過起、出掛登殿へ立寄、四ツ八ツ出勤、帰宅、
直ニ前へ立寄、父上様・内記殿杯同道ニ而伊藤氏
へ弓ニ参、夜五ツ半時分帰宅候事、

二十七日 晴、

一朝六ツ時起、弓見分ニ而八ツ前出勤、引合渋谷氏、
八ツ後御木屋場へ相下り致見分候、帰掛前へ立寄、
七ツ過帰宅候得者、平佐よりおつやとの御入来にて、
夜四ツ御帰ニ而候、九ツ時分臥候事、

廿八日 曇、
三月四日

一朝六ツ時起、六ツ半過白尾氏へ朝出いたし候、九ツ
過御暇、能勢氏へ一刻立寄、夫より川田家へ立寄、
八ツ後より有馬伴左衛門殿所へ参り弓、御勘定所人
数分弓之内相加り候、暮より帰り、父上様御同道
ニ而前へ一刻立寄、帰宅之事、

廿九日 雨、

一朝六ツ時起、直ニ伊藤四郎助殿へ参り、夫よりたん
たとふ木尾氏へ参り、帰掛町田氏へ藤八殿へ御広敷
番之頭ニ而奥御庭掛り被仰付候祝儀ニ寄候、五ツ時
帰宿、七ツ後より泊番ニ出勤、夕詰伊勢氏へ代合、

御兵具所之梅



宮里十郎兵衛殿花



晦日 曇、

一朝六ツ時起、泊り明二而四ツ過帰宅、夫より終日庭そたけかたにて候、

岩瀬之玉 五之卷

弘化二年乙巳五月中

朔日 雨、

一朝六ツ過起、五ツ半時出勤、八ツ後御暇、八ツ後より郷十郎殿・彦左衛門殿来儀、暮前よりおのりとの来儀、各々四ツ過被帰、前御ば、様御病氣之由候間差越候得者、最早漸々御快御塩梅被成御座候間、九ツ過帰宅、直二臥候事、

二日 雨、

一朝六ツ過起、五ツ前出勤、北郷要人殿江朝出いたし候、八ツ後御暇、帰宅、沖氏・宮里氏へ立寄、七ツ前より宮之城物見江同席中拾人掛物目利二而差越候、暮帰宅候得者中馬氏被参居、五ツ時分被帰、四ツ半

時分臥候事、

三日 晴、

一朝六ツ時起、今日者出勤不致、九ツ過より

父上様・い藤氏・青木氏・田原氏杯同船ニ而桜島湯

の村へ渡海、夜入九ツ時帰宅、直ニ打ふしぬ、

四日 晴、

一朝六ツ時起、四ツ八ツ出勤、夜九ツ時分ふし候、

五日 晴、後間々小雨、

一朝六ツ時起、五ツ半出勤、

太守斉興公四ツ半御出座、九ツ時御暇、所々当日之

祝儀廻り、八ツ半帰宅、七ツ前より荒田二階堂家へ

参り候而、夜五ツ半時分帰宅之事、

六日 雨、晴交る、

一朝六ツ過起、四ツ八ツ出勤、七ツ過より御兵具所与

力川路与右衛門入来、暮過被帰宅候、夫より中馬氏入

来ニ而夜九ツ前被帰、九ツ過臥候事、

中菊



名越篤烈生



於伊藤氏宅

名越右源太篤烈生ル



齊宣公御居間ニ有之候御額之写

公家方御筆之由

夫、扇の用は九夏の暑をたすくるのミにあらず、嚴冬の寒き夜ハ埋火のために身をはたらかし、御慶の賜となりてハおのれか姿のひらくる、春を祝しすへて四時五節の折ふしを勤めすといふ事なし、その生れつき折目た、しくかミしも袴の行義をしたひ、分別の要に本をく、り礼義を專にすれとも、折にふれ

てハ一興有月の夜の戯に、花の本の楽にハ三弦に對し淨瑠璃（綱カ）をもてなし、五明といえる表徳もあれは風雅の道もこのめるにや、長き座しきのあくひをかくし、楊枝つかひの屏風となれるも皆是隱徳なるへし、或はきり落しの留主を預り、たはこ嫌らひの手伝となりてきせるの間を合せ、目録をのせて八寸名代もいと重宝にこそ侍りけれ、恨らくは転寝の蚊をはハかれ、小鍋立の七りんをあふかれ、果は棚の鼠にかちられ、菊の花の形となりてはきために捨らる、こそいと心うけれ、遠きを思へ者元曆の戦に的となりて那須か手柄を顕し、平等院の芝をかたミに頼政か哀をのこす、いまや四ツの海しつかに一ふしをかなつる、舞の手に末広と万世をた、ミこめてた、御代をあふくものならし、

七日 問々雨、

一朝六ツ過起、四ツ後伊藤氏へ参る、九ツ時分婦宅、直ニ夕詰ニ而出勤、七ツ時泊番富山半藏殿代合、御暇、夜九ツ時分臥候事、

八日 間々雨、

一三三

一朝六ツ半時分起、四ツ八ツ出勤、帰宅、八ツ半時分より前へ参弓、父上様其外伊藤氏・青木氏扨にて候、夜六ツ半時分帰宅、五ツ過臥候事、

九日 間々小雨、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、四ツ後御暇、帰宅、家来と兩人二而土持はこひかた／＼いたし、庭そたけにて候、暮より伊藤氏か、様御出二而、四ツ半時分被帰候、

十日 雨、

一朝六ツ過起、四ツ八ツ出勤、七ツ後宮里氏へ花かつミの花持参、生貫ひぬ、夜入折田貞助殿・植村鉄兵衛殿・児玉佐平次殿・東郷藤左衛門殿入来、九ツ時分各々被帰候、無間臥候事、

十一日 間々雨、

一朝六ツ時起、出勤掛重富やしきへ立寄、四ツ八ツ出

勤、大鐘時より伊集院巨殿・郷田仲兵衛殿・町田式部殿・父上様御同伴二而重富屋敷

山城様御方へ初而参上いたし候処、兼而参上之人同前二四方山之御咄とも有之、誠ニ難有事ニ而候、楽水殿奥方・山城殿奥方ニも御出有之候、夜四ツ時御暇ニ而候、九ツ前ふしたる也、

十二日 曇、

一三四

一朝六ツ過起、五ツ過重富屋しきへ昨日之御礼として参上、四ツ八ツ出勤、八ツ後より青木伊三次殿弓持来、市郎左衛門・小子三人二而七ツ後より弓射、暮過より北郷要人殿・田原源左衛門殿入来、四ツ過被帰候、九ツ時分臥候事、

十三日 晴、

一

一朝六ツ時起、今日者御座相頼、四ツ時よりたんとふ屋しき江参り、イボタの木こやし、八ツ前帰宅、庭そたけにて候、日入時分より家来共弓持参、拾建射方いたし候得者一本中り候、夜四ツ時分臥候事、

十四日

一朝六ツ時起、五ツ前北条織部殿朝出ニ而出勤、八ツ後御暇、帰掛直ニ花舜軒并御墓参詣、七ツ前帰宅、

十五日

一朝六ツ過起、五ツ過出勤、四ツ過

太守齊興公御書院へ御出座、御目見いたし候也、八ツ後退城、

十六日

一朝六ツ過起、四ツ八ツ出勤、七ツ前よりたんとお

屋敷へ父上様御同道ニ而差越、暮帰宅、夜堀口の齋

中馬氏入来、四ツ過被帰候、無間臥候事、

十七日 雨、

一朝六ツ半起、四ツ時出勤、四ツ後御暇、八ツ後より

能勢氏へ参り席画等有之候、小子二者竹之画一枚、

当座鬮取二者ガマ仙人取中り是を書候、夜入九ツ時

帰宅候事、

十八日 雨、

一朝六ツ時起、四ツ八ツ出勤、些風邪氣之塩梅故、八ツ半時分より七ツ過迄者打臥候、大鐘時分より町田式部殿今日誕生日ニ而被参盃等いたし候、夜入前より日高与一左衛門殿・新納弥太右衛門殿、近隣い勢氏来儀ニ而、九ツ前被帰候、九ツ過ニ臥候事、

画之位甲乙

一雪舟等楊

一古法眼永仙元信

一土佐光信

一探幽法印守信

一法印永徳

右五人名人

一雪村

一秋月等観

一主馬尚信

右三人上達

一永真安信

一古川常信

一雅楽之助之信

一周文

右四人上手也

一等芸

一如川周信

一 隋川嶺信

一等坡

雪觀、淡水軒、玉巖

一 洞雲益信

一 兆殿司吉山

一 押川元春 六吉

右六人上手迄者無之候得共画之位右同人同位

一 能勢權八 探龍、守成、曙山、紹得雲齋

一 探信守政

一 伯円景信

一 森伝左衛門 守安イニ春卜七

一 探雪 永真子

一 右京時信 永徳子

一 山路喜平太 通虎、探楊(賜力)、探溪、松石子、探定、大

一 孝信

一等碩

進法橋、守行

一等薩

一如雪

一 白石探隱 守辰、初幾右衛門

一 松栄

一等甫

一 内藤等甫 利実、自閑齋尚信弟子、庄内二住ス

右人数同位

右之通木村静隠究

一 坂元養伯 重堅(賢力)常信弟子

一 休月齋字周慶

一 敬書記

一 津曲朴栄 常好 庄内二住ス、常信弟子

一 英一蝶北窓翁

一 山田道安

一 小浜清兵衛 常治、常有卜七 常信弟子

一 鑑岳真相

一 蓼田伝兵衛 常僖、常雪卜七 常信弟子

薩国之画人

一 蓼田伝兵衛 常僖子 周賀周信弟子

一 木村村右衛門時経

一 米村源兵衛 祐以、乘勝

初時員、大式法橋、探元齋、守広、静隠、細篁廬、

一 永井探謙 守晟

村々子、啜茶翁、三晧庵、梅下隠叟、黔羸、木子(季膽力)

一 瀬戸口栄春 典孝右之子又永春

膽、浄徳堂、斗山玄風、法浄居士

一 大乘院不石法印

一 和田源太兵衛 大中臣、助員、等舟、等鉄、寒松軒、

蘭之上手

- 一平江勘兵衛（井力）右衛門力 政玄 伯栄トモ常信弟子、谷山ニ住ス
一山口五郎右衛門 等月
一徳田市左衛門 常房
一藤崎藤左衛門 常興
一東条探竺（兵衛トモ） 守興
一馬場養竜養川惟信弟子
一谷山探楽後洞竜
一竹崎元章 初元霄、紀武卿（郷力）、邦刀
一獅々目清雲
一兎玉探月 定山、守釣（約力）
一猿川栄昌 野舟叟
一市成弥平太 武政
一南郷喜三右衛門 元英
一南兼明
一村田源左衛門 経方
一奥山元陽 松除子
一山口洞月
一信直等林
一川畑探濬
- 一竹内善助 実芳、後号耕伯
一安山探堯 垂水ノ人
一坂元次郎右衛門（兵衛力） 常以
一大重伯親 政喬
一大内山三悦 俊清
一周意林氏
常貞、常時、常僊、宗則、
常保、常紹、義智中山国、自了
- 一紡方 名墨斎
一殷元良
一山口五右衛門 内藤等甫門人、承応ノ比
一川野善兵衛
一等琳（珠力） 俗名田中珍阿弥、薩州ノ人
一等賢（見力）
一日州庄内人 惣職山伏、号十福坊
一等歳 薩州人
万宝全書云、高野山ニ住ス、印ニ宗氏半雪トアル、
一等碩 薩州人秋月カ子也、印ニ牧雲ノ字アリ、或書ニ高岡産トモ
- 一等薩 号波月

一等坡 日州人

一小根占園林寺住持僧周文生国薩州

春育全、又越山、又越溪

一財部権兵衛 常之

一義遠 俗名東条鉄兵衛

一浄川軒 一清、黔香廬

能勢武右衛門、初十郎次、画者探元之風を学て奥意を究む、

一伊歳 養純、吟雪斎 馬場氏 養川弟子 後習伊川二

一豪山軒 清幽 田中金次郎 浄川軒弟子

一松泉斎 浄川軒三男能勢四郎次

一等石 大山氏幽閑齊共云、浄川軒

浦の浪に

妙谷寺武者絵の屏風古法眼と云ひ伝れとも、実ハ加

治木日野等林筆也と云々、能絵にはあらず、

右通ニ候得者、加治木日野等林といふ画人有之へ

し、

〔張紙〕浦の浪といふ書、探元之嘶を探元之子息歟聞書

之書也、其内に、

狩野越前守元信古法眼・狩野永徳法印郡信重カ・狩野探幽

法印守信、是を狩野家三筆といふ、

〔張紙〕古法眼元信は信長の時代也、元信父松永、其父杜清、

是狩野家の元祖也、杜清・雪舟など大概同世の人也、

杜清も如拙などに習ひけるかのよし、

右、浦の浪の書拔也、杜清とあるハ祐清の書誤な

るへし、

画家部

一祐勢 狩野氏、名正信、大炊助称ス、祐勢又友清、祐清トモ作ル、相州ノ人ニテ藤原氏ノ族ナリ、法ヲ雪舟及小栗ナシ

狩野一流ノ祖トナル、其伝諸書ニ出レハ爰ニ略ス

一元信 幼名四郎二郎、後大炊介ニ改、祐勢ノ長子、世ニ古法眼ト称ス、其名海外ニ聞フ、明人邦沢画ヲシテ師トシ学ン

コトヲ乞フ、永禄中年八十四ニテ没ス、足利家ニ仕フ、其伝諸書ニ出タレハ爰ニ詳ニセス

一雅楽亮 名之信、御カ隠ト号ス、元信弟ナリ

一祐雪 名宗信、元信ノ長子、早ク死ス

一松栄 名直信、元信ノ第三子、法眼ノ位家系ヲ襲フ、七十四ニテ没ス

一季頼 治部少輔ト称ス、又之名兼信、元信ノ子ナリ

一養拙 元信ノ養子

一玉楽 元信ノ族姪

一真笑 又信正ト名ク、治部ト称ス、季頼之子ナリ

一 永徳 名重信、始源四郎ト称ス、松栄之長子ニシテ画ヲ祖父元信ニ学フ、大画ヲ能シテ先哲不伝ノ妙ヲ得タリ、天正中父ニ先ツテ没

一 宗珍 元信ノ姪

一 宗秀 松栄ノ仲子、法眼位、其次ヲ源七郎ト称ス

一 休伯 名長信、法眼位、松栄ノ四子、世子昌信亦休伯ト称ス

一 光信 右京ト称、永徳ノ長子ナリ、豊臣家ニ仕フ

一 孝信 右近ト称ス、永徳ノ季子

一 守信 始采女ト称ス、探幽ト号シ、法印位ニ叙ス、孝信ノ長子ナリ、丹青ノ妙ハ世ノ知ル所ニシテ、狩野家ノミナラス海内ノ画風此法印出テ一変シ、今ニ至テ其粉本ヲ準的トス、延宝中没ス、七十三歳

一 尚信 初名一信、自適齋ト号シ、主馬ト称ス、探幽弟亦名手ナリ、異本ニ孝信ガ仲子也

一 永真 名安信、牧心齋ト号シ、右京進ト称ス、孝信ノ季子ニテ古右京光信ノ養子トナル、異本ニ法眼ニ叙ス

一 益信 洞雲ト号シ、采女ト称ス、探幽養子トシ後義絶ス、然トモ永真ノ甥ナルヲ以テ狩野氏称ス

一 時信 永真ノ子、右京俗称ス、源四郎、二十七歳ニテ没

一 女雪信 探幽ノ姪、孫清原氏称ス

一 直悦 名元季、甚之丞ト称ス、永徳ノ姪

一 山楽 姓木村氏、名光頼修理ト称ス、大関秀吉公ノ命ヲ以テ画ヲ永徳ニ学ブ、其技の秀たるを以テ父子の約をなし、遂に狩野氏冒す、寛永中没す、年七十七

一 山雪 名未詳、蛇足軒と号

一 永納 字は伯受、一陽斎又梅岳堂、或は西邑居翁と号

一 探信 名守政、忠淵と号す、探幽之子也、子探船章信、孫探常守富と云

一 探雪 名守定、探信弟なり、子孫乎守睦と言、早世す

一 洞春 名福信、洞雲之子、初政信、兼信、義信、良信等之名有柳雪斎と号シ、外記と称ス

一 秀信 琢ト号ス

一 秀政 隼人ト号、了乗ノ子ナリ、了乗ハ真笑ノ子、名秀之

一 元俊 名信之、元俊ノ子、弟ヲ梅栄ト云、名ハ知信、病身也

一 春雪 名ハ亮信、春雪ノ子、梅栄ノ弟

一 春笑 名旭信、梅栄ノ子

一 梅春 名氏信、松栄ヨリ系ス

一 友益 名景信、友益ノ子、伯丹ノ子、素仙成信、素仙ノ子伯清国信(円カ)

一 伯円 名重信、伯丹ノ弟、春説弟ヲ郎誉種信ト云、郎誉子ヲ丹川ト云(円カ)

一 春説 名友信、休伯昌信子、休碩子ヲ玉燕ト云、休琢里信ハ休碩弟

一 休碩 右京光信門人、此人探幽・尚信・永真ノ三人ニ画法ヲ伝ヘテ、各妙技ニ諳ラシメシ、功ヲ以テ法橋位ニ叙シ、代々狩野免許

一 興意 弥右衛門ト称ス

一 興甫 名主信、右京称ス、法眼位ニ叙ス、初名敏信又明信ト云、永真ノ孫時信ノ子明信早世ナルニ因テ永真ニ嗣、永叔子季信亦永真ト称ス、其弟英信如滴齋ト号ス、英信ノ弟永翌哀信ト云

一 永叔 養朴ト号シ、右京ト称ス、又辨寛齋、青白齋ノ号アリ、又古川ト称ス、主馬尚信ノ嗣、一時ノ名手、名声大二振

一 常信

一 常信

正徳中没、七十八歳

一周信

如川ト号ス、常信ノ嗣ナリ、子古信波川ト号ス、其子女信早世タルヲ以テ如川之末弟三郎典信ヲ以テ采川ト号シ家系ヲ襲ハシム、コレヨリ其名通称トナリテ子孫連綿タリ

一峯信

随川ト号ス、如川弟、後姓ヲ松本ト改、子甫信又随川ト名重良内膳ト称ス、松栄門人、其子良信主膳ト称ス、嗣ヲ春信安仙ト号ス、安仙ノ子冥信友甫ト号ス

一清信

休門ト号ス、内記ト称ス、休昌信弟也、子是信休山ト号ス、孫ヲ淳信ト云、松林ト号ス

一祖西

新右衛門ト称ス、松栄門人ニテ養子トナル、後別家トス、素川信政外記ト称ス、素川二子アリ、長ヲ寿石敦信ト云、次ヲ洞元邦信ト云、洞元ノ子ヲ洞林波信ト云ヘリ

一宗心

名種水内匠ト称ス、其子種信又内匠ト称ス、孫種次左近位ニ叙ス、古永真門人、又代々隨身ノ門人ニ隆仙ト云アリ

一宗泉

本姓岩木氏、古永真門人ナリ、同門ニ永雲、常真等ハ狩野氏ヲ称ス、法橋位ニ叙ス、其余永淳・泉碩、永休等モ又狩野氏タリ、又奈須隆仙、同永翁、高木永相、多賀長湖等類人アリ、長湖後二英一蝶ト改

一探梁

松原氏、探幽門人ナリ、同門ニ神足氏・久隅氏等アリ

一春湖

名示珍、春笑門人ナリ、春湖ノ後春實理信ト云

一常慶

永叔門人ナリ、其外興永碩、後泉碩、永伯筑後、永丁、林叔及永寿、永恕ニ後洞益、友元、涂眠、休真等皆永叔ヨリ狩野免許スル所也

一永光

本村氏、善了ト号ス、江州浅井家ノ臣、画ヲ元信ニ学フ

一玄也

姓氏未詳、元信晩年ノ弟子

一金玉仙

官南ト号ス、寿ト此氏未詳、相州人並三元信門人

一心海

永徳ノ門ニ学フト、法橋位、姓氏未詳

一乘昌

沼津氏、専ラ屏風絵ヲ画クヲ以沼津屏風ト称シテ、子孫京四条ニ住シ屏風絵所ト云、画ヲ古右京ニ学テ一風ヲナセリ

一松白

直木氏、与市ト称ス、又渡部ト敬ト云アリ、並ニ狩野家門人

一竹翁

名土直隠岐丞ト称ス、勝田氏、狩野休白門人

一柳栄

桃田氏、名守光、探幽門人

一探山

名付信、鶴沢氏、探幽門人、男探晚又能画ナリ、門人小柴守直軍人ト称ス、探春斎ト号、又林幽甫一鸞庵ト号ス、並大坂ニ住ス

一守景

久隅氏、半兵衛ト称ス、京師人、探幽門人

一充信

牲川氏、号樸同斎、初探山学フ、後二一家ヲナシ時輩ニ超出ス

一春卜

大岡氏、名愛董雀此ト号ス、狩野氏ノ法ヲ学シテ常ノ師ナリ、宝曆中八十四才ニテ没、名声時ニ高ク実ニ近世ノ名手ナリ、子ナシ、有元氏ノ子ヲ嗣トス、名甫政、春川ト称ス、能家法ヲ伝フ、安永中没、年五十五、父并法眼位叙シ大坂ニ住ス、春卜門人ノ中ニテハ江阿弥名ハト信夙ニ堂ニ昇リ、大岡氏ヲ冒シ法眼位ニ叙ス

一周山

吉村氏、名元与、探仙叟ト云、法眼位ニ叙ス、充信門人ニシテ一家ヲナス、其名春卜ト并称セララル、初周次郎ト称シ、根付ヲ刻ニ妙ナリ

一守国

橋氏、後素軒ト号ス、業ヲ探山ニ受ケ一家ヲナス、刻板ノ密画ニ妙ヲ得タリ、其刻本数種盛ニ世行ハル、延享中ニ没、門人ニ国雄号岐天斎称ス、酢屋平十郎、此人名好サルヲ以テ世ニ知ラレス、生涯困窮シテ終リ、其筆スル所モ詩図譜ノ刻本世ニ行ハレリ、其落款シテ後世ニ遺セル画ノ類ハ世終ニ其名ヲ知ラス、故ニ愛ニ付録ス、古来カ、シ耳ヲ貴メルコト歎カシキモノ多ナルハシ、世人多ハ目ヲ賤

一如春斎

山本氏、名典寿棋西宮ハ江府狩野榮春斎ニ学テヨク其法ヲ得タリ、京撰ノ間ニ寓居ス、画ヲ需ル人甚多シ、天明

ノ初没

一 友松

海北氏、名紹益、江州ノ人、業ヲ狩野永徳ニ学シテ其奥ヲ究メ、ツイニ一家ヲナシ世海北流ト称シテ名工トス、画又古人ノ軌轍ヲ踏ス、己カ意ニ出テ工瞻超凡其従容ヲ得タリ、子友雪ノ子友竹ノ子友賢家法ヲ得タリ

一 如雪

九州ノ人、相国寺ニ住ス、其伝諸書ニ出レハ此ニ略ス

一 周文

春育ト称ス、相国寺ニ住ス、如雪師シテ出藍ノ称アリ、雪舟、祐清、宗丹等皆此僧ノ筆法ヲ尚テ進のトセザルナシ、吉山号ス、淡州ノ人、東福寺ノ殿司トシテ世人光殿司ト称ス、其丹青ノ妙ハ普ク世ニシル所ナレハ爰ニ略ス

一 一之

江藏主ト云、画明兆ニ学テ其奥ヲ究ム

一 可翁

名宗丞良然ト号ス、南浦紹明ノ弟子、入宗シテ後南禅寺ニ住ス、画法牧溪顔輝ヲ学テ一家ヲナス

一 曇芳

字周庇、夢窓ノ弟子、画ヲ好テ牧溪ヲ法トシ、花鳥竹石ヲヨクス

一 梵芳

玉腕子又知足軒ト号ス、春屋妙葩ノ法弟ナリ、画ヲ好テ明ノ雲窓ニ倣テ蘭ヲ画キ、又牧溪ノ法ニ倣テ花鳥ヲヨクス

一 長尊

河州親心寺入僧、画ヲ明兆ニ学テ仏像ヲ写ス、凡明兆ノ門人ニシテ其法ヲ得タル、当時少カラス、足利公方義持公モヨク其方ヲ得玉ヘリ、其余コレヲ略ス

一 妙沢

竜湫ト号ス、夢窓ノ弟子、不動仏ヲ画クヲ以其名高シ

一 宗丹

一宗聖ニ作ル、小栗氏、周文高弟ニシテ一家ヲナス、室町家ニ仕テ後相国寺ニ入レテ僧トナル、自牧ト称ス、狩野氏祐清初ハ宗丹ヲ師トス、宗丹ノ子宗果又画法周文学フ

一 能阿弥

名ハ真能鷗齋或ハ春鷗齋ト号ス、足利家ニ勤仕シテ同朋トナル、画法ヲ周文ニ学テ一家ヲナス、書画ノ鑑定ヲヨクスルヲ以テ名アリ、其子真芸芸阿弥ト称ス、又画ヲヨクス

一 相阿弥

名真相鑑岳又松雪齋ト号ス、芸阿弥ノ子ナリ、画法牧溪ヲ学テ人物山水花鳥ヲヨクス、又茶事ヲ以テ其名高シ

一 鑑貞

墨溪ト号ス、奈良招提寺ニ住ス、世ニ奈良法眼ト称ス、画法ヲヨクス

一 雪舟

名等楊、字ヲ以テ行ヲ雲谷軒ト号ス、備中人、永正三年八十七歳ニテ寂、丹青ノ妙世ニ知ル所ナレハ是ニ略ス

一 雪村

雪舟ヲ師トシテ新意アリテ亀天正之常陸ニ流寓ス

一 秋月

名等觀、本姓ハ高城氏、雪舟ヲ師トス、後明ニ至テ声譽アリ

一 浦の浪に

秋月等觀薩州高城氏、等芸人、等破薩州人、等碩人、皆雪舟等楊カ弟子也、

一 宗淵

字如水、木水子ト号、雪舟ヲ師トス、相州ノ人、山水ヲヨクス

一 周耕

和州多武峯ニ住ス、雪舟門人、山墨ノ山水及鐘壺ニ名アリ

一 等禪

姓字未詳、甫雪ト号、雪舟門人、宋元ノ法ヲ得タリ

一 等歳

字号未詳、九州ノ人、高野山ノ僧ナリ、雪舟ヲ師トス

一 周徳

帷馨ト号、防州雲谷庵ニ住ス、雪舟ヲ師トス、一家

一 季英

名周孫、河州ノ人、雪舟ヲ師トス

一 楊月

和玉ト号、多ク臣僧楊月ト画後ニシルセリ、城州笠置寺ニ住ス、周文及雪舟ヲ師トス、兼テ牧溪ノ筆意ヲ慕ヘリ

一 等顔

雲谷ヲ師ノ如ク長谷川流ト号ス、雪舟ノ住シ所ナリ、世ニ雲谷ト長谷川ヲ混同スルニシテ、画法共ニ雪舟ヨリ出タルヲ以テ誤ルナルヘシ、雲谷ト称スルハ狩野氏称スルカ如ク、雪舟ノ画法ヲ依フ日トス、固ヨリ雪舟ノコトニシテ姓氏無レハ、住セシ寺ノ名ヲ称号トセルナラシ、等顔ハ雪舟ヨリ三世ノ画裔ニテ遂ニ一家ヲ成セリ、其伝諸書ニ出レハ此ニ略ス、等顔ノ子等益、又等爾、等与、ハ門人ニテ共ニ法橋位ニ叙ス、又其画裔ニ等瑤、等忠、ナス、人物長谷川氏、久六ト称ス、能州之人、慶長中洛西太敷ニ住ス、一家ノ画法ヲ雪舟ヲ宗トシ自ラ其五代ト称ス、人物ヲヨクス、世ニ長谷川流ト称ス、子信春久藏ト称ス、筆力父ニ超タリ、又宗也ト云ヘルハ、等伯庶子也、又等悦、

宗宅・左近ハ等伯ノ族ナリト云

〔張紙〕
「浦の浪に

美濃国の紺屋ニ絵を書者あり、都へ出て千利休心安

く交り、狩野永徳江弟子ニ成りたる也、是長谷川

等伯也と云々、

一 等の 橋位ニ叙ス、又等重・珠長ノ二人、長谷川氏ヲ称スレ共畫

体別ナリ

一 秀文 本明人ナリ、帰化シテ曾我氏ヲ嗣、飛驒ニ住人夏馬ノ筆意

一 蛇足 曾我氏、式部入道ト称ス、法名夫泉宗文、初周文ヨリ出

テ一家ヲ成ス、山水・人物・花鳥皆法ニ拘ラス、脱俗天

〔張紙〕
「浦の浪拔書

曾我蛇足ハ美濃国の歴々也、一休和尚の居士也、画

は余り勝れたるものにてなし、真珠庵ハ蛇足の作り

て画も自筆也と静隠様御断也、

一直庵 紹祥子、人物、山水及鶴ヲ画クニ名アリ、直庵ノ名ニ代有、

二代目ノ直庵鷹ヲ画ニ妙ナリ、曾我氏門人ハ直翁、玉庵

一 近衛応山公 出于歌部、已下並画工ニ非ス、戲墨也

一 光広公 鳥丸大納言、出于和歌部

一 師香卿 右山權中納言壬生基超卿二男、享保中卒、画法一家、

一 遠州小堀 石州片桐氏、

一 如奇 姓氏詳ナラス、櫛屋又一翁宗太ト称ス、明人帰化シテ画

ヲ雪舟ニ学フ、

一 等本 姓氏未詳、画法周文、雪舟ヨリ出、当時周文雪舟ノ法ニ

做テ画名アルモノ少カラス、等雪ハ半身ノ達磨ニ名ヲ得、

又孤月ハ雪舟ノ筆意アリ、周林ト号セリ、等悦・雪舫・

一 啓書記 名ハ祥啓雪溪ト号シ、又負楽斎、休月斎ノ号アリ、建

長寺ノ書記タリ、野州宇都宮ノ画師丸良氏ノ子、画法

一 漲川 名永海、雪舟ヲ学テ親意アリ、九州ノ人、元和中京師ニ

一 富景 土岐氏、濃州ノ牧画周文ヲ法トス、鷹ヲ画クニ妙ナリ、

一 慈雲居士 観音ノ像ヲ画クニ妙ヲ得、姓氏未詳

一 僧正尊俊 文釜ト号、和州菩提山ニ住ス、画法元信ヨリ出、世

二古僧正ト称ス、多仏像ヲ画ク

一 僧正祐宜 知積院ニ世、画法雪舟ヨリ出

一 鉄舟 字徳濟、嵯峨竜光院ノ開基也、夢窓弟子ニテ画ヲ好ミ、

牧溪ヲ宗トス、又夢窓ノ弟ニ周位トイヘルアリ、今ノ世

ニアル夢窓ノ像多クハ此僧筆ナリ、又鉄舟同時ニ周豪ト

云アリ、コレモ牧溪ヲ慕ヒ学ヘリ、当時牧溪ノ画法ヲ慕

一 亮仙 小島氏、周文ヲ師トス、山水人物・花鳥トモニヨクス、

又守拙道人亡周文ニ学ベリ、又岳翁・玄照居士・墨隠・

一 浄恵 愚溪ト号ス、寿福寺ニ居ル、或ハ云、海外ノ人帰化スル

一 仲安 名梵師竹天叟ト号ス、天竜寺ノ僧普明弟子、不働大墨ヲ(朱書「マ」)画

一 愚極 名礼才、東福寺ニ住ス、道德ノ名アリ、画法牧溪明兆ヲ(朱書「マ」)慕フ

一 和久志岐守 名字未詳、足利義政公ニ仕フ、馬ヲ画テ名得、又永享中足利家ノ画師ニ景阿弥ト云アリ、又細川久之大川ト号ス、阿州ノ人、頼春五世ノ孫、永正中没ス、一家ノ画法ヲ又従五位下源直朝号月(朱書「マ」)

一 一寄堂 画法可翁ヨリ出ツ、又墨隠ト云僧、画法周文ニ似タリ(庵カ)

一 一子建 西堂松屋老人ト称シ、又是庵ト号ス、相国寺ノ僧、画牧溪ヲ学フ、又相国寺ノ僧ニ紫庵ト云アリ、画真相ニ似タリ

一 一寄堂 画法可翁ヨリ出ツ、又墨隠ト云僧、画法周文ニ似タリ

一 一玄沢 和州菩提山ノ僧、画法真相ニ似タリ、又僧智海明応中ノ人、往々仏画ヲ見ル、又建仁寺ノ僧朴堂、名ハ祖淳、仏画ヲヨクス、又僧竜暲、字九淵、号葵齋、観音ヲ画クニ名アリ

一 一道安 山田氏、民部ト称ス、和州福住ノ人、周文・雪舟ヲ学ヒ宋画ヲ法トス、子孫家法ヲ伝テ三世同シ師ヲ用フ

一 越後法眼 姓名未詳、文明中ノ人、又日東孫郎ト称スルモノアリ、ヨク馬ヲ画ク、其姓名詳ナラス

一 一宗祐 姓氏未詳、画法元信ヨリ出ツ、又江兆元忠ト云アリ、同(朱書「マ」)元信ヨリ出

一 一明浦宮鑑 芸州ノ墨梅ヲ画ク、補之ノ風アリ

一 一慶舜 世ニ芝法眼ト称ス、文禄中ノ人、僧尊海、同時ニ名ヲ等ス(朱書「マ」)

一 一李欽 若州ノ人、姓氏等未詳、明ニ至テ画ヲ学フ、宋元ノ風アリ、其名未詳、足利家ノ絵師、其法臣勢家ヨリ出テ永享中ノ人(巨カ)

一 一土蔵 其名未詳、足利家ノ絵師、其法臣勢家ヨリ出テ永享中ノ人(巨カ)

一 一兼冬公 一条閔白、後西明寺殿ト号、天文ノ人、画法上代ノ風ヲ好ミ玉ヘリ、又榮雅ノ息女一位ト称スルモ上代ノ風(内カ)

ヲ画キ玉ヘリ

一 江西 霊泉、文溪等数号アリ、小栗宗丹ニ画ヲ学フ

一 一等春 姓氏未詳、備前ノ人、周文ニ学テ其奥ニ詣ル馬ヲ画ニ名アリ、又僧遮莫、号月船毛周文ノ弟子ニシテ筆力真相ニ似タリ

一 一永存 河州観心寺ノ僧、画ヲ明兆ニ学フ、応永中ノ人、又玉堂清波ト称スル人、其姓氏未詳、明兆ヲ学テ尤花鳥ヨクセリ、姓氏未詳、南都春日給所ナリ、仏画及花鳥ヲヨクス、牧溪ノ風アリ

一 一信春 画法真相ニ似タリ、花鳥ノ墨画ヲ能ス、凡古画ノ其名聞エテ履跡未タ考ヘサルモノ少カラス、今其二ニテ三ヲ挙ルニ登米・水月・桃林、号醉墨齋、胡蘆子、墨鷹ニ工ナリ、完山宋ノ孟益ニ倣テ狗子ヲヨクス、長齋ハ楊月ニ似タリ、墨画ノ布袋ヲヨクス、阿氏ノ女振ヨク観音ヲ画クニ工ナリ、其余住吉法眼・芝法眼・粟田口法眼、鳥羽僧正等其伝諸書ニ出タレハ此略ス

一 一心叟 以天ト云、出釈氏部、立圃俳諸師部ニ出、又芭蕉・許六、ナト俳人ニ画ヲヨクスルモノ少カラス、コ、ニコレヲ略ス

一 一宗清 大坂ノ人、茶事ヲヨクス、戯画ヲ作ル

一 一淀屋古庵 本阿弥昭乗、滝本坊

一 一光悦 萩坊並見書家部

一 一乘円 黄檗高泉法嗣、画ヲ探幽ニ学テ一家ヲ成セセリ

一 一卓峯 名ハ伊年、法橋位、京師ノ人、画法コト家ヲナシ、花卉禽虫ヲ作、世ニ宗達流ト称ス、又万年宗達ト称スル、伊年ノ族ナリ、其子孫加州ニ仕フ、世々宗達ヲ通称トス、各其号ヲ異ニス、万年ノ後季少年又郭大年ト称スルモノ並ニ画ヲヨクス、然トモ伊年万年ニ不及コト遠シ

一 一宗達 尾形氏、名ハ寂明、青々堂、長江軒ノ号アリ、京師ノ人、画ヲ狩野安信ニ学テ一家ヲナス、又漆器ヲ作桨金ヲヨク

一 一光琳

一 一光琳

一 一光琳

一 一光琳

一 一光琳

一 一光琳

一 乾山

ス、兼テ茶事ヲ好ミ、仮山水ヲ作ル、スヘテ其為所天機ニ
觸発シテ旧大長ヲ脱シテ益奇也
尾形氏（采韻）、名ハ真省、光琳ノ弟也、洛西（鳴也）、出滝村ニ隠ル、画
ヲヨクシ、陶器ヲ作ル、自ら陶隱号ス、世ニ乾山焼ト称シ
テ清玩トス

一 如興（始）

渡辺氏、求馬ト称ス、画ヲ狩野家ニ学テ後一家ナス、尤
光琳ノ風ヲ慕フ、京師ノ人
英氏、本姓多賀、名ハ信香、号一蝶、又曉雲北窓翁、糞
翠翁等ノ号アリ、初名潮々、画ヲ狩野安信ニ学フ、後二
一家ヲナス、撰州ノ人、江戸ニ住ス、元禄中ハ丈島ニ配流
セラル、後赦ニアフ、俳人其角ナト其友ナリ、中友勝、
号一蜂、多号、一舟ヲ子トス、一舟ノ子ヲ一川ト云

一 一蝶

名明譽、号虚舟、和州郡山西岩寺ニ住ス、画法前軌ヲ逸シ
テ行筆超凡、好テ人物ヲ画キ多ク大黒ヲ写ス、又大画ニ於
テ豪放益見ル

一 古磻

薩摩ノ人、姓名未詳、竜虎ヲ画クニ名アリ

一 屠竜

土佐氏、京師絵所預、昔々土佐氏ノ画裔歟、未詳故ニ此
ト云ス

一 光芳

西川氏、自得斎ト号ス、仕女ヲ画テ一家ヲナス、大和絵
師ト称ス、或ハ曰、狩野永納門人ト、京師ノ人、世ニ西
川流ト称ス

一 祐信

一作師直、菱川氏、長兵衛ト称ス、仕女ハ春宮ノ凶于画
クニ名ヲ得、世菱川流ト称シ一家トス、京師ノ人

一 紹興

曾我氏、名字未詳、大坂ノ人、曾我氏未裔ト称ス、子ヲ
紹叔ト云

一 敬甫

高田氏、号竹隱齋、叙法眼位、江州日野人、初学狩野氏、
後成一家、宝曆中没、八十門人有、月岡雪鼎、名昌信、
工妓女及春画、天明六年終于大坂

一 文麗

從五位上、伊予守、加藤氏、名泰都、画法狩野家ヨリ出タ
リ

一 雪溪

山口氏、梅庵ト号ス、京師ノ人、牧溪、雪舟ヲ慕テ自雪溪
ト称ス、一家ノ画法ニテ時ニ超過ス、実ニ近世ノ能品ナリ

一 玉蟾

望月氏、名玄平安人、画ヲ土佐光成ニ学フ、光成倒レテ
雪溪ノ門人トス、又名品ナリ、延享中没ス、年六十四
五十嵐氏、嘗テ画ヲ氏ハトシ俊明トス、字德孤峯楊翁ノ号
アリ、越後ノ人、画法一家ヲナス、安永・天明ノ間ニ没ス
大西氏、名字未詳、京師ノ人、望玉蟾ノ門人

一 俊明

曾我氏、名字未詳、自曾我家ノ後ト称ス

一 醉月

曾我氏、名字未詳、自曾我家ノ後ト称ス

一 蕭白

曾我氏、名字未詳、自曾我家ノ後ト称ス

一 百川

彭城氏、名真淵、蓬州ト号ス、又八仙ノ名アリ、勢州又
加州ノ人ト云、京師ニ住ス、山水人物ヲヨクス、一家ノ
画也、又誹諧ニ名アリ

一 大雅堂

名無名、字貸成、九霰（山脱カ）橋ト書ス、姓池野、称秋平、京
師ノ人、某々又数号アリ、来船人伊孚九（九）做テ山水ヲ
画キ又書ニ名アリ、書画共ニ一家ヲナス

一 玉瀾女

無名、妻能画ヲ出雜部

一 里恭

名ハ美淇園ト号ス、又玉桂ノ号アリ、郡山侯族ノ柳沢権
太夫ト称ス、人物・花卉ノ彩画及墨竹ヲヨクス、又書ヲ
ヨクシテ其名高

一 蕪村

与謝氏（采韻）ニ号ニ謝ス、初名長庚、後寅二改ム、字長庚、三果
ト号シ、又夜半亭ト号ス、山水人物ヲヨクス、甚風韻アリ、
又誹諧ヲヨクス、画及誹諧共ニ一家ヲナス、丹後ノ人、
京師ニ住ス、天明中没ス

一 閨苑

林氏、名日新称ス、秋藏、自童齡以画為業、未だ没、画方
不風、大坂ノ人

一 繡江

熊代氏、名斐彦ノ進ト称ス、長崎ノ舌官画ヲ来船人沈銓ニ
学テ、花卉翎毛ヨク其法ヲ得タリ、子繡山、名ハ斐文、又
画名アリ

中没

一 建凌岱

字孟喬、寒葉齋ト号、或国ノ人、京師江戸ニ寓ス、花卉禽鳥山水ヲ画ク、初涼岱ト書テ俳諧ヲヨクセリ、後安也大理、又綾足ト称シテ国学ヲ好ミ、専ラ万葉集ノ古風ヲ唱フ

一 龜玉

黒川氏、姓源、名安定、字子保、江戸ノ人、画元明諸家ニ倣フ

一 秀石

長崎ノ人、画ヲ清人ニ学フト、姓名未詳

一 諸葛監

字子文、静齋ト号ス、江戸ノ人、画法一家ヲナス

一 魚彦

攝取氏、下総ノ人、稲生茂右衛門ト称ス、江戸ニ住ス、画法一家トス、亦加茂真淵門人ニテ国学ニ名アリ、盛ニ古風ヲ唱

一 筠圃

宮崎氏、已見書家部、以下李溪富ニ至テ並墨竹ヲヨクシ、共ニ京師ニ住ス、世平安ノ四竹トシテ時ニ名アリ

一 中渠

御園氏、字原尹玄香ト称ス

一 藤直

浅井氏、因南ト号シ、頼母ト称ス、藤ハ姓、名ハ直

一 李溪富

山科氏、宗庵ト称ス

一 元震

岡氏、石圃ト号ス、清人ニ倣テ小景ノ山水ヲ画ク

一 東亭

姓田、名融、三谷五平ト称ス、墨竹ニ名アリ、書名アリ、大坂ノ人

一 馬含

名加深如々山人ト称ス、黄檗派ノ僧、大坂人、画法一家

一 心主

津田氏、尾州人、花卉蟲禽ヲ画ク、一家ノ画

一 僧心越

僧木庵

一 僧高泉

僧竺庵

一 僧大鵬

僧百拙

一 僧鼈

僧逸然

一 僧佚山

已上並ニ見釈氏部、佚山已ニ見書家部、見儒家部

一 祇南海

見儒家部

一 保国

橘字国ノ男、幼名文助、法眼ニ叙ス、七十六歳没

一 蘿井女

大島芙蓉ト妻、来禽ト号ス、京師ノ人

一 元陳

吉田氏、名ハ守等、字等清、京都ノ人

一 伊孚九

名海、也堂ト号ス、又莘野・匯川等ノ号アリ、清ノ呉郡ノ人、水墨ノ山水、又行草ノ書ヲヨクス、已下来船人ナリ

一 沈南蘋

名銓、字衡齋、呉興ノ人、花卉蟲禽ヲ画テ一家ヲナス、本邦ノ人、近代唐画ト称シテ花鳥ヲ写スコトスヘテ此人ヲ祖ス

一 李用雲

字大鵬、随庵ト号ス、墨竹ヲヨクス

一 費漢源

名淵、山水人物ヲ能ス

一 朱式毅

人物ヲ画ク

一 愈寧仲

名ハ坤、花鳥ヲ画ク

一 許自宏

字君如、山水花鳥ヲ画

一 宋紫岩

名岳、石耕ト号ス、茗溪ノ人、山水花ヲ画ク

一 高秉鈞

字輔皇、花鳥ヲ画ク

一 高乾

字其昌、萍庵ト号ス、花鳥家

一 高鈞

霽亭ト号ス、花卉翎毛ヲ画ク

一 梅宗盛 晋齋ト号ス、山水家

一 翁凱千 名志、人物又墨竹

一 陳東白 名晰、花鳥家

一 汪繩武 名永、誠齋ト号ス、花鳥家

一 許巨川 名漢、山水家

一 鄭培 一二作維培、字山如、古亭ト号ス、茗溪ノ人、花鳥ヲ画ク

一 諸葛晋 字画二、南陽ノ人、山水人物及花鳥

一 万西園 ^(方力) 名濟、字臣濟、花卉・人物山水ヲ画ク

一 謝大慶 山水家

一 諸葛白岩 字宣齋、洗雲居士ト号ス

一 朱綬 字佩章、一子端笏

一 玉蘆泊 名晋

一 徐樹三 画法南蘋ヨリ出ツ

海外画家部

一 馬遠 光寧朝人、已下宋人

一 夏珪 字禹玉、寧宗朝人

一 梁楷 嘉泰中画院待詔

一 毛益 乾道中人、毛松子

一 楊補之 字無谷逃禪老人、又称ス清夷長者

一 劉松年 淳熙画院

一 李嵩

一 趙伯駒 字千里

一 周儀 宣和画院

一 李麟 字伯時、号竜眠居士

一 李唐 字晞古、^(徽宗カ) 徽字朝画院

一 李昭 字晋傑

一 葛長庚 号自半蟾

一 歐陽楚翁 字無塵、竜虎山道士

一 陣容 字公儲、自号所翁、端平中進士 一 俞徽 字子清

一 陣道輔 号夜江散久^(人カ)

一 陣居中 嘉泰中画院

一 玉庭筠 字子端、号黄幸老人、大定中進士

一 馬麟 馬遠子 画院祇候

一 晁説之 字以道、号景迂

一 朱敦儒 字希真

一 林泳 林希逸子、興化人

一 陣虞 字雲翁、号止所、咸淳中進士

一 王定国 一文与可

一 閻次平 一 李安忠

一 李迪 紹興中画院

一 李瑛 安中于紹興中画院

一 楊士賢 宣和待詔

一 楊鎮 字子仁、号中齋、

一 江參 字貫道

一 連敖魚 字仲拳、号石台

一 馬和之 紹興中人

一 槐燮 字彥密

一 艾淑 字景孟、号竹坡

一 王柏 字会之、号魚齋

一 裴叔泳 字德游、号静庵居士

一 一馬宋英

一 一馬宋英

一 一馬宋英

一 一馬宋英

一 一馬宋英

一 瑩玉瑠 西湖淨慈寺僧 一 吳珺 字居父、号雲籙

一 廉布 字宜仲、号射沢老農 一 韓佐 嘉泰中人、称大師竹

一 趙子澄 字处廉、宋宗室 一 王清叔 醒庵、乾道中進士

元画家

一 楊月潤 以下元人 一 倪瓚 字元鎮、号雲林

一 馮子振 字海棠、号怪々翁 一 馮君道

一 吳鎮 中圭、号梅花道人 一 吳大素 字季章、号松齋

一 丁野夫 同紇人 一 金德謙 一 程政 一 姜清叟

一 金潤夫 一 金質夫 潤夫弟 一 俞伯澄 一 朱大年

一 謝佑之 一 王淵 字才翁、号修竹 一 瞿智 字虛夫

一 南宮文信 字子中、号懶心齋 一 黎仲瑾 字碧山

一 陶鈇 号菊村 一 郊韶 字九成、号雲基散史、又稱又茗溪漁者

一 姚安仁 一 顏輝 字秋月 一 何中 字太虛

一 簡天碧 一 于元鼎 字仲美 一 朱璟 字景玉、小字愛梅

一 沈孟堅 一 田景延 一 安紹芳 字茂卿、号硯亭居士

一 鄭録 字克敬 一 郭敏 字伯達

一 錢選 字舜拳、号玉潭、又号巽峯 一 沈雪坡

明画家

一 馬良 字子青、以下明人 一 趙式 字訓夫

一 辺景昭 字文進、一名鸞 一 陣毅 字粟余

一 沈周 字啓南、号石田、又白石翁 一 呂紀 字廷振

一 唐寅 字伯虎、一字子畏、号六如居士 一 林良 字以善

一 孫克弘 字允執、号雪居 一 玉立本

一 陣洪綬 字章像、号長蘅、崇禎中人 一 王乾 字一清、号天峯

一 李流芳 字長蘅 一 林宏顯 号洞陽山人

一 梁孟昭 字夷素 一 王允齡 字延卿

一 汪肇 字德初、号海雲 一 朱多燦 字坦佐、号崇謙

一 謝晋 字孔昭、号蘭庭、又有深翠道人、葵岳翁ノ号 一 仇英 字実夫、号十洲九

一 周之冕 字服卿、号納庵、又称少谷 一 周臣 字舜卿、号東村

一 陸包山 名治、字叔平 一 戴文進 名進、号静庵、又玉泉山人

一 高士珩 字楚白、号儒隱 一 孫孟芳 字世声

一 王世祥 戴文進婿 一 孫孟芳 字世声

一 宋登春 字応元、号海翁、又号鷺池 一 丁雲鵬 字南羽、号青墨唐

一 曾鯨 字波臣 一 夏葵 字廷輝 一 江湖宗 字容夫

一 鈕 字良声、号竹坡 一 姚沾 字惟恩、号墨仙

一 韓秀実 字尚美、号西屋

一 陣公輔 号江村居士 一 藍瑛 字田叔 一 謝天游 字爾方、一字芳仲

一 董荊 字宗楚 一 杜董 字言符、号禮居又古桂青霞亭長号

一 辺楚芳 一作楚祥、景昭長子

一 趙寿 字南山

一 沈韶 字爾調

一 周庚 字思王

一 沈瑞鳳 字鳴岐、号泗川

一 詹景鳳 字東凶、号自岳山人

一 羅績 一 陣子和

一 盛時英

一 袁尚統 字黍枝

一 錢朝鼎 字黍谷

一 孫艾 字世節、号西川翁

一 宋臣 字子忠、号二水

一 焦秉貞

一 董浩 字溥淮

一 杜晏如

一 憚本 初字道生

一 趙珣 字枝斯、初名之璧、字十五

一 張南垣

一 張御来 字駕六、号適圃

一 長靈 字夢晋

一 姚宗 字紵宗

一 陣農 号銘齋

一 陣賢 字希三、号太玄道人

一 趙徵 字徵遠

一 郝敬 字仲号、号楚望文書

一 何喬福 字白平

一 黃璧 字台元

一 郭鼎京 号去問

一 区亦軫 字七軫

一 蔣羽化 一 連泰衡

一 張煥 字文甫、号雲心

一 蔣燿 字子蘊

一 王任治 字孔錫、号水齋

一 蔣時化 字雲江

一 陣榮 字蘭谷、号雪庵

一 陸闔 字伯賜、号友蘭先生

一 孫億 字維鏞、号千峯

一 卓琮 字仁甫、号遠庵

一 張章章 一 陸闔

一 李陽 号海逸

一 戴明說 号巖革

一 余鉉 字子慎

一 姚霑 字雨若

一 劉原起 字子正、号爽軒

一 李路 号平山

一 王震 名元震、字大卓、号魏文

一 李庚 字長白

一 林文卿 号五台

一 林輔 字勤翔

一 夏大貞 字吉庵

一 翁嵩年 字康昭

一 劉元德 字陽竹

一 朱崇儒 字禪之、号憶雲

一 王武 字叔中

一 李良佐 字痴和

一 徐泉 字石堂、号鉄甄

清画家

一 楊鉉 字鼎王、以下清人

一 馮汲三 字家泉

一 姜師周 字周臣

一 吳宏 字遠度

一 鄭嵩 字天峻、号頰溪

一 顧企 字宗漢

一 曹振 初名玉、字二百

一 牛枢暉 字孝標

一 蔡簡 字隆周、号居士、又韻雪齋

一 兪齡 字天年

十九日 雨、夜入烈風、暮より雨、

一朝六ツ半起居候得者、田中金次郎殿来儀、拙者と両人二而席画いたし候、田中氏二者竹二鶴一枚・寿星

わら筆山水横物都合三枚被書候、拙者二者鳴戸ガマ
仙人・竹之絵都合三枚ツ、書候、五ツ過被帰、四ツ
八ツ出勤、帰宅候得者、七ツ時分より中馬氏・加藤
氏来儀、加藤氏ハ大鐘時分被帰、中馬氏ハ夜入四ツ
半時分被帰候、夫より父上様御方、九ツ過御暇、九
ツ半時分臥、

木村探元齋書状之写

御手紙忝奉存候、弥以御安全被成御座候由奉珍重候、
然者被仰聞候絵、此三日能勢探龍別而相煩申世話仕
候処、昨日相果申候而氣之毒千万罷在候、依之絵未
相調罷在候、近内心懸可申候、其通思召可被置候、
折節客来荒々御断申上候、

二月五日

木村静隠

大野十郎左衛門様

右者、大野清右衛門殿先祖代より持伝之由ニ而、
今日御座ニ而致一見候ま、写取候、

二十日 烈風、大雨降通し、

一朝六ツ過起、暁大鐘前ニも一度者起、烈風故処々雨
戸はめ候、其外崩家故もり強く、晝はき雨もりすけ
とふにて大騒働いたし候、今日者泊番故七ツ時より
出勤、白尾金左衛門殿へ代合、夜八ツ半過る比迄六
ツ時より備中松山籠城記を写取候、

二十一日 大雨降通し、

一朝六ツ時起、籠城記写掛三枚、今朝写取候而押番川
路与右衛門へ返し候、北条織部殿朝出被致呉候間、
五ツ時帰宅、七ツ時より戸柱町田家・湯地彦太夫殿
へ参候而暮前帰宅候得者、父上様御方、内記録・桜
島上山代右衛門参居、亭主振いたし候、上山二者無
間帰、暮より平城氏・伊藤氏兄弟来儀ニ而四ツ時分
被帰、九ツ時分打ふし候事、

二十二日 大雨降止事なし、

一朝六ツ起、四ツ八ツ出勤、夜八ツ前臥候事、

廿三日 終日大雨止事なし、

一朝六ツ半起、四ツ八ツ出勤、八ツ後式部殿入来、暮
前被帰候、夜九ツ前洪水見物ニ参り、夫より伊藤善
兵衛殿へ参り候而、九ツ半之比帰宅候事、

廿四日 雨降通し、

一朝六ツ過起、四ツ八ツ出勤、夜八ツ時臥候事、今日
者出勤之間ハ絵書通しニて候、

廿五日 雨降通し、

一朝六ツ半起、四ツ八ツ出勤、八ツ半時分より木藤氏・
中馬氏・田中氏へ参り、大鐘時分帰宅候得者、暮前
より中馬氏来儀ニて、四ツ半時分被帰候事、

廿六日 曇、

一朝六ツ半起、四ツ八ツ出勤、大鐘前より良栄寺へ探
元筆拾二季之屏風一見とシテ参り、矢野尚助殿折角
被写候所ニ而候、大方相済居候、夫より町田家へ参
り、暮帰宅候得者、相良氏入来にて四ツ過被帰、九
ツ半臥候事、

廿七日 晴雨、

一朝六ツ時起、五ツ時より能勢氏へ参り、四ツ時出勤、
四ツ後御暇ニ而絵写方、大鐘時分小田氏・中馬氏入
来、四ツ前被帰、夫より又絵写方ニ而、八ツ時臥候
事、

魁令孫吉仍元勝之古於
 富之孫源平每家之就
 其子之其力其亦打其也
 愛之志其為門切其首之取
 其命授其其情其志其義其
 其後其子之其孫其相其力

海河可作... 中... 仕...
終... 出... 中... 仕...

忠告

云々

景清

海王野中

備中松山籠城記

元禄元年戊辰歳、松山七万五千式百石之城主水谷出羽守勝堅様御參勤ニ付、三月四日御国許を御発足、海陸無恙、江戸表へ四月中旬ニ御着、扱夫より同月廿八日、朔日、十五日、月二三、諸国御大名衆御同前ニ登城被成事ニ候、然処、同年十月朔日御出仕日ニ而備を立、道具を振らせ、御屋敷を朝辰の刻に御出、御城へ御下馬所ニ而下馬被成、是平日之通御入、御旗本衆を初諸国之御大名衆へ御互之礼式ニ而御殿中へ御通被成候、扱 公方様諸国之大名衆被遊御目見御座者、松の間と申而百三拾枚敷、此御座ニ者屏風壹双・襖一張も立不申、然ニ出羽守様彼御座へ御移り、屹と御覽被成候得者、先達而諸国之大名方右御座敷ニ而候、（朱書「マ」）出羽守様烏帽子をかたむけ御互ニ御式礼後御座と申者、江戸

様御簾上候や否やと各御待被成候所、出羽守様風と御立、御脇差を御抜御掛物を切おとし、声を掛御暈迄切付給へハ、諸大名衆とろく（朱書「マ」）と御立寄出羽守殿を捕て、こハ御簾中なるぞ、狼籍なると声を掛られ候得共御聞入なく、御出座之諸大名衆始、あの間の間より駈出給ひければ、出羽守殿事からくと御笑ひ御乱心と相見得ける、則此儀御評定御吟味之上を以、例法之通其身御預被仰付、稲垣丹後守殿へ御預なり、尤、忍駕籠にてしのひ御門より丹後守殿御屋敷へ御入なり、此事出羽守殿御屋敷へ相聞得、御国許へ早打を以告しらせ候得者、家老・用人・番頭其外諸士大小にいたるまで国中之騒働不斜、於江戸翌日早天番頭御用ニ而被仰付候者、出羽守事乱心ニ而殿中騒働いたし候儀ニ付、江戸上下屋敷御取揚、松山七万五千式百石余地、来月朔日限御取揚被仰付候間致仕廻、諸士下々ニいたるまで都而立退へし、町人・百姓者御構なくとの儀なり、さて出羽守殿江戸屋敷諸役人評定之上ニ而町人を召寄、武具・馬具・家財不残売払、九日迄ニ残なく立退て、扱松山ニ

而者諸士七百余人荷物等舟に積入馬二付、老若男女おもひく遠国近国江こそ落行也、然二家老之中二杉山文太夫と申者城へ馳登り落る諸士を招き、旁心底何とも難心得事也、主君御在世之時者義二進むと相見得候が、ケ様成時節君を振捨、国を捨、他国へ出、浪人する事、武士たる者之本意二あらず、兼而主人江奉る命なれば、此節致籠城討死と究るより外ハ他事なく、本より我君公義に對し悪心毛頭なく、御病身二而之儀候得者、一往国許へ御下し養生可致と被仰出答之所ニ、存之外上意之趣骨髓ニ通り残念至極、各如何おもひたもふや、此高重上意之御大名へさひ矢一筋射かけ、其後城二火を掛討死するより外ハなし、御同意之かたくは此帳二血判いたされよと高声に申ければ、高重か言葉二勇ミ進んで致血判候士五百三拾余人なり、其時高重申けるハ、落行者共之大筒・小筒・弓・鉄炮・箆・胡籙奪とり、是ハ自身の道具にあらず、ケ様の時之軍役也、さあくくと進むれば門押開き、我もくと飛出、落行者とも之の武具をことく奪とれば、一足もはやく逃度身

なれば不及異儀相渡てそ通りける、高重大ニ悦ひ改見れば、鉄炮大小千五百挺、弓は千弍百、矢數ハ七千筋也ければ、高重進んで采配おつとり下知して曰、先東南西北四ツ之門を打ふたけ、万に一ツも心をひるかへし落行者あらハ、遠ハ射て落せ、近者討て捨、先玉葉を拵へ、扱又上意の敵寄きたらハ、其時さまより大筒・小筒を一度ニ打はなし、敵中へ雨のことく打かけなハ三千騎ハ打とるへし、扱玉葉つきなハ勢兵小兵にかきらす引しほりて放なハ大勢を破るへし、敵ミちく責寄東西南北の門一ツ破られなハ夫を負軍と心得、太刀打無用にすへし、火の中へ飛入く腹切へし、あやまつておくれを取な、若者共二こそ申含けり、然二江戸より御目付として本田中務太夫殿、石郷采女介殿御代官にて十月十日江戸より御發足、且又上使として播州赤穂の城主浅野内匠頭長矩に被仰付、此長矩ハ其年御暇ニ而御在国、家老安井彦右衛門江戸ニ而御請申罷歸り、内匠頭殿御年拾八才、此段被聞召、扱々我身小国之主として上使之御役被仰付事家之面目世之聞得、然共二七日前よ

り病氣ニ候得者氣之毒也と仰ける、江戸より申来らん内、此段早打を以江戸へも御披露申上置、扨段々御養生有之候得共、日増御病氣重くなり、家中手足を握り齒をくひしはり、ケ様之節ハ近国へも被仰越、御医師御招被成候者例法也、早々御医師御招御保養類ニ被遊候得共御全快茂無之、江戸より之御兩人は大坂表ニ御着にて候処ニ、備中籠城之趣を近国より早打、櫛の齒を引かことく、御兩人より江戸へ御披露もなく赤穂早打を以御到来、扨四ヶ国へ者御加勢を被仰遣候得者、四ヶ国より番頭・物頭・軍船兵糧・武器・馬具積のせ、御加勢の人数都合四千百人、兵船三百五拾艘、備中松山之前二木の葉のことく見へにけり、赤穂二者内匠頭殿十月六日ニいたるまで御全快無之、一家中評定とりく、まちくも也、然るに六日の昼内匠頭殿より家老御用之由被仰出候、奥野将監・大野九郎兵衛・藤井又左衛門・安井彦右衛門・大石藏之介、其内安井・藤井は江戸詰ニ而候、残り三人之家老御前ニ罷出候得者、内匠頭殿御側衆へ、我身をろくに直せよと被仰付、時二三人之者頭を下

ケ、其儘ニ而被遊御意候得と申上ル、面々我身病氣ニおかされ御用に不相立候、世間へ之聞得旁に残念至極ニおもへとも詮なく候、然ニ今度名代ニ差遣兄弟もなく日限ハ近し、備中におひて五百三拾四人余り籠城し、矢之根をミかき天下に弓を引と聞ゆ、ケ様の節名代家老の役也、三人之内壱人備中へ可差遣由仰ける、三人頭を疊に付申上けるハ、此三人之内壱人備中に相渡り御名代相勤申度奉存候間、御差図を以壱人被仰付被下候へかしと申上る、内匠頭殿仰ニ、我家者先祖淺野彈正長政関ヶ原并大坂陣数度之高名ある故家康卿御取立之家也、然者此度家ニ疵を不付様ニいたし、首尾能相働におひてハ彼地江罷越候而某と名乗へしと被仰ける、三人言葉をそろへ幾重にも御意を以御差図被仰付不被下内ハ御請難申上由申上ル、其時御広間の襖を明させられければ、緋おとしの御鎧、三方に金のざび熨斗昆布 ちち栗、銚子に土器三献の御取立と相見得ける、三人打驚き、扨も我々には御相談なくいつの間に御飾被遊候哉と拳を握る、内匠頭殿ろくに御直被遊、麻上下持参い

たせよと御意有ければ、三人ともに其段ハ御断と申上る、然者御上下御前へ差上袴折ながら御膝の上に置せ給ひ、肩衣をかたに御掛、いかに面々上下着したると同前に見よと被仰、其時三方持下り銚子土器御前へ差上、土器被遊御取上候得ハ、三人目と目を見合、何方へと片つをのミ居候所に蔵之介御意有ハ、蔵之介はつと頭を下ケ、難有奉存候得共此度おひてハ御断ニ奉存候、先古役老功なれば九郎兵衛に被仰付被下かし、我儀万事相馴不申候得者偏ニ御断と申上る、内匠頭との被仰候者、老功之者ハ自病氣看病に残し置也、此節ハ差図にまかせ罷向へと御盃被下、蔵之介難有頂載仕る、其時内匠頭殿仰に、ひら二両人今日より我名代なれば蔵之介帰陣迄ハ我名を許、浅野内匠頭長矩と可名乗、当家之紋・幕之紋・武具・馬具備迄我備をゆるすへし、今日吉日ニ而候間則罷出彼地江相渡ルへしと御意あれば、家老・番頭・用人・物頭・近習役、惣して上下四百三拾人、前之浜へ御座船暮うち飾を立、役々のふね惣合拾八艘、順風帆を上出船と聞得ける、赤穂より備中迄海上十八

里、十一月六日酉の刻に出船、壱里程乗出し蔵之介近習士に、其方ハ先達而備中江漕渡り籠城の次第諸事取沙汰細々聞届、明後日辰の刻より内に漕帰り始終を可申と被申付ければ近習役承、兵船に水主とも余多乗せ順風にまかせ帆をあげければ、蔵之介帆を下ケ二夜こめ明後日辰の刻に備中に着船すへし、我おもふ子細あれば流船にて著すへしとて漂着之さまにて渡られける、扱近習之士は備中ニ而始終聞届、(朱書二マ、)十八日之七ツ時分帰り、蔵之介とのへ委細を語りける、十一月八日辰之上刻に備中陸地より壱里小松ヶ崎へ着船、今日之朝夕の調方船中ニ而拵置、扱赤穂より四百三拾人余上下三百余人參るへし、下々に至るまで小具足・くさり帷子、扱我まへハ三本道具、我身ハ鬘斗目袴羽織、若党五拾人袴羽織、足軽・中間・同心其外下々は皆兵次を着せ、扱小松崎へ着船、蔵之介馬引寄打乗、備を立、壱里の城地をさして急かる、御上使御通路と触ければ、諸国の御加勢物頭手勢を引分、張場くゝに備を立、蔵之介殿御馬之先き白洲に鼻をすり付、両手をつきて、蔵之介殿御

上使の御役なれば轡をならし脇目もふらすゆうくとして被通ける、其威勢日本国中の家中にケ様の人はいまた不見と誉ぬものハなし、然るに先達而物頭兩人陣取場所城より八町、家老番頭の明屋敷有之、其所を本場所に幕をうち置へき、是者此方の佳例之方かく也、先三百余人陣屋へ入ければ、藏之介手勢引つれ後陣にそ入にける、斯て御目付御兩人の陣々一入御互之御挨拶事終り帰り給へハ、本多との・采女とのへ御同道にて藏之介殿陣屋江入給ふ、我々大坂にて早打到来、委細承驚、江戸江茂其段言上申、四ヶ国へも加勢を招キ昨日着仕候、然者内匠頭殿名代として貴殿御渡り候二付而ハ大儀之御事、偕籠城の面々最早城を開間敷候間、無二無三に打破り討捨我手に立ものハ生捕、何れ天下の騷働は鎮め申さて叶申間敷候間御兩人被仰ける、藏之介聞て、御尤候、拙者御同意二候、しかし先作法之儀なれば城へ使者を立可申とて、赤穂物頭近藤三郎兵衛当年三拾才、手廻の者三拾人手道具一本、委細申合て三郎兵衛尉斗目上下供人引具して城を差て急きける、駒所へ馬

をつなき、其身は若党引列大手之門に行見れば門を必至と打、通用無之体也、其時三郎兵衛高声に城内へ申入けるは、將軍様より御意之使者近藤三郎兵衛と申者也、門をひらけよと言、門番承、頓而小門を開き大門ハひらき申儀不罷成よしにて小門より打通り、向を屹と見るに門口より玄喚迄之間式拾五間、一間に弓・鉄炮打違たる鎧武者式拾四五人、一方は鉄炮の火ふたを明ケすハといは、打放たん勢にて式拾四五人備へたる、其中を脇目もふらすしつくと玄喚に掛候得者、内より黒皮威しの鎧に白さや陣羽織を著し取次壱人吉野清左衛門と名乗罷出られけり、三郎兵衛被申候者、出羽守殿事殿中二而乱心となり御掛物を切おとし、旁狼藉いたし候科によりて其身は稲垣丹後守へ御預、国許城地御取揚二被仰付、無違背土下々二至迄今日中二明渡し立退へく旨、御意播州赤穂之城主浅野内匠頭長矩使者を以申入とありければ、委細承候とて内へ入、杉山二次第を語る、頓而玄喚に出、出羽守名代之者へも其段申聞候得者、主君事御殿中二而乱心に罷成、誤りをも仕りたる科

により其身御預、備中壺ヶ国城地御取揚被仰付候段、御尤千万奉存候、然共城内之儀者当三月四日主人爰許發足之節、留主中城を堅固ニ相守可申と預置候付、自分城ニ而無御座候、殿中ニ而籠相之一儀ニ付無異議城を差上よとの主人より之一筆一刻を以申来らん内者奉畏城地差上候儀、曾而相叶不申由申切、三郎兵衛城地と申候者備中七万五千石余之内蟻之穴迄上地なり、相背かる、におひてハ急度御沙汰可被仰付、先一段御法之通城を引取へし、当時靜謐之世の中籠城いたし物の具をかため騒働する上、驕敵之風情を見せ候段無理至極なりと申ければ、御言葉御尤奉存候得共、出羽守方へ右之趣被仰下、旦那より一筆一判を以差下候ハ、今晚にても則城を明渡し可申候、無左候而者主人へ之奉公忠義之道ニ而候故、たとへ一戦ニ及踏禿され申とも無是非、其外二者申上事ハ無御座よし申ける、しかれば其段御披露可申上とて罷立、小門より出ければ、供廻之者とも手足を握り(朱書)マ、レ如何成儀到来哉とおもふ所に、三郎兵衛無恙出来り馬引寄本陣さして帰りける、藏之介へかくと語る、

藏之介聞て、其咎くおもふに違なく覚悟の前にて候、御兩人聞召驚給ふ、三人寄れば文殊之智恵と申、本田との聞て某存候、しかほと太平之世中に公義を憚しめ悪事をたくむ族なれば、某か江戸勢、内匠頭殿の勢、合八百人大手の門に押寄、近国之加勢は搦手へ廻し責禿し候半と采女との諸兵に申されける、藏之介聞て、兩人の仰承候得共、某は御同意不存候、然者貴殿之仰承らんと詰寄候、藏之介被申けるハ、当時靜謐之御代なれば江戸へ相伺彼是往来三拾日も掛り、又ハ大勢を以小城へ掛一戦ニ及候儀外聞も如何也、江戸より何分被仰越迄大勢を屯し、四ヶ国民百姓迄之難儀何とも不宜候、此儀ニ付而ハ某に御任被下かし、御兩人被聞召、貴殿何様之御方便有之哉、藏之介聞て、某彼城へ直ニ参り杉山江致対面、謀を以落城させ可申候、且又城見分のため参度よし被申ければ、御兩人からく御笑ひ、貴殿者唐土之孔明か張良、日本之楠正成之謀計有之候哉、先達而三郎兵衛始終の様子承居候所ニ、貴殿壺人彼城へ向、(朱書)マ、レ謀を以落さんとハ蟻螂か斧を以立車にむかふかこと

し、其上貴殿ハ内匠頭殿名代、第一ハ天下之上使万
 一あやまつて敵の捕と成、却而天下之嘲を受ぬ、内
 匠頭殿も恥の上ぬり此節二候と被申ける、藏之介聞
 て、千二沓ツも御念遣無之、敵強時ハ弱ミを見せ、
 弱る時ハ強ミをみせ入謀言を加へ城を立退せ可申、
 御公義へ之御奉公内匠頭へも奉公なれば、仕損す
 る事有之まし、静謐の世中に日本騒働におよひける
（朱書「マ、」
 事武士たる者の本意とする所ニあらず、某に御任せ
 被下候様御承引候ハ、評定時移りしか早九日之申
 の刻になりぬ、藏之介御兩人の前を立、鎧脱捨乱し
 髪を結せ、鬘斗目・麻上下を着し、若党沓人・草履
 取中間沓人、馬引寄打乗既二出んと仕給ふ所ニ、赤
 穂の家老・用人・番頭・物頭、三郎兵衛を以、藏之
 介殿ハ何方へ御出候哉、最前某城内之様子委しく申
 上候儀、軽々敷御出立覚束なし、大切成御役から籠
 相千万と轡に取付引留、藏之介尤至極せり、乍去忝
 も君の名代仕損する事なし、氣遣被成ましきよしに
 て、道具立す主従四人城をさして参らるゝ、駒所に
 馬をつなかせ其身沓人城門に立寄大音にて、某ハ淺

野内匠頭使之者ニ而候、門を開らかせ給へと被申け
 れは、門番頓而小門を開らさける、藏之介打通りや
 う／＼と寄玄喚に掛り取次とあれば、吉野清左衛門
 悴清五郎罷出る、某は淺野内匠頭乍私之使御城代何
 某殿にて御座候哉、御対面申度推参仕候と申、清五
 郎則杉山江其届申、清五郎罷出、此方へ御通候得と
 次の間へ通りける、杉山高重緋威之鎧羽二重の陣羽
 織、若党に甲を持せ壁木の弓に共か矢打違へ、鎧武
（朱書「マ、」
（朱書「マ、」
 者式人白柄の長刀鞘はつしたるか左右にひつ添出に
 ける、藏之介謹而、某は淺野内匠頭家来大石藏之介
 良雄と申者ニ而候、主君内匠頭より申入候者、出羽
 守殿殿中にて則時に御乱心不届の振廻、然共天下に
 対し悪心毛頭なし、然とも御制法止事を得ず、一往
 城地御取揚被仰付候、畏御請可被申候、左候而、三
 ケ年之間御見合候而且那内匠頭を初近國中御大名衆
 御相談之上、江戸表へ罷登り御一門をかたらひ御訴
 訟申上申ひらき仕、御城地御安堵相違御座あるまし
 く候、先国法之通城を御開き御渡被成候へかし、内
 匠頭此段私を以可申入旨被申付候と申、杉山聞て、

貴公様二者近国ニ而御座候得共、終ニ不遂参会を五節句御祝儀ニ付御互之書中御取かわしましてニ御座候、左様御丁寧に承候儀難有奉存候、於其御方様者一ヶ国之御家老、今日軽々敷御出立何とも無心元、定城見分のため御渡候哉、藏之介聞て、御不審御尤、使番人申付、先達而三郎兵衛差越始終承候所ニ物具をかため、多人数籠城之段委承入候、依之者若きもの、事、無調法ニ付今日者人目をしのひ、主人の意をも捨がたく某罷向候、何ぞ御念遣御無用候と申、杉山聞て、一端城地御取揚被仰付候備中松山七万石余、根を堀葉をからし断絶ニ被仰付事候、然者君盛んなる時は君と頼、国かたむく時ハ国をふり捨何地へ落行、二度主人を求る覚悟毛頭なし、せめて此城中にてかはねを埋る事本望此上もなし、必至と相究也、此段被仰上可被下よし申、藏之介聞て、主持たる者ハ相互誰も左様にこそ候へ、御暇申、何を申候而も御承引なく普代の主君を振捨、物ニくるわせたもふ人々かなとたたとす、杉山眼に角を立、いや藏之介殿只今之仰ハ一言承たし、君を振捨者ニ狂ふ

とハ誰か事ニ而候哉、藏之介聞て、貴殿を初鎧武者いつれもの事なり、其詞不届に思召候ハ、各五ヶ条の御料を申候半、此広間へ忝人も不残御出座候へ、五ヶ条之内自分之過言御座候ハ、則切腹之覚悟ニ而候、介借^(借カ)ハ御頼申と座の真中に居直り、其時藏之介扇子を取なをし謹而、貴殿御主君出羽守殿何月何日御死去ニ而候哉、御法名ハ何と申候哉承度と申けれハ、杉山聞て、是ハ何たる事を仰候哉、出羽守は存生ニ而江戸稲垣丹後守殿へ御預ニ而被居候也と言、扱は御存命ニ而候哉、しかれば明日ニ而茂御病氣御全快にて本国御安堵と御免有之候ハ、各無御座候上者誰か有之、御国再御代に取建可申哉、是承らんといへハ、杉山聞て、ケ様二根を堀葉をからし御取揚被仰付上者枯木に花の咲ともおもひもよらざる事にて候と申、藏之介、然者城地御取揚は天下之御吟味御無理との思召哉、中々ケ様成御政道は其意得かたく候、藏之介言葉ニ拙者存る所左ニあらず、是ハ出羽守様御先祖此方先祖淺野彈正長政を初、先年江戸内大臣関ヶ原・大坂両度之御合戦ニ日本静謐に治り、

其後 家康卿諸大名を召れ世の仕置方之儀各申上よ
と被仰付、いづれも先御評定ニ而日本之仕置三十ヶ
条被仰上候、 家康卿甚御喜悅ニ而候、諸大名多人
数出仕之内野心之本意候者有之、殿中ニ而刃場(傷方)ニ及
候節ハ其方何様ニ可申付哉と被仰出候、左様之節者
城地御取揚と其身切腹可被仰付、しかし風と乱心に
相成不届之働も可有之、左様之節者当病之事ニ候間、
三年之間一門共ニ御預被仰付置、上地御取揚可被仰
付旨各同様ニ被申上候、しかれば出羽守様三年之間
ハ 公義之掟也、其内御病氣無之候共三年内より生
国ニ召返シ被下御安堵相違不可有之候、然者天下之
政道御無理とは何を以の思召やらんと被申ければ、
杉山を始五百余人の面々理に伏し杉山重而、主君の
身の上一図に存、忠義之こゝろ鉄石ニかため、公
義之掟忘却仕候也、主人再本国安堵ニおひてハ此上
もなく存候と申、藏之介亦申けるハ、先達而五百余
人之親妻子を近国他国へ落し、しのひくゝに浪々の
身と可被為成候得者、天下に弓を引たる者之一族何
国にかくれ居るとも御威光を御穿鑿あらハ、親類・

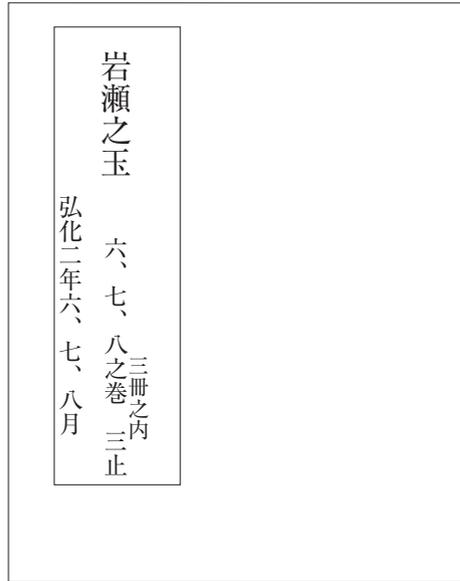
妻子共ニけいくのものとならん、死する計を忠義と
はいわし、此已後忍ひくゝに江戸表へ差越、御保養
乍陰働を以本国安堵之所を心懸られ候こそ忠義とも
申へし、其上不相叶御病氣も三ヶ年迄御快氣無之候
ハ、某主人内匠頭近国之御大名衆且又御一門衆か
たらひ幾度も御訴訟有之、乍其上御許容無之候ハ、
其時こそ五百余人一統に死を究給ふへきなり、左も
あらハ末世にても武名をか、(朱書「マ、一」) やかし給わん、ケ様ニ
申候而も御承引なく候ハ、是非なく、明辰の刻一天
に大手の門に責寄、浅野内匠頭長矩立向物ならハ公
義に對し刃むかふ族、立所に討取へし、御返答如何
と申けるに、杉山聞、扱々御懇志身に余り難有奉存
候也、弥思召之通相はからひ不叶時者、天下之御城
下天下馬所最後場と相究也、藏之介聞て、然者今晚
夜九ツの鐘を限り二城を御引退、拙者方へ使者を以
其段可承と申入置、帰陣いたされけり、しかれば其
夜刻限無相違使者を以、只今城を立退申候由申來候、
藏之介働を以、四ヶ国より四拾艘之船に糧米積入、
本のま、 籠城之人数皆々無背明石方へこそ送りける、元禄元

〔朱書〕マ、一

年戊辰十一月十日日本田中務太夫先備、石郷采女殿跡備、播州赤穂之城主浅野内匠頭殿、いづれも熨斗目・麻上下二而城ニ御入なり、城内へ者杉山文太夫拾式人の士召列御門外迄罷出、さて内匠頭様へ取次を以申上候者、主君出羽守事殿中ニ而乱心に罷成、御座御穢たる科により城内御取揚被仰付候段奉畏候、城中を引退き当国を罷立他国へ退散仕候、三年之間慎罷在候間万端よろしく奉頼候と申上候得者上使被聞召上、神妙く申分と被仰付、杉山則麻上下を脱、旅出立ニ而浜辺を差て出られけり、大石殿・本田殿御上落、石郷との御城番、藏之介本国へ被罷帰、内匠頭様へ松山之次第委敷被申上ければ御悦喜限りなし、御盃を被仰付、且又内匠頭様より此九寸五分の刀先祖長政数度之高名により家康公より御手渡し被下候宝剣ニ而候得共、此節働ニより八百石之加増相添被下候也と被仰出候得者、藏之介難有頂載仕候、上高五百石ニ而都合千三百石にて、国中者勿論近国他国其外にいたるまで名高し、明年己巳二月、内匠頭様藏之介被召列江戸御参勤之節 將軍様より内匠

頭殿へ御褒美として金子千両給候、藏之介ニも松山ニ而無比類働之段達上聞、御言葉之御褒美難有奉存候、御屋敷之様ニ御帰、藏之介内匠頭様御前へ被召、汝か働を以此節御褒美、家之面目自分の身に余り難有次第と被仰候得者、藏之介謹而奉畏、ケ様之働は臣たる者勿論之儀也、偏ニ御主君様の御幸と奉存候なり、元禄十四年内匠頭様殿中ニ而御仕損し、明年十二月十四日之夜吉良殿へ推参仕候始終の働等、藏之介忝人の胸中より出たる事実に理とこそ聞へけれ、

(表紙)



岩瀬之玉

六之卷
七之卷
八之卷

岩瀬之玉 六之卷

弘化二年乙巳六月中

朔日 未之刻より小雨、

一朝六ツ時起、四ツ八ツ出勤、七ツ時より篠原氏・中馬氏入来、四ツ半被帰候、九ツ時臥ス、

二日 未之刻より雨、

一朝六ツ過起、四ツ時より能勢氏へ參、田中金次郎殿・能勢武右衛門殿・同姓四郎次殿・大山等石殿・国分八郎同道ニ而小野之内山之内氏之別荘ニ參り、席画跡ニ而目利、夜五ツ時帰宅、九ツ時分臥候事、

三日 雨、卯之刻過る比より烈、午刻二者止候事、雨も午之刻より止

一朝六ツ前起、四ツ八ツ出勤、夜九ツ時分臥候事、

四日 間々雨、

一朝六ツ半起、四ツ八ツ出勤、四ツ前北条氏・中馬氏・岩山氏へ立寄、大鐘前より能勢氏へ參り、夜九ツ過 帰宅候事、

〔行間書〕 今日島津頼母殿大目付より御家老御役へ御役替被仰

付、島津中務殿へ御用人勤より大目付へ御役替被仰付候、中務殿二者本与頭ニ而御用人之兼務也、頼母

殿家者初而御家老御役被相勤候由、

一今夜八ツ時より甲突川者大洪水ニ而有之たるよし、

大抵(抵カ)八尺余といふ水のよし、新上橋・西田橋・武橋

者崩れ候よし、鹿兒島二者あまり不降候得共川上降候哉、又者山塩ならんとの評判ニ候、新上橋近々目

鏡橋ニ相成候筈、石漕舟数艘新上橋迄ニ有之候を洗流し、橋ニかゝり候而崩れ候も為有之よし、

五日 晴、

一朝六ツ過起、四ツ八ツ出勤、七ツ時分二女誕生、

(行問書)

一頼母殿事、今日壺岐殿と改名也、是ハ

御前より頼母といふ名者六ヶ敷、何歟国名を見立可付と之御沙汰有之候而之よし、北郷要人殿より承

候、

六日 晴、

一篠原氏入来、伝言を以御座之儀細々相頼、

七日 晴、

一朝六ツ過起、今日大鐘時分穢御免有之候、

八日 晴、

一昨日穢御免有之候得共、病氣ニ而両三日相頼、

九日 晴、

一朝六ツ時起、夜八ツ過臥候事、此度ハ二女之事ニも候間、産弓之場ニ輕き者共ニハみをた、くも有之由

承候間、本役人当分老人ニ相成、納殿役相勤居候伊作住人月野正兵衛ニた、かせ候、矢こたへハ平野氏

ば、とのニ而是も七拾余才ニ被相成候、扇子一對を以た、き候、大抵七ツ時分之事なりき、

十日 晴、七ツ過大風雨、雷、

一朝六ツ時起、九ツ時より出勤、八ツ後より御木屋場之様浅山流剣術見分いたし、外ニ同席市来氏・半之

丞殿・静馬殿・矢一郎殿・仲兵衛殿にて候、書役より源五右衛門殿・直一郎殿・市郎殿ニ而候、七ツ過

之比相濟、歸り之中途より俄ニ烈風雷雨吹来り前後

（朱書）マ、一

難弁、種子屋敷本門へ郷田氏・伊集院氏両士・小子
四人雨宿りいたし候、平佐屋敷より雨具等借入、
漸々帰宅候事、大鐘時分ニ和キ候、夜八ツ時分臥候
事、

十一日 晴、

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、四ツ後御暇、大鐘時分よ
り河俣氏・植村氏入来、暮前より前のおみつ様・戸
柱貞寿院様・式部殿御出ニ而娘七夜ニ而酒共吞、四
ツ半時分各々被帰候、無間臥候事、

一此度出生之娘筆と名付候事、

十二日 晴、

一朝六ツ半起、四ツ八ツ出勤、御暇より直ニ登殿へ参
候、わたまし祝ひにて三拾人あまり之客狂言之一興
有之、勿論座頭等参振々敷候、書院并ニ裏座末廻り
之辺迄新ニ出来候、杉戸之絵者能勢武右衛門一清筆
ニ而候、夜入四ツ時分父上様・式部殿杯同道ニ而帰
宿候事、

十三日 雨、

一朝六ツ半起、四ツ前より能勢氏・倉山家・永吉枅形
へ寄、七ツ時より泊番ニ而出勤、夜四ツ時臥候事、

十四日 晴、

一朝六ツ時起、泊り明ニ而四ツ後御暇、帰り掛右松氏・
加藤氏・花舜軒御墓として、伊藤氏・町田家・平野
氏杯へ参候而九ツ半時分帰宅、夜八ツ半時分臥候事、

十五日 晴、

一朝六ツ半起、四ツ八ツ出勤、四ツ過
太守斉興公御出府ニ而御目見罷出候、八ツ後より前
江参り、七ツ過帰宅、九ツ半時分臥候事、

十六日 晴、

一朝六ツ半起、四ツ八ツ出勤、中馬氏暮より入来、四
ツ過被帰候、九ツ時分臥候事、

十七日 晴、

一朝六ツ半起、四ツ八ツ出勤、大鐘より中馬氏入来、夜四ツ過被帰、無間臥候事、

享和元年御儉約之節被仰出候

御所帯向御難渋二付一統困窮之末なから、引続出銀米等被仰付候趣者申渡通候、右通之御時節候得者大身小身共專節儉を心掛、内外万端之儀夫々貧富に心し勘弁を可加之処、間二者分限不相応ニ取捨候を名譽之様心得違、適々先祖共勲功を以取仕立置候所帯方茂内証之驕、或家政不頓着ニ而令衰微候様成立候而者不可然事候、併御奉公方ニ付所帯差迫、且古来より之御家位忠勤之末ニ及難渋候節ハ御救も可被仰付事候得共、一統奉承知通當時至而御手廻故、其儀も容易ニ難相調事候間諸向ニ而も猶又細蜜致勘弁、不依貴賤分限相応之品も可成丈差欠キ、每物質素を專一ニ心掛御奉公方等被仰付候節無難渋趣可心掛候、就中末々之者共者身分之弁薄、衣食居住を不相応ニ飾立候を余勢ニいたし、終二者渡世茂及難儀候茂有之候間、前文之趣を以支配頭より時々加教誡、家業

之儀共無怠様ニ可申渡候、

右之通、向々へ不洩様可申渡候、

二月

(彌生久翁)
信濃
(斐刈実祐)
下総
(山田庄賢)
伊織
(赤松則次)
市正

一御所帯向極々御難渋二付、去酉年格別之御省略被仰出、出米銀等茂被仰付、精々御取縮之上御借銀御本濟之御内定も為有之儀候処、右年限も去年迄ニ而答合候得共、御大借之故其詮相立兼、今成被差置候而ハ追年御勤事等も不被為整跡御難題之儀差見得候付、当年より又々御省略被 仰出候二付、此度ハいつれとも御取縮之詮相立、是非近年中御立直之方相成、年限中ニ而も出米銀等御用捨ニ而奉安尊慮候様相成候得ハ、末々ニ至而者猶以難有可奉存儀ニ候、右ニ付而ハ先日以 御筆被 仰出置候通、御身辺之儀迄も万端御作略被為在候得共、御儉約之詮相立兼、御領国中大身小身凡下迄も

一統困窮之砌、又々出米銀等被仰付及難儀候事、御外聞者勿論、御不徳故之儀と 御身を被罪外ハ無之

と之 御沙汰を茂奉承知、我々共江被預置候御所帯

向畢竟才力薄取計不行届 被為煩 尊慮候儀、其罪

難遁候処却是迄不行届所者蒙

御用捨 将来之儀分而御仁篤之御書意をも奉承知、

旁以奉恐入次第候、右ニ付而者追々取調申渡等可致

候間於諸御役場茂御書意之程得と奉汲受、尚又一同

懸心力 御益筋之儀共取しらへ、得差凶候様可相心

得候、

右之通、向々江可致通達候、

二月

信濃

下総

伊織

市正

別紙之通被仰渡候間可致通達候、

十八日 晴、

一朝六ツ前起、四ツ八ツ出勤、今日者父上様二者心岳

寺御參詣之処、八ツ後帰宅之時分最早御帰被為在、夜四ツ半時分臥候事、

十九日 晴、

三田川

一朝六ツ半時分起、四ツ八ツ出勤、八ツ後よりたんだ

とふ屋敷へ參、父上様其外家来共杯ニ而弓、暮帰宅、

八ツ時分臥候事、半時計鐘立木ニもあたり候事、

〔行間書〕今日より太守様玉里御茶屋江被為入御滞在之筈候、

二十日 晴、

一朝六ツ前起、今和泉屋敷出火、此後通東之方角ニ有

之候三正立馬屋一軒焼候而六ツ過火鎮り候、四ツ前

今和泉屋敷・川上家・壹岐殿・宮之城屋敷・垂水屋

敷・肝付家へ暑中見舞ニ參候、四ツ時出勤、八ツ後

婦り掛末川家へ玄喚迄參候、九ツ過臥候事、

〔行間書〕今和泉屋敷出火者掛あんとんより事起りたる、專評

〔朱書〕「マ、」

判ニ而候、

二十一日 晴、

一朝六ツ半起、四ツ出勤掛前并平佐へ暑中見舞ニ参候、
四ツ後より御暇ニ而下方園^(草牟田カ)牟田・西田・千石馬場辺

へ暑中見舞、八ツ時分帰宅候得者、八ツ後園ム田島

津清太夫殿宅花火作りより出火、不残被焼候由承候、

八ツ前ハ近辺を通り今暫之事ニ而通り掛筈候、八ツ

時分伊藤氏被参居、七ツ過被帰、日入時分より上村

氏来儀、暮過より中馬氏入来ニ而各四ツ過被帰、九

ツ過臥候事、去春之比より火事至極之静謐ニ候処、

此兩日打続、大夏殊ニ昼之火事ハ不聞馴事ニ候、

廿二日 晴、

一朝六ツ時起、今日御座御頼、終日画本写方ニ而候、

夜九ツ半臥候事、

廿三日 少シ雨降、晴、

一朝六ツ半起、夕詰ニ而九ツ半出勤、七ツ過泊り相良

典礼殿へ代合、直ニ大中公江参詣、大鐘過帰、^(貴久)

此君御仁徳ニ付而者感涙流れ出候、九ツ半時分臥候

事、

一今日二階堂左門殿江戸より下着之事、当分御勘定奉
行江戸ニ而者御用人勤なり、

廿四日 晴、昼小雨ばらく、

一朝六ツ時^(起脱カ)、六ツ半より新屋敷より荒田方暑中見舞、

四ツ前出勤、暮より

氏神様六月堂ニ付灯炉ともし方杯有之候、中馬氏・

三原氏入来、伊藤氏ニも入来、四ツ半被帰、九ツ過

臥候事、

廿五日 晴、

一朝六ツ時起、四ツ丸田氏へ着之祝儀ニ参り、四ツハ

ツ出勤、日入より植村氏へ参り、夫より上村氏へ参

り候処泊番之由ニ而留主、植村氏被待同道ニ而植村

氏江参、四ツ過帰宅候事、

廿六日 晴、

一朝六ツ過起、四ツ八ツ出勤、夕方植村氏・兎玉氏入

来、四ツ過^(被帰脱カ)、四ツ半臥候事、

廿七日 晴、

一朝六ツ半起、四ツ八ツ出勤、暮より中馬氏・上村氏
入来、四ツ半被帰、無間臥候事、

御役料米八石六斗外二三石六斗別当職ノ扶持米

西海山向岳寺慶連院

三社ノ別当永代御切米拾石屋敷一ノ所

右千秀院

普門山如意輪寺存竜院やしき一ヶ所

右円清院

御役料七石

大悲山聖無動寺中村東之坊

御切米拾石(朱書「マ、」)八十追々可被仰付

浮陀楽山仏 母寺普門院税所 小林氏アトやしき 天神ウシロト堺

やしき一ヶ所飯隈山後見職永代御切米拾石

山伏之儀ハ 御先代被立置代々其作法受継、夫々法

業茂相勤旁候ニ付為致断絶候而者難成事候得共、只

今ニ而者山伏杯ニ成候事ハ凡下体同前ニ諸人も心得

候向ニ相成、今通候ハ、是迄受継候法務相絶候外無

之二付 思召を以先右様ニ家筋被立置候ハ、後年

及断絶間敷と

御沙汰被為在候よし、普門院より直ニ承候事、

廿八日 晴、

一朝六ツ時起、五ツ半出勤、八ツ(ママ)後夜九ツ半臥ス、

一太守齊興公玉里御茶屋先日より御滞在之所、五ツ時

分より 御帰殿ニ而諸士初而之御目見并諸役人当日

之御祝儀被(朱書「マ、」)

為受、又々四ツ半時分玉里之様被(朱書「マ、」)

為入御滞在之筈候、

廿九日 晴、

一朝六ツ時起、四ツ八ツ出勤、暮より加藤権兵衛殿来

儀、夜九ツ時分被帰候、八ツ過臥候事、

岩瀬之玉 六之卷終

岩瀬之玉 七之卷

弘化二年乙巳七月中

朔日 晴、下方夕方雨降候由、

一朝六ツ半起、四ツ八ツ出勤、夜八ツ時迄写物いたし候事、

二日 晴、夕方雷雨しはし、

一朝六ツ過起、四ツ八ツ出勤、夜九ツ過より写物、

三日 晴、

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、四ツ後御暇ニ終日写物、

一夜入木尾氏・中馬氏杯碁打ニ而四ツ半、九ツ時臥候事、

四日 晴、今夜下方ハ雨降候由、

一朝六ツ半起、泊番ニ而七ツ過出勤、夕詰土岐矢一郎

殿江代合、夜四ツ半時分臥候事、

一物長サ五尺余

一火口之方大キ所三尺余廻ル

一中二尺五寸位廻ル

一筒先二尺壹寸位廻ル

一筒先大キ所二尺二寸位廻ル

此大炮皮目別而厚ク

鉄張りニテ余程古物ニ

相見得、南蛮鉄トモ可

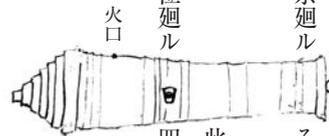
云物ナラン、

玉目三百目余茂可有之、

大概是二準シテ見るヘシ、

此通両方へ出ル、

四寸位



右者、此節喜界島海中ヨリ見出候由ニ而御兵具所へ今日上納有之、珍敷道具故写取置者也、

島原実録記之内抜書

南蛮寺破威之事

一棟梁修理太夫 秀吉公御前ニ於テ南蛮寺ヲ破却シテ

僧徒ヲ征伐可有ト言上ス、秀吉公聞召、暫ク思案有

テノ御説ニ曰、昔北条時宗ノ時建治二年五月ノ比、

大元ノ世祖皇帝日本ヲ攻ントテ阿刺草^{アシカ}ト云者二十万

ノ軍兵ヲ添九州へ差越ヲ、時宗九州ノ諸兵ニ下知シ
雜兵ヲ討取、大将アシカンヲ生捕鎌倉へ渡ス、時宗
彼ヲ油井カ浜ニ切掛タリ、此事唐土へ聞へケレハ世
祖怒テ、六年後弘安四年五月兵舟四万艘ニ三百七拾
万ト云軍勢ヲ乗テ九州ニ押寄ル、然レ共神力ニ依テ
敗北シヌ、然ハ異国ヲ恐ル、ニハアラネ共、ケ様ノ
コトアレハ国ノ動乱也、兎角南蛮人ヲ本国へ帰シ日
本ノ邪法ノ門徒ヲ戒ルニハ不如トテ、則増田右エ門
尉ニ被仰付、四条坊門へ軍勢千余人差向シカ、此コ
トヲ聞テ、バイアン。カウスモ。シモン三人ハ見落
ス、其外ウルガン伴天連・フウテン・ゲリコリ・ヤ
リイヌ右四人擲捕直ニ長崎へ送ル、其後寺ヲ焼払御
触有之、貴賤老若男女ヲ云ス召捕、宗旨ヲ改ルニ於
テハ別儀ナシ、不改者ハ死罪ニ可行ト有ケレハ、此
禁法ニ恐レ皆々改宗シタリケリ、

五日 晴、

一朝六ツ時起、泊り明ニ而四ツ後御暇、七ツ後戸柱町
田家江鏝内稽古ニ出張、暮帰宅、夜四ツ半時分臥候

事、暮より四ツ近迄安之丞殿・彦左衛門殿入来いた
しいられ候事、

六日 晴、

一朝六ツ時起、四ツ八ツ出勤、八ツ後より父上様御同
道ニ而たんとお屋敷へ参り弓、外ニ直八様・津留
氏・伊藤氏・市郎左衛門にて候、暮帰宅、暮より式
部殿入来、四ツ過臥候事、

七日 晴、四ツ時大風雨、後霧、

一暁申之刻半起て直ニ出勤、例之

御鎧御虫干諸差引等ニ而五ツ前帰宅、今日者同席中
諸子祝ニ而上新座敷とやらに出張候、暮帰宅候得者、
平野ば、との被参居、四ツ過被帰、直ニふし候事、

当年在踊順

一 下伊敷村 二 田上村 三 荒田村 比志島村
 草牟田村 武村 西田村 川上村
 坂元村

四 岡之原村 皆房村

五 上伊敷村 郡元村 小野村
 下田村 中村 原良村 八 小山田村

七 永吉村

十 吉野村 犬追村 外二 桜島一踊
 花棚村 西別府村

九日 雨、七ツ時分晴、

一朝六ツ半起、四ツ八ツ出勤、七ツ過より前へ父上様
 御同道ニ而參、外二津留氏・村田・福留ニも召連差
 越、夜五ツ半時分帰宅、直二臥候事、

十日 晴、

一朝六ツ過起、四ツ八ツ出勤、暮より樺山氏・藤島氏・
 中馬氏・如石院父子ニも參候、今晚ハたんだとふよ
 り御借社之朝草觀音様七月堂ニ而候、前よりお村様
 御出、四ツ過各々被帰候而、九ツ時分臥候事、

八日 晴、

十一日 晴、

一朝六ツ半起、今日者御座相頼、終日写物、大鐘過る
 比前直八様網被打候而父上様御同道にて前之浜へ參
 候、暮過之比帰宅、夫より家内中取集、今日お筆蛭
 子社江宮參之祝有之、前よりお村様・おミち様・直
 八様杯御出、中馬氏・藤島氏・相良氏ニも入來にて
 候、四ツ半之比皆々被帰、同刻臥候事、

一朝六ツ過起、四ツ八ツ出勤、帰掛直ニ垂水屋敷物見
 之様參候、同席中碁打ニ而人数鎌田愛太夫殿・土岐
 矢一郎殿・桂真十郎殿・北郷要人殿・大野清右衛門
 殿にて候、暮帰宅、四ツ前臥候事、

十二日 晴、

一朝六ツ時起、五ツ半時分出殿、夫より直ニ評定所へ

出勤、帰掛登殿へ参り、八ツ前帰宅、夜九ツ時分臥候事、

九ツ時御立ニ而、門迄父上様杯御同道ニ而御見送ニ罷出候、夫より例之諸子祝ニ而候事、

十三日 晴、

十六日 間々雨、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、御暇、直二日高氏へ三卷書受取ニ参、直二帰宅候、八ツ時分近隣伊勢氏へも

一朝六ツ過起、四ツ八ツ出勤、七ツ時分式部殿入来、夜八ツ時迄写物ニ而候事、

参候、例之通、暮（朱書）マ、六ツ時
一（朱書）マ、御出、九ツ過臥候事、

十七日 晴、一矢初受伝授候善ニ而今日より来ル、廿三日迄致精進候也

十四日 晴、

一朝六ツ前より打立、日高氏江卷藁射并三卷書講釈聞に参、夕詰にて九ツ過より出勤、七ツ過白尾氏泊番

一朝六ツ時起、七ツ過より妙蹟寺・戸柱町田家・伊藤氏・花舜軒御墓・町田家御墓・平田氏墓所・福昌寺御代々様 御廟所へ参詣、夫より浄光明寺へ参詣、日入帰宅、夜九ツ半時分臥候事、

一曉一番鶏に打立、日高氏へ参候也、五ツ時帰宅、四ツ八ツ出勤、七ツ過より伊藤氏江弓射ニ参り、夜入篠原氏と碁打にて九ツ過ニ帰宅候事、八ツ時臥候也、

十五日 晴、

一朝六ツ時起、八ツ前より夕詰ニ出勤、伊勢氏代合、四ツ前栗川氏出勤ニ而直ニ御暇、帰宅、暮より花舜軒御墓へ参詣、五ツ時分帰宅、例年之通（朱書）マ、マ、

軒御墓へ参詣、五ツ時分帰宅、例年之通（朱書）マ、マ、

一今日伊藤氏江參候得ハ、

万次郎殿被臥居候故画

ニ致讚置候也、

帝王もおなし

心の

昼寝哉



十九日 晴、

（御三書）

一暁大鐘過起髪結び、直ニ打立、日高氏へ参り五ツ時

帰宅、四ツ八ツ出勤、七ツ時より平田氏へ弓射ニ参

り、暮帰宅候得者、横山氏入来、四ツ半被帰候、九

ツ半時分臥候事、

二十日 晴、

（御三書）

一朝六ツ前髪結び、直ニ日高氏へ参り、五ツ半時分よ

り直ニ出勤、四ツ後御暇、大鐘時分より伊藤氏へ参

り、同道ニ而平田氏へ参り弓、暮帰宅、四ツ半時分
臥候事、

二十一日 晴、今日之弓も中り候程なし、

一暁大鐘起髪結び、伝書・聞書杯いたし、明方より日

高氏へ参り、五ツ時帰宅、四ツ八ツ出勤、七ツ前よ

り式部殿入来にて日入被帰、直ニ弓式拾建計射候、

夜木尾氏・相良氏・名斧殿ニも入来、四ツ時被帰、

夫より聞書ニ而八ツ時臥候事、

二十二日 晴、

（御三書）

一今朝者寝わすれ六ツ時目覚候間、毎朝可参之約速違

候茂如何と存、小走急キ扨して日之不出内ニ日高氏

へ参付候而五ツ半時分帰宅、四ツ八ツ出勤、帰掛よ

り又日高氏へ参り、七ツ前より大鐘時分迄弓を射帰

宅、夜入四ツ過臥候事、

二十三日 晴、

（御三書）

一朝六ツ前起、今日者弓矢初、平田平六殿後見日高氏

より伝授之筈ニ而、去ル十七日より一七日精進し、昨日者弓握皮弦杯替、今朝髪すり水を釣へにて三ツ程かゝりて、五ツ前より日高氏之様參、矢初伝授を(受候而九ツ過帰宅、七ツ時より泊り番ニ而出勤、今日者父上様御精進落としてぶたの汁被下難有頂戴ニ而候、夜四ツ半時分臥候事、日入時分より一人にて弓式拾建射候、

二十四日

一朝六ツ時起、泊明ニ而四ツ過御暇、帰掛直ニ日高氏之様參り、九ツ半時分帰宅、暮より内記殿・中馬氏・村田仲左衛門・辻元弥兵衛・伊藤善兵衛殿入来、各々四ツ過被帰、九ツ時分臥候事、

二十五日

三十三

一朝六ツ前起髪結び、日高氏へ參り、五ツ帰り掛登殿へ參り、四ツ前出勤、直ニ御暇、八ツ時分より伊藤氏へ立寄、平田家へ參り暫く巻藁杯射候而、七ツ前之比よりたんとふ屋敷へ參弓、一人にて五ツ之用

持之稽古、或ハ土手之内くり成処ニ居候者を上より射候稽古、或者遠見、或者まり射場道に前後よりころばし有明闇の稽古をし、また弓の力を揚候稽古、色々いたし候也、

申渡

猿若町壱丁目

専助地借

歌舞妓役者(役力)

團十郎

其方儀幼年より柔和ニ而父母之心ニ背事なく芸道心掛、去ル寅年父海老藏御仕置相成、其方儀若年故父より給金高も相省ク、其上借財厄介多く難渋之暮方ニ有之候処、給金請取度初穂と号ケ除置、其比海老藏居住致ス下総国幡谷村江相送り、同人大坂江旅行之節も路用其外厚く手当いたし、繁々書状を以機嫌を聞、返書之趣を委細ニ母すミへ申聞安心為致、同年八月同人病氣之御者、水をあび成田不動へ平愈之祈願いたし、葉煎食事拵等自身取拵看病行届、其後

歌舞妓役者共一統猿若町へ引移二付、其方も當時之

住居へ罷越後、匏飯匏食を心掛候付不勝手之趣を母心配いたし候間、諸事實素二いたし候故困窮二者無之趣二申成置、朝夕食事・衣類等も不自由無之様心を用、芝居興、行中狂言之幕間茂有之候時者宅へ立歸り母之機嫌を聞、妹ます・弟新之助とも相応之身分付いたし遣候、幼年之弟幸藏をいたわり養育いたし、姉みつとも睦敷厄介致し置、其方父之弟子団兵衛者七拾才ニ相成養ふ者も無之付引取置、病中より死後ニ至迄厚世話いたし遣し、其方年比ニ茂相成候間妻を迎候様申勸ものもあれ共、自然母之氣ニ入らぬ節者心遣之趣相断、四年程以前より毎朝精進、茶立ニ而成田村旅宿之不動江日参いたし、父之身分無事帰国を祈、母之心を慰メ右体孝心を尽し、兄弟等茂世話行届候段奇特之儀ニ付、為褒美鳥目拾貫文為取遣ス、

右之通、北 御番所ニ而被仰渡候、

五月八日

岩瀬之玉 八之巻

弘化二年乙巳八月中

朔日 晴、

一朝六ツ時起、五ツ前より前内記様へ参り、夫より重富屋敷・今和泉屋敷・平佐屋敷へ参り、五ツ半時出、朝九ツ時御暇、夫より升形登殿・梅田家・花舜軒御墓・伊藤氏・町田家へ参り、八ツ過歸宅、夜四ツ時分臥候事、

一 太守公御出座被遊候、

二日 晴、

一朝六ツ半起、五ツ時分平田玄裕殿へ参り乗り貰ひ候、篠原氏へ申遣、来儀故不快ニ付御座之儀相頼と之伝言いたし候、夕方より藤島氏入来、四ツ時分被歸候、病キハ何そ臥し通し程之事ニ而ハ無之候得共、先月晦日ニ腹合そこなひ式拾度余下し候処、夫より間々腹痛いたし氣根無之候、

一 義村王子今日初而登城有之候、

三日 晴、

一朝六ツ半起、五ツ時分平田氏へ参り、夕方より藤島氏・中馬氏入来、四ツ时被帰、昼七ツ時分堀口の斎入来、針相頼候、大鐘過之比被帰、夜四ツ時分臥候事、

四日 晴、

一朝六ツ半起、五ツ時平田氏へ参る、九ツ時の斎入来、昼大鐘過より臥候事、
一今日能勢武右衛門殿へ御広敷御用人被仰付候、

五日 雨、

一朝六ツ半起、五ツ時平田氏へ参り、九ツ時の斎入来、日入過より藤島氏、暮より中馬氏入来、四ツ半時分被帰候、

六日 間々小雨、

一朝六ツ時起、九ツ時の斎入来、暮より相良堅助殿・藤島氏・町田式部殿入来、丸田孫左衛門殿ニも入来、

各四ツ半被帰、九ツ時臥候、

〔朱書〕マ、王ナラン
一今日玉子御膳進上有之、

七日 晴、

御膳進上

一朝六ツ過起、五ツ半時分前内記様へ立寄、四ツ前出勤、八ツ後御暇、帰宅候得者上山代太左衛門・横山仲右衛門参居候、同道ニ而前へ参り弓、暮帰宅候得者、藤島氏・中馬氏入来、九ツ時分被帰候、九ツ半之比打ふしたり、

八日 晴、

一朝六ツ半起、四ツ八ツ出勤、暮前より中馬氏・藤島氏入来、四ツ過被帰候、無間臥候事、

九日 晴、大鐘時分小雨、また晴、

一朝六ツ前起、六ツ半評定所遠島申渡ニ而出勤、正使者本田休兵衛殿ニ而候、樺山伊織地頭所伊集院郷土上原金太郎郷士被召放、大島へ遠島ニ而候、直ニ相濟、二階堂家御姉様所へ参り、夫より能勢氏へ祝儀

ニ参り岩島越(崎カ)といたし、四ツ帰宅ニ而候、七ツ時分

より父上様其外家中、戸柱より松林院殿式部殿・

谷村半左衛門殿杯同船にて桜島へ渡海、今日琉人へ

拝見被仰付候、花火致拜見候、有川・青山へ被仰付

打上ケ之花火にて候、両方共五拾本ツ、都合百本ニ

而候、九ツ過鹿兒島薩摩屋角ニ着船ニ而帰宅、無間

臥候事、

十日 曇、

三書手書、

一朝六ツ半起、四ツ時出勤、四ツ半御暇、九ツ過より

たんととふ屋敷へ参り弓、伊集院半之丞殿外ニ御兵

具所書役篠原二三二殿・伊集院藤藏殿・田代源五右

衛門殿・本田岩次郎殿・御兵具所下目付竹之下運次

殿被参候、暮帰掛篠原氏へ茶のミに参り、夫より近

隣伊藤氏より将棋指ニ参り候様承り直ニ差越候得者

藤島氏・中馬氏被参居、九ツ時分帰宅候事、

十一日 晴、

一朝六ツ過起、四ツ過堀口の齋来儀、九ツ過被帰候、

夕詰ニ而九ツ半出勤、泊桂氏江大鐘代合、夫より右

松家へ参り暮前帰宅、暮過式部殿一刻入来、藤島氏

も暮より入来、四ツ半被帰候事、

十二日 晴、

一朝六ツ時起、城絵図いたし候、四ツ前より今和泉浜

屋敷へ参る、右松家より新納四郎右衛門殿江備立餞

別有之四ツ半之比より九ツ半時分迄帰宅、又浜屋敷

へ参り、夜入六ツ半時分帰宅候事、

一新納四郎右衛門殿より今日右松有寿殿江土屋右衛門

尉真跡被進候、是ハ先年親四郎右衛門殿江戸詰之節、

大坂江滞在被致候節被求置候道具之由、今日嘶承候、

十三日 間々小雨、

一朝六ツ半起、四ツ八ツ出勤、帰掛登殿へ立寄、鐘旭(鐘旭カ)

之絵、竹二虎之絵掛物二幅致借用、今日能勢武右衛

門浄川軒一清殿江此図相頼候、暮帰宅候事、

十四日 雨、

一朝六ツ半起、四ツ八ツ出勤、八ツ花舜軒御墓・中馬氏へ立寄、七ツ時分帰候得者、相良堅助殿入来、暮過被帰、夜九ツ前臥候事、

十五日 曇、

一朝六ツ過起、四ツ八ツ出勤、八ツ後より知覧〔朱書〕マ、へ晦二参竹之下運次表御小姓二一昨日被仰付候祝儀、梅田家九左衛門殿病キ見廻二参り久々二逢候得者、身直〔朱書〕マ、りもま、ならず言絶不相分、予か師にて大恩を受たる事なれば、いまた年は四十をわつかはかり越て中風てふかゝる、あやにくの煩ひし給ひしものと、つれなくも思へは、いつかせきわふる泪の河のしからミハかけん間もなき程なれや、八ツ半過る比より升形登殿へ参る、明日より湯治二被差越候二付而也、七ツ時分帰宅、暮より右松家へ参り、八ツ過帰宅候事、夫より腰折一首、

ひと、せにひと夜のほかは中空の

月につれなき雲そか、れる

十六日 晴、
一朝六ツ時起、泊り番二而七ツ時出勤、夕詰之北郷多中殿へ代合、押番坂口善左衛門・郷押番大山五右衛門二而候、

十七日 晴、

一朝六ツ時起、泊り明二而四ツ後御暇、九ツ時より有川氏下田之屋敷へ亭主拜、伊集院半之丞殿・書役篠原二三二殿・宇宿孫六郎殿・与力山下清之丞同道二而差越候、夜四ツ時分帰宅、右出張之訊ハ昨夜中若君様御誕生之飛脚江戸より着有之候段奉承知、いまた表向二二者不相分候得共別条無之、幾万歳事二候間為可奉祝出張候、帰宅、父上様御方へ罷出候得者相良堅介殿・松岡喜左衛門殿被罷出居、九ツ時被帰、夫より一人にて月見二而八ツ半時分臥ス、

影清き月の今宵ハよひくに

なかぬむしさへ鳴渡りける

澄のほる月の今宵ハぬること

わすれていつか明かたのそら

十八日 晴、

一朝六ツ過起、五ツ半出勤、八ツ後御暇、書役宇宿氏・篠原氏同道ニ而たんとふ屋敷へ参り弓、暮帰掛拙宅へ同道、宇宿氏琵琶承候、中馬氏・藤島氏二も入来、九ツ時各々被帰候、

十九日 晴、

一朝六ツ前起、六ツ半出勤、今日王子江御前給り二付相詰御囃子有之、舞ハ中西賀一郎・小幡駕司馬・国分伴右衛門、狂言之舞片岡喜藤太ニ而候、八ツ半帰宅、夫より掛物目利ニ出張、十四幅二十五点中ル、暮帰宅、九ツ時臥候事、

廿日 晴天、

一朝六ツ時起、五ツ時より出勤、い十院半之丞殿より朝出被相頼候ニ付而也、四ツ時御暇、夕より藤島氏・中馬氏来儀、四ツ半被帰候也、

廿一日 晴天、

一朝六ツ時起、加藤家へ参、五ツ時帰宅、四ツ八ツ出勤、御暇、直ニ能勢氏へ参、夜入九ツ時帰宅候事、

廿二日 雨天、

一暁大鐘より絵写方、四ツ八ツ出勤、大鐘より上村氏・加藤氏来儀、夕より植村氏・河俣氏入来、中馬氏茂入来候処、何歟故障有之由ニ而早く被帰候、各々四ツ半被帰、

廿三日 晴天、

一朝六ツより〔朱書「マ」加藤家参候、五ツ時帰宅、四ツ八ツ出勤、御暇掛升形前杯へ参候、直ニ帰宅、夜藤島氏入来、将棋共さし方いたし候也、四ツ半被帰候、八ツ半時分臥候事、

廿四日 晴、間々小雨、

一朝六ツ時起、四ツ八ツ出勤、御暇掛直ニ湯地氏同道ニ而能勢氏へ参候、夜四ツ時宿候事、

廿五日 霽、

一朝六ツ起、四ツ八ツ出勤、帰宅、七ツ時町田家鐘術場へ出候、暮過帰宅候得者中馬氏被参居、四ツ過被帰、夜八ツ時臥候事、

廿九日 晴天、

一朝六ツ時起、九ツ時よりたんとお屋敷へ参、暮帰宅、四ツ半臥候事、

廿六日 半天、

一朝六ツ時より能勢氏へ参り、四ツ時より武右衛門殿同道ニ而出勤、八ツ後御暇、夜九ツ時迄絵書方ニ而候、

廿七日 晴、

一朝六ツ過起、四ツ八ツ出勤、大鐘より中馬氏入来、四ツ時被帰候、

廿八日 晴天、

一朝六ツ半起、四ツ八ツ出勤、七ツ時分より能勢氏へ参候、夜入四ツ帰候也、
一 太守様御出座被遊候、

鹿児島県史料編さん関係者

史料編さん 東京大学 史料編纂所 所長 山家浩樹
顧問 国立歴史民俗博物館 元館長 宮地正人

鹿児島大学 名誉教授 五味克夫

九州大学 名誉教授 安藤保

委員 原口泉 三木靖

日隈正守 宮下満郎

塩満郁夫 堂満幸子

晋哲哉
(平成二十七年十二月三十一日御逝去)

鹿児島県歴史資料センター黎明館

館長 灰床義博

副館長 飯山寿史

調査史料室 長 内倉昭文

学芸専門員 崎山健文

資料調査 編集員 黒川智世 中野尚子
藤崎光穂 池田麻美

堀田未希 (平成二十八年一月まで)

春山直人 (平成二十八年二月から)

名越時敏史料六

鹿児島県史料

非売品

平成28年3月18日 発行

編集 鹿児島県歴史資料センター黎明館

発行 鹿児島県

印刷 瀧上印刷株式会社